

岡谷市地域防災計画

【風水害対策編】

【震災対策編】

【原子力災害対策編】

【その他災害対策編】

岡谷市防災会議

各節の下部には、主な担当班・協力班を記入してあります。

災害時には全機関、関係機関が連携し災害対応をお願いします。

全 機 関・・・岡谷市全部班

施設管理者・・・施設を管理している団体、個人若しくは事業者

関 係 機 関・・・総則編第３節に記載してある、各機関及びその他市内事業者

目 次

総 則 編

第1節	計画作成の趣旨	15
第2節	防災の基本理念及び施策の概要	16
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19
第4節	岡谷市の概況	24
第5節	被害想定	28

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	災害に強い安全安心なまちづくり	36
(危機管理班・企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・農林水産班・建設水道部全班)		
第2節	災害発生直前対策	40
(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・消防班・市民生活班・農林水産班・土木班)		
第3節	情報の収集・連絡体制計画	42
(危機管理班・総務班・企画班・DX推進班・秘書広報班・地域創生推進班・財政班・消防班)		
第4節	活動体制計画	45
(全機関)		
第5節	広域相互応援計画	48
(危機管理班・企画班・秘書広報班・地域創生推進班・関係機関)		
第6節	救助・救急・医療計画	52
(危機管理班・消防班・社会福祉班・健康推進班・病院部全班・関係機関)		
第7節	消防・水防活動計画	54
(危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・施設管理者)		
第8節	要配慮者計画	57
(危機管理班・企画班・DX推進班・地域創生推進班・社会福祉班・介護福祉班 商業観光班・教育部全班・病院部全班・施設管理者)		
第9節	緊急輸送計画	65
(危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班 土木班・教育総務班・スポーツ振興班・関係機関)		
第10節	障害物の処理計画	67
(環境班・土木班・農林水産班・施設管理者・関係機関)		

目次

第 1 1 節 避難収容及び情報提供活動計画.....	68
(総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・教育部全班・病院部全班・施設管理者)	
第 1 2 節 孤立防止対策.....	76
(危機管理班・秘書広報班・各地区班・社会福祉班・介護福祉班 ・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班)	
第 1 3 節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画.....	78
(危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班)	
第 1 4 節 給水計画.....	81
(危機管理班・水道班・施設管理者・関係機関)	
第 1 5 節 危険物施設等災害予防計画.....	83
(施設管理者・関係機関)	
第 1 6 節 電気施設災害予防計画.....	85
(施設管理者・関係機関)	
第 1 7 節 都市ガス施設災害予防計画.....	86
(消防班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第 1 8 節 上水道施設災害予防計画.....	87
(水道班・関係機関)	
第 1 9 節 下水道施設災害予防計画.....	88
(土木班・水道班・関係機関)	
第 2 0 節 通信・放送施設災害予防計画.....	89
(危機管理班・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第 2 1 節 鉄道施設災害予防計画.....	91
(商業観光班・関係機関)	
第 2 2 節 災害広報計画.....	92
(危機管理班・秘書広報班・関係機関)	
第 2 3 節 土砂災害等の災害予防計画.....	94
(危機管理班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者)	
第 2 4 節 防災都市計画.....	97
(企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・都市計画班)	
第 2 5 節 建築物災害予防計画.....	98
(消防班・都市計画班・生涯学習班・施設管理者)	
第 2 6 節 道路及び橋梁災害予防計画.....	99
(農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関)	
第 2 7 節 河川施設・ため池等災害予防計画.....	101
(危機管理班・農林水産班・土木班)	
第 2 8 節 農林水産物災害予防計画.....	103
(農林水産班・関係機関)	
第 2 9 節 二次災害の予防計画.....	104
(危機管理班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関)	

目次

第30節 防災知識普及計画.....	106
(全機関)	
第31節 防災訓練計画.....	111
(危機管理班・消防班)	
第32節 災害復旧・復興への備え.....	114
(全機関)	
第33節 自主防災組織等の育成に関する計画.....	116
(危機管理班・消防班)	
第34節 ボランティア活動の環境整備・ <u>連携体制の強化</u>	118
(企画班・地域創生推進班・市民生活班・社会福祉班・関係機関)	
第35節 災害対策基金等の積立及び運用計画.....	120
(企画班・地域創生推進班・財政班)	
第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測.....	121
(全機関)	
第37節 企業防災に関する計画.....	122
(危機管理班・消防班・商業観光班・工業振興班)	
第38節 観光地の災害予防計画.....	124
(地域創生推進班・消防班・商業観光班・関係機関)	

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動.....	125
(全機関)	
第2節 災害情報の収集・連絡活動.....	132
(全機関)	
第3節 非常参集職員の活動.....	136
(全機関)	
第4節 広域相互応援活動.....	149
(全機関)	
第5節 ヘリコプターの運用計画.....	156
(危機管理班・企画班・消防班・教育総務班・スポーツ振興班)	
第6節 自衛隊の災害派遣.....	161
(危機管理班・企画班・財政班・消防班)	
第7節 救助・救急・医療活動.....	165
(消防班・健康推進班・病院部全班・関係機関)	
第8節 消防・水防活動.....	168
(危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・関係機関)	

目次

第 9 節	要配慮者に対する応急活動.....	170
(全機関)		
第 10 節	緊急輸送活動.....	173
(危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関)		
第 11 節	障害物の処理活動.....	177
(環境班・農林水産班・土木班・関係機関)		
第 12 節	避難収容及び情報提供活動.....	179
(総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関)		
第 13 節	孤立地域対策活動.....	192
(危機管理班・各地区班・消防班・社会福祉班・介護福祉班・農林水産班 都市計画班・土木班・病院部全班・関係機関)		
第 14 節	食料品・生活必需品等の調達供給活動.....	194
(危機管理班・企画班・会計班・社会福祉班・商業観光班・教育部全班・関係機関)		
第 15 節	飲料水の調達供給活動.....	198
(危機管理班・水道班・関係機関)		
第 16 節	保健衛生、感染症予防活動.....	200
(危機管理班・健康推進班・病院部全班・施設管理者・関係機関)		
第 17 節	遺体の捜索及び処置等の活動.....	203
(危機管理班・消防班・市民生活班・健康推進班・病院部全班・関係機関)		
第 18 節	廃棄物の処理活動.....	206
(環境班・農林水産班・都市計画班)		
第 19 節	社会秩序の維持・物価安定等に関する活動.....	208
(市民生活班・社会福祉班・商業観光班・関係機関)		
第 20 節	危険物施設等応急活動.....	210
(危機管理班・消防班・環境班・水道班・病院部全班・関係機関)		
第 21 節	電気施設応急活動.....	214
(秘書広報班・施設管理者・関係機関)		
第 22 節	都市ガス施設応急活動.....	216
(秘書広報班・消防班・土木班・施設管理者・関係機関)		
第 23 節	上水道施設応急活動.....	217
(水道班・関係機関)		
第 24 節	下水道施設応急活動.....	218
(土木班・水道班・関係機関)		
第 25 節	通信・放送施設応急活動.....	220
(危機管理班・秘書広報班・消防班・施設管理者・関係機関)		
第 26 節	鉄道施設応急活動.....	222
(土木班・関係機関)		
第 27 節	災害広報活動.....	224
(危機管理班・DX 推進班・秘書広報班・社会福祉班・関係機関)		

目次

第28節 土砂災害等応急活動.....	226
(危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・施設管理者)	
第29節 建築物災害応急活動.....	228
(税務班・都市計画班・社会福祉班・介護福祉班・教育部全班・施設管理者)	
第30節 道路及び橋梁応急活動.....	230
(危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関)	
第31節 河川施設・ため池等応急活動.....	231
(危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関)	
第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動.....	233
(危機管理班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第33節 農林水産物災害応急活動.....	234
(農林水産班・関係機関)	
第34節 文教活動.....	236
(教育部全班)	
第35節 ボランティアの受入れ体制.....	239
(市民生活班・社会福祉班・関係機関)	
第36節 飼養動物の保護対策.....	241
(市民生活班・農林水産班・教育部全班・関係機関)	
第37節 義援物資及び義援金の受入れ配分体制.....	242
(秘書広報班・会計班・社会福祉班・関係機関)	
第38節 災害救助法の適用.....	243
(危機管理班)	
第39節 観光地の災害応急対策.....	244
(地域創生推進班・消防班・商業観光班・関係機関)	
第40節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	245
(危機管理班)	

第3章 災害復旧復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定.....	246
(全機関)	
第2節 迅速な原状復旧の進め方.....	247
(全機関)	
第3節 計画的な復興.....	250
(全機関)	
第4節 資金計画.....	253
(企画班・財政班)	

目次

第5節 被災者等の生活再建等の支援.....	254
(税務班・社会福祉班・健康推進班・産業振興部全班・都市計画班)	
第6節 被災中小企業等の復興.....	257
(産業振興部全班)	
第7節 被災した観光地の復興.....	259
(産業振興部全班)	

震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い安全安心なまちづくり.....	260
(危機管理班・企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・農林水産班・建設水道部全班)	
第2節 情報の収集・連絡体制計画.....	263
(危機管理班・総務班・企画班・DX推進班・秘書広報班・地域創生推進班・財政班・消防班)	
第3節 活動体制計画.....	263
(全機関)	
第4節 広域相互応援計画.....	263
(危機管理班・企画班・秘書広報班・地域創生推進班・関係機関)	
第5節 救助・救急・医療計画.....	263
(危機管理班・消防班・社会福祉班・健康推進班・病院部全班・関係機関)	
第6節 消防・水防活動計画.....	263
(危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・施設管理者)	
第7節 要配慮者計画.....	263
(危機管理班・企画班・DX推進班・地域創生推進班・社会福祉班・介護福祉班・ 商業観光班・教育部全班・病院部全班・施設管理者)	
第8節 緊急輸送計画.....	263
(危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班 教育総務班・スポーツ振興班・関係機関)	
第9節 障害物の処理計画.....	264
(環境班・土木班・農林水産班・施設管理者・関係機関)	
第10節 避難収容及び情報提供活動計画.....	264
(総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・教育部全班・病院部全班・施設管理者)	
第11節 孤立防止対策.....	264
(危機管理班・秘書広報班・各地区班・社会福祉班・介護福祉班・農林水産班・都市計画班・土木班)	
第12節 食料品・生活必需品等の備蓄・調達計画.....	264
(危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班)	

目次

第 1 3 節 給水計画.....	264
(危機管理班・水道班・施設管理者・関係機関)	
第 1 4 節 危険物施設等災害予防計画.....	264
(施設管理者・関係機関)	
第 1 5 節 電気施設災害予防計画.....	264
(施設管理者・関係機関)	
第 1 6 節 都市ガス施設災害予防計画.....	265
(消防班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第 1 7 節 上水道施設災害予防計画.....	265
(水道班・関係機関)	
第 1 8 節 下水道施設災害予防計画.....	266
(土木班・水道班・関係機関)	
第 1 9 節 通信・放送施設災害予防計画.....	268
(危機管理室・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第 2 0 節 鉄道施設災害予防計画.....	268
(商業観光班・関係機関)	
第 2 1 節 災害広報計画.....	268
(危機管理班・DX 推進班・秘書広報班・関係機関)	
第 2 2 節 土砂災害等の災害予防計画.....	268
(危機管理班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者)	
第 2 3 節 防災都市計画.....	268
(企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・都市計画班)	
第 2 4 節 建築物災害予防計画.....	269
(危機管理班・商業観光班・都市計画班・生涯学習班・施設管理者)	
第 2 5 節 道路及び橋梁災害予防計画.....	271
(農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関)	
第 2 6 節 河川施設・ため池等災害予防計画.....	271
(危機管理班・農林水産班・土木班)	
第 2 7 節 農林水産物災害予防計画.....	272
(農林水産班・関係機関)	
第 2 8 節 二次災害の予防計画.....	274
(危機管理班・税務班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第 2 9 節 防災知識普及計画.....	276
(全機関)	
第 3 0 節 防災訓練計画.....	276
(危機管理班・消防班)	
第 3 1 節 災害復旧・復興への備え.....	276
(全機関)	

目次

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画.....	276
(危機管理班・消防班)	
第33節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化.....	276
(企画班・地域創生推進班・市民生活班・社会福祉班・関係機関)	
第34節 災害対策基金等積立及び運用計画.....	276
(企画班・地域創生推進班・財政班)	
第35節 震災対策に関する調査研究及び観測.....	277
(全機関)	
第36節 企業防災に関する計画.....	278
(危機管理班・消防班・商業観光班・工業振興班)	
第37節 観光地の災害予防計画.....	278
(地域創生推進班・消防班・商業観光班・関係機関)	

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動.....	279
(全機関・施設管理者)	
第2節 非常参集職員の活動.....	283
(全機関)	
第3節 広域相互応援活動.....	284
(全機関)	
第4節 ヘリコプターの運用計画.....	291
(危機管理班・企画班・消防班・教育総務班・スポーツ振興班)	
第5節 自衛隊災害派遣活動.....	291
(危機管理班・企画班・財政班・消防班)	
第6節 救助・救急・医療活動.....	291
(消防班・健康推進班・病院部全班・関係機関)	
第7節 消防・水防活動.....	291
(危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・関係機関)	
第8節 要配慮者に対する応急活動.....	291
(全機関)	
第9節 緊急輸送活動.....	291
(危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関)	
第10節 障害物の処理活動.....	291
(環境班・農林水産班・土木班・関係機関)	
第11節 避難収容及び情報提供活動.....	292
(総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関)	

目次

第 1 2 節 孤立地域対策活動.....	304
(危機管理班・各地区班・消防班・社会福祉班・介護福祉班・農林水産班 都市計画班・土木班・病院部全班・関係機関)	
第 1 3 節 食料品・生活必需品等の調達供給活動.....	304
(危機管理班・企画班・会計班・社会福祉班・商業観光班・教育部全班・関係機関)	
第 1 4 節 飲料水の調達供給活動.....	304
(危機管理班・水道班・関係機関)	
第 1 5 節 保健衛生、感染症予防活動.....	304
(危機管理班・環境班・健康推進班・病院部全班・施設管理者・関係機関)	
第 1 6 節 死体の捜索及び処置等の活動.....	304
(危機管理班・消防班・市民生活班・病院部全班・関係機関)	
第 1 7 節 廃棄物の処理活動.....	304
(環境班・農林水産班・都市計画班)	
第 1 8 節 社会秩序の維持・物価安定等に関する活動.....	304
(市民生活班・社会福祉班・商業観光班・関係機関)	
第 1 9 節 危険物施設等応急活動.....	305
(危機管理班・消防班・環境班・水道班・病院部全班・関係機関)	
第 2 0 節 電気施設応急活動.....	305
(秘書広報班・施設管理者・関係機関)	
第 2 1 節 都市ガス施設応急活動.....	305
(秘書広報班・消防班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第 2 2 節 上水道施設応急活動.....	305
(水道班・関係機関)	
第 2 3 節 下水道施設応急活動.....	305
(土木班・水道班・関係機関)	
第 2 4 節 通信・放送施設応急活動.....	305
(危機管理班・秘書広報班・消防班・施設管理者・関係機関)	
第 2 5 節 鉄道施設応急活動.....	305
(土木班・関係機関)	
第 2 6 節 災害広報活動.....	306
(危機管理班・DX 推進班・秘書広報班・社会福祉班・関係機関)	
第 2 7 節 土砂災害等応急活動.....	306
(危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・施設管理者)	
第 2 8 節 建築物災害応急活動.....	307
(税務班・都市計画班・社会福祉班・介護福祉班・教育部全班・施設管理者)	
第 2 9 節 道路及び橋梁応急活動.....	309
(危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関)	
第 3 0 節 河川施設・ため池等応急活動.....	309
(危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関)	

目次

第3 1 節	二次災害の防止活動.....	310
	(危機管理班・税務班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関)	
第3 2 節	農林水産物災害応急活動.....	312
	(農林水産班・関係機関)	
第3 3 節	文教活動.....	312
	(教育部全班)	
第3 4 節	ボランティアの受入れ体制.....	312
	(市民生活班・社会福祉班・関係機関)	
第3 5 節	飼養動物の保護対策.....	312
	(市民生活班・農林水産班・教育部全班・関係機関)	
第3 6 節	義援物資及び義援金の受入れ配分体制.....	312
	(秘書広報班・会計班・社会福祉班・関係機関)	
第3 7 節	災害救助法の適用.....	312
	(危機管理班)	
第3 8 節	観光地の災害応急対策.....	312
	(消防班・商業観光班・関係機関)	

第3章 災害復旧復興計画

第1 節	復旧・復興の基本方針の決定.....	313
	(全機関)	
第2 節	迅速な原状復旧の進め方.....	313
	(全機関)	
第3 節	計画的な復興.....	313
	(全機関)	
第4 節	資金計画.....	313
	(企画班・財政班)	
第5 節	被災者等の生活再建等の支援.....	313
	(税務班・社会福祉班・健康推進班・産業振興部全班・都市計画班)	
第6 節	被災中小企業等の復興.....	313
	(産業振興部全班)	
第7 節	被災した観光地の復興.....	313
	(産業振興部全班)	

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

目次

第1節	総則.....	314
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制.....	316
	(全機関)	
第3節	情報の収集伝達計画.....	318
	(全機関)	
第4節	広報計画.....	320
	(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・関係機関)	
第5節	災害応急対策をとるべき期間.....	322
	(全機関)	
第6節	避難対策等.....	323
	(全機関)	
第7節	住民の防災対応.....	325
	(危機管理班・会計班・消防班・商業観光班・都市計画班・社会福祉班・教育部全班・関係機関)	
第8節	事業所等対策計画.....	326
	(関係機関)	
第9節	防災関係機関の講ずべき措置.....	328
	(関係機関)	
第10節	関係機関との連携協力の確保.....	332
	(全機関)	
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画.....	333
	(全機関)	

別紙 東海地震に関する事前対策活動

第1節	計画の目的.....	335
第2節	東海地震に関連する情報及び 警戒宣言発令時の活動体制.....	336
	(全機関)	
第3節	情報の収集伝達計画.....	338
	(全機関)	
第4節	広報計画.....	342
	(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・関係機関)	
第5節	避難活動等.....	344
	(総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関)	
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画.....	347
	(危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班・水道班・教育部全班・関係機関)	
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画.....	349
	(危機管理班・消防班・市民生活班・環境班・健康推進班・病院部全班・関係機関)	

目次

第8節	児童生徒等の保護活動計画.....	350
	(教育総務班・子ども班・生涯学習班)	
第9節	消防・救急救助対策等.....	351
	(危機管理班・消防班・健康推進班・関係機関)	
第10節	防災関係機関の講ずる措置.....	353
	(関係機関)	
第11節	売り惜しみ・買い占め等の防止.....	355
	(関係機関)	
第12節	交通対策.....	356
	(危機管理班・秘書広報班・財政班・市民生活班・土木班・関係機関)	
第13節	緊急輸送.....	358
	(危機管理班・財政班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関)	
第14節	他機関に対する応援要請.....	359
	(全機関)	
第15節	事業所等対策計画.....	360
	(関係機関)	
第16節	自主防災活動計画.....	361
	(関係機関)	
第17節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	362
	(危機管理班・消防班・都市計画班・土木班)	

原子力災害対策編

第1節	総則.....	363
第2節	災害に対する備え.....	365
第3節	災害応急対策計画.....	366
第4節	災害からの復旧・復興.....	373

その他災害対策編

第1章 火山対策編

第1節	火山災害に強い安全安心なまちづくり.....	374
	(危機管理班・関係機関)	
第2節	災害発生直前対策.....	375
	(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・関係機関)	

目次

第3節 災害応急対策.....	379
(全機関・関係機関)	
第4節 災害復旧計画.....	380
(全機関・関係機関)	

第2章 雪害対策編

第1節 災害予防計画.....	381
(土木班・施設管理者・関係機関)	
第2節 災害応急対策計画.....	383
(危機管理班・土木班・社会福祉班・介護福祉班・施設管理者・関係機関)	

第3章 航空災害対策編

第1節 災害予防計画.....	384
(危機管理班・消防班・関係機関)	
第2節 災害応急対策計画.....	385
(全機関・関係機関)	

第4章 道路災害対策編

第1節 災害予防計画.....	388
(都市計画班・土木班・関係機関)	
第2節 災害応急対策計画.....	389
(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・関係機関)	

第5章 鉄道災害対策編

第1節 災害予防計画.....	392
(危機管理班・消防班・都市計画班・土木班・関係機関)	
第2節 災害応急対策計画.....	394
(全機関・関係機関)	

第6章 危険物等災害対策編

目次

第1節 災害予防計画.....	398

(危機管理班・消防班・環境班・水道班・施設管理者・関係機関)

第2節 災害応急対策計画.....	400

(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・消防班・環境班・水道班・施設管理者・関係機関)

第7章 大規模火災対策編

第1節 災害予防計画.....	403

(消防班・商業観光班・都市計画班・施設管理者)

第2節 災害応急対策計画.....	405

(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・消防班・商業観光班・都市計画班・施設管理者・関係機関)

第8章 林野火災対策編

第1節 災害予防計画.....	407

(消防班・農林水産班)

第2節 災害応急対策計画.....	409

(危機管理班・DX推進班・秘書広報班・消防班・農林水産班・関係機関)

総 則 編

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害、地震に対処するため、平成 18 年 7 月豪雨災害、令和 3 年 8 月大雨災害、令和元年東日本台風災害など近年の台風災害及び阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策、減災に向けた取組みを推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条及び岡谷市防災会議条例に基づき、岡谷市防災会議が作成するもので、本市の災害対策全般に関し、大規模な災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づく「推進計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」は「推進計画」を兼ねるものとする。

第 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、市及び関係機関は、本計画に基づき実践的な細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第 4 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害編」、「その他災害対策編」及び「資料編」から構成する。

(1) 総則（風水害対策、震災対策共通）

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

(2) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

(3) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において災害の拡大を防止するための計画とする。

(4) 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、「災害に強い安全、安心なまち」を再構築するための計画とする。

(5) 南海トラフ地震に関する防災応急対策計画（震災対策）

南海トラフ地震臨時情報が発表時に実施する地震防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

(6) 原子力災害対策編

東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する計画とする。

(7) 資料編

予防応急対策等における資料を掲載する。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

地域防災は、市、関係機関及び住民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い安心、安全なまちづくりを進めることにより、災害から住民のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成18年7月豪雨災害及び令和3年8月大雨災害の経験を踏まえて、「自らの安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、住民、事業所、地域及び行政機関がそれぞれの役割を“自助”、“互助”、“共助”、“公助”として明らかにし、情報の共有、ボランティアとの連携、防災分野での男女共同参画の取組み等を図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により、災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など、安心して住み暮らせるよう「災害に強い安全、安心なまちづくり」を推進する。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、住民・事業所・行政が一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害等の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(ウ) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強い地域基盤づくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を

講ずることとする。

- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
 - (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、児童、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国籍住民、外国人旅行者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
 - (オ) 被災状況に応じ、避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
 - (カ) 被災者等への確かつわかりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理を行う。
 - (ケ) 感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある個所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策として、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難

及び応急対策を行う。

(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりとする。

(ア) 被災状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

(ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

(エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興を支援する。

ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平時から講ずるものとする。

4 どこでも起りうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

5 事業所は、事業所内の防災体制を充実し、従業員、利用者等の安全確保を図るとともに、事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、市、県及び地域が実施する防災活動に協力するものとする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 岡谷市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に協力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 住 民

住民は、市が実施する防災活動等に積極的に参加するように努めなければならない。

7 事業所

事業所内の防災活動を実施するとともに、地域構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力する。

【資料1】関係機関連絡先

総則編

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 岡谷市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
岡谷市	(1) 岡谷市防災会議に関すること。 (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び被災施設の応急、復旧に関すること。 (3) 災害情報等に関する収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 被災者の救助及び救護措置に関すること。 (5) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (6) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること。 (7) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (8) その他市の所管事務についての防災対策に関すること。 (9) その他防災に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

3 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

4 岡谷警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
岡谷警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 死体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること。

5 諏訪広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 火災、風水害の警戒防御活動に関すること。 (3) 救急、救助活動に関すること。 (4) 避難誘導に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 消防相互応援協定に基づく出動に関すること。

	(7) その他防災に関すること。

6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野県拠点)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 (長野地域センター)	(1) 災害時における食糧の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 (2) 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 (3) 農林漁業関係機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。 (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 (6) 災害時における主要食糧の供給に関すること。
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 地震、南海トラフ地震に関連する情報、火山情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (4) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
環境省中部地方環境事務所 (松本自然環境事務所)	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 <u>(3) 災害教訓の伝承に関すること。</u>
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
<u>長野行政監視行政相談センター</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること。</u>
中部森林管理局	(1) 森林治水による災害予防に関すること。 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と防災監理に関すること。 (3) 災害応急対策用資材の供給に関すること。
北陸信越運輸局 長野運輸支局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車に係る輸送の命令に関すること。
長野労働局 (岡谷労働基準監督署)	(1) 工場、事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 工場、事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

総則編

東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 (長野国道事務所 岡谷維持修繕出張所)	(1) 管轄する道路並びに河川についての計画、工事および管理に関すること。 (2) 防災上必要な教育、訓練、災害危険区域の選定および指導等災害予防に関すること。 (3) 災害に関する予報および警報の発表、伝達に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集および広報に関すること。 (5) 災害時における応急工事等応急対策に関すること。 (6) 災害復旧工事の施工および災害防止工事の施工等、災害復旧に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 (岡谷駅)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
<u>NTT東日本株式会社</u> 長野支店 災害対策室	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
日本郵便株式会社 岡谷郵便局	(1) 災害時における郵政業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
日本通運株式会社 諏訪支店	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド(株) 諏訪営業所	(1) 電力施設の保全・保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株)	中央自動車道、長野自動車道の防災に関すること。
<u>日本放送協会(長野放送局)</u>	<u>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること</u>

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
アルピコ交通(株)諏訪支社	災害時における、路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
諏訪瓦斯株式会社 岡谷・下諏訪営業所	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
長野LP協会 諏訪支部	液化石油ガスの安全に関すること。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	エルシーブイ(株)、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株) <u>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること。</u>
<u>長野県情報ネットワーク協会</u>	<u>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること。</u>

9 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
岡谷市消防団	(1) 火災予防の周知に関すること。 (2) 人命救助、行方不明者の捜索、安全確保に関すること。 (3) 防災に関すること。

総則編

(一社)岡谷市医師会	災害時における、医療及び助産等救護活動の実施に関すること。
岡谷薬剤師会	災害時における、救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
社会福祉法人 岡谷市社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
岡谷市水道事業協同組合	(1) 飲料水の確保、生活用水の供給に関すること。 (2) 水道施設の復旧に関すること。
岡谷建設事業協同組合	災害時における、公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
岡谷市赤十字奉仕団	(1) 炊出しその他食品の供給に関すること。 (2) 被災者の救護に関すること。
岡谷交通安全協会	交通安全確保に関すること。
岡谷市衛生自治会連合会	防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
岡谷市保健委員連合会	被災者に対する保健指導活動の協力に関すること。
岡谷市区長会	(1) 区民の安全確保に関すること。 (2) 各区の連絡体制及び調整に関すること。
岡谷市自主防災組織連絡協議会	各区自主防災会の活動に関すること。
岡谷アマチュア無線クラブ	災害時における、情報収集活動及び伝達に関すること。
岡谷市防火協会	火災予防の推進に関すること。
岡谷下諏訪歯科医師会	災害時における医療、災害情報等広報に関すること。

その他の公共団体、防災上重要な施設の管理者は、避難施設の整備及び避難経路等の確認を行い、防災活動時については、積極的に市及び関係機関に協力するものとする。

第4節 岡谷市の概況

第1 自然的条件

1 位置等

岡谷市は、長野県のほぼ中央、標高 759.3m の諏訪湖を中心とする諏訪盆地の北西部に位置する東西 7.3km、南北 16.7km、総面積 85.10 平方 km の区域で、東は諏訪郡下諏訪町、諏訪市、南は上伊那郡辰野町、西は塩尻市、北は松本市にそれぞれ接する南北に長い市域を持っている。

2 地質

岡谷市の地質は古い順に、古生層の釜無層群、新第三紀層前期の高ボッチ累層、新第三紀層後期から第四紀層前期の塩嶺累層と三分できる。

(1) 釜無層群

釜無層群は川岸地区の天竜川右岸に分布する。領家帯の古生層である黒雲母粘板岩が主で、これに数m～十数mの厚さのチャートをレンズ状に挟んでいる。黒雲母粘板岩は時に砂質になって砂岩に漸移することもある。地層の方向は北東から東西方向で、北西 60° 前後の傾斜を示している。地層形成の時代については、化石の産出がないために明らかではないが、善知鳥峠付近については海百合やサンゴ等の化石が発見されており二畳紀中期であることが明らかになっている。

(2) 高ボッチ累層

高ボッチ累層は市の北方、高ボッチ山（1664.9m）を中心にして南は荷直峠から北は横峰（1690m）、鉢伏山（1928m）にわたって分布している。高ボッチ累層は南部では、たなこば粘板岩層を不整合に覆っており、南端の小日向沢付近では塩嶺累層によって不整合に覆われている。下部から①横河礫岩層②檜川沢緑色凝灰岩層③横峰砂岩層④高ボッチ緑色凝灰岩泥岩層に分けられる。

(3) 塩嶺累層

塩嶺累層は市中央部に広く分布している。新生代の火山噴出物で、何枚かの安山岩質溶岩と、厚い凝灰角礫岩を主とする火山碎屑岩類によって形成されている。塩嶺累層の地質年代は、第三期鮮新世後期から第四期更新世にかけての火山活動による火山岩類や火山碎屑岩類の火山堆積物であると報告されている。塩嶺累層の凝灰角礫岩は、無層理であるが、ところによっては薄い粘土層や砂屑等水成堆積物の挟みをもっている。最下部には四沢砂礫層や唐沢礫層があること等から、湖沼性の堆積物であるといえる。なお、同層は、その後の構造運動や、侵食等によって現在はほとんどもとの地形をとどめておらず、そのため地質構造をつかむことは困難であり、層序についても不明な点が多い。

3 地盤

地盤の深さは、地質構造によって異なり、その厚さが深いところほど軟弱な地盤と考えられる。本市の市街地周辺の地質をみると表層 5m 以深の地盤は全体として締まった砂礫よりなる砂質地盤が広く分布し一部地域において泥質地盤が狭在するが、表土・盛土をのぞく表層約 5m の表層地質は大半の地域に礫質土、横河川付近で砂泥土が分布している。また、本市には液状化の危険性が非常に高い、埋め立て地及び三角州に当たる地域が広く分布している。

4 気候

本市の気候は、太平洋型気候に属するが、海からは遠く、かつ、標高 2,000m を越える山脈に囲まれた山岳地であるため、内陸性気候の特性を示し、年間を通して降水量が少ない。天気状況は、快晴又は晴れが 200 日前後で最も多く、雨又は雪は 30 日前後となっている。年平均気温

は、10℃前後で、最高気温は 30℃を越え、また、最低気温は-10℃を下回り、季節による寒暖の差が激しい。冷地のため寒さが厳しいが、積雪は少ない。年間降水量は、平成 15～平成 19 年までの平均では約 1200mm の少雨地帯となっている。

5 自然的条件にみる災害の要因

自然的な条件からくる災害要因の制御が十分できない限り、異常気象が発生し、それがある程度まで進行すると災害に転化する。本市は、雨による災害が最も多いが、風害、冷害、凍霜害等がもたらす農業災害も生じている。

本市のおかれた自然的環境は概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害に発展する素因が常に内在しているが、それらのうち、特に災害と関連して考えられる要因には次のものがある。

(1) 流出土砂の生産源

全般的に地形が複雑急峻であり風化・浸食に弱い地域が広範囲を占めていて土砂の発生源となっており、そのため流出土砂が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 広域な高冷地帯

全域的に標高が高く内陸であるため、高冷地における農作物等の生育可能期間が短く、凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

(3) 地形による災害の局地性

梅雨末期の大雨、台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は大災害を局地的に発生させる。また、夏は地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気象が局部的に不安定となり、地域的にはかなりひどい雷雨等が発生する要因となっている。

(4) 前線の影響及び台風の進路による影響

梅雨期や秋雨期には前線を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となっている。特に梅雨末期は集中豪雨（平成 18 年 7 月豪雨災害）となりやすく警戒を要する。

6 平成 18 年 7 月豪雨災害の土石流の要因

平成 18 年 7 月 15 日以降、活発化した梅雨前線は、九州から関東にかけての広い範囲で大雨を降らせ、岡谷市の降り始めからの累計雨量は 400mm の観測を記録した。

災害発生前の 19 日午前 2 時までには 292mm の累計雨量を観測し、その後 30mm 程度のやや強い雨が 2 時間ほど降り、保水限界を超えた土石の崩落が発端となり、沢底の土砂や立木を巻き込みながら居住地域に向かって一気に土石流が沢筋を駆け下ったのが要因である。

第2 社会的条件

1 人口

市の総人口は、47,790 人、世帯数 19,274 世帯（令和 2 年国勢調査）であるが、戦後の推移をみると、昭和 55 年まで漸増が続いたが、現在は全国的な人口減少・少子高齢化及び東京一極集中等の理由により減少傾向にある。

人口密度は 1 平方 km あたり 561 人と県下でも高く、その大部分は平地部に集中しており、人口集中地区を形成している。

令和 2 年国勢調査による年齢別人口は、若年層の減少、高齢層の増加の傾向が見てとれる。令和 2 年には、65 歳以上の人口が 16,522 人で全人口の 34.7%であり、県平均 32.2%、全国平均 28.7%と比較して高い値となっている。

	年齢別人口	割合
年少人口 (0～14 歳)	5,452 人	11.5%
生産年齢人口 (15～64 歳)	25,609 人	53.8%
老年人口 (65 歳以上)	16,522 人	34.7%
合 計	47,790 人	

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。(令和 2 年国勢調査)

2 産業

工業は第 2 次世界大戦を契機に生糸から精密工業へと転じ、今日は平成 14 年 6 月に完成したテクノプラザおかやで工業振興の拠点施設として、エレクトロニクスを主役とする技術革新の中で、工業集積地として地域技術の高度化、複合化、システム化等の導入により、先端産業分野や新産業分野への積極的な取組みを行っている。

農業は、経営耕地面積が 1ha 未満で、年間販売額も僅少で零細な兼業農家となっている。また、輸入農産物の増加等により減少が続いている。このようななかで、本市農業は、限られた農地の有効利用、集約化を図り、花き、野菜等の施設園芸を主力とした都市型農業へと展開している。

3 交通状況

(1) 高速自動車道

市内には長野自動車道岡谷 IC 及び中央自動車道諏訪湖 SIC が設置されており、東京、名古屋、長野、上越、金沢、長岡と結ばれている。

(2) 都市計画道路等

国道バイパス及び都市計画道路等は、単に交通施設としてだけでなく、公共空間として防災、収容施設等の機能を果たしている。本市には主要幹線である中央自動車道、長野自動車道が通り、本市がその分岐点となっている。

市内の主な道路は国道 20 号、県道下諏訪辰野線、岡谷茅野線、岡谷下諏訪線、檜川岡谷線及び国道 20 号バイパス、国道 142 号バイパス等があり、県内の要衝を連絡している。さらに地域内の交通を受け持つ市道があり、その中には幅員の狭いところがある。

(3) 鉄道

鉄道は南信及び中信を貫通する中央本線が通っており、主たる動脈となっている。また岡谷駅は伊那谷と連絡する飯田線の始発駅にもなっている。

4 土地利用状況

本市は、周辺丘陵地と諏訪湖によって可住地が限定されており、市街地密度が高くなっている上に中小の工場が多く散在しているため、住工が混在している。

用途地域は昭和 60 年に、商業系、工業系の見直しを行うとともに、地場産業の育成に向け特

総則編

別工業地区の指定を行い、産業経済の活性化を図ってきた。

本市では、計画的な新市街地の形成を行うため、用途地域は以下の表のように定められている。

岡谷市の用途地域

地域名	指定年月日	面積
第1種低層住居専用地域	H29.3.3	139.0 ha
第1種中高層住居専用地域	H8.3.8	46.0 ha
第1種住居地域	H21.7.31	656.0 ha
第2種住居地域	H11.2.10	7.0 ha
準住居地域	H29.3.3	75.0 ha
近隣商業地域	H8.3.8	2.0 ha
商業地域	H21.7.31	72.0 ha
準工業地域	〃	449.0 ha
工業地域	〃	55.0 ha
工業専用地域	H8.3.8	12.0 ha

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

(1) 都市化による安全対策

都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開、高層建築物等の安全確保策等を構ずるよう努める。

(2) 要配慮者への配慮

高齢者(とりわけ1人暮らしの)、障害者、外国人等のいわゆる要配慮者の増加が見られる。これに対して、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な施策の展開において、要配慮者への配慮に十分注意するよう努める。

(3) ライフライン・情報施設等の耐震化

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られる。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4) 防災コミュニティの高揚

市民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底に努める。

第5節 被害想定

第1 風水害

岡谷市に被害を及ぼすと想定される風水害は、台風及び台風の影響で活発化した前線の活動によって水害が発生しており、湖岸低地では、河川の流下能力不足による溢水や氾濫、また雨水の流下方向を横断する鉄道や道路の盛土、河川の堤防によって浸水が発生することがある。

【資料3】水防警報指定河川

【資料4】水位情報指定河川

【資料5】河川

【資料6】重要水防区域

【資料7】水防上重要な水門の操作

【資料8】雨量観測所一覧

【資料9】ため池

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11-1】地すべり危険箇所

【資料11-2】土砂崩壊危険箇所

【資料24】気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

【資料25】水防法に基づく注意・警報等

【資料27】その他の情報

第2 震災

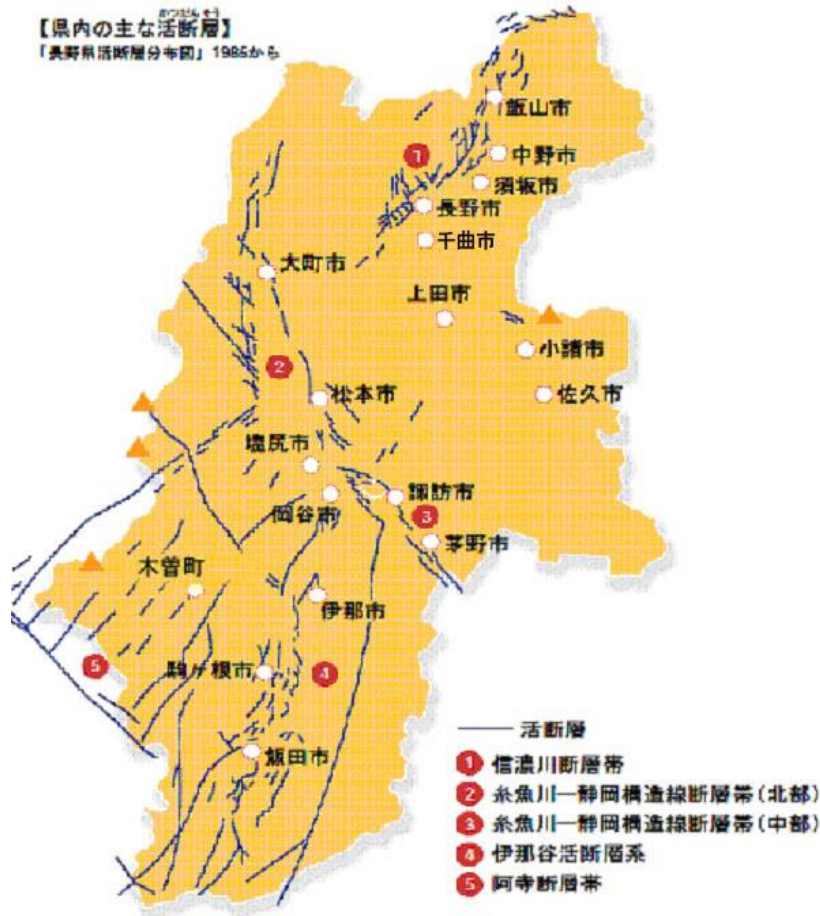
岡谷市に被害を及ぼすと想定される地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

岡谷市付近で被害があったものについては、1725年、1748年に高遠町（伊那市）、1858年に諏訪市で被害がでた記録があるが、岡谷市において被害は発生していないと推測される。

近年、平成16年10月「新潟中越地震」、平成17年3月「福岡県西方沖地震」、平成19年3月「能登半島地震」、平成19年7月「新潟県中越沖地震」等隣接県で数多くの地震が発生しており、同規模の地震が岡谷市を襲ったらどうなるかを考えておくことはとても重要であり、あらかじめ想定される被害量に応じ、応急対策を検討することが重要となる。

本計画において想定する地震は、平成12、13年度の2か年で実施した長野県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画などの基礎資料とするものである。

1 断層図



上記の他にも、被害をもたらすと考えられる、岡谷市とその周辺に分布する活断層が、岡谷西方断層、上諏訪断層郡、下諏訪断層郡、諏訪湖南岸断層がある。

2 活断層からみた地震

(1) 岡谷市付近に分布する主な活断層

断層名称	マグニチュード	長さ(km)	確実度	活動度	位置等
岡谷西方断層	5.7	3.5	I	-	市内に分布
下諏訪断層郡(下諏訪北方)	5.8	4	I	A~B	市内に分布
下諏訪断層郡(砥川、横河川間山地)	5.6	3	II	B~C	市内に分布
諏訪湖南岸断層	6.6	12	I	A~B	市内に分布
上諏訪断層	6.4	9	I	B~C	

確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの

確実度Ⅱ：活断層であると推測されるもの

確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが疑いののこるもの

活動度A：1000年間にメートル単位で活動しているもの

活動度B：1000年間にセンチメートル単位で活動しているもの

活動度C：1000年間にミリメートル単位で活動しているもの

総則編

(2) 想定地震の諸元 (資料：長野県地域防災計画から)

地震名		長さ (km)	マグニチュード		最大 震 度	液状化 危険度	想定ケース
			Mj	Mw			
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	150	8.5	7.64	7	高い	1 ケース
	北側	84	8.0	7.14	6 弱	低い	
	南側	66	7.9	7.23	7	高い	
伊那谷断層帯 (主部) の地震		79	8.0	7.3	6 強	高い	4 ケース
境峠・神谷断層帯 (主部) の地震		47	7.6	7.0	6 強	低い	4 ケース
想定東海地震		—	8.0	8.0	5 強	低い	1 ケース
南海トラフ巨大地震		—	9.0	9.0	6 弱	高い	基本・陸側ケース

(3) 岡谷市の被害想定 (資料：第3次長野県地震被害想定調査から)

“糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）”による被害想定					
基礎数値	人 口	52,840 人	※1		
	建物数	27,087 棟	※2		
	給水人口	51,360 人	※3		
	処理人口	52,280 人	※4		
	都市ガス需要家数	8,380 戸	※5		
	電灯杆数	29,160 杆	※6		
	電話回線数	8,900 回線	※7		
建物被害 ※2	全壊・焼失	6,310 棟（23%）	【原因】		
	半壊	6,030 棟（22%）	揺れ、火災、土砂災害、液状化		
人的被害 ※1	死者数	540 人（1%）	【原因】		
	負傷者数	1,880 人（4%）	建物倒壊、火災、土砂災害、ブロック塀等の倒壊		
	うち重傷者数	1,050 人（2%）			
避難者数 ※1	全 体	合 計	避難所	避難所以外	
	被災 1 日後	13,810 人（26%）	8,290（16%）	5,530（10%）	
	被災 2 日後	22,760 人（43%）	11,380（22%）	11,380（22%）	
	被災 1 週間後	20,960 人（40%）	10,480（20%）	10,480（20%）	
	被災 1 ヶ月後	21,890 人（41%）	6,570（12%）	15,330（29%）	
	避難者のうちの 要配慮者数				
	被災 1 日後	1,550 人（3%）			
	被災 2 日後	2,130 人（4%）			
	被災 1 週間後	1,960 人（4%）			
	被災 1 ヶ月後	1,230 人（2%）			
ライフラインの支障		被災直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
上水道の断水率	※3	51,130 人（100%）	49,130 人（96%）	37,590 人（73%）	11,820 人（23%）
下水道機能支障率	※4	51,530 人（99%）	45,390 人（87%）	21,730 人（42%）	3,310 人（6%）
都市ガス供給停止率	※5	4,740 戸（57%）	4,080 戸（49%）	110 戸（2%）	0 戸（0%）
電力停電率	※6	28,100 杆（96%）	20,130 杆（69%）	5,560 杆（19%）	1,040 杆（4%）
固定電話不通回線率	※7	8,580 回線（96%）	6,140 回線（69%）	320 回線（4%）	0 回線（0%）
携帯電話通信状況		非常につながりにくい		影響なし	

※ () は※1～※7のそれぞれに該当する基礎数値を基に算出した率

3 地区ごとの地震災害特性

地震に関する災害特性を考慮して、本市を5地区に区分すると、逐語との災害特性は次のように整理される。

(1) 横河川上流地域

横河川の緩扇状地よりも上流の山間部

(2) 横河川扇状地地区

横河川の緩扇状地を中心とした地域（市街地の大部分を含む）

(3) 諏訪湖北岸地区

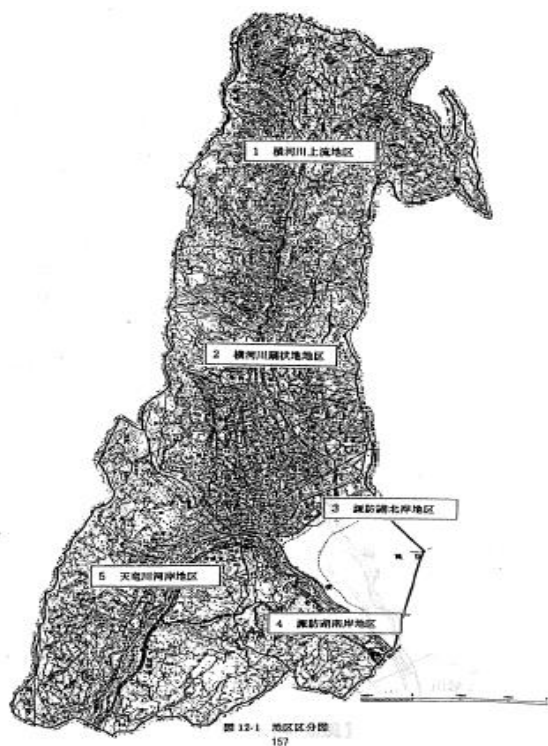
十四瀬川右岸の氾濫平野と諏訪湖北岸の湖岸低地の分布地域

(4) 諏訪湖南岸地区

釜口水門よりも南の諏訪湖畔及びその背後の山地

(5) 天竜川河岸地区

天竜川沿いの低地及び両岸の山地



【横河川上流地域】

地震災害特性	・ 全域が堅固な岩盤地域（第1種地盤）に該当する。 ・ 伊那断層及び岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、全域で震度5弱となる。 ・ 諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は、横峰以北で震度5強、横峰以南で震度6弱となる。 ・ 液状化が発生する危険はない。

総則編

防災上の課題	・通行規制などを的確に実施し、林道通行者の安全確保を図る必要がある。 ・直近で大規模な地震が発生した場合にも土砂災害が発生する可能性があり、その後の降雨による土石流の発生などの二次災害を防止するためには、地震後の土砂災害発生状況を確認する体制を整える必要がある。

【横河川扇状地地区】

地震災害特性	・山地は堅固な岩盤地域（第1種地域）、その他は良好な地盤地域（第2種地盤）に該当している。 ・伊那断層及び岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6弱、岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、第1種地盤地域で震度5強、第2種地盤地域で震度6弱となった。 ・液状化が発生する危険はない。
防災上の課題	・防災上地域の中核となる岡谷市役所は、地震被害危険度の比較的低い地区に立地している。そのため、庁舎内部の棚などの転倒防止措置や非常電源の確保、コンピュータのバックアップ体制などを整備することにより、より確実な防災体制を整えることができよう。 ・被災者を確実に収容することができるよう、建築年時の古い避難施設については耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・中央町や本町などの木造密集街区や駅周辺などの不特定多数が利用する施設では、詳細な避難誘導計画を作成することが望ましい。 ・急崖直下では、土砂災害に対する警戒、監視体制を整備する必要がある。

【諏訪湖北岸地区】

地震災害特性	・十四瀬川右岸の氾濫平野は良好な地盤（第2種地盤）、その他の湖岸低地は地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域に該当している。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6強、伊那断層及び岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、全域で震度6弱となった。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合、全域に液状化が発生する可能性がある。
防災上の課題	・大部分の地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域に該当しており液状化の発生も懸念されるため、この地域の公共建物は、耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・被災者を確実に収容することができるように、建築年時の古い避難施設については耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・横河川に架かる橋梁が被災した場合、市の中心部と分断される恐れがあり、迂回路の選定や車両の通行方向の規制などを含めた災害時交通計画を検討することが望ましい。

【諏訪湖南岸地区】

地震災害特性	・湖岸低地及び湖岸埋立地は地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域、山地は堅固な岩盤地域（第1種地盤）、その他は良好な地盤地域（第2種地盤）に該当する。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は第3種地盤地域で6強、第2種地盤地域及び第1種地盤地域で震度6弱、伊那断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6弱、岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は第3種及び第2種地盤地域で震度6弱、第1種地盤地域で震度5強となった。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合、第3種地盤地域では液状化が発生する可能性がある。
防災上の課題	・発生も懸念され地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域に規模の大きな避難施設が分布しているため、これらの施設について耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・主要地方道岡谷茅野線や天竜川に架かる橋梁が被災した場合、市の中心部と分断される恐れがあり、食料の備蓄拠点や通信施設などを整備した防災拠点をこの地区に設置することが望ましい。 ・急崖直下では、土砂災害に対する警戒、監視体制を整備する必要がある。 ・直近で大規模な地震が発生した場合にも土砂災害が発生する可能性があり、その後の降雨による土石流の発生などの二次災害を防止するためには、地震後の土砂災害発生状況を確認する体制を整える必要がある。

【天竜川河岸地区】

地震災害特性	・氾濫平野は地震動の増幅が大きくなる第3種地盤地域、山地は堅固な岩盤地域（第1種地盤）、その他は良好な地盤地域（第2種地盤）に該当する。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合の推定震度は第3種地盤で6強、その他の地域で震度6弱、伊那断層を想定した場合の推定震度は全域で震度6弱、岡谷西方断層を想定した場合の推定震度は、第1種地盤地域で震度5強、その他の地域で震度6弱となった。 ・諏訪湖南岸断層を想定した場合、第3種地盤地域では液状化が発生する可能性がある。
防災上の課題	・被災者を確実に収容することができるよう、建築年時の古い避難施設については耐震診断や必要に応じた補修を実施することが望ましい。 ・川岸東地区は、主要地方道下諏訪辰野線等の幹線道路や天竜川に架かる橋梁が被災した場合、市の中心部と分断される恐れがあり、備蓄倉庫や通信施設などを整備した防災拠点をこの地区に設置することが望ましい。 ・ゴルフ場などの利用者に対する避難誘導や救援救護体制について施設管理者等と協議しておく必要がある。 ・直近で大規模な地震が発生した場合にも土砂災害が発生する可能性があり、その後の降雨による土石流の発生などの二次災害を防止するためには、地震後の土砂災害発生状況を確認する体制を整える必要がある。 ・急崖直下では、土砂災害に対する警戒、監視体制を整備する必要がある。

4 地震に関する災害特性を踏まえた本市における防災上の問題点と課題

防災上の観点から本市の防災上の問題点と課題は以下のように整理される。

(1) 活断層

市内には岡谷西方断層・諏訪湖南岸断層等幾つかの活断層が通過している。阪神・淡路大震災以降、一般にも「活断層」や「直下型地震」に対する関心が高まっており、これらについての適切な知識を普及していくことが大切である。このためには、国等が実施している最新の調査結果を取り入れたパンフレットを発行したり、郷土の自然を理解するための理科の教材として取り上げること等が有効である。また、市内に活断層が分布する自治体として、国や県に協力して活断層に関する調査研究を進めるとともに、災害に強い防災体制の確立や災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

(2) 災害時の地区の孤立化

川岸東地区や湖南地区は地形条件や交通網の状況から、土砂災害時に孤立する地区が発生する可能性がある。このような場合に備えて、今後も防災無線等通信設備の配備拡充や救護救援のための拠点施設の整備を進めるとともに、災害状況の迅速な把握のための体制を整備し、災害対策本部において市全体の状況を把握し、適切な判断・調整を行うことができるような体制づくりに努めることが大切である。

(3) 観光客等に対する支援体制

市内にはゴルフ場、公園、キャンプ場等、観光客が多く訪れる施設が分布している。観光客は市内の地理に不案内であるばかりでなく、市民に知人がいないことが多いため、避難施設や病院等へ移動することが困難であることが考えられる。このため、観光施設では発災時に観光客を把握し、的確に誘導することができる体制を整える必要がある。また、市としても災害時応急対策を市民だけではなく、観光客を含めて実施することができる計画を策定することが大切である。

(4) 密集市街地の解消

市の中心部には、建物が密集する地区もみられ、これらの地区では、災害時の被害が大きくなる可能性がある。そのため都市基盤の整備と併せて、危険性の解消や軽減を図る必要がある。

(5) 住民の防災活動への参加

大規模な災害時には、市職員だけで対応することは困難で、各種の関係機関及び団体等との連携が重要であるが、加えて、地域住民や自主防災組織等の防災活動への協力が不可欠である。したがって、普段からの組織育成や防災意識の向上等を図り、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう体制づくりを行う必要がある。

【資料2】過去の災害

総則編

風水害対策編

【第 1 章】

災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い安全安心なまちづくり

危機管理班・企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・農林水産班・建設水道部全班

第1 基本方針

市は、市内の自然環境、都市構造等の地域の特性に配慮しつつ、災害に強い安全安心なまちづくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等により災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域基盤づくり

(1) 総合的計画策定上の配慮

市は、総合的・広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

市は、関係機関と協力し、基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 構造物、施設の安全性の確保

市は、住宅・学校や病院、公民館等の施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

市は、災害に強い安全安心なまちの形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

(5) 社会資本の維持管理

道路・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 災害に強い安全安心なまちの形成

- (1) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒避難体制の整備
県により土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- (3) 災害危険区域等の指定
市及び県は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (4) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (5) 防災拠点等の積極的整備
市は、災害時に防災拠点となる公共施設について積極的な整備を図る。
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- (7) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- (8) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- (9) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。
- (10) 災害に強い安全安心なまちの形成
以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、災害に強い安全安心なまちを形成する。
 - ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - イ 住民自らが地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
 - ウ 河川、都市下水路について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の

建設等の推進

- エ 出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
- オ 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減
- カ 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- キ 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表
- ク 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- ケ 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - 特に土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進
- コ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える床上浸水被害を解消するための浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び医療機関、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- サ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備の推進
- シ 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者への周知
- ス 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
 - 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
 - また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- セ 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- ソ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

【資料3】水防警報指定河川

【資料4】水位情報指定河川

【資料5】河川

【資料6】重要水防区域

【資料7】水防上重要な水門の操作

【資料8】雨量観測所一覧

【資料9】ため池

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

3 風水害に対する建築物等の安全性

- (1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設については、その所有者及び管理者は、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守について指導等に努める。
- (3) 建築物の所有者及び管理者は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (4) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める
- (5) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

4 ライフライン施設の機能の確保

- (1) 大規模な風水害が発生した場合の、被害想定に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (2) 市及び関係機関は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進するものとする。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行う。また、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 特に、正確な情報伝達を行うため、関係機関と平時から信頼関係の構築・醸成に努め、訓練等を通じて持続的なものにするよう努める。
- (3) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- (4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- (5) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (6) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (7) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (8) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (9) 平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 災害発生直前対策

危機管理班・DX推進班・秘書広報班・消防班・市民生活班・農林水産班・土木班

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報等の伝達は、第2章第1節「災害直前活動」によるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。また、市は、気象台からの情報収集の他、関係機関により、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 市は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画（避難情報の判断・伝達マニュアル）を作成する。

- (2) 市は、避難場所及び避難所について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

- (4) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

- (5) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難施設等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、国及び県に助言を参考に、発令範囲をあら

はじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

- (7) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。
- (8) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ セキ、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

4 応急対策実施のための事前確認

- (1) 職員への待機命令等動員体制の事前準備
- (2) 防災行政無線等、情報伝達手段、緊急車両等防災用設備・機材の点検
- (3) 避難所等防災上重要な施設を中心とした公共施設の緊急点検の実施
- (4) 円滑な応急対策実施のための各班事務分掌の再確認
- (5) 第2章第1節「災害直前活動」に基づく、防災中枢機能等の確保

第3節 情報の収集・連絡体制計画

危機管理班・総務班・企画班・DX推進班・秘書広報班・地域創生推進班・財政班・消防班

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められ、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進める。また、平時より防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知に役立てる。

第2 主な取り組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップを作成し住民に周知する。また、データベースを活用した地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進し、被災時の情報途絶を回避する。
- 4 毎年地域連絡員を任命し、災害時（災害前）には区自主防災会からの情報収集及び伝達に努める。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被害状況等の把握及び被害調査は、市が、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

(2) 訓練の実施

市は、円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(3) 情報通信拠点のネットワーク化

市は、公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。

(4) 新たな情報収集システム・体制の整備

市は、情報収集手段としてインターネット等の活用について研究する。また、総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

(5) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

(6) 情報の共有化と活用

国関係機関、県及び指定公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム(SOBOWEB)や新物資システム(B-PLo)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。

(7) 長野県及び住民との連携

雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(8) 関係機関等との調整

災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。なお、県は市が対策本部を設置するような非常時において、市と県の円滑な情報収集・連絡等のために、市へ情報連絡員を派遣する。

2 情報の分析整理

市は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めると共に、ホームページ、岡谷市行政チャンネル等の活用により、災害情報等の地域住民への情報提供を図る。また、情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策への活用を図るほか、総合的な防災情報を網羅した防災マップの作成や地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 防災行政無線等による住民への情報伝達

市は、防災行政無線、岡谷市行政チャンネル、防災ラジオ、防災メール、岡谷市ホームページ等による地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。また、職員の装置操作の訓練、講習等を行うとともに点検整備の実施により円滑な通信の確保を図る。

同報系防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、難聴地域の改善のため、屋外拡声子局の増設や高性能スピーカーなどの整備を計画し、市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。

【資料 12】 岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

(2) 移動用携帯無線機の整備

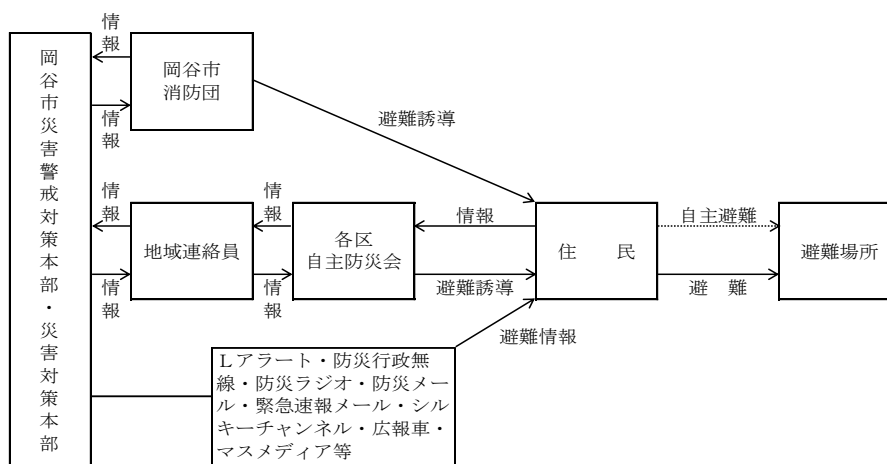
市は、移動用携帯無線機の整備により、災害時における安定した情報伝達手段を確保する。また、移動用携帯無線機により、災害時においても市内各地区との通信手段を確保する。

既存の移動系防災行政無線のデジタル化を推進する。

(3) 地域のマスメディアを利用した情報伝達・提供

市は、災害時には「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、エルシーブイ㈱に対して放送要請を行う。また、必要に応じて、諏訪広域連合とエルシーブイ㈱の間で締結している「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」に基づき、信越総合通信局へ臨時災害放送局の開設申請を行うものとする。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(4) 災害時優先電話

市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめNTT東日本長野支店長及びNTTドコモ長野支店長に対し、災害時優先電話（固定電話、携帯電話）の承諾を受けておく。

また、災害時優先電話等を効果的に活用し、災害用として配備されている無線機等の機器に

については、その運用方法等について習熟する。

(5) アマチュア無線局の協力体制構築

市は、アマチュア無線クラブとの協力体制を構築し、非常時の情報通信網のバックアップを図る。

(6) 非常通信訓練の実施

市は、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

(7) 新たな災害時通信網の整備

市は、衛星携帯電話、MC A移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

(8) 住民等への緊急連絡体制の整備

全国瞬時警報システム、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

第4節 活動体制計画

全機関

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、活動体制マニュアル等の整備、防災会議、防災訓練等を通じた防災関係機関との相互協力体制の構築・連携強化等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 市は、職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整備した活動体制マニュアル等の整備、充実を図る。
- 2 市は、防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 市は、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 非常参集体制の整備

市は、災害発生のあるやうな事態に際し、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、迅速な対応が図れるよう、非常参集体制を次のとおり整備し、また必要に応じて見直しを行い、非常参集体制の充実に努める。

ア 情報収集連絡体制の確立

発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

イ 職員の配備体制

防災気象情報による基準に基づき、災害の危険性や規模に応じた適切な参集基準、配備体制を定める。

ウ 配備指令の伝達及び方法

配備職員への招集の伝達系統については、勤務時間中並びに勤務時間外について整備し、休日や夜間における災害の発生に迅速な対応が可能な体制とする。

招集の連絡方法については、複数ルート化、代替手段の確保等を図り、通信施設の損傷等の事態に備える。

エ 配備体制等の確認

各課長等は、4月あるいは人事異動が行われた場合は、非常参集の伝達方法を見直し、職員に周知するため、緊急動員配備体制連絡網を作成し、また、配備基準に定めた人員をあらかじめ指定しておく。

(2) 活動体制マニュアルの整備

市は、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の活動体制マニュアル等を整備し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整える。また、同マニュアルに基づく訓練を実施し、常時より職員の対応能力の向上に努めるとともに、訓練結果等を踏まえ、同マニュアル

ルの見直し、充実を図る。

(3) 対応力の強化

応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時からの構築に努めるものとする。

(4) 健康管理等の徹底

災害対応業務に従事する職員の健康管理等の徹底に努めるものとする。

2 岡谷市防災会議の設置

市は、災害対策基本法第16条に基づき、岡谷市防災会議を設置し、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化、協力体制の構築を図る。

また、岡谷市防災会議は、市の災害特性及び地域特性に対応した岡谷市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

【資料13】岡谷市防災会議条例

【資料14】岡谷市防災会議委員名簿

3 防災中枢機能（災害対策本部）等の確保

(1) 組織としての機能の確保

本部長（市長）が不在等でその職務が遂行できないときは、岡谷市災害対策本部条例に基づき、副本部長（副市長・教育長）がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、総務部長が代理する。

(2) 拠点としての機能の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設を確保する必要がある。

ア 拠点機能の確保

市庁舎は防災拠点の中核である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

(イ) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、通信設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。また、長時間の停電や通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

(ロ) 飲料水、食料の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗便所への給水を制限し、飲料水の確保に努める。また、職員のための食料の確保を行う。

イ 代替施設の確保

災害対策本部は、原則として市役所5階庁議室に設置する。庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、応急対策に支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。

ウ 現地災害対策本部等の確保

現地災害対策本部は、災害対策本部を設置した場合に、必要に応じて、被災現場に近い公共施設等に設置する。

現地災害対策本部等が設置されることが想定される施設については、市庁舎に準じて、非

常用発電機、通信設備等の整備を行うとともに、防災上の点検を行い、必要により補強工事等を実施する。

【資料 15】岡谷市災害対策本部条例

4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも含め備えを充実する。

5 業務継続計画等の確保

(1) 実施計画

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

イ 実効性のある業務継続計画を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

ウ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代行庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5節 広域相互応援計画

危機管理班・企画班・秘書広報班・地域創生推進班・関係機関

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、**平時**から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取り組み

- 1 市は、他市町村との相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内外消防本部による消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 姉妹都市間等の相互応援体制の確立を図る。
- 4 市は、公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。
- 5 市は、関係機関との相互応援協定の締結を行うとともに、連携強化体制に努める。
- 6 市は、県と一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。

第3 計画の内容

市は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

市は必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

1 県内全市町村間の相互応援体制の整備、充実

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県市長会及び県町村会と連携し円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。

イ 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村として、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を必要に応じ開催し相互応援体制の確立を図るものとする。

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(2) 相互応援活動計画の策定

相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

(3) 市町村間の連携強化

各市町村と協力し、応援活動に伴う資機材、物資等備蓄状況の把握及び合同訓練等を行うなど、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるように連携強化に努める。

(4) 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書に基づき、諏訪地域広域市町村と連携し円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。

【資料 30-3】 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

2 県内外消防本部間の消防相互応援体制

長野県では、長野県消防相互応援協定に基づき、市町村間の相互応援体制を整備している。

また、地震等の大規模災害時に、全国的な消防機関が相互に人命救助活動が図れるよう、緊急消防援助隊が発足し、その活動指針となる緊急消防援助隊要綱が策定されている。

諏訪広域消防本部は、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できるよう、事前に活動計画等を定め、各消防本部における消防力の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、平時より応援要請及び応援活動体制の強化に努める。

【資料 30-4】 長野県消防相互応援協定書

【資料 30-5】 長野県消防相互応援協定実施細則

【資料 30-6】 緊急消防援助隊運用要綱

3 姉妹都市間等の相互応援体制の整備

本市は、平成7年2月に群馬県富岡市、平成7年4月に岡山県玉野市及び静岡県東伊豆町、平成30年4月に埼玉県鴻巣市、平成30年7月に東京都大田区と災害における相互応援協定を締結している。

これらの協定により、姉妹都市等との相互応援体制が整備されているがより効果的な協定内容への見直し及び一層の連携強化体制の確立に努める。

【資料 30-7】 災害時の相互応援協定書（岡山県玉野市）

【資料 30-8】 災害時の相互応援協定書（群馬県富岡市）

【資料 30-9】 災害時の相互応援協定書（静岡県東伊豆町）

【資料 30-51】 災害時の相互応援協定書（埼玉県鴻巣市）

【資料 30-52】 災害時の相互応援協定書（東京都大田区）

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

公共機関及びその他事業者は同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

5 岡谷市における関係機関との相互応援協定

災害時における関係機関との相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、より効果的な協定内容への見直し及び一層の連携強化体制に努める。

なお、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関との協定締結を検討する。

【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

- 【資料 30-13】災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書（郵政事業(株)岡谷支店）
- 【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）
- 【資料 30-15】災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）
- 【資料 30-16】アマチュア無線による災害時応援協定書（岡谷市アマチュア無線クラブ）
- 【資料 30-17】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（J A 信州諏訪）
- 【資料 30-18】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合コープながの）
- 【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）
- 【資料 30-21】災害時における電設関係応急措置に関する協定書（岡谷市電気工事業組合）
- 【資料 30-22】災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング(株)）
- 【資料 30-23】災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ(株)）
- 【資料 30-24】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)有倫会 洗心荘）
- 【資料 30-25】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(医)研成会 白寿荘）
- 【資料 30-26】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(株)ツキ ツイ・カンヤン岡谷）
- 【資料 30-27】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)平成会 さわらび）
- 【資料 30-28】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)平成会 岡谷和楽荘）
- 【資料 30-29】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)カン・ビジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷）
- 【資料 30-30】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)共立福祉会 ケアハウス高尾）
- 【資料 30-31/32】災害時の医療救護活動に関する協定書/実施細則（岡谷薬剤師会）
- 【資料 30-33】災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書（社団法人長野県建築士会諏訪支部）
- 【資料 30-34】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）
- 【資料 30-35】災害時の情報交換に関する協定書（国土交通省）
- 【資料 30-38】災害時における応援協力に関する協定書（諏訪生コン協同組合）
- 【資料 30-39】災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合・同諏訪支部）
- 【資料 30-40】臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書
（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）
- 【資料 30-41】諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書
（諏訪広域連合/諏訪5市町村/岡谷市医師会/諏訪市医師会/諏訪郡医師会）
- 【資料 30-42】災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書
（長野LP協会諏訪支部・(一社)長野県LPガス協会）
- 【資料 30-43】災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書
（(一社)日本建設機械レンタル協会 長野支部）
- 【資料 30-44】災害等発生時における遺体搬送に関する協定書
（(一社)全国霊柩自動車協会・(公社)長野県トラック協会霊柩部会）
- 【資料 30-45】大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定
（東日本旅客鉄道株式会社長野支社）
- 【資料 30-46/47】災害時における災害救助犬出動に関する協定書/実施細目
（特定非営利活動法人救助犬訓練士協会）
- 【資料 30-48】災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書
（ナンシンリフレッシュサービス有限会社）

- 【資料 30-49】 防災・減災に関する応援協定（公益財団法人日本財団）
- 【資料 30-50】 大規模土砂災害に備えた相互協力に関する協定書
（国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所）
- 【資料 30-53】 災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（興亜化成（株）・HARIO（株））
- 【資料 30-54】 災害時における物資供給に関する協定書（（株）プラスワン）
- 【資料 30-55】 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ケーヨー）
- 【資料 30-56】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（株）和が家 おはな和が家）
- 【資料 30-57】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（TPR トータルサービス（株） さわやか絹の郷信州おかや）
- 【資料 30-58】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 松風）
- 【資料 30-59】 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書（中部電力（株）電力ネットワークカンパニー諏訪営業所）
- 【資料 30-60】 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））
- 【資料 30-61】 災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境）
- 【資料 30-62】 災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定（日産自動車（株）・長野日産自動車（株）・松本日産自動車（株）・日産プリンス松本販売（株））
- 【資料 30-64】 災害時における相互協力に関する協定書（東日本電信電話（株）長野支店）
- 【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人 コメリ災害対策センター）
- 【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

6 県と一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県内全市町村と県において締結している「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により、実施する応援の内容について、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

- 【資料 30-36】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書（長野県）
- 【資料 30-37】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針（長野県）

7 広域防災拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点を選定しておく必要がある。

さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点をあらかじめ選定しておく必要がある。

- (1) 市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。
- (2) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

危機管理班・消防班・社会福祉班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図る。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

市は、消防団屯所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、赤十字奉仕団及び自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制を整備する。

また、平時から地域住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助救出体制を強化する。

2 災害時医療体制の整備

(1) 初期医療体制

ア 医療救護体制の整備

市は、災害時の負傷者の医療救護に対応するため、（一社）岡谷市医師会、岡谷下諏訪歯科医師会、岡谷薬剤師会等との協定に基づき、医療救護班の編成等、医療救護体制を整備する。

（一社）岡谷市医師会及び岡谷薬剤師会等の関係機関は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効果的な供給体制についてあらかじめ調整を図る。併せて、広域的な医療救護活動が円滑に行われるよう受援体制を整備する。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）

【資料 30-31】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷薬剤師会）

【資料 30-41】諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

（諏訪広域連合/諏訪5市町村/岡谷市医師会/諏訪市医師会/諏訪郡医師会）

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所の設置が図れるよう、現地や避難場所等への救護所の設置に備え、必要な資機材の備蓄、調達方法の確保等、救護所設置体制を整備する。

また、災害時の傷病者の収容医療機関について、あらかじめ候補となる医療機関の把握に努める。

(2) 後方医療体制

地域災害拠点病院に指定される諏訪赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

日本赤十字社長野県支部、岡谷市医師会、岡谷薬剤師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

(3) 医療用資機材等の備蓄

市は、医薬品等の備蓄について、(一社)岡谷市医師会を通じ岡谷市民病院、諏訪湖畔病院で管理・備蓄を行う。

(4) 研修・訓練

災害時に医療施設や避難所等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム (EMIS)、災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H) 等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行なうものとする。

3 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 消防計画における救助・救急活動の充実

諏訪広域消防本部は、関係機関と連携し集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

諏訪広域消防本部は、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(3) 訓練の実施

諏訪広域消防本部は、関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・施設管理者

第1 基本方針

災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備充実を図り、防災活動を実施する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。

ア 消防団員等の人員の確保

(7) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。

(4) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(9) 消防団活性化の促進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等、多様な主体を消防協力団体として指定することで、消防団活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

イ 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の育成を促

進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平時から諏訪広域消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、災害発生時において一体となって当該災害等に対処できる体制の推進を図る。

(5) 諏訪広域消防本部における火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実地管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

(7) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(6) 諏訪広域消防本部における活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 諏訪広域消防本部における応援協力体制の確立

災害発生時等において、諏訪広域消防本部における消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の消防機関に応援を要する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の消防機関から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

2 住民及び自主防災会が実施する計画

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災会においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

3 水防計画

(1) 実施担当

ア 危険箇所等の巡視、点検、対策工事等は、河川管理者、施設管理者等が実施する。

イ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合の水防活動は、消防団と連携し行う。

(2) 水防計画の内容

市は、水防計画に基づき、次の事項を実施する。詳細は、市水防計画による。

- ア 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄
- イ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- ウ 平時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- エ 河川ごとの水防工法の検討
- オ 洪水時等における水防活動体制の整備
- カ 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- キ 水防計画の策定
- ク 水防訓練の実施（年１回以上）
 - (ア) 水防技能の習熟
 - (イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - (ウ) 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- ケ 浸水想定区域に指定された区域の情報伝達方法の整備
- コ 浸水想定区域内にある高齢者等の要配慮者利用施設（主に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める
- サ 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- シ コ～サに該当する施設の情報伝達体制の整備
- ス 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

第8節 要配慮者計画

危機管理班・企画班・DX推進班・地域創生推進班・社会福祉班
介護福祉班・商業観光班・教育部全班・病院部全班・施設管理者

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化、核家族化等社会構造の変化等に伴い、災害時には要配慮者、とりわけ要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、岡谷市社会福祉協議会及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

第2 主な取組

- 1 市は、各区と連携して日頃から在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設は、防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を図り、市は、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 市は、外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 4 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 避難施設の整備

市は、災害時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等、要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者本人の対応能力を高めるため、個々の態様に合わせた防災教育、防災訓練の実施に努め、広報等により要配慮者、その家族及び地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日ごろから対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、日ごろから呼びかけに努める。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 区、自主防災組織等は、各地区内の要配慮者への支援体制を平時から整備する。
- (イ) 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で行われる防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するように働きかける。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の自治体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力等を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(6) 要配慮者の状況把握

市は、民生児童委員、区、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況把握するよう努める。

(7) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、庁内関係部課で把握している要配慮者の情報を集約し、必要があると認めるときには県知事その他の者に対して要配慮者に関する情報提供を求める等、避難行動要支援者の情報の取得に努める。また、本人の死亡、転居等の異動情報や施設の長期利用の情報等の継続的な把握に努め、定期的に名簿情報を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。なお、名簿作成の際には、避難行動要支援者に対し、円滑な避難支援実施のために名簿情報を事前に避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供できることを説明し、その同意を得ることに努める。

情報の把握及び名簿の作成にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。

(7) 避難行動要支援者

避難行動要支援者の対象者としては、介護保険における要介護・要支援認定者、一人暮らし高齢者（65歳以上）、高齢者（65歳以上）のみの世帯の者、障害者、児童、妊産婦及び乳幼児、傷病者、日本語に不慣れな在住外国人等が考えられるが、真に避難支援が必要な者として避難行動要支援者の範囲を次のとおり定める。

○要介護認定3～5を受けている者

○身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

○療育手帳Aを所持する知的障害者

○精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する者

○市の生活支援を受けている難病患者

これら要件に該当しない場合であっても、自らまたは親族から避難行動要支援者名簿への掲載の申し出のあった者並びに避難支援等関係者が名簿への掲載が必要と認めた者は、避難行動要支援者名簿に掲載することができるものとする。

(イ) 避難支援等関係者

市は、消防機関、警察、区、自主防災組織、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とし、災害の発生または、その恐れのある場合においては、名簿情報を避難支援等関係者に対し避難支援に必要な範囲において情報を提供する。ただし、あらかじめ避難行動要支援者から名簿情報の提供に関する同意を得た者の情報については、事前に避難支援等関係者へ情報提供を行なうものとする。

イ 個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

ウ 個別避難計画の事前提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ 要配慮者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者及び避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 情報提供における配慮

市は、取得した個人情報の適正な情報管理はもとより、名簿情報を提供する際においても、情報の漏えい防止、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な

措置を講じ、名簿情報の提供を受ける者に対しても必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(7) 市が行う措置

- a 避難行動要支援者名簿の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- b 情報を提供する避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱や避難支援等関係者に課せられた守秘義務に関する研修会を開催する等の広報周知を行なうこと。

(4) 情報の提供を受ける者が行なう措置

- a 災害対策基本法第 49 条の十三で定める守秘義務の十分な理解をすること。また、組織においては、その周知徹底を行なうこと。
- b 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所等、安全に管理された場所で保管すること。
- c 組織においては、無用に共有または利用せず、情報取扱者を限定すること。
- d 必要以上に避難行動要支援者名簿の複製をしないこと。
- e 組織においては、名簿の取扱に関する研修会等により、適切な名簿管理の理解に努めること。

キ 個別避難計画作成の促進

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害発生時に名簿情報に基づいて避難支援を行うこととするが、避難支援を実施する避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、市は、避難支援等関係者等が災害の状況や地域の実情に応じて、可能な範囲で避難支援活動が行なえるよう避難支援等関係者の安全確保に配慮する。

また、地域においては、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方の説明、避難支援等関係者の安全確保の措置等について、地域住民で協議し、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、避難行動要支援者 1 人ひとりに名簿の活用や意義等について、理解してもらうこととあわせ、避難支援等関係者は災害の状況等によっては、避難支援が実施できない可能性もあることを説明しなければならない。

(9) 避難情報の伝達

市は、災害発生時に、要配慮者が安全かつ円滑に避難できるよう、要配慮者及び避難支援等関係者に迅速な情報伝達を行なうことはもとより、防災行政無線のほか、広報車、メール等、伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合わせ情報伝達するとともに、万人に、わかりやすい内容で情報伝達を行うよう配慮する。

(10) 避難行動要支援者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市は、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ避難行動要支援者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所等の周知徹底を図る。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生児童委員、区、社会福祉協議会、自主防災組織と共同で策定するよう努める。

(11) 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市防災・福祉担当及び自主防災組織や避難行動要支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

(12) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。

(13) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。

(14) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、区、自主防災組織、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。また、地域の防災力の向上を図るため、避難行動要支援者や避難支援等関係者に対する教育や研修等の実施に努める。

2 要配慮者利用施設の対策

市は、要配慮者利用施設に対し、以下の(1)～(4)に関する必要な指導を行う。

(1) 非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導を行う。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努める。災害発生時に防災設備が正常に作動しなかったり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を随時点検する。また、火気については、日ごろから安全点検を行う。更に、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、防災計画等を作成し、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練を定期的実施する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害

が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区等との間で避難支援計画等に関する協定及び近隣市町村等における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

【資料 16】 社会福祉施設等

(6) 医療機関が実施する対策

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、岡谷市医師会等は、県の指導に沿ってそれぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と協議し調整する。

(7) 医療機関における防災マニュアルの作成

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成する。

また、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

(8) 医療機関における相互応援体制の整備

医療機関は、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

【資料 17】 医療機関

(9) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(10) ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

3 土災害警戒砂区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設対策

(1) 防災体制の整備について指導

市は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(2) 訓練の実施

市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮

者利用施設、自主防災会等々と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(3) 警戒避難体制の確立

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。

(2) 広域避難場所及び避難経路の周知

市は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化による整備に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及に努める。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の自治体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制の整備に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(5) 観光客の安全対策の推進

市は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

(6) 外国籍住民等の状況把握

市は、市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努める。

(7) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(8) 駅、ホテルなどでの情報提供

関係機関等は、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民や観光客に配慮し

た情報提供体制、避難誘導体制の整備に努める。

(9) 医療機関の対応

医療機関は、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備に努める。

第9節 緊急輸送計画

危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班
教育総務班・スポーツ振興班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 市は、緊急輸送道路の確保に関する計画を策定する。
- 2 市は、ヘリポート、輸送拠点等を選定する。
- 3 市は、各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を策定する。
- 4 市は、緊急通行車両の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路の計画

幹線道路として国道20号線、国道20号下諏訪岡谷バイパス、県道下諏訪辰野線、岡谷茅野線の4路線がある。また、中央自動車道と長野自動車道的高速道路がある。しかし、これ以外の道路は狭路で屈曲区間や橋梁が多い等、緊急交通路として確保することが困難な状況であるため、岡谷警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、拠点ヘリポート及び物資輸送拠点との交通確保について、特に配慮する。条件は次のとおりとする。

ア 市と隣接市町村を接続する幹線道路

イ 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路

ウ 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係各機関等の施設を接続する道路

(2) 緊急輸送道路の確保

市は、次により、緊急輸送道路の確保に努める。

ア 国・県等と緊密な連絡を取り、幹線道路に掛かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。

イ 岡谷建設事業協同組合等の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。

ウ 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて道路整備計画等に基づき順次整備し、災害に強い道路網整備の確保に努める。

エ 市道を始めとした幹線道路の整備並びに農地と集落を結ぶ農道整備を促進する。

オ 国・県と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について国有林林道との連携にも配慮する。

【資料18】緊急交通路交通規制対象予定道路等

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 災害対策用ヘリポートを最低1か所以上指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分

類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。

(2) 地域内物資輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

なお、選定に際しては、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定するものとする。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

【資料 19】 緊急用ヘリポート

【資料 20】 災害対策用物資輸送拠点

3 輸送体制の整備計画

(1) 緊急用車両の確保

市は、災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の借り上げ体制を整備する。

(2) 民間業者等との協力体制の整備

ア 市は、市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の車両等の確保等の協力体制を確保する。

イ 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

ウ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(3) 緊急通行車両確認^{確認}手続の整備

危機管理班は、緊急通行車両として使用する車については、緊急通行車両事前届出要領に基づき、長野県公安委員会に公用車両の事前届出を行う。発災時の車両については、速やかに^{確認}手続が行える体制をあらかじめ整備する。

第 10 節 障害物の処理計画

環境班・土木班・農林水産班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

災害直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなどの対策に努める。

第 2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講ずる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第 3 計画の内容

1 施設倒壊等の未然防止

(1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。

特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する各関係機関は、上記措置の徹底を図る。

(2) 住民の実施策

住民は、自らが所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却方法

(1) 協力体制の確保

ア 道路等の障害物除去

市は、災害時に障害物を円滑に除去するため、迅速に資機材、人材の調達が行えるように岡谷建設事業協同組合等との協力体制を確保する。

【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

イ 倒木処理

市は、あらかじめ諏訪森林組合等と協力し、相互に調整を図り、倒木の処理体制の整備に努める。

(2) 障害物及び廃棄物の集積場所

障害物及び廃棄物の集積場所は、災害の規模、障害物及び廃棄物の量、道路状況を確認し、運搬道路を確保する中で、湖畔公園等の公共広場や避難所となっていない小中学校校庭とする。

第 1 1 節 避難収容及び情報提供活動計画

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・教育部全班・病院部全班・施設管理者

第 1 基本方針

災害の発生時には、行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者、要配慮者利用施設、帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 市は、避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 市は、安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市は、住宅の確保を迅速に行う等の体制の整備を図る。
- 4 学校及び保育所においては、迅速かつ適切な避難活動を実施するための計画を策定する。

第 3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 避難計画の作成

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、**平時**から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に務める。

市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

ア 避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 避難指示等を伝達する基準及び伝達方法

ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

エ 避難場所への経路及び誘導方法

オ 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

カ 避難場所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(7) 平時における広報

- a 広報紙、岡谷市行政チャンネル、パンフレット等の発行
- b 住民に対する出前講座の実施
- c 防災訓練等

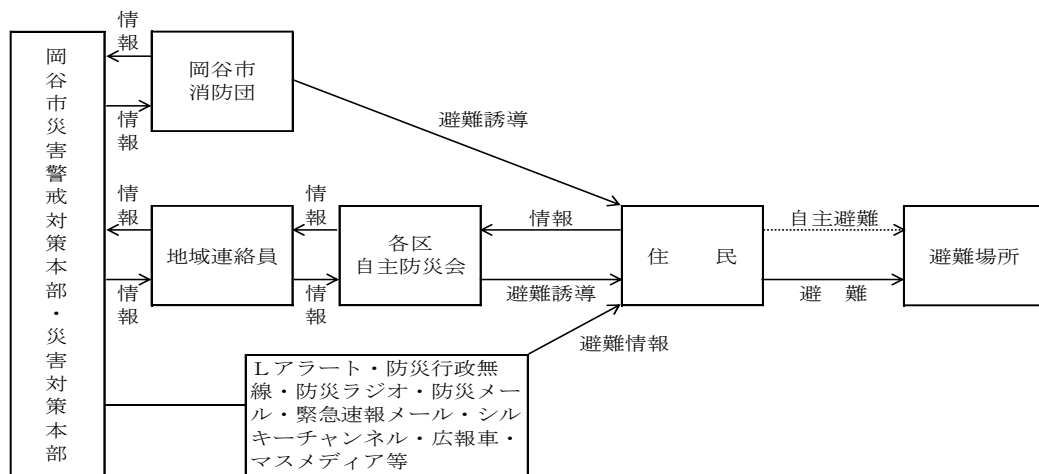
(イ) 災害時における広報

- a 防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、広報車による周知
- b 岡谷市行政チャンネル、エルシーブイ(株)による広報
- c 避難誘導員による現地広報
- d 住民組織を通じた広報

なお市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(2) 要配慮者対策

【資料 16】社会福祉施設等

【資料 17】医療機関

ア 避難行動要支援者に配慮した避難支援計画の策定

市は、避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導及び安否確認を行なうため、避難支援等関係者との連携の下、個々の態様に応じた避難支援計画を策定する。また、在宅の要配慮者の個人対応能力に応じた緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進め、安全の確保に努める。

イ 支援協力体制の確立

市は、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、岡谷市消防団、区、自主防災会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

また、市は、避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者と共有し、円滑な避難支援体制確立のために活用する。

(3) 家庭での対策

(7) 家族の役割分担

各家庭では、家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。
 - ① 避難場所、避難所への立退き避難
 - ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等) への立退き避難
 - ③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- c 家の中でどこが一番安全か。
- d 救急医薬品や火気などの点検。
- e 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- f 避難場所、避難路はどこにあるか。
- g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

(4) 防災訓練への参加

住民は、防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるように努める。

(7) 非常持ち出し袋の準備

各家庭では、避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、防災ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

(4) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 避難場所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、**平時**から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、避難場所の指定に際しては、次に掲げる事項に留意する。

- ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮する。
- イ 避難場所の安全性に特に配慮する。
- ウ 定められた避難場所が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所をあらかじめ定めておく。
- エ 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意する。
- オ 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ学校内において避難場所として使用する場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。
- カ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域にお

いても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。

キ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、必要に応じてあらかじめ指定するなど体制の整備に努める。

ク 災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

【資料 21】 避難施設

(2) 隣接市町村との相互協力体制の構築

市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議する。

(3) 避難場所の環境整備

市は、指定した避難場所について環境整備を推進し、安全性や居住性の向上に努める。

ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害 救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

イ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不适当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

オ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

カ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

キ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

ク 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

ケ 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

- コ 避難所の感染症対策については、第2章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。

- ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴・洗濯設備、乳児用粉ミルク・液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、感染症対策のためのマスクや消毒液など、避難生活に必要な物資等の備蓄・確保に努めるものとする。

また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

- セ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- ソ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

- タ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

- チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

- ツ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

- テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- ト 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

- ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ヌ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- 【資料 30-24】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）有倫会 洗心荘）
- 【資料 30-25】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（医）研成会 白寿荘）
- 【資料 30-26】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（株）ツイ ツイ・サンイン岡谷）
- 【資料 30-27】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 さわらび）
- 【資料 30-28】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 岡谷和楽荘）
- 【資料 30-29】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）サ・ビ・ジョーン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷）
- 【資料 30-30】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）共立福祉会 ケアハウス高尾）
- 【資料 30-56】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（株）和が家 おはな和が家）
- 【資料 30-57】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（TPR トータルサービス（株） さわやか絹の郷信州おかや）
- 【資料 30-58】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 松風）

3 住宅の確保体制の整備

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制の整備に努める。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制の整備に努める。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地の選定を行う。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備に努める。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制の整備に努める。
- (6) 他の自治体において災害が発生した場合、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制の整備に努める。
- (7) 岡谷建設事業協同組合及び岡谷市水道事業協同組合やプレハブ供給メーカーと協力体制の構築に努める。

4 学校における避難計画

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）においては、多数の幼児及び

児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し、学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画

ア 学校長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては岡谷市、岡谷警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 災害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達方法
- (ロ) 市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難誘導方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ニ) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (リ) 災害後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長及び園長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校においては、施設・設備の点検管理について、以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

学校においては、二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。このため、学校においては、消防法に基づく防火管理者を選任し、日常の火気管理、消防設備の適切な維持、消火・避難訓練などを実施する。

ア 日常点検は、防火管理者が実施し、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消防設備士または消防設備点検資格者により、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検するとともに、点検報告書を消防署長へ報告する。また、電気設備に関しても、電気主任技術者等による定期点検を実施する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護

者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教職員の対処、行動を明確にする。

(イ) 全職員が共通理解すると共に、個々の分担を明確にする。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応する。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応する。

(5) 私立幼稚園等の指導

私立幼稚園及び児童館については、学校の対策に準じて整備するよう指導する。

5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

イ 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第 1 2 節 孤立防止対策

危機管理班・秘書広報班・各地区班・社会福祉班・介護福祉班・
商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班

第 1 基本方針

本市の地形は、北部から西部にかけて山地が連なり、平地は諏訪湖周辺及び天竜川沿いに広がっている。天竜川の橋梁が被災した場合や国道・県道などの主要幹線道路が冠水等で被災した場合、諏訪湖南岸地区や天竜川沿いの川岸地区では孤立化する可能性が高くその対策が重要である。

第 2 主な取組み

- 1 市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 市は、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 市及び区は、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客について、**平時**から把握しておく。
- 4 市及び区は、救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、**平時**から地域住民の間で準備する。
- 5 市は、孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努める。

第 3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 防災行政無線等の整備

市は防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、移動用携帯無線機等の整備により、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

同報系防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、難聴地域の改善のため、屋外拡声子局の増設や高性能スピーカーなどの整備を計画し、市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。

また、移動系防災行政無線のデジタル化を推進する。

(2) アマチュア無線の協力確保

孤立地域の通信途絶に際し、アマチュア無線の活用が図れるよう、岡谷アマチュア無線クラブ等の協力体制を確立し状況把握に努める。

2 災害に強い道路網の整備

山間地等の孤立化が懸念される地域への連絡路となる市道等について、代替ルートの有無等の地域条件を考慮し、道路整備を推進する。

3 要配慮者の把握

市は、各区等と連携して、個人のプライバシーに十分配慮しながら、**平時**の行政活動を通じ、優先して救護すべき要配慮者の実態を把握する方策を検討する。

4 自主防災組織の育成

市は、第 33 節「自主防災組織等の育成に関する計画」に基づき、自主防災組織の育成を推進する。また、地域の住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域ごとに最低 1 箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう立地条件の検討や施設の更新にも配慮する。

6 備 蓄

(1) 備蓄品の分散配置

避難場所となる支所及び小中学校体育館については、孤立化に備えて食料品等の備蓄をする。

(2) 住民による備蓄

孤立が予想される地域の住民は、平時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。

第 1 3 節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画

危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間（孤立予想地域にあつては最低 1 週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

- 寝具（タオルケット・毛布・エアーマット・段ボールベッド等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレトイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

（必要量）

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、各市町村の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

【資料 3 0】県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号）

第 2 主な取り組み

- 1 住民が発災直後から最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料、生活必需品の供給について、県や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録の他、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することに努めるものとする。

- 4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 6 市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 食料品、生活必需品の備蓄・調達の整備

(1) 【市が実施する計画】

ア 平成 25・26 年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、市町村保健衛生部署管理栄養士等の関与の下、市町村地域防災計画等で定めるものとする。

イ 食料品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号）に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。

ウ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。

エ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

オ 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

カ 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

キ 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

ク 災害時における各種協定に基づき連携を強化する。

ケ 各市町村において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。

コ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。

【資料 23】非常備蓄品

(2) 【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

(3) 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品、生活必需品の供給体制の整備

(1) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

(2) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

(3) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。

- (4) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

【資料 30-1】 長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（J A 信州諏訪）

【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（生活協同組合コープながの）

【資料 30-33】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）

【資料 30-54】 災害時における物資供給に関する協定書（(株) プラスワン）

【資料 30-55】 災害時における物資供給に関する協定書（(株) ケーヨー）

【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人 コメリ災害対策センター）

【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

第 1 4 節 給水計画

危機管理班・水道班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

飲料水の備蓄は、配水池等の既存水道施設の耐震化の推進により、水道貯留水確保に努めるほか、プール等予備的水源の活用体制を整備し、非常時の飲料水確保に備えるとともに、給水車・給水タンク等の確保により、飲料水の供給に備える。

また、被災していない地区や他の市町村(水道事業者及び水道用水供給事業者等を含む。以下同じ。)による応急給水により飲料水の確保を図る。

このほか、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

【資料 3 0】県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性(令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号)

第 2 主な取り組み

- 1 市は、水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 市は、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立するとともに、関係業者との協定の締結を推進する。
- 3 岡谷市水道事業協同組合及び飲料水の提供について締結している協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 水道施設の整備

市内には 2 5 箇所の配水地があるが、災害に備え容量の増強、緊急遮断弁の設置、自家発電の整備など、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を推進する。

(2) 飲料水の備蓄

飲料水を備蓄し、必要に応じて更新する。飲料水等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。

(3) 生活用水等の確保

ア 市は、市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。

イ 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。

ウ 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。

エ 県及び住民が実施する事項に対する協力、支援を行う。

(4) 住民が実施する計画

ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

市は、給水タンク 2 基を整備しており、緊急時にはこれらにより供給を行う。市独自での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の支援を要請する。

- (1) 給水車の整備及び民間の給水車（タンク）の応援体制の整備
- (2) 給水タンク、ポリタンク、ポリ袋などの整備
- (3) 浄水器、ろ過機等の整備
- (4) 風水害による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行い運行計画の策定、給水体制の確立を図る。
- (5) 岡谷市水道事業協同組合と連絡を密にし発災時の応急措置等の体制を確立する。

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株）

第 1 5 節 危険物施設等災害予防計画

施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、飛散、爆発、火災などにより、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 放射性物質使用施設、火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第 3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 危険物施設の現況把握

諏訪広域消防本部の協力を得て、危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める。

【資料 23】危険物施設

(2) 規制及び指導の強化

ア 諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 諏訪広域消防本部は、既設の危険物施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 諏訪広域消防本部は、立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(3) 自衛消防力の充実

諏訪広域消防本部は、緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(4) 化学的な消火、防災資機材の整備

諏訪広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

諏訪広域消防本部は、近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力を確立するよう、危険物施設の管理者等へ指導を行う。

(6) 警察との連携

諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置または変更の許可をした際は、必要により警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

(7) 岡谷警察署

岡谷警察署は、諏訪広域消防本部と連携し、危険物施設の実態を把握するとともに、情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

2 放射性物質使用施設、火薬類施設等災害予防計画

放射性物質使用施設、火薬類施設における災害の発生及び拡大を防止するため、対象施設管理者、関係機関等との連携を強化し、次の予防対策を推進する。

(1) 所管する放射性物質使用施設、火薬類施設の把握

(2) 対象施設管理者、関係機関との連絡体制の整備

(3) 救助・避難体制の整備

(4) 防災用資機材の整備

3 高圧ガス、液化石油ガス施設等災害予防計画

高圧ガス、液化石油ガス施設等に対して、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により、従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。このため消防班は、諏訪広域消防本部の協力を得て次の対策に努める。

(1) 施設の所在等、現況の把握に努める。

(2) 県及び関係機関と協力し、災害予防対策を確立する。

(3) その他の事項は、県地域防災計画に準ずる。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 諏訪保健福祉事務所

諏訪保健福祉事務所は、毒物及び劇物取締法に基づく、毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び届出を要する業務上取扱者に対して、災害防止のため指導する。

(2) 岡谷警察署

岡谷警察署は、毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

第 16 節 電気施設災害予防計画

施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に予防対策を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 電力事業者は、地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 電力事業者は、災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 電力事業者は、関係機関との連携について、平時から体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

- (1) 電力事業者は、災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。
- (2) 電力事業者は、水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐震設計を行う。

2 職員の配置計画

電力事業者は、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

- (1) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧活動について、関連業者と契約して体制を整備しておく。
- (2) 市及び電力事業者は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去の災害の災害実情を把握し実践的な訓練を実施するとともに、平時より連携を図る。
- (3) 電力事業者及び市は、平時より情報提供体制を整え連携を強化する。

【資料 30-21】災害時における電設関係応急措置に関する協定書（岡谷市電気工事業組合）

【資料 30-59】災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

（中部電力（株）電力ネットワークカンパニー諏訪営業所）

第 17 節 都市ガス施設災害予防計画

消防班・土木班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

災害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第 2 主な取組み

- 1 都市ガス事業者は、橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 都市ガス事業者は、宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 都市ガス事業者は、二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。
- 4 都市ガス事業者は、大規模災害（風水害、地震）を想定したマニュアル整備をするとともに、定期的に見直しを行う。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

都市ガス事業者は、橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検を実施する。

2 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時には直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行う。

3 関係機関との連携

(1) 都市ガス事業者は、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(2) 都市ガス事業者及び市は、**平時**より情報提供体制を整え連携を強化する。

(3) 都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

ア (社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

イ (社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
「東京パイプライン事故対策要領」

第 18 節 上水道施設災害予防計画

水道班・関係機関

第 1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化、耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

市は、水道施設の整備のために以下を実施する。

ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。

イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

ウ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

エ 復旧資材の備蓄を行う。

オ 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した水道管路図等の整備を行う。

カ 管路の耐震化を行う。

キ 浄水場の耐震診断を行い、必要に応じ補強工事を行う。

ク 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。

ケ 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

コ 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

サ 予備電源の確保を図る。

2 岡谷市水道事業協同組合

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、豪雨災害等の災害実情を把握し実践的な訓練を実施するとともに、関係機関との連携について平時からの体制を整える。

【資料 30-15】災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

第 19 節 下水道施設災害予防計画

土木班・水道班・関係機関

第 1 基本方針

下水道（汚水、雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、風水害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。このため、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第 2 主な取組み

- 1 市は、緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 市は、緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 市は、下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 4 市は、管渠の系統の多重化を図る。

第 3 計画の内容

1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 市は、災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (2) 市は、対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。
- (3) 市は、復旧体制について、諏訪建設事務所、(財)長野県下水道公社南信管理事務所、他の市町村との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

市は、緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

3 下水道施設台帳の整備・拡充

市は、下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また台帳のデータベース化を図り、確実に、データの調査、検索等ができるように備える。

4 管渠の系統の多重化

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

【資料 30-15】災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

第20節 通信・放送施設災害予防計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は、緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 市は、通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 市は、通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局（消防無線、警察無線等）を選定しておくこととする。

2 岡谷市通信施設等災害予防

(1) 防災行政無線

住民への情報伝達手段として防災行政無線を市内49箇所に整備したほか、移動用携帯無線機、難聴地域の対策として防災ラジオを導入している。

防災行政無線については、災害時に備え定期保守点検や耐震性などの災害予防対策を図る。

(2) 通信機器

庁内通信設備及び電算室の設備の転倒防止、揺れ止め等の処置を行う。

【資料12】岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

3 岡谷市行政チャンネル

災害時には岡谷市行政チャンネルにおいて災害情報を伝達するとともに、災害緊急放送に関する相互協定を締結しているエルシーブイ㈱と平時から協力体制を確立し、メンテナンスなど災害予防対策を図る。

4 電気通信施設災害予防

通信事業者は、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めることとする。

(1) 被災状況の早期把握

市及び通信事業者は、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化するとともに、情報連絡の強化も図る。

(2) 電気通信設備等の高信頼化

各機関は、電気通信設備とその附帯設備には、必要な耐水、耐風、耐雪、耐震および耐火構

造化を行う。

(3) 電気通信システムの高信頼化

- ア 通信事業者は、主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- イ 通信事業者は、主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ 通信事業者は、通信ケーブルの地中化を推進すること。
- エ 通信事業者は、主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

(4) 災害対策機器の配備

- ア 通信事業者は、通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。
- イ 通信事業者は、災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込み等に迅速に対応できるよう緊急受付窓口体制を確立する。

5 道路埋設通信施設災害予防

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第 2 1 節 鉄道施設災害予防計画

商業観光班・関係機関

第 1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、震災の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第 2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 東日本旅客鉄道㈱

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

2 岡谷市

市及び東日本旅客鉄道㈱は、電車の不通により生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、平時から情報連絡の強化を図る。

第２２節 災害広報計画

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第１ 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を推進する。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第２ 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３ 計画の内容

１ 被災者及び住民等への情報の提供体制の整備

(1) 広報手段の整備

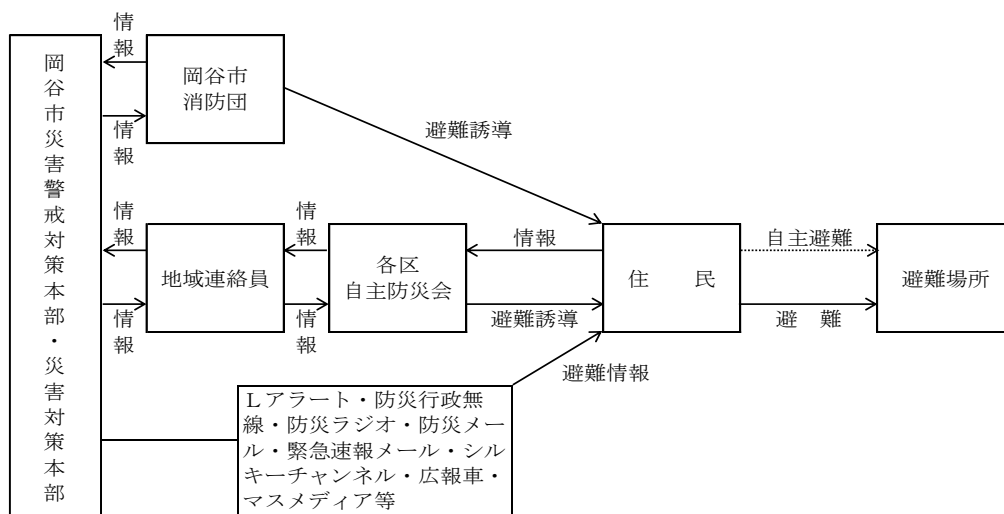
ア 現状の広報手段

- (ア) 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請
- (イ) 広報紙、チラシ等の印刷物の発行配布
- (ロ) 広報車等の機動力による現地広報
- (ハ) 防災行政無線、防災ラジオ、岡谷市LINE公式アカウント、メール配信@おかやによる広報
- (ニ) Lアラート（災害情報共有システム）、市のホームページ、岡谷市行政チャンネルによる広報
- (ホ) 自主防災会による現地広報

イ 広報手段の整備

第３節「情報の収集・連絡体制計画」との整合を図り実施する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(2) 広報文の事前検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別毎に次の場合を想定して、わかり易い広報文を作成す

る。

ア 災害の発生が予知又は予想される場合

イ 災害が発生した場合

ウ 応急対策活動が実施された場合

(3) 被災者及び住民等への情報の提供体制

ア 問い合わせ窓口の設置

市は、被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が対応できるよう体制の整備を図る。

イ 岡谷市行政チャンネル、ケーブルテレビ等の活用

市は、岡谷市行政チャンネルのほかエルシーブイ㈱の協力を得て、テレビジョン、FMラジオを活用し、地域に密着した情報提供の充実を図る。

ウ 市のホームページ等の利用

市のホームページ等を利用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制を整備する。

エ 大規模災害ラジオ放送協議会の活用

県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。

オ 伝言サービスの利用

NTT株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

カ 臨時災害放送局の開設

大規模災害時において、住民への情報伝手段として協定に基づく臨時災害放送局の開設が適切と判断した場合に、エルシーブイ㈱の協力を得て臨時災害放送局を円滑に開設するための体制を整備する。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 広報窓口の一本化

市は、取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(2) 放送要請体制の整備

市は、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。

【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ㈱）

【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）

第23節 土砂災害等の災害予防計画

危機管理班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者

第1 基本方針

本市はその地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えている。これら土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取り組み

土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点から危険箇所の土地に法律に基づく指定、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進を要請するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図るとともに、要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域について防災対策の推進を図る。

また、長野県の災害に強い森林づくり指針の基本方針に沿い、県と連携し適地適木・適正管理による災害に強い森林づくりに努める。

第3 計画の内容

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

【資料16】社会福祉施設等

1 地すべり対策

(1) 地すべり危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

市は、防災関係機関等と連携して、地すべり危険箇所の実態把握に努め、地域住民に周知する。地域住民は地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

イ 危険箇所の巡視等

市は、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、地域住民及び関係機関と協力し、危険箇所の巡視や排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これからの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知する。

(3) 地すべり防止区域の巡視等

ア 地すべり防止工事の要請

市は、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止工事を必要とする箇所については、早急な実施を県に要請する。

イ 地すべり防止区域の巡視等

市は、地すべり防止区域のうち、県によりおおむね対策工事が完了した地区については、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行う。

(4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費及び、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。

2 山地災害危険地対策

市は、必要に応じて、山地災害危険地を森林法に基づく保安林に指定と保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

3 土石流対策

(1) 危険箇所等の周知

市は、関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民に周知する。地域住民は土石流危険渓流及び警戒避難に関する知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これからの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について整備を推進する。

(3) 砂防事業の推進

市は、災害発生の危険度や人家の状況等を考慮し、必要により砂防指定区域への指定を県に要請し、砂防事業の推進を図る。

(4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限

ア 市及び県は、建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 市及び県は、勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費及び、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

市は、関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域の地域住民に周知する。地域住民は急傾斜地危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロールを実施し情報の収集を図るとともに、周知方法等について定める。

(7) 市は、崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示を行えるような伝達方法等について避難計画を確立する。

(4) 市は、避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これからの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の推進

市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を必要とする箇所については、急傾斜地崩壊防止区域の指定及び急傾斜地崩壊防止工事の早急な実施を県に要請する。

- (4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費及び、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。
- (5) 農業用排水路について危険箇所を調査し「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

【資料 31】土砂崩壊危険箇所

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域対策

- (1) 市は、防災マップの配布、出前講座等の開催の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者、従業員等に対して、土砂災害警戒区域の周知を図る。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、市、地域住民等の協力を得て、避難誘導、搬送体制の整備を図る。
- (3) 市は、土砂災害警戒情報が発令された場合は、防災行政無線、防災ラジオ、[岡谷市LINE公式アカウント](#)、[メール配信@おかや](#)、行政チャンネル、電話、FAX等のほか、地元自主防災会による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報伝達体制の整備を図る。

【資料 16】社会福祉施設等

【資料 17】医療機関

6 土砂災害警戒区域等の対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する。

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を構ずるものとする。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、自主防災会及び住民に周知する。
 - イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、行政チャンネル、電話、FAX等のほか、地元自主防災会による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報伝達体制の整備を図る。

第 2 4 節 防災都市計画

企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・都市計画班

第 1 基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第 2 主な取組み

- 1 市街地における火災の延焼を防止するため、準防火地域内の建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 都市施設の整備を推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第 3 計画の内容

1 準防火地域の指定

市は、都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を準耐火構造とし、不燃化を図る。

2 建築基準法第 2 2 条区域の指定

準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根等の不燃化を図る。

3 防災空間の整備拡大

- (1) 市は「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (2) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

4 市街地開発事業による都市整備

- (1) 市は、木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、必要に応じて市街地開発事業を推進する。
- (2) 市は、必要に応じて、国土利用計画岡谷市計画を見直す。

第 2 5 節 建築物災害予防計画

消防班・都市計画班・生涯学習班・施設管理者

第 1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第 2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第 3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 公共建築物の対策

市は、公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

(2) 一般建築物の対策

市は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うとともに、住民に対し保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(3) 建築物の所有者の対策

- ア 建築物の所有者等は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- イ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

(1) 崖地の崩壊等

市は、出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、安全性の確保を図るための指導及び啓発を行うとともに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

(2) 建築物の所有者の対策

建築物の所有者等は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

市は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (4) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平時より連携を強化する。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のため、関係機関に連絡のうえ、事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害予防

(1) 都市計画街路の整備

市は、計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

(2) 既存道路の対策

ア 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に配慮しながら計画的に道路整備を実施する。

イ 橋梁については、橋梁取付部の強化等耐震性に配慮しながら計画的に整備を行う。

ウ 第9節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路、地区の孤立防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対策を実施する。

2 農道、林道及び橋梁の災害予防

(1) 危険箇所の把握

市は、定期的にパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

(2) 農道、林道の改良

市は、計画的な農道、林道の改良等を実施する。特に林道については、法面の崩壊防止対策、地すべり対策等を実施する。

3 関係団体との協力体制の整備

(1) 道路管理者等との協力体制

市は、国、県及び中日本高速道路(株)の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

(2) 建設業協会等との協力体制

災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により岡谷市建設業協同組合との協力体制を図る。

(3) 情報共有体制の整備

災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が状況共有できる体制の整備に努める。

4 危険防止のための事前規制

- (1) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

- (2) 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第 2 7 節 河川施設・ため池等災害予防計画

危機管理班・農林水産班・土木班

第 1 基本方針

河川施設等は、災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに点検、整備等を行い安全の確保に努める。

また、豪雨等により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく下流域の人家や公共施設等に甚大な被害が生じる恐れがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第 2 主な取組み

- 1 堤防や河道の点検を定期的に行い、洪水等に対しての安全性の向上を図るため、施設の補強及び維持管理に努める。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 3 浸水想定区域の公表及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の施設の情報伝達及び避難体制の確保に努める。
- 4 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害をあたえるおそれのある防災重点農魚用ため池を優先して対策に取り組む。
- 5 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から修繕等を実施する。
- 6 豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

【資料 3】水防警報指定河川

【資料 4】水位情報指定河川

【資料 5】河川

【資料 6】重要水防区域

【資料 7】水防上重要な水門の操作

【資料 9】ため池

【資料 16】社会福祉施設等

第 3 計画の内容

1 河川施設災害予防

市は、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、特に注意を要する地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工等の検討を行い、災害に備える。

2 流域治水対策

(1) 水門等の管理体制の整備

市は、関係機関と連携し、水門等の適正な管理により水害予防に努める。

(2) 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制するため、長期的な視野に立った治水対策の検討を行う。

ア 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討

イ 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設促進

3 河川氾濫に対する要配慮者利用施設等の避難対策

(1) 情報の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場及び地下街等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）、警戒避難体制の確立等防災体制の整備を確立する。

(2) 防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡、通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(3) 施設管理者が実施する計画

浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場、地下街等の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成する。

4 ため池災害予防

(1) ため池台帳の整備

市は、ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告する。また、ため池管理者との緊急連絡網を作成する。

ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(2) 応急資材の整備

市は、豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するなど、必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備し、応急対策に備える。

(3) ため池管理団体の対策

ア 緊急連絡体制の整備

ため池管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

イ 巡回点検の実施

ため池管理団体は、適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、市に点検結果を報告する。

第 28 節 農林水産物災害予防計画

農林水産班・関係機関

第 1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒伏・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想されるため、予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 市は、農業農村支援センター等に協力して農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知する。
- 2 農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

第 3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

- (1) 市は、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 関係機関は市と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (3) 住民は、農作物等災害指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

- (1) 健全な森林づくりの推進
適正な森林管理は、保水機能の確保や山地災害の防止等、重要な防災機能を果たすため、市は、県、諏訪森林組合等関係機関等と連携するとともに、災害に強い森林づくりに努める。
- (2) 林産物生産・流通施設等の安全対策
市、県、関係業界は連携をとり、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言し、機械、施設の固定化、補強等の安全対策を普及する。

3 関係団体との協力体制の整備

市は、国、県等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

第 2 9 節 二次災害の予防計画

危機管理班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第 2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 3 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第 3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

市は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 諏訪広域消防本部が実施する危険物関係の計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する危険物関係の計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 防災応急対策用資機材等の整備
- ウ 自衛消防組織の強化促進
- エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(3) 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年 1 回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (一社)長野県LPガス協会が実施する計画

災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画

ア 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

イ 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

イ 防災応急対策用資機材等の整備

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 情報収集体制の整備

市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第30節 防災知識普及計画

全機関

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力向上が不可欠である。

このため、市は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

市は、発災時における行動の仕方、どのような危険があるか、応急対策をどうするか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を図る。

(1) 知識普及の方法

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市行政チャンネル、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

① 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

② 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備

③ 災害による家屋の損害を補償する保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

④ 警報等や、避難指示等の意味や内容

⑤ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

⑥ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

⑦ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

⑧ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
⑨ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

⑩ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

⑪ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識

⑫ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

⑬ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識

⑭ 正確な情報入手の方法

⑮ 要配慮者に対する配慮

⑯ 男女のニーズの違いに対する配慮

⑰ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

⑱ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

⑲ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

⑳ 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識

㉑ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。

㉒ 避難生活に関する知識

㉓ **平時**から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法

㉔ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について

㉕ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

㉖ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

① 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

(ア) 避難の確保を図るため必要な事項

(イ) 浸水想定区域内の地下街等

(ウ) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

② 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

(ア) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(ウ) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

- ③ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。
- ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- エ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- オ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。
- コ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- サ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- シ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 家庭における防災知識普及の推進

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、各家庭において防災に関する話し合いを定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

- ア 避難路、避難所の確認
- イ 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - ① 避難場所への立退き避難
 - ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- ウ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）

- エ 災害時の連絡方法
- オ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- カ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- キ 備蓄食料の更新（一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）
第13節「食料品・生活必需品の備蓄・調達計画」参照
- ク 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- コ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- サ 避難生活に関する知識

(3) 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

(4) 関係機関における防災知識普及

ア 諏訪広域消防本部は、普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

イ 日本赤十字社長野県支部岡谷市赤十字奉仕団は、地域住民の防災・減災に関する知識・意識・技術の普及向上を目的とした事業を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。このため、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(1) 市所管の施設

市所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

(2) その他の施設

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）において、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。また、幼稚園に対しては、学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。

(1) 防災訓練の実施

学校においては、大規模災害にも対処できるように市、その他関係機関と連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(3) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項

等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮

(4) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(1) 普及する事項

- ア 気象に関する一般的な知識
- イ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員が果たすべき役割
- エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後風水害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら防災教訓の伝承に努めるものとする。

第 3 1 節 防災訓練計画

危機管理班・消防班

第 1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノティーのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災者の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 年 1 回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第 3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 災害対応図上訓練

市は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対応図上訓練を行う。

ア 実施時期

水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（8月30日～9月5日）に合わせて実施する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

(2) その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。住民、企業等は、市及び関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ア 水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

イ 消防訓練

消防班は、諏訪広域消防本部及び岡谷市消防団と連携し、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

ウ 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は

関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

エ 通信訓練

市は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

オ 避難訓練

市は、災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

キ 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

ク 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結市町村間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

ケ 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる事後評価を行う。

(1) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努め、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

3 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県と市の分担を互いに調整し、連携して訓練を実施する。

第32節 災害復旧・復興への備え

全機関

第1 基本方針

地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備の充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

市は次に掲げた項目について実施するものとする。

- (1) 災害による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など、広域処理体制の整備に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。
- (3) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(6) 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、適正な見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行なう必要がある。

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市において保管している地籍図、家屋図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書

士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討をする。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

危機管理班・消防班

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、避難誘導、救出・救護、炊き出し、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。地域における自主防災組織の組織的な活動により、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織の組織化を促進する。
- 2 平時、発災時の自主防災組織の活動内容の明確化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 自主防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織の単位

区及び事業所等を単位とする。

(2) 自主防災組織の編成

地域の実情に応じた組織の編成が望ましいが、概ね次の事項について定める。

- ア 組織の名称
- イ 規約又は要綱
- ウ 活動内容
- エ 任務分担及び責任者

3 自主防災組織の活動内容

(1) 平時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災マップの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達

- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救助等の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

4 活動環境の整備

市は、自主防災組織防災資機材購入費等補助金交付要綱に基づき、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動拠点としての整備を進める。

5 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。

市は、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施する。また、災害対応においては、女性の果たす役割が大きいことを認識するとともに、男女共同参画の視点から、女性のリーダーとしての活躍や意思決定の場への参画を推進する。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の組織への参画を促進し、組織の活性化を図る。

6 各防災組織相互の協調

市は、自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

7 自主防災組織連絡協議会

- (1) 各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることによりその健全な発展と住民の防災意識を高め、地域の防災体制の確立を図る。
- (2) 自主防災組織と消防団の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第34節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

企画班・地域創生推進班・市民生活班・社会福祉班・関係機関

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO及びNGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織、NPO等との連携・調整を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多様多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

市は、社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

- (1) 平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。
- (2) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (3) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。
また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・

周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 社会福祉協議会と平時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における体制を整えるものとする。

また、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

3 活動拠点

岡谷市ボランティアセンターは、平時はおかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）岡谷市社会福祉協議会内に置き、災害時には文化会館を活動拠点として受け入れ体制の整備を図る。

平 時	おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ） 岡谷市長地権現町四丁目 11 番 50 号 電 話：0266-24-2290 F A X：0266-24-2291	災 害 時	岡谷市文化会館（カノラホール） 岡谷市幸町 8 番 1 号 電 話：0266-24-1300 F A X：0266-24-1412

4 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

災害時の広範なボランティア活動に際し、総合的かつ組織的な活動を行っていく上では、各団体がボランティア活動について各々の活動分野、能力等について事前把握を行い、団体間の連携・協力体制の強化を図っていくことが必要である。

市は、長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO、登録被災者援護協力団体等と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

5 ボランティアコーディネーターの養成

災害時の広範かつ多量にわたる被災者のボランティアニーズを的確に満たすためにはボランティアを適時適切に配置する等、ボランティア活動の総括的かつ効果的な運用を図る調整業務が必要となる。

市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第 3 5 節 災害対策基金等の積立及び運用計画

企画班・地域創生推進班・財政班

第 1 基本方針

市は、基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた災害応急対策等の諸施策を実施するため、基本基金及び財政調整基金の積立に努める。

第 2 主な取組み

- 1 地域防災計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第 3 計画の内容

1 財政措置

災害時に備え、基本基金及び財政調整基金の維持・運営を図る。

2 岡谷市基本基金・岡谷市財政調整基金

地方財政法第 4 条の 4 の規定による場合（処分出来る場合）

- (1) 経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

全機関

第1 基本方針

本市は、台風、集中豪雨等により甚大な被害を受け、また今後においても地滑り等の被害が発生することが予測される。

気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

市・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1 防災アセスメント調査の定期的な実施

市は、社会動向の変化や都市化の進展等、地域条件の変遷に応じ、常に地域の実態に即した災害特性が把握され、また、新たな災害予測技術に基づく、より正確な被害予測等が得られるよう、定期的な防災アセスメント調査の実施を図る。

2 主な研究・調査課題

- (1) テレメータ雨量計、地すべり監視システム等の新たな災害監視技術と連動した予警報システムの構築及び避難体制の整備
- (2) 防災行政無線等、情報伝達体制の整備計画
- (3) 避難場所等、地域の防災拠点の適切な配置、機能分担、施設・設備計画
- (4) 自主防災組織の育成・支援活動計画
- (5) 避難行動要支援者の把握・避難支援計画
- (6) 食料・生活必需品等の備蓄・調達計画

第３７節 企業防災に関する計画

危機管理班・消防班・商業観光班・工業振興班

第１ 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の各種災害に対する強化、予想被害から復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第２ 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３ 計画の内容

１ 現状および課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、泥流などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

２ 実施計画

(1) 市が実施する計画

- ア 企業の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- イ 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 企業が実施する計画

- ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。
- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を即死するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラ

インの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料などの非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第38節 観光地の災害予防計画

地域創生推進班・消防班・商業観光班・関係機関

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 市が実施する計画

- ア 観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- イ 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- ウ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

(2) 関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。
- イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 市が実施する計画

観光地の観光案内所等で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

(2) 関係機関が実施する計画

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図る。

風水害対策編

【第2章】

災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

全機関

(警戒対策本部、災害対策本部設置前は、現行の組織である部課室等名とする。)

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の住民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。市及び関係機関は、防災気象情報を受けた場合は、伝達系統図により伝達活動を行う。

また、住民から災害発生のおそれがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達を行う。なお、県、消防庁、NTT東日本株式会社から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合または自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。その周知にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)、防災行政無線、岡谷市LINE公式アカウント、メール配信@おかや緊急速報メール、シルキーチャンネル、広報車等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うように努めるものとする。

(1) 警報等の種類及び発表基準

ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

【資料24】気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

イ 水防法に基づく警報等

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報、水防活動のために発する警報をいい、長野地方気象台及び水防関係機関より発表され

る。なお、特別警戒水位到達情報は、諏訪建設事務所から通知される。

また、県管理河川洪水予報（諏訪湖）については、諏訪湖の水位及び雨量の積算時間、雨量により県建設部河川課及び長野地方気象台より発表され、県建設部河川課から通知される。

【資料 25】水防法に基づくもの

ウ 消防法に基づく注意・警報等

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときされる通報、また、一般に警戒を促すため発表する警報をいい、長野地方気象台及び市長より発表される。

【資料 26】消防法に基づく注意・警報等

エ その他の情報

(7) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。県から土砂災害警戒情報の発表・解除の通知を受けたときには、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して、府県気象情報の一種として発表する情報をいう。

(7) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

【資料 27】その他の情報

(2) 伝達責任者及び措置

ア 勤務時間中の取扱い

(7) 伝達責任者

注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、危機管理室長とする。

(4) 措置

a 危機管理室長は、受領した警報等を職員に周知するとともに、各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、庁内放送及び内線電話及びサイボウズ掲示板で周知する。

b 各部課等の長は、体制の移行に伴い予想される事態に対して取るべき措置を、関係機関等に伝令するとともに、職員体制を整える。

(7) 基本行動内容

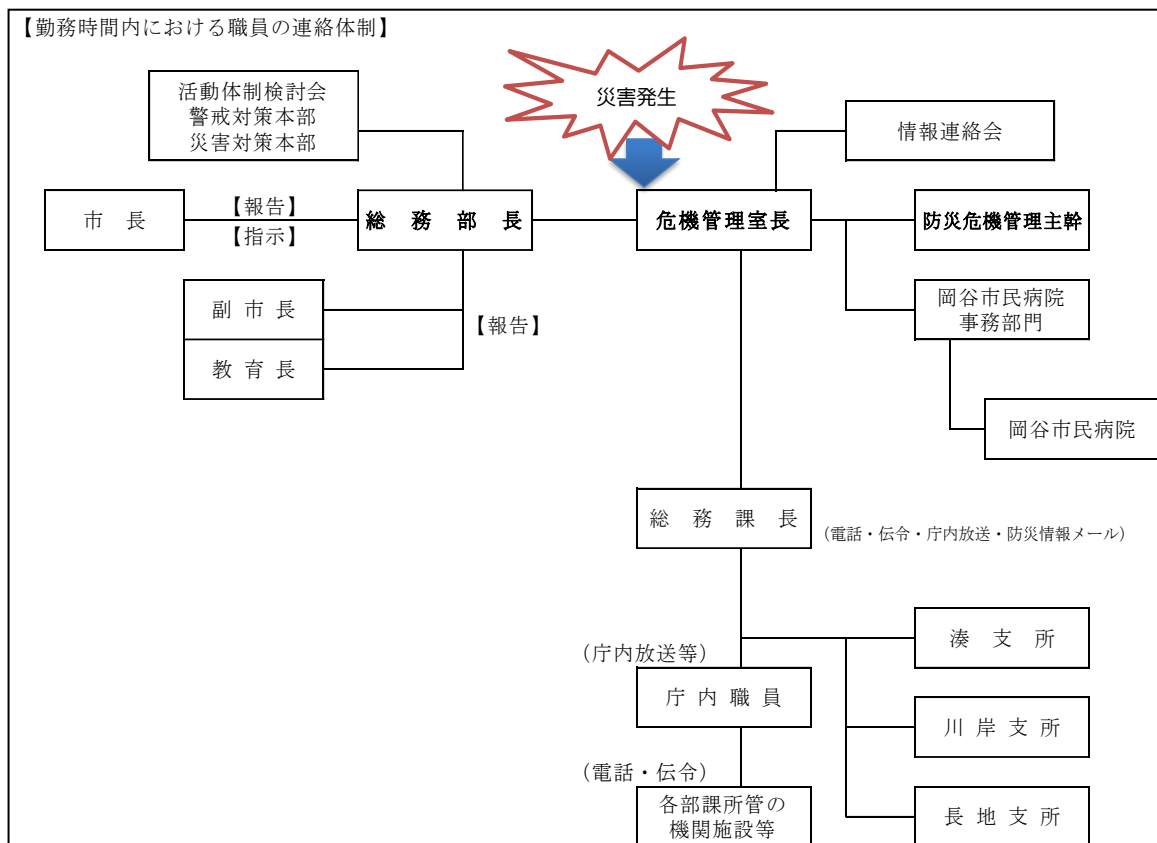
a 突発的な災害が発生した場合、職員は先ず来庁者及び我が身の安全を確保し、来庁者を避難誘導する。

b 来庁者を避難させた後、庁舎施設等の安全点検及び被害状況調査を実施する。

(エ) 出張等の行動

a 市内出張者は速やかに帰庁するか、被害状況により帰庁できない場合は、最寄の各支所及び出先機関施設で待機し自分の所在及び周辺の被害状況を所属長に報告する。帰庁できるまでの間は、各支所及び出先機関施設での応急対策を実施する。

b 市外出張者は直ちに自分の所在を所属長に連絡し指示を仰ぐ。



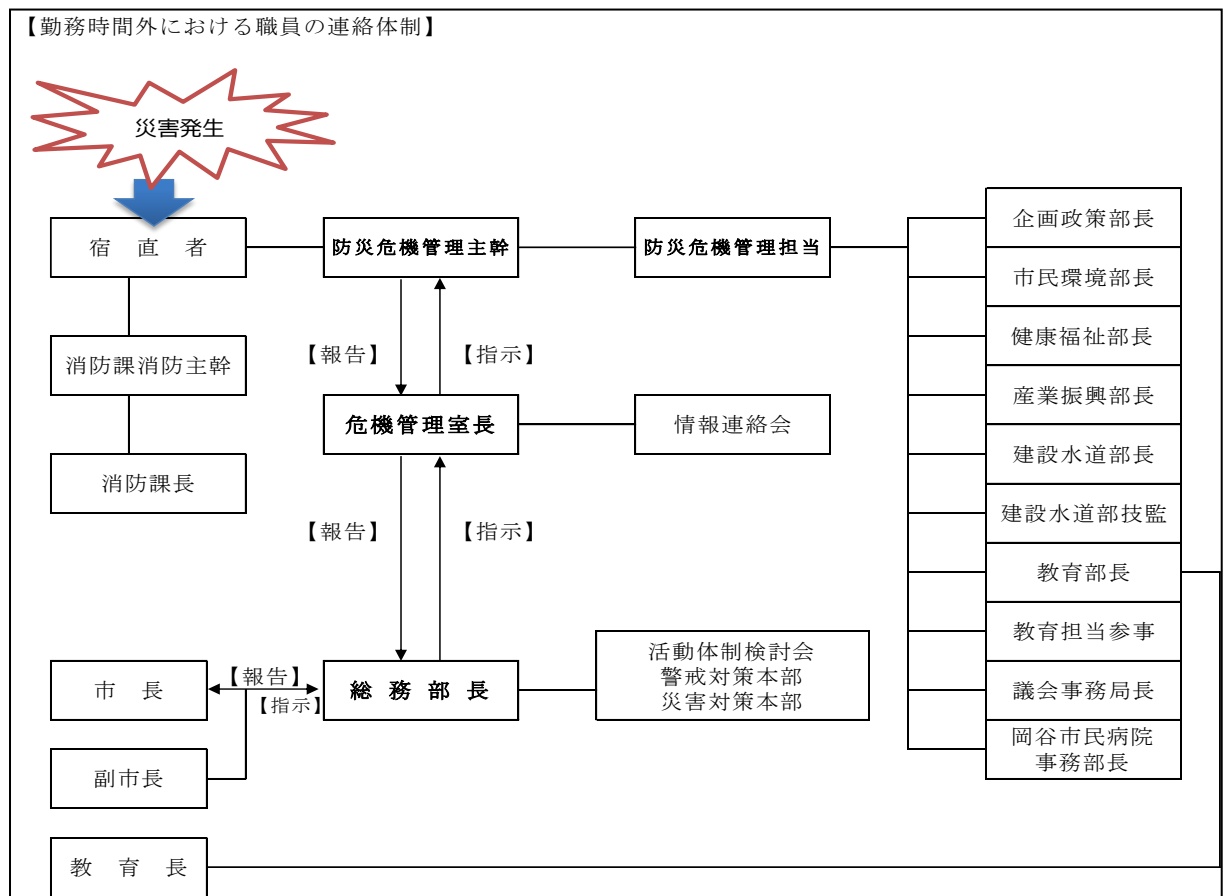
イ 勤務時間外の取扱い

(7) 伝達責任者

勤務時間外及び休日における警報等の伝達責任者は、日宿直者とする。

(i) 措置

- a 日宿直者は、受領した警報等を直ちに防災危機管理主幹に通知する。
- b 防災危機管理主幹は危機管理室長に報告し、危機管理室長は受領した警報等の防災気象情報を判断材料として体制を整える。
- c 各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、緊急動員配置体制連絡網で伝令する。また電話が不通のときには、市内一斉の防災行政無線による。
- d 各部長等までの連絡体制は下記のとおりとし、各部長からは各部作成の連絡体制による。
- d 以下、(イ) bの勤務時間中の取扱いに準じて措置する。

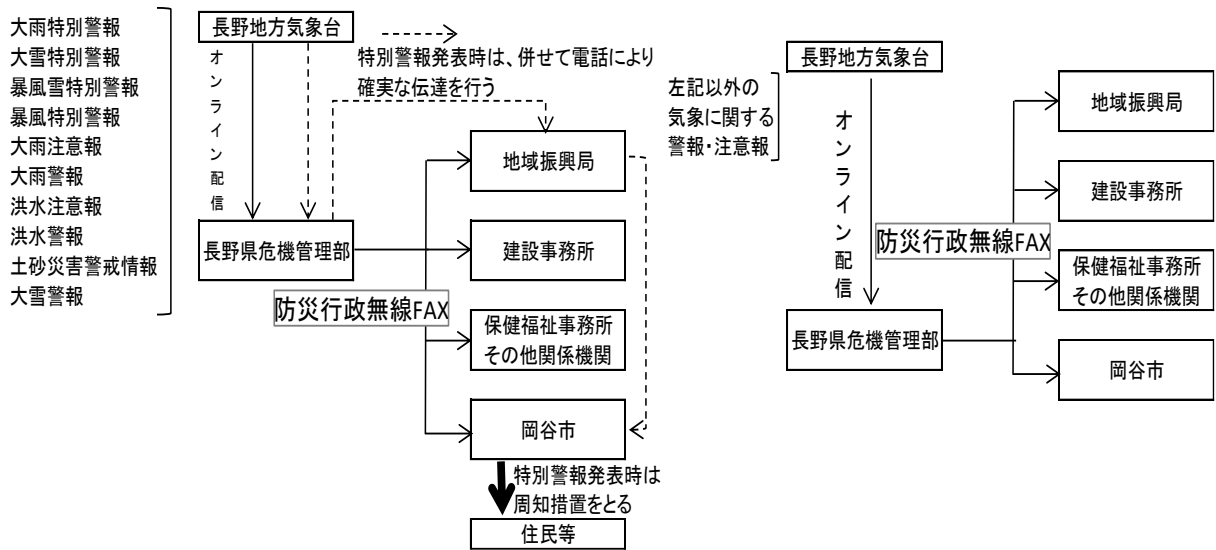


(4) 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 特別警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
県管理河川洪水予報	長野地方気象台 長野県建設部河川課	諏訪湖
水防警報	諏訪建設事務所	諏訪湖岸一円、釜口水門
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	市全域
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	県全域あるいは一部
記録的短時間 大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

警報等伝達系統図



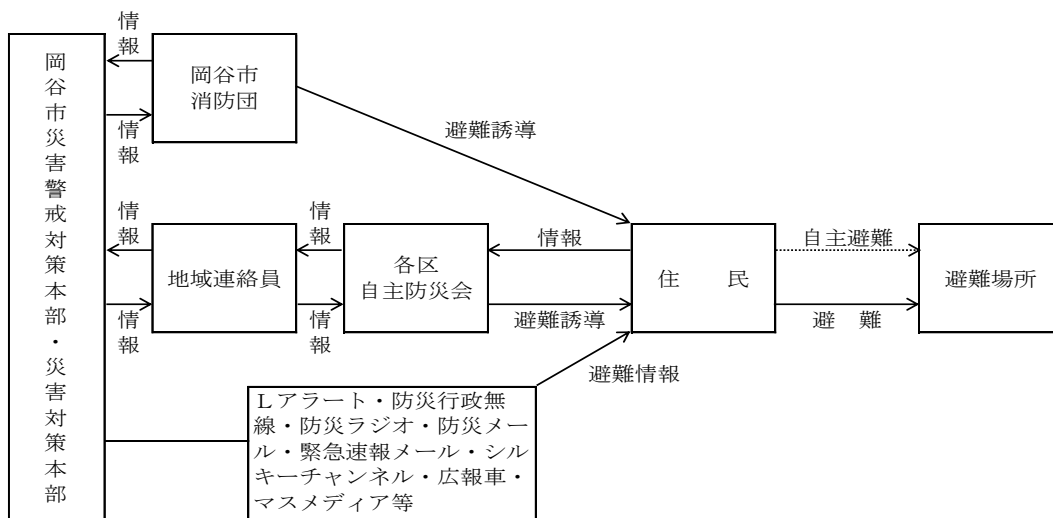
2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

また、区、自主防災組織及び消防団は住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(1) 市が実施する対策

住民の避難誘導にあたり、以下に留意する。

ア 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨

発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

ウ 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

オ 市町村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

カ 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、ホームページ、岡谷市行政チャンネル、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

キ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

ク 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

ケ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

コ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

サ 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

シ 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ス 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

(3) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。また、災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防管理者

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び岡谷警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 異常現象発見時の住民の措置

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常現象を発見した者は、自己又は他人によりその発見場所、状況及び経過等について具体的に市もしくは警察官に速やかに通報するものとする。

イ 通報を要する異常現象

(7) 突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等の気象現象

(4) 河川、池沼の水位の異常な上昇

(5) 水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

全機関

第1 基本方針

災害が発生した場合、関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行うものとする。

第2 活動の内容

1 被害状況の調査及び報告体制

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(2) 災害発生直後の情報（第1次情報）の収集

参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに所属長に報告するとともに、所属長は部庶務担当課長に報告し、部庶務担当課長は危機管理室長に報告するものとする。

ア 情報の内容と報告順位

災害発生直後に収集する情報内容と報告の優先順位は次のとおりとする。

(ア) 人命にかかわる情報

(イ) 災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報

(ウ) 被害状況に関する情報

(3) 被害状況等の調査

ア 調査の分担

被害状況の調査は、次表に掲げる担当班が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

また、連絡系統は各班等で収集した情報を対策本部事務局にも報告する。

市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	担当班	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理班 消防班 地域連絡員	岡谷市消防団 各区自主防災会	諏訪地域振興局
住家の被害	税務班・都市計画班		諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	社会福祉班 介護福祉班 子ども班	施設管理者	諏訪地域振興局
農・林・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林水産班	農業農村支援センター 諏訪湖農業協同組合 諏訪森林組合	諏訪地域振興局
公共土木施設被害	土木班	諏訪建設事務所	諏訪建設事務所
土砂災害等による被害	土木班	諏訪建設事務所	諏訪建設事務所
都市施設被害	都市計画班	諏訪湖流域下水道事務所	諏訪建設事務所
水道・下水道施設被害	水道班		諏訪建設事務所
廃棄物処理施設被害	環境班・施設管理者		諏訪地域振興局
感染症関係被害 医療施設関係被害	健康推進班		諏訪保健所
商工関係被害 ライフライン被害（水道除く）	商業観光班 工業振興班	岡谷商工会議所	諏訪地域振興局
観光施設被害	商業観光班	岡谷商工会議所 岡谷市観光協会	諏訪地域振興局
教育関係被害	教育総務班	施設管理者	伊那教育事務所
文化財被害	生涯学習班	施設管理者	伊那教育事務所
市有財産被害	財政班・施設管理者	施設管理者	諏訪地域振興局
火災即報	消防班	諏訪広域消防本部 岡谷市消防団	諏訪地域振興局 県危機管理部
火災即報（危険物に係る事故）	消防班	諏訪広域消防本部 岡谷市消防団	県危機管理部
所管している施設被害	全班		

イ 被害状況等報告内容の基準及び用語定義

被害の程度区分の判定は、災害救助法の被害認定基準に基づく。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	定 義
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
棟	一つの独立した建物をいう。 ・ 主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟 ・ 2つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟

※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（県災害対策本部）にも連絡するものとする。

(4) 被害報告

ア 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

イ 報告系統

- (7) 災害対策本部設置前においては危機管理室長（災害対策本部設置後においては、本部室）が県（諏訪地域振興局あるいは、危機管理部）に報告する。
- (i) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において諏訪地域振興局等の機関に報告する。
- (v) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。

(5) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、市において円滑な被害調査の実施が困難である場合は、諏訪地域振興局に応援を求める。

イ 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

ウ 直接即報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、市は出先機関を通じて県に報告することを原則としているが、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号消防庁長官）」の直接即報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

2 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動携帯無線器及びアマチュア無線等の活用を図る。必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(1) その他の方法

ア オートバイ、自転車、徒歩等による伝令

第3節 非常参集職員の活動

全機関

第1 基本方針

市は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、地域防災計画（県・市町村）及び受援計画（県・市町村）の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部を設置する。

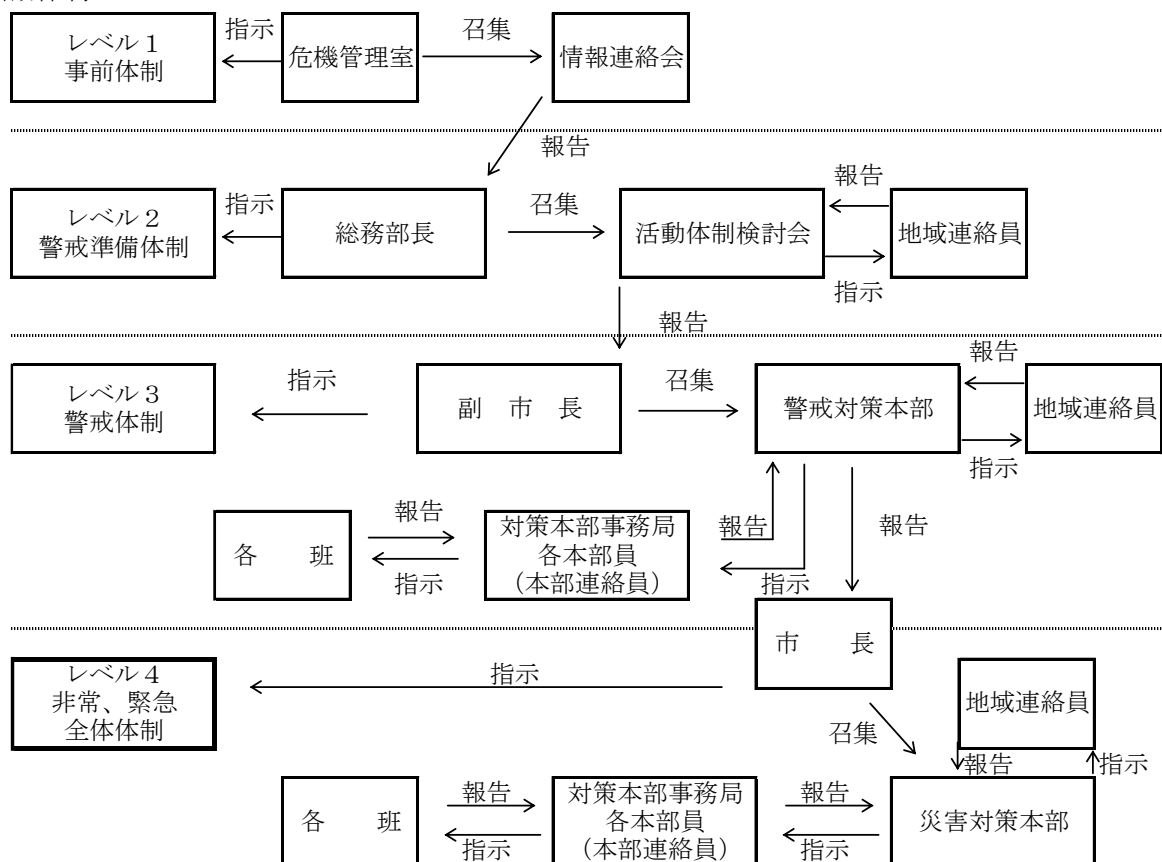
第3 活動の内容

1 職員の活動体制

(1) 体制の基準

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき、所定の職員の動員を行い、活動体制を整える。

活動体制フロー



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

職員の配備区分と活動基準

* 活動体制のレベルに関係なく、必要に応じて部等の長が所属職員2名を指名し、本部事務局の対応に参集することができる。

種類	活動開始基準	活動期間	対 応	庁内体制	参集範囲	住民体制
平 時						
【レベル1】 事前体制	○注意報等の防災気象情報を判断材料として、危機管理室長が必要と認めた時 ○大雨が予想される時 ○市内に震度3の地震が発生した時 ○その他危機管理室長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、危機管理室長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	・危機管理室が情報収集を行う。 気象状況を判断材料として、危機管理室長が必要と認めた時に、情報連絡会を開催し、気象、現地等の情報収集を行う。 状況に応じ職員は参集に備えて連絡の取れる体制とする。	○危機管理室 ○情報連絡会 ・企画課長兼DX推進室長 ・秘書広報課長 ・消防課長 ・農林水産課長 ・土木課長 ・危機管理室長	危機管理室職員 ・左記対応課長が指名する職員 ・管財主幹	○事前体制 気象情報の収集等を行い、心構えを高める
【レベル2】 警戒準備体制	○次の状況下で総務部長が必要と認めた時 (1) 情報連絡会から報告を受けた時 ○市内に震度4の地震が発生した時 ○警戒レベル3高齢者等避難相当の防災気象情報の発表が予想される時 ○その他総務部長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、総務部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	総務部長は必要に応じて活動体制検討会を開催し、活動体制の決定を行う。 活動体制の決定を受け、地域連絡員を各地区に派遣し、必要な情報収集を行う。 他の職員においては勤務時間内は職場待機、勤務時間外は自宅待機若しくは参集に備えて連絡の取れる状態で活動に備える。	○活動体制検討会 ・全部長 ・対策本部事務局課長 ・情報連絡会対応課長 ・対策本部事務局（総務課）	・全部長 ・対策本部事務局課長 ・全支所長 ・情報連絡会対応課長 ・対策本部事務局職員（総務課） ・情報連絡会対応職員 ・地域連絡員	○注意体制 どのように避難するかを確認する
【レベル3】 警戒体制	○次の状況下で副市長が必要と認めた時 (1) 活動体制検討会から報告を受けた時 ○市内に震度5弱の地震が発生した時 ○警戒レベル3高齢者等避難相当の防災気象情報の発表があった時、又はまさに発表が予想される時 ○その他副市長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、副市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	災害警戒時の体制として、副市長は警戒対策本部を設置する。 職員により災害の発生に備えた警戒活動を行う。 他の職員においては勤務時間内は職場待機、勤務時間外は自宅待機若しくは参集に備えて連絡の取れる状態で活動に備える。	○警戒対策本部 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員	・警戒準備体制対応課全職員 ・対策本部事務局職員 ・全課長 ・各部の長が所属の職員から指名する者（本部連絡員） ・各課の長が所属の職員から指名する統括主幹または主幹（副班長） ・教育部（避難所対応職員） ・市民生活課（広報車対応職員）	○高齢者等避難体制 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等は危険な場所から避難、その他の人は避難準備
	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時	左の基準に該当した時から、副市長が配備の必要がないと認めた時、臨時情報が「調査終了」となった時及び他の体制に移行した時まで	情報収集及び伝達（広報含） 災害対策本部の設置準備			地域防災計画第4章南海トラフ地震に関する事前対策活動及び別紙東海地震に関する事前対策活動による
	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時	左の基準に該当した時から、副市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	情報収集及び伝達（広報含） 災害対策本部の設置準備			
【レベル4】 非常体制	○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めた時 (1) 警戒対策本部から報告を受けた時 (2) 災害が発生した時又は激甚な災害の発生する恐れがある時 ○市内に震度5強以上の地震が発生した時 ○警戒レベル4避難指示相当又は警戒レベル5緊急安全確保相当の防災気象情報の発表があった時、又は発表が予想される時 ○その他市長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	災害時又は激甚な災害発生の恐れがある場合の体制として、市長は災害対策本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。	○災害対策本部 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員	・全職員 （会計年度任用職員を含む全職員）	○避難指示体制 全員が危険な場所から避難 ○緊急安全確保体制 命の危険 直ちに身の安全確保
	○岡谷市業務継続計画（BCP）発動時	BCPによる	BCPによる			
	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時	左の基準に該当した時から、市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	災害時又は激甚な災害発生の恐れがある場合の体制として、市長は災害対策本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。 防災関係機関等への伝達、地震防災対策の実施			
	○大規模地震注意情報を知り得た時 【大規模地震情報に基づき政府が準備行動の意思決定を行なった場合】	左の基準に該当した時から、地震災害警戒本部若しくは災害対策本部が設置された時又は地震災害に関する警戒宣言が発令されないことが明らかになった時	市長は地震災害警戒準備本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。 学校の児童生徒及び保育園の園児の引渡し等安全確保対策	地震災害警戒準備本部	・全職員 （会計年度任用職員を含む全職員）	地域防災計画第4章南海トラフ地震に関する事前対策活動及び別紙東海地震に関する事前対策活動による
緊急体制	○大規模地震警戒宣言及び大規模地震予知情報発令時	左の基準に該当した時から、警戒宣言が解除され、地震防災応急対策の事務処理が概ね完了したとき又は地震災害が発生し、災害対策本部が設置された時	市長は地震災害警戒本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。 防災関係機関等への伝達、地震防災対策の実施 応急対策の状況等の報告	地震災害警戒本部	・全職員 （会計年度任用職員を含む全職員）	

※ 防災気象情報：気象注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報、キキクル(危険度分布)、台風情報、地震情報、南海トラフ地震臨時情報等（大規模地震関連情報）、火山情報など

庁内体制

事前体制 レベル1	警戒準備体制 レベル2	警戒体制 レベル3		非常体制/緊急体制 レベル4	
情報連絡会	活動体制検討会	警戒対策本部		災害対策本部	
企画課長兼DX推進室長 秘書広報課長 消防課長 農林水産課長 土木課長 危機管理室長	全部長 企画課長兼DX推進室長 秘書広報課長 地域創生推進課長 総務課長 財政課長 会計課長 消防課長 農林水産課長 土木課長 危機管理室長	本部長 副本部長 本部員 対策本部事務局 各部連絡	副市長 教育長 全部長 対策本部事務局課長 本部連絡員 対策本部事務局職員	本部長 副本部長 本部員 対策本部事務局 各部連絡 関係機関	市長 副市長 教育長 全部長 対策本部事務局課長 本部連絡員 対策本部事務局職員 自衛隊 長野県 岡谷警察署 諏訪広域消防本部 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 公共団体及び防災上 重要な施設の管理者他
上記対応課長が指名する 職員 管財主幹 危機管理室職員	湊・川岸・長地3支所長 情報連絡会対応課職員 地域連絡員 総務課職員 危機管理室職員		全課長 副班長 教育部職員 市民生活課職員 湊・川岸・長地3支所職員 警戒準備体制対応課職員		全職員 (会計年度任用職員を含む)

災害対策本部の組織及び編成

対策本部	部の編成及び部長等		班の編成及び班長等			本部事務局となる職員	本部連絡員となる職員	班員となる職員
	名称	部長及び職務代理者	班の名称	班長	副班長			
本部長 市長	企画政策部・総務部	総務部長	本部事務局	企画班	企画課長	各課の長が所属の職員から指名する統括主幹または主幹		
副本部長 副市長 教育長		企画政策部長		D X 推進班	D X 推進室長			
		(総務課長) (企画課長兼D X 推進室長)		秘書広報班	秘書広報課長			
				地域創生推進班	地域創生推進課長			
				総務班	総務課長			
				財政班	財政課長			
				会計班	会計課長			
本部員				危機管理班	危機管理室長			
		税務班	税務課長					
		消防班	消防課長					
		選管・監査班	選管・監査事務局長					
		湊地区班	湊支所長（兼）					
		川岸地区班	川岸支所長（兼）					
健康福祉部長		長地地区班	長地支所長（兼）					
産業振興部長	市民環境部長	市民生活班	市民生活課長	各部の長が所属の職員から指名する者				
建設水道部長	(市民生活課長)	医療保険班	医療保険課長					
建設水道部技監		環境班	環境課長					
教育部長		健康福祉部長	社会福祉班		社会福祉課長			
議会事務局長 岡谷市民病院 事務部長	健康福祉部	(社会福祉課長)	介護福祉班		介護福祉課長			
			子ども班		子ども課長			
			健康推進班		健康推進課長			
			看護専門学校班		看護専門学校副校長			
			対策本部事務局		産業振興部	(商業観光課長)	工業振興班	工業振興課長
商業観光班	商業観光課長							
ブランド推進班	ブランド推進室長							
農林水産班	農林水産課長							
地域創生推進課長	建設水道部	建設水道部長 建設水道部技監 (都市計画課長)	都市計画班		都市計画課長			
			まちづくり整備班		まちづくり整備課長			
			土木班	土木課長				
			水道班	水道課長				
総務課長 財政課長 会計課長 危機管理室長	教育部	(教育総務課長)	教育総務班	教育総務課長				
			生涯学習班	生涯学習課長				
			スポーツ振興兼国スポ・全障スポ推進班		スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長			
	議会部	議会事務局長 (議会事務局次長)	議会班	議会事務局次長				
			病院部	岡谷市民病院事務部長 (庶務課長)	病院班	庶務課長		

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

岡谷市災害対策本部の組織及び事務分掌（事前、警戒準備、警戒体制もこれに準ずる）

担当部	班名	班長	担当主幹	所 掌 事 務
企画政策部	企画班	企画課長	政策推進	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 3 部の庶務に関する事 4 部内の職員動員及び配備計画に関する事 5 各部の総合調整に関する事 6 災害に関する総合的対策に関する事 7 災害時における情報整理に関する事 8 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 9 自衛隊の派遣要請に関する事 10 情報機器の被害状況調査及び報告に関する事 11 災害時における通信回線、通信機器の確保、運用に関する事 12 災害時における情報機器の確保、運用に関する事
総 務 部			〃	
			〃	
			〃	
			〃	
企画政策部長			〃	
総務部長			全担当	
			行先・公共施設総合管理	
			〃	
			情報・統計	
			〃	
			〃	
	D X推進班	D X推進室長	D X推進	1 来庁者の避難誘導及び室が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 防災行政無線に関する事 4 災害時における情報発信に関する事
(企画課長)			〃	
(総務課長)				
	秘書広報班	秘書広報課長	秘書	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3 姉妹都市協定による応援要請及び応援要員の宿泊施設等の確保に関する事 4 災害見舞視察等の対応調整に関する事 5 義援金に関する事
			広報広聴	6 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 7 災害情報の収集、整理、提供に関する事 8 行政チャンネルに関する事 9 課内の職員動員及び配備計画に関する事 10 災害時における情報発信に関する事 11 災害時における記者会見等の調整に関する事 12 報道機関対応及び連絡調整に関する事 13 本部発表に関する事 14 災害記録等の収集活動及び保存に関する事
			全担当	
			〃	
			〃	
			〃	
			〃	
			〃	
			〃	
	地域創生推進班	地域創生推進課長	全担当	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 災害時における情報整理に関する事 4 本部長の特命事項に関する事 5 要配慮者に関する事（外国人） 6 長野県防災情報システムに関する事
			〃	
			〃	
			〃	
			〃	
			〃	
	総務班	総務課長	行政	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 庁舎内の安全確認、来庁者の避難及び安全対策に関する事 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 4 部の庶務に関する事 5 部内及び会計班、選管・監査班、地区班、議会班の職員動員及び配備計画に関する事 6 庁舎の被害状況調査及び報告に関する事 7 庁舎の保全及び応急対策に関する事 8 災害時の情報収集に関する事 9 地域連絡員の体制に関する事 10 庁内広報に関する事 11 各区（公会所等）の避難所開設及び運営に関する事 12 各区施設の被害状況調査及び報告に関する事 13 職員の動員及び配備計画に関する事 14 職員の勤務に関する事
			〃	
			職員	
			行政	
			〃	
			〃	
			〃	
			全担当	
			職員	
			研修	
			〃	
			〃	
			職員	
			〃	
	財政班	財政課長	管財・財政	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 普通財産の被害状況調査及び報告に関する事 3 課内の職員動員及び配備計画に関する事 4 災害時における情報伝達に関する事 5 災害に係る予算措置に関する事 6 公用車両の配車に関する事 7 緊急輸送車両の確保に関する事 8 輸送ルート等に関する事
			管財	
			全担当	
			〃	
			財政	
			管財	
			管財・契約	
			〃	
	会計班	会計課長	会計	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 食料品、炊き出し食品、生活必需品等応急救助物資の調達に関する事 4 災害関係経費の出納に関する事 5 義援金の保管管理に関する事
	危機管理班	危機管理室長	防災危機管理	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 気象予報及び警報等の収集、報告に関する事 3 情報連絡会に関する事 4 活動体制検討会に関する事

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

				5 活動体制の確立に関すること 6 指令その他本部命令に関すること 7 避難情報に関すること 8 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること 9 災害対策本部の庶務に関すること 10 各区自主防災組織との連絡調整に関すること 11 本部会議に関すること 12 無線通信の総括に関すること 13 災害情報の収集の取りまとめに関すること 14 県・警察への連絡調整及び被害報告などに関すること 15 災害危険箇所の状況把握及び報告に関すること 16 災害救助法の適用に関すること 17 現地対策本部に関すること
	税務班	税務課長	収納 資産税 〃 市民税	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 一般住宅被害状況の調査及び報告に関すること 4 固定資産の調査に関すること 5 災害に伴う税の減免に関すること
	選管・監查班	選管・監查事務局長	選管・監査	1 来庁者及び投票所来場者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
	湊地区班	湊支所長		1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 支所の被害状況調査及び報告に関すること 3 支所の保全及び応急対策に関すること
	川岸地区班	川岸支所長		4 地区の被害状況調査及び報告に関すること 5 地区内の自主防災組織との連絡調整に関すること 6 地区住民の避難及び安全対策に関すること
	長地地区班	長地支所長		7 支所（地区公民館）の避難所開設及び運営に関すること 8 地区内の総合相談窓口に関すること 9 地域連絡員との連絡調整に関すること
	消防班	消防課長	消防	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 3 課の庶務に関すること 4 諏訪広域消防本部との連絡調整に関すること 5 消防団との連絡調整に関すること 6 消防施設の被害状況調査及び報告に関すること 7 情報連絡会、活動体制検討会の参加に関すること 8 消防団員の動員に関すること 9 消防用資機材の確保に関すること 10 水利の確保に関すること 11 その他災害応急対策活動に関すること
市民環境部	市民生活班	市民生活課長	戸籍・住民記録 〃 〃 〃 〃 年金・市民サービス 〃 安全・衛生 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 3 部の庶務に関すること 4 部内の職員動員及び配備計画に関すること 5 死亡届に係る件数報告に関すること 6 死者の火葬許可に関すること 7 防災ボランティアの受入れに関すること 8 火葬場施設の安全確保に関すること 9 火葬場施設の被害状況調査及び報告に関すること 10 内山霊園の被害状況調査及び報告に関すること 11 し尿処理施設（衛生センター）の被害状況調査及び報告に関すること 12 災害時の防疫・公衆衛生に関すること 13 し尿の非常処理計画に関すること 14 避難情報の伝達及び避難誘導の広報に関すること 15 災害時の交通安全対策に関すること 16 交通安全協会との連絡連携に関すること
市民環境部長 (市民生活課長)				
	医療保険班	医療保険課長	国保・医療	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 国民健康保険に関すること 4 国民健康保険に係る災害に伴う減免措置に関すること 5 高齢者の医療確保に関すること 6 福祉医療費給付金に関すること
	環境班	環境課長	資源化 〃 〃 〃 〃 〃	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 ごみ処理施設の被害状況調査及び報告に関すること 3 ごみ収集計画の総合調整に関すること 4 廃棄物処理及びごみ処理に関すること 5 ごみ処理の他市町村依頼に関すること 6 所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

			〃	7	ごみ収集車両等の確保に関する事
			環境保全	8	災害に伴う水質汚染等公害に係る調査及び防止対策に関する事
健康福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	福祉総務	1	来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
健康福祉部長 (社会福祉課長)			〃	2	部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事
			〃	3	部の庶務に関する事
			〃	4	部内の職員動員及び配備計画に関する事
			〃	5	災害ボランティアセンター（社協）との連絡調整に関する事
			障がい福祉	6	障がい福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	7	障がい福祉施設の保全及び応急対策に関する事
			福祉総務	8	避難行動要支援者の登録者に関する事
			障がい福祉	9	要配慮者・避難行動要支援者に関する事
			〃	10	福祉避難所運営に関する事（障がい者等）
			生活福祉	11	食料品、生活必需品等の統括的状況把握及び供給に関する事
			福祉総務	12	日赤その他社会福祉団体との連絡調整及び協力要請に関する事
			生活福祉	13	罹災証明に関する事
			福祉総務	14	義援物品の受け入れ及び配分に関する事
			〃	15	災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金貸付事務に関する事
		〃	16	被災者生活再建支援法による支援金事務に関する事	
	介護福祉班	介護福祉課長	介護保険	1	来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
			〃	2	課内の職員動員及び配備計画に関する事
			〃	3	福祉避難所運営の統括に関する事
			介護予防	4	介護保険施設等の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	5	要配慮者に関する事（要配慮高齢者等）
	子ども班	子ども課長	子育て支援	1	来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
			保育	2	課内の職員動員及び配備計画に関する事
			〃	3	園児の避難及び安全対策に関する事
			〃	4	保育施設等の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	5	保育施設等の保全及び応急対策に関する事
			〃	6	園児の状況調査に関する事
			〃	7	要配慮者に関する事（園児）
			〃	8	臨時保育園の開設に関する事
			〃	9	保育士の動員及び連絡調整に関する事
			〃	10	保育施設の避難所開設及び運営管理に関する事
			子育て支援	11	子ども発達支援センターの被害状況調査及び報告に関する事
			〃	12	子ども発達支援センターの保全及び応急対策に関する事
			こどものくに	13	こどものくにの被害状況調査及び報告に関する事
			〃	14	こどものくにの保全及び応急対策に関する事
	健康推進班	健康推進課長	保健予防・ 保健指導	1	来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
			〃	2	課内の職員動員及び配備計画に関する事
			〃	3	保健センターの安全確保及び施設の保全に関する事
			〃	4	市内医療施設の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	5	緊急医療体制及び医療救護体制の確立と実施に関する事
			〃	6	病院班との連絡調整に関する事
			〃	7	災害時の医療救護活動及び協定に基づく応援要請に関する事
			〃	8	救急医薬品の確保に関する事
			〃	9	被災者に対する保健指導に関する事
	看護専門学校班	看護専門学校 副校長		1	来校者の避難誘導及び学校が所管する箇所等の安全確認に関する事
				2	校内の職員動員及び配備計画に関する事
				3	教育施設の被害状況調査及び報告に関する事
				4	教育施設の保全及び応急対策に関する事
				5	学生の避難及び安全対策に関する事
産業振興部	工業振興班	工業振興課長	雇用対策	1	来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
産業振興部長 (商業観光課長)			工業支援	2	課内の職員動員及び配備計画に関する事
			産業政策	3	テクノプラザおかや、勤労青少年ホーム及び勤労会館の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	4	テクノプラザおかや、勤労青少年ホーム及び勤労会館の保全及び応急対策に関する事
			〃	5	勤労会館（勤労青少年ホーム）の避難所開設及び運営に関する事
			〃	6	市内企業の被害状況に関する事
			〃	7	市（公社）が所有する工業用地の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	8	テクノプラザおかやの避難所開設及び運営に関する事
	商業観光班	商業観光課長	商業支援・観光	1	来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
			〃	2	部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事
			〃	3	部の庶務に関する事
			〃	4	部内の職員動員及び配備計画に関する事
			〃	5	商業観光施設等の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	6	商業観光施設等の保全及び応急対策に関する事
			〃	7	公共交通機関との連絡調整、被害状況調査及び報告に関する事
			〃	8	ライフライン（水道供給を除く）の被害状況調査及び報告に関する事
			〃	9	市内事業所等に対する緊急物資の確保に関する事
	ブランド推進班	ブランド推進 室長	ブランド推進	1	来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事
			〃	2	課内の職員動員及び配備計画に関する事
			蚕糸博物館	3	蚕糸博物館の利用者の避難その他安全対策に関する事□
			〃	4	蚕糸博物館の被害状況調査及び報告に関する事

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

			文化会館	5 蚕糸博物館の保全及び応急対策に関すること 6 蚕糸博物館の災害時の利用に関すること 7 文化会館の利用者の避難その他安全対策に関すること□ 8 文化会館の被害状況調査及び報告に関すること 9 文化会館の保全及び応急対策に関すること 10 文化会館の災害時の利用に関すること
			日本童画美術館	11 日本童画美術館の利用者の避難その他安全対策に関すること□ 12 日本童画美術館の被害状況調査及び報告に関すること 13 日本童画美術館の保全及び応急対策に関すること 14 日本童画美術館の災害時の利用に関すること
	農林水産班	農林水産課長	農業委員会	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			農政	3 農林業、漁業施設の被害状況調査及び報告に関すること
			農林土木	4 農林業、漁業施設の保全及び応急対策に関すること
			農業委員会	5 農林水産関係土木施設及び農地の被害状況調査及び報告に関すること 6 農林水産関係土木施設及び農地の保全及び応急対策に関すること 7 農協、漁協との連絡調整及び協力要請に関すること
建設水道部	都市計画班	都市計画課長	計画	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
建設水道部長			〃	3 部の庶務に関すること
建設水道部技監			〃	4 部内の職員動員及び配備計画に関すること
(都市計画課長)			建築・住宅	5 高速道路の被害状況調査及び関係機関との連絡調整に関すること 6 建物の倒壊状況の確認に関すること（避難所） 7 建物の倒壊状況の確認に関すること（被災家屋） 8 建物被害に係わる罹災の程度の判定に関すること 9 市営住宅の被害状況調査及び報告に関すること 10 市営住宅の保全及び応急対策に関すること 11 応急仮設施設及び重機の確保に関すること 12 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること
	まちづくり整備班	まちづくり整備課長	都市整備	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			公園緑化	3 街路樹・公園施設等の被害状況調査及び報告に関すること 4 街路樹・公園施設等の応急対策に関すること
			都市整備	5 幹線道路及び緊急輸送道路の被害状況調査及び関係機関との連絡調整に関すること
	土木班	土木課長	路線管理	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			〃	3 道水路及び河川に係わる関係機関等との連絡調整及び協力要請に関すること 4 道路状況の安全確認に関すること 5 交通規制に関すること
			土木	6 道水路等公共施設及び急傾斜地等の被害状況調査及び報告に関すること 7 急傾斜地・がけ崩れ等土砂災害の予防応急対策に関すること 8 道路・橋梁・河川等の応急対策に関すること 9 雪捨て場の確保に関すること
			維持	
			〃	
	水道班	水道課長	管理	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			料金	3 上下水道施設の被害状況調査取りまとめ及び報告に関すること
			上水道	4 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
			下水道	5 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
			管理・料金・上水道	6 給水活動に関すること
			管理	7 応急復旧用資器材の調達確保に関すること
			〃	8 関係機関及び業者への応援要請に関すること
			料金	9 給水等の広報に関すること
教育部	教育総務班	教育総務課長	教育企画	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
教育部長			〃	3 部の庶務に関すること
(教育総務課長)			〃	4 部内の職員動員及び配備計画に関すること
			〃	5 教育施設の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	6 教育施設の保全及び応急対策に関すること
			学校教育	7 児童、生徒の避難及び安全対策に関すること 8 児童、生徒の状況調査に関すること 9 応急教育に関すること
			〃	
			教育企画	10 教育施設の避難所開設及び運営管理に関すること 11 避難所開設運営の統括に関すること 12 市民等の避難状況の把握に関すること
			〃	
			学校教育	13 避難所の職員体制に関すること 14 学用品の確保調達に関すること 15 教職員の動員に関すること 16 学校給食に関すること
			〃	17 学童クラブの児童の避難その他安全対策に関すること
			〃	18 学童クラブの被害状況調査及び報告に関すること
			〃	19 学童クラブの保全及び応急対策に関すること
			〃	20 学童クラブの災害時の利用に関すること

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習推進 ・青少年 〃 〃 〃 〃 文化財 〃 〃 図書館 〃 〃 〃 美術考古館 〃 〃 〃	1 来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの利用者の避難その他安全対策に関する事 4 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの被害状況調査及び報告に関する事 5 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの保全及び応急対策に関する事 6 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの災害時の利用や避難所開設等管理運営に関する事 7 管理する文化財施設の利用者の避難その他安全対策に関する事 8 管理する文化財及び社会教育施設の被害状況調査及び報告に関する事 9 管理する文化財及び社会教育施設の保全及び応急対策に関する事 10 図書館の利用者の避難その他安全対策に関する事 11 図書館の被害状況調査及び報告に関する事 12 図書館の保全及び応急対策に関する事 13 図書館の災害時の利用や避難所開設等管理運営に関する事 14 美術考古館の利用者の避難その他安全対策に関する事 15 美術考古館の被害状況調査及び報告に関する事 16 美術考古館の保全及び応急対策に関する事 17 美術考古館の災害時の利用や避難所開設等管理運営に関する事
	スポーツ振興兼 国スポ・全障ス ポ推進班	スポーツ振興 課長兼国ス ポ・全障ス ポ推進室長	スポーツ振興 兼国スポ・全 障スポ推進 〃 〃 〃 〃	1 来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 スポーツ施設の利用者の避難及び安全対策に関する事 4 スポーツ施設の被害状況調査及び報告に関する事 5 スポーツ施設の保全及び応急対策に関する事 6 スポーツ施設の避難所開設及び管理運営に関する事 7 スポーツ施設の災害時の利用に関する事
議会部 議会事務局長 (議会事務局 次長)	議会班	議会事務局 次長	庶務・議事 〃 〃 〃	1 来庁者の避難誘導及び局が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 部の庶務に関する事 3 市議会に関する事 4 市議会災害対策支援連絡会議に関する事
病院部 岡谷市民病院 事務部長 (庶務課長)	病院班	庶務課長 医事課長 地域医療 支援課長	用度 庶務 〃 医事 〃 〃 用度 医事・診療部・看護部 薬剤科・用度・経理 診療部・看護部 経営企画 〃 用度・薬剤科	1 来院者の避難誘導及び部が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 3 部内の職員動員及び配備計画に関する事 4 岡谷市の医療事務の統括に関する事 5 医師会、医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 緊急医療体制及び医療救護体制の総括に関する事 7 病院施設に係る災害状況調査及び報告に関する事 8 緊急医療体制及び医療救護体制の確立及び実施に関する事 9 医薬品及び医療機材等の確保調達に関する事 10 入院患者等の避難及び安全対策に関する事 11 他医療機関、関係団体等との連絡調整に関する事 12 他医療機関、関係団体等への協力要請に関する事 13 備蓄医薬品の確認、払出し及び補充に関する事

2 初動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、この計画に定める体制により応急対策を実施する。

(1) 指揮命令代位者

市長等不在時の指揮命令代位者は次のとおりとする。

市長 → 副市長 → 教育長 → 総務部長 → 危機管理室長

(2) 活動開始基準

活動開始基準については、長野地方気象台の長野県中部諏訪地域岡谷市情報を基に危機管理室長が必要と認めた時からとする。

(3) 事前体制（情報連絡会：レベル1）

ア 委員

企画課長、秘書広報課長、消防課長、農林水産課長、土木課長、危機管理室長

イ 事務局 危機管理室職員

ウ 協議事項

被害情報等の収集、関係機関からの情報収集及び今後の対応策について協議する。

(4) 警戒準備体制（活動体制検討会：レベル2）

ア 委員

全部長、企画課長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、消防課長、農林水産課長、土木課長、危機管理室長

イ 事務局 総務課職員、危機管理室職員

ウ 協議事項

(ア) 情報連絡会、関係機関からの情報収集及び報告

(イ) 今後の対応策と体制の検討

(ウ) 地域連絡員の派遣について

(エ) その他

(5) 体制の解除（事前体制～警戒準備体制）

気象予警報が解除されるなど、警戒等の必要がないと認められたときに解除する。

3 警戒対策本部の設置

(1) 警戒対策本部の設置場所

本部室は、庁議室に設置する。

(2) 警戒対策本部の組織

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、建設水道部技監、教育部長、議会事務局長、岡谷市民病院事務部長
本部事務局	企画課長兼DX推進室長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、危機管理室長
本部連絡員	本部連絡員

※総合情報収集、対応策等検討のための事務局を総務部危機管理室に置く

(3) 警戒対策本部の任務

- ア 高齢者等避難体制の決定
- イ 被害情報等の収集
- ウ 関係機関からの情報収集及び報告
- エ 今後の対応策と体制の検討
- オ その他

(4) 警戒対策本部事務局員の任務

対策本部事務局員は、地域連絡員及び市民からの情報収集に努める。

- ア 情報収集（総務班）
- イ 情報整理（企画班、行政管理班）
- ウ 情報伝達（財政班）
- エ 情報発信（秘書広報班）

(5) 対策本部事務局員の任務

本部事務局の対応を行う職員に不足した生じた場合、各部等の長が所属の職員から2名を指名し、参集することができる。

(6) 警戒対策本部の解散基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 予想した災害の危険が解消したと認められたとき
- ウ その他副市長が不要と認めたとき

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置場所

本部室は、庁議室に設置する。本部設置が長期化の場合は9階大会議室に設置する。庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。（災害予防計画：第4節活動体制計画）

【資料15】岡谷市災害対策本部条例

(2) 災害対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、建設水道部技監、教育部長、議会事務局長、岡谷市民病院事務部長
本部事務局	企画課長兼DX推進室長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、危機管理室長
本部連絡員	本部連絡員
関係機関	自衛隊、長野県、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等

※災害の規模及び活動内容により、関係機関は災害対策本部会議に招集する。

(3) 災害対策本部の運営

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

ア 報告事項

各部班の配備体制、応急活動状況及び被害報告

イ 協議事項

- (ア) 避難指示の決定に関する事
- (イ) 自衛隊派遣要請の決定に関する事
- (ウ) 災害対策経費に関する事
- (エ) 広域応援要請の決定に関する事
- (オ) 災害救助法の要請に関する事
- (カ) 現地災害対策本部の設置に関する事
- (キ) ボランティアセンターの設置要請に関する事
- (ク) 遺体の収容及び保管場所の設置に関する事
- (ケ) その他災害拡大防止、緊急応急対策に必要な重要事項の意思決定に関する事
- (コ) 今後の対応策と体制の検討

(4) 災害対策本部の活動要領

ア 本部員は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。

イ 本部員は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を随時、本部連絡員を通じて、本部長に連絡する。

ウ 本部長は各部からの情報を取りまとめ、報道機関に周知する。

(5) 対策本部事務局員の任務

警戒対策本部における任務と同様とする。また、災害発生後の初期段階時には情報が集中するため、選管・監査職員は対策本部事務局の応援をする。

また、本部事務局の対応を行う職員に不足した生じた場合、各部等の長が所属の職員から2名を指名し、参集することができる。

(6) 災害対策本部の解散基準

市長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。

ウ その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

(7) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、急施を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

(ア) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

(イ) 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長が指名する。

エ 活動要領

- (ア) 現地会議の招集及び運営に関する事
- (イ) 被害状況の調査及び把握に関する事
- (ウ) 災害対策本部との連絡調整に関する事
- (エ) 応急対策の指揮命令に関する事
- (オ) 事業者（建設、水道、ガス、NTT、電力等）との連絡調整に関する事
- (カ) 防災関係機関（県、消防、警察、自衛隊等）との連絡調整に関する事
- (キ) 現地報道対応に関する事

5 職員の福利厚生

活動の長期化に対処するため、必要に応じて、次の事項に配慮し、福利厚生の充実を図る。また、24時間体制による応急対策が必要な場合には、適切な班編制と人員の配置に努める。

(1) 食料等の調達

災害対策に従事する職員への食料等は、備蓄物資、炊き出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者から調達する。

(2) 職員の家族等への配慮

各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認める。この場合、本部長の承認を得るものとする。

第4節 広域相互応援活動

全機関

第1 基本方針

災害発生後において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した際は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、統括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。

また、他の市町村が被災した場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請に際し、広域受援計画に基づき円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村が被災した場合には、速やかな応援体制を整える。
- 4 応援活動に伴う経費負担を考慮する。

第3 活動の内容

1 協定に基づく要請

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、市の人員、物資、資機材、消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援を要請、先遣隊の受入等を行ない、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図るものとする。

ア 応援の内容

(ア) 物資等の提供及びあっせん

- a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c 救援及び救助活動に必要な車両等
- d ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- e 被災者の一時収容のための施設
- f 火葬場

(イ) 人員の派遣

- a 救護及び災害応急対策に必要な職員
- b 消防団員

(ウ) その他

- a 避難場所等の提供、緊急輸送道路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- b ボランティアのあっせん
- c 児童・生徒の受け入れ

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

イ 要請先

(ア) 代表市町村

諏訪ブロックにおける「代表市町村」を下表のとおり定める。

代表市町村が被災した場合の業務を代行する「第2順位」、「第3順位」を定める。

代表市町村の任期を定め、3市（岡谷市、諏訪市、茅野市）の担当制で対応するものとする。

諏訪ブロック代表市町村

任期	代表市町村	第2順位	第3順位	担当計画年*
I	諏訪市	茅野市	岡谷市	令和7年
II	茅野市	岡谷市	諏訪市	令和8年
III	岡谷市	諏訪市	茅野市	令和9年

*担当計画年：連絡会議による協議又は本細則改訂がない限り、令和10年以降も任期の周期を継続するものとする。

(イ) 代表市町村が被災している場合の措置

- a 代表市町村が被災しているおそれがある場合、同ブロックの他の構成市町村に要請する。
諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
- b 同ブロックの大半が被災しているおそれがある場合、隣接するブロックの代表市町村に要請する。
上伊那ブロック：伊那市
松本ブロック：松本市
上小ブロック：上田市

ウ 要請の手続き

エの要請事項を明確にし、無線又は電話により行うが、後日速やかに文書を送付する。

エ 要請事項

(ア) 被害の状況

(イ) 応援を要請する内容

- a 物資資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- b 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- c その他、必要な事項

オ 被災他市からの応援要請

ブロック代表市に応援要請があった場合において、代表市町村は被災市町村に先遣隊を派遣し応援の必要性を判断するものとする。なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。また被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

【資料 30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(2) 長野県消防相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、諏訪広域消防の消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

ア 応援の種別

- (ア) 消防応援 : 消防隊による応援
- (イ) 救助応援 : 救助隊による応援
- (ウ) 救急応援 : 救急隊による応援
- (エ) その他の応援 : 上記以外の応援

【資料 30-4】長野県消防相互応援協定書

【資料 30-5】長野県消防相互応援協定実施細則

【資料 30-6】緊急消防援助隊運用要綱

イ 要請先

応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に実施するが、特に必要と認める場合は、この限りではない。

(ア) 第1要請

長野県消防相互応援協定(中信地域)	: 松本広域消防局

(イ) 第2要請

第1要請を除く、中南信地域の市町村等

(ウ) 第3要請

中南信地域以外の市町村等

ウ 要請の手続き

電話その他の方法により行うが、後日速やかに文書を送付する。

- (3) 災害時の相互応援協定（岡山県玉野市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、埼玉県鴻巣市、東京都大田区）

ア 応援種類

- (ア) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (イ) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職、技能職等の職員等の応援
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

【資料 30-7】災害時の相互応援協定書（岡山県玉野市）

【資料 30-8】災害時の相互応援協定書（群馬県富岡市）

【資料 30-9】災害時の相互応援協定書（静岡県東伊豆町）

【資料 30-51】災害時の相互応援協定書（埼玉県鴻巣市）

【資料 30-52】災害時の相互応援協定書（東京都太田区）

イ 要請の手続き

ウに掲げる事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ウ 要請事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) アの(ア)～(ウ)の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (ウ) アの(エ)の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか必要な事項

(4) その他の協定

災害の規模及び被害状況から、市のみの対応では、十分な災害応急対策ができないと認められる場合には、速やかに協定に基づき協力等を要請する。市が災害対策に関して締結している協定は次のとおりである。

- 【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷市医師会)
- 【資料 30-13】 災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書
(郵政事業(株)岡谷支店)
- 【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書(岡谷建設事業協同組合)
- 【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書(岡谷市水道事業協同組合)
- 【資料 30-16】 アマチュア無線による災害時応援協定書(岡谷市アマチュア無線クラブ)
- 【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(JA信州諏訪)
- 【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(生活協同組合コープながの)
- 【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岡谷下諏訪歯科医師会)
- 【資料 30-21】 災害時における電設関係応急措置に関する協定書(岡谷市電気工事業組合)
- 【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書(北陸コカ・コーラボトリング(株))
- 【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定(エルシーブイ(株))
- 【資料 30-24】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((福)有倫会 洗心荘)
- 【資料 30-25】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((医)研成会 白寿荘)
- 【資料 30-26】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((株)ツイ ツイ・サンシャイン岡谷)
- 【資料 30-27】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((福)平成会 さわらび)
- 【資料 30-28】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((福)平成会 岡谷和楽荘)
- 【資料 30-29】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((福)サン・ビジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷)
- 【資料 30-30】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書((福)共立福祉会 ケアハウス高尾)
- 【資料 30-31/32】 災害時の医療救護活動に関する協定書/細則(岡谷薬剤師会)
- 【資料 30-33】 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書
(社団法人長野県建築士会諏訪支部)
- 【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(アピタ岡谷店)
- 【資料 30-35】 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省)
- 【資料 30-38】 災害時における応援協力に関する協定書(諏訪生コン協同組合)
- 【資料 30-39】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書(長野県石油商業組合諏訪支部)
- 【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書
(甲:諏訪広域連合 乙:エルシーブイ株式会社)
- 【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書
(諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会)
- 【資料 30-42】 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書
(長野LP協会諏訪支部・(一社)長野県LPガス協会)
- 【資料 30-43】 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書
(一社)日本建設機械レンタル協会 長野支部)

【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

(（一社）全国霊柩自動車協会・（公社）長野県トラック協会霊柩部会)

【資料 30-45】 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

(東日本旅客鉄道株式会社長野支社)

【資料 30-46】 災害時における災害救助犬出動に関する協定書

(特定非営利活動法人救助犬訓練士協会)

【資料 30-47/48】 災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書

(ナンシンリフレッシュサービス有限会社)

【資料 30-49】 防災・減災に関する応援協定 (公益財団法人日本財団)

【資料 30-50】 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書

(国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)

【資料 30-53】 災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書 (興亜化成 (株) HARIO (株))

【資料 30-54】 災害時における物資供給に関する協定書 ((株) プラスワン)

【資料 30-55】 災害時における物資供給に関する協定書 ((株) ケーヨー)

【資料 30-56】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((株) 和が家 おはな和が家)

【資料 30-57】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 (TPR トータルサービス (株) さわやか絹の郷信州おかや)

【資料 30-58】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((福) 平成会 松風)

【資料 30-59】 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書 (中部電力 (株) 電力ネットワークパニー諏訪営業所)

【資料 30-60】 災害に係る情報発信等に関する協定書 (ヤフー (株))

【資料 30-61】 災害廃棄物等の処理に関する基本協定 (大栄環境)

【資料 30-62】 災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定 (日産自動車 (株)・長野日産自動車 (株)・松本日産自動車 (株)・日産プリンス松本販売 (株))

【資料 30-64】 災害時における相互協力に関する協定書 (東日本電信電話 (株) 長野支店)

【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人 コメリ災害対策センター)

【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社アクティオ)

2 県及び指定地方行政機関等に対する要請

(1) 県に対する応援要請等

災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援の要請事項

(ア) 応援を求める理由及び災害の状況

(イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

(ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

(エ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(3) 消防に関する応援要請

消防班は、諏訪広域消防本部と連携し1の(2)における相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 応援受入体制の整備

応援要請を実施する場合、受入体制全てを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置、指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。

- (1) 他の市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。
- (2) 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 応援派遣体制の整備

(1) 体制

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災市町村が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。

なお、市は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動をする。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、市は県と一体となって支援を行う。

(2) 実施

ア 情報収集及び応援体制の確立

市は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

また、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

5 経費の負担

- (1) 他市町村から、本市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に基づく所定の方法による。
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

6 他の都道府県への応援

市及び県は、他の都道府県等へ応援を行なう場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を整えるものとする。

この場合、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとし、主な支援内容は以下のとおりとする

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ア 県内医療機関での傷病者の受入
 - イ 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

【資料30-36】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定（長野県）

【資料30-37】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針（長野県）

第5節 ヘリコプターの運用計画

危機管理班・企画班・消防班・教育総務班・スポーツ振興班

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、県に要請するものとし、要請にあたっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 要請の対象となる災害等

次の各号に掲げる場合で、ヘリコプターを使用することが応急対策の活動(情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等)にとって極めて有効であると判断した時は、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請する。

- ア 大規模な災害、風水害等の自然災害
- イ 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での災害
- ウ 高層建築物での火災
- エ 集団救助・救急を要する災害、事故等
- オ その他上記各号に準ずる災害

(2) ヘリコプターの要請事項

ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は後刻速やかに行う) また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)
- イ 活動に必要な資機材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ 資機材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

(3) 要請者が措置する事項

- ア 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- イ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- ウ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- エ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

(4) ヘリコプターの種別及び活動内容

消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。

機 種	機 種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○
	レオナルド AW139	14	○			○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

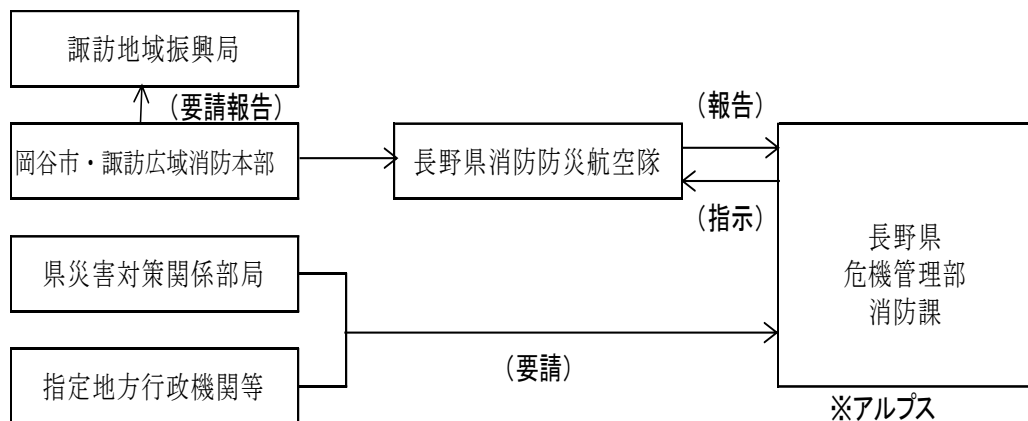
(5) ヘリコプター要請手続き

ヘリコプター要請の流れは以下のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

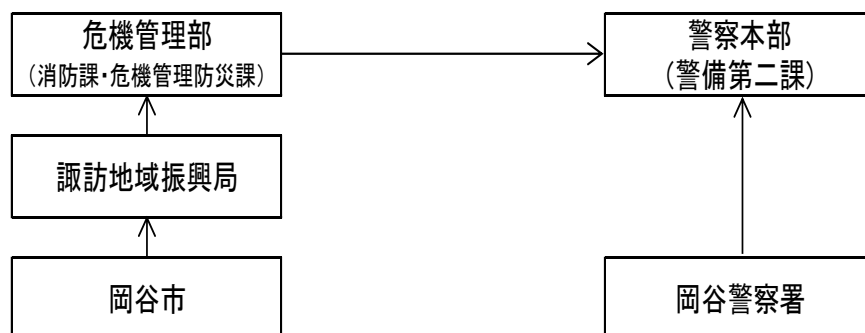
消防防災ヘリコプター



イ 県警用ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合は県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

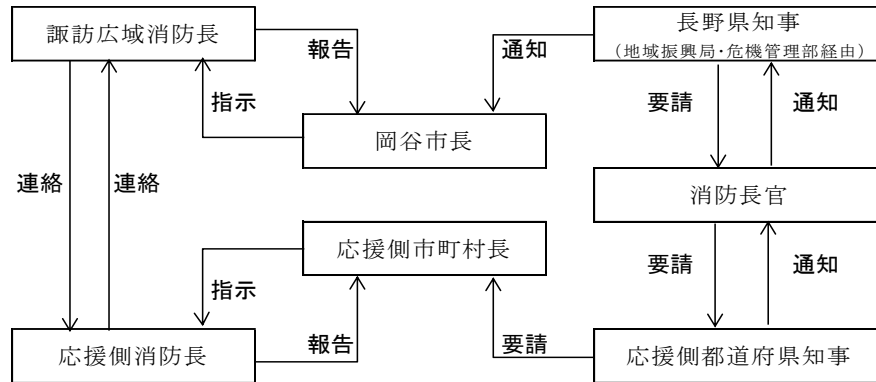
県警ヘリコプター



ウ 広域航空消防応援ヘリコプター

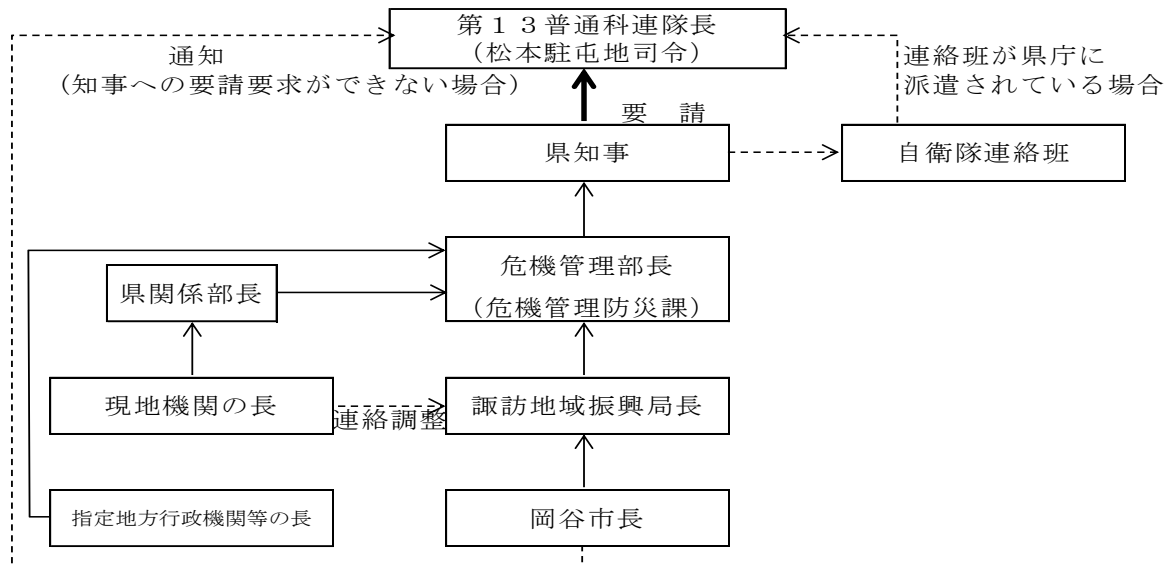
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請をする。

広域航空消防応援ヘリコプター



エ 自衛隊ヘリコプター

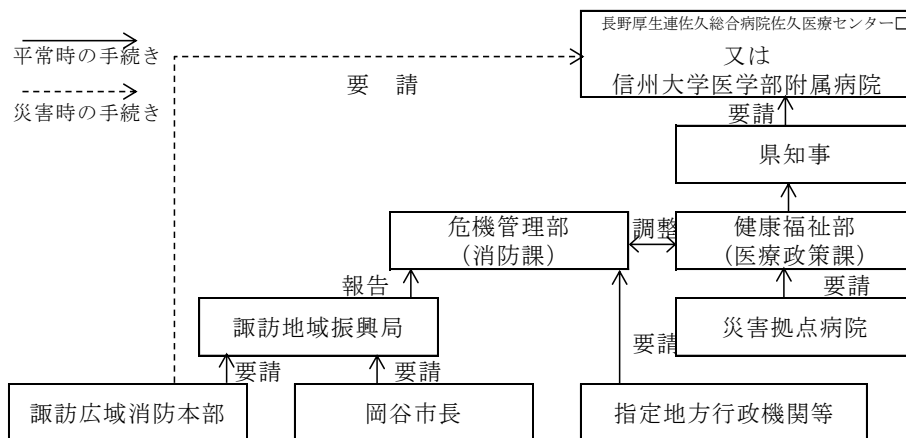
自衛隊ヘリコプター



オ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へ出動を要請する。

ドクターヘリ



2 ヘリポートの開設

市内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定にあたっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。

【資料 19】 緊急用ヘリポート

(1) 連絡事項

消防防災航空隊に次の事項を連絡する。

- (ア) 所在地（番地まで）
- (イ) 正確な位置（地図 1／50,000）
- (ウ) 離着陸帯、同周辺の見取り図（大きさ、障害物、付近の不時着適地等）

(2) ヘリポートの整備方法等

- ア 上空から確認しやすいよう、離着陸帯（直径約 10m）を石灰等で表示する。
- イ 離着陸帯の中心から半径 30m の範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）を撤去あるいは固定する。
- ウ ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。
- エ 各出入口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- オ 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から 40～50m 離し設置する。
- カ 着陸に際しては、着陸帯から 20～30m 離れた風上側に誘導員を配置する。

(3) 避難所と共用する場合

災害の状況等により、避難所とヘリポートを共用する必要がある場合は、避難者を速やかに体育館等安全な場所へ誘導するほか、ヘリポートへの立入禁止を徹底し、避難者の安全を確保する。

(4) 市内のヘリポート

名 称	所在地	管理者	連絡先
市営岡谷球場	岡谷市神明町 1-1-1	市	市民総合体育館 22-8800 市営岡谷球場 22-2893
岡谷東部中学校	岡谷市長地柴宮 1-9-13	市	東部中学校 27-8644 教育委員会 23-4811

岡谷工業高等学校	岡谷市神明町 2-10-3	県	22-2847
岡谷市民湖畔広場	岡谷市湖畔 4-10020-11	市	市民総合体育館 22-8800

※「市営岡谷球場」「岡谷東部中学校」「岡谷工業高等学校」については、避難場所としての機能も兼用しているため、あらかじめ避難状況を確認したうえでヘリポートとしての利用を決定する。

第6節 自衛隊の災害派遣

危機管理班・企画班・財政班・消防班

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法第68条に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県及び派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県を通じて、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合で、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索、救助

行方不明者、傷者等の搜索、救助

エ 水防活動

土のうの作成、積み込み及び運搬

オ 消防活動

消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力

カ 道路又は水路の啓開

損壊及び障害物の啓開・除去

キ 応急医療・救護・防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救難活動に必要な緊急輸送

ケ 給食及び給水、入浴支援

被災者に対する給食及び給水、入浴支援

コ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理

府令1号)に基づき、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去等

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

シ その他

自衛隊の能力で対処可能なものについて、県及び関係部隊の長と協議する。

(2) 派遣要請の手続

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地域振興局長に派遣要請を求める。

イ 市長は、アにおいて口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに諏訪地域振興局長を通じ文書による要求をする。

ウ 市長は、アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

■第13普通科連隊要請文書の宛先・連絡先

宛先：陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

連絡先

時 間 内	時 間 外
○第3科長 N T T 0263-26-2766 (内 235) 防災行政無線 81-535-79	○駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766 (内 302) 防災行政無線 81-535-61
F A X N T T 0263-26-2766 (内 239) 防災行政無線 81-535-76	F A X N T T 0263-26-2766 (内 239) 防災行政無線 81-535-62

(3) 派遣要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の情况及び派遣要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ体制を整備する。

(1) 受入れ体制の準備

災害派遣を要請した場合は、派遣部隊の効果的な活動を確保するため、県の現地連絡調整者に協力し以下の準備を行う。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ ヘリポート

オ 資材の調達方法

カ 本部事務所

キ 宿泊施設

ク 資材置場、炊事場

ケ 駐車場

(2) 自衛隊における措置

ア 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び市その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を市庁舎もしくは関係施設に偵察班を派遣する。

イ 第13普通科連隊長は、災害に際し被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。

(3) 現地連絡調整者との連絡調整

ア 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行い、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

県が災害対策本部を設置していない場合	諏訪地域振興局長
県が災害対策本部を設置した場合	諏訪地方部長（諏訪地域振興局長）
県が現地本部を設置した場合	現地本部長（県災害対策本部が定めた者）

イ 市長は、連絡交渉の窓口及び連絡責任者を明確にし、現地連絡調整者に報告する。

ウ 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

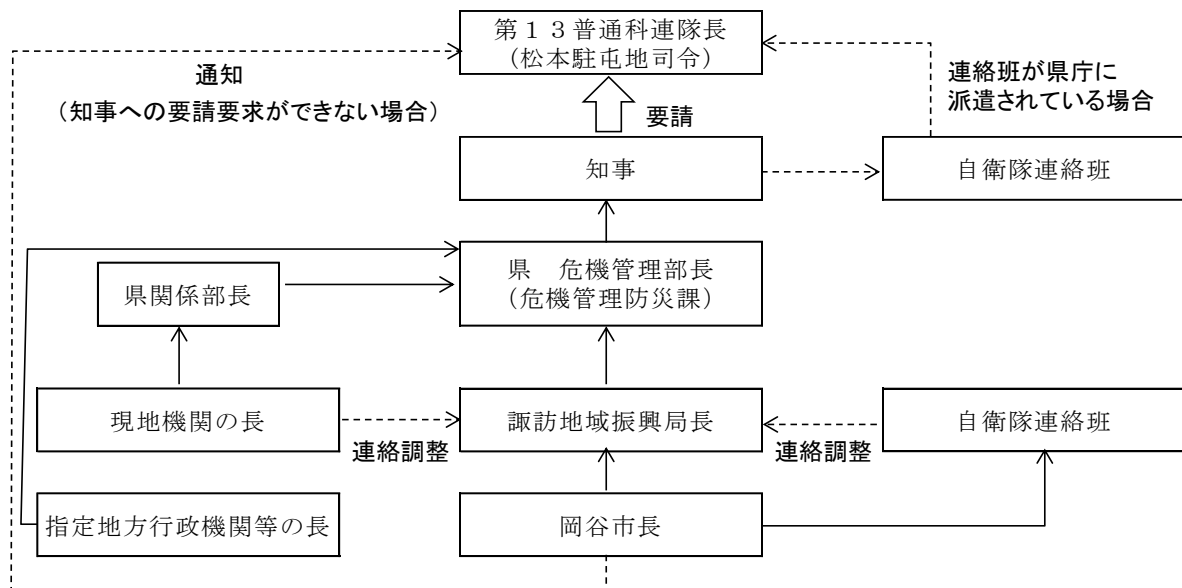
市は自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) 自衛隊における措置第13普通科連隊長は、上記の経費について文書により市長に請求する。

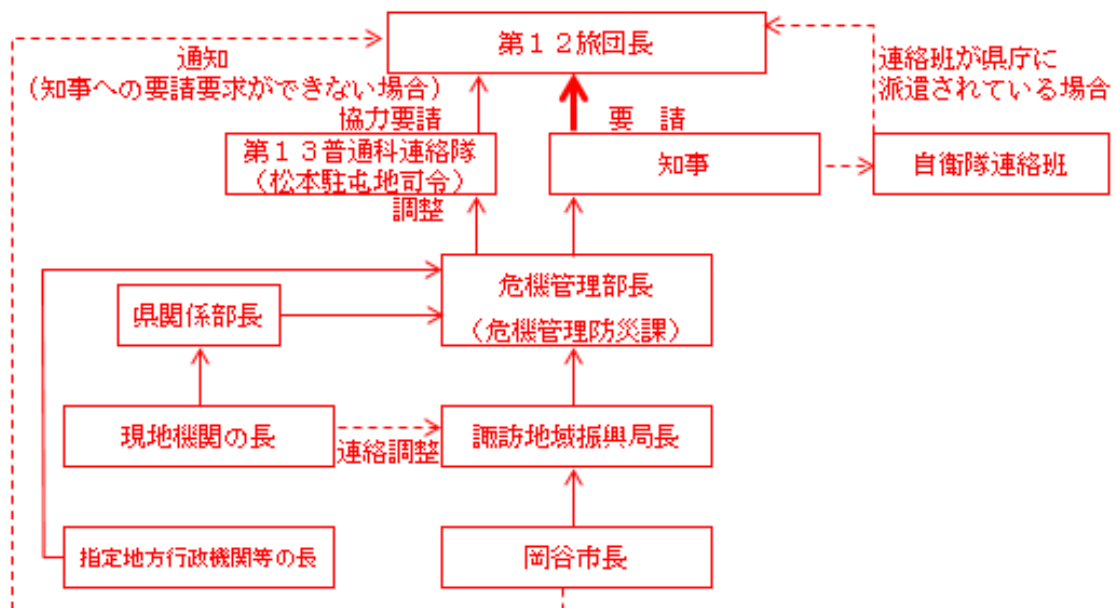
5 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。

(1) 自衛隊災害派遣要請



(2) 林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合



第7節 救助・救急・医療活動

消防班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市は、消防機関及び医療機関等と相互に連携し、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国、県、他の市町村等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急、医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への搬送、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(1) 被害状況の早期把握及び応援要請

消防班は、諏訪広域消防本部、岡谷警察署、岡谷市消防団、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の市町村等への応援を要請する等、住民の安全確保を図る。なお、応援要請は、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(2) 効率的出動・搬送体制の確保

諏訪広域消防本部は、県警察本部、岡谷市消防団、道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

(3) 効率的救助活動体制の構築

諏訪広域消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部、岡谷市消防団等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(4) 的確な傷病者の搬送

諏訪広域消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

また、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(5) 住民及び自主防災組織の活動

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療救護活動を実施する。

(1) 救護所等の設置

ア 災害の状況により、必要と認めたときは医療・救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に岡谷市医師会の協力を得て設置する。

イ 避難所での救護所の開設にあたっては、施設管理者等と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

(2) 救護班の編成

ア 救護班の編成

市は、医療救護活動に関する協定に基づき、岡谷市医師会、岡谷下諏訪歯科医師会、岡谷薬剤師会等に協力を求め、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成する。

イ 応援要請等

市自らの体制では対応が困難な場合は、日本赤十字社長野県支部の救護班を要請するほか、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等への応援を要請する。

(3) 救護班の業務

ア 負傷の程度の判定

イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

ウ 負傷者の救急、応急措置

エ 救急活動の記録

オ 死体の確認及び検案

カ その他救護活動に必要な事項

(4) 後方医療体制・搬送体制

ア 後方医療機関への搬送

医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるときは、後方医療機関へ搬送する。

イ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

【資料17】医療機関

ウ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

エ ヘリコプターによる搬送

市は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に要請する。

(5) 医薬品等の調達

ア 市は、岡谷病院の在庫備蓄及び取り扱い業者等の協力を得て流通備蓄により医薬品を調達する。

イ 必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。

(6) 住民等の活動

住民は発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷市医師会)

【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岡谷下諏訪歯科医師会)

【資料 30-31】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷薬剤師会)

【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

(諏訪広域連合/諏訪5市町村/岡谷市医師会/諏訪市医師会/諏訪郡医師会)

第8節 消防・水防活動

危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(1) 消火活動

ア 出火防止及び初期消火

諏訪広域消防本部は、岡谷市消防団と連携し住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

(イ) 情報収集

諏訪広域消防本部は、岡谷市消防団と連携し管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

(イ) 同時多発火災発生時の運用

大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

(イ) 関係機関及び自主防災組織等との連携

関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 応援要請

市長は、速やかな被害状況等の把握を行い当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) ヘリコプターの要請

市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、岡谷市消防団、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」により行う。

(3) 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画

ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には使用中のコンロ・ストーブその他火災発生原因となる、火気器具等の取扱いに十分留意し火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、避難の際にはブレーカーの遮断を行い避難後における電気器具からの出火防止に努める。

イ 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

集中豪雨及び洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(1) 監視・警戒活動

土木班は、農林水産班と連携をとり、また必要に応じて災害対策本部消防班を通じて消防団の協力を得ながら、災害発生後、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(2) 通報・連絡

土木班は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに災害対策本部及び施設の管理者へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(3) 水防活動の実施

土木班は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、岡谷建設事業協同組合等の協力を得る。

(4) 応援による水防活動の実施

1の(1)のウ「応援要請等」に準じて対処する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

全機関

第1 基本方針

災害時には、要配慮者、特に避難行動要支援者は、自力での避難が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者、特に避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導をはじめ、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 要配慮者が利用する要配慮者利用施設の施設機能の早期回復を図る。
- 5 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

【資料16】社会福祉施設等

第3 活動の内容

市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。活動内容は、下表のとおりである。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知

市は、要配慮者等に避難行動要支援者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、LCV(株)、行政チャンネル、防災メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

3 避難場所での生活環境整備

市は、災害時に通常の避難所では、生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

- (1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。

(5) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

4 在宅者対策

市は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

6 要配慮者利用施設における受入れの推進

施設管理者は、福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び要配慮者利用施設への緊急受入れ等について、市から要請があった場合、当該要配慮者利用施設の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

7 要配慮者利用施設の復旧

施設管理者は、要配慮者利用施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

8 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や要配慮者利用施設が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(1) 応援要請及び派遣

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

また、要配慮者利用施設の施設管理者は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該要配慮者利用施設の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 県及び岡谷警察署を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 3 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 5 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の対象活動及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第1、2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 輸送手段の確保

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のうえ迅速な輸送力確保と円滑な輸送を確保する。

(1) 自動車による輸送

ア 輸送車両の調達

市有車両のみでは、応急対策の実施に必要な車両が不足する場合には、次の順序で借り上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

- a 官公署及び公共団体の車両等
- b 民間輸送業者の車両等
- c その他自家用車両等
- d 自衛隊の車両等

イ 緊急輸送車両の確認事務

危機管理班は、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が行われた場合には、緊急通行車両確認証明書及び同標章（第1章第9節「緊急輸送計画」）の確認を行う。

ウ 燃料等の調達

財政班は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。

【資料 30-38】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

(長野県石油商業組合諏訪支部)

(2) ヘリコプターによる輸送

ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(3) 鉄道による輸送

商業観光等は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道株式会社長野支社岡谷駅に協力を要請し、輸送を実施する。

3 輸送拠点等の確保

(1) 物資輸送拠点の確保

第1章第9節「緊急輸送計画」に基づき、次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況、避難所としての利用状況等によっては別に確保する。

物資輸送拠点	市民総合体育館

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

ヘリポートの確保は、第5節「ヘリコプターの運用計画」による。

名 称	所在地	管理者	連絡先
市営岡谷球場	岡谷市神明町 1-1-1	市	市民総合体育館 22-8800
			市営岡谷球場 22-2893
岡谷東部中学校	岡谷市長地柴宮 1-9-13	市	東部中学校 27-8644
			教育委員会 23-4811
岡谷工業高等学校	岡谷市神明町 2-10-3	県	岡谷工業高等学校 22-2847
岡谷市民湖畔広場	岡谷市湖畔 4-10020-11	市	市民総合体育館 22-8800

※「市営岡谷球場」及び「岡谷東部中学校」については、避難場所としての機能も兼用しているため、あらかじめ避難状況を確認したうえでヘリポートとしての利用を決定する。

(3) 地域内物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(4) 被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

4 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の確保

緊急交通路の確保は、県が主体となり、次の活動を実施する。

ア 発災時は、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否を判断する。

イ 緊急交通路を確保する必要がある場合、県公安委員会は、通行可能な緊急規制対象道路を緊急交通路と指定し、一般車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 被災した緊急交通路は、県警察が行う緊急交通路確保計画との整合を図りながら、関係機関との連携のもと第1次確保路線より、順次応急復旧を実施する。

エ 岡谷警察署は緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両、他の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置を実施する。

オ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(2) 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関との連絡協議の上、効率的な応急復旧を推進するものとし、市は次の区間について、応急復旧を実施する。

ア 緊急交通路接続道路の確保

市は、県が指定し確保する緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

イ 代替路線の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

【資料 18】 緊急交通路交通規制対象予定道路等

5 輸送活動の実施

輸送の範囲は次のとおりとする。

ア 被災者の避難

(ア) 避難命令に基づき避難する住民の輸送

(イ) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

イ 医療及び助産における輸送

(ア) 患者等を救護班の仮設する救護所、病院、産院等に入院又は通院させる場合の輸送

(イ) 救護班に関する人員及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

ウ 被災者の救出

(ア) 救出された被災者の輸送

(イ) 救出のために必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の輸送

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

オ 行方不明者の搜索

行方不明者搜索のために必要な人員及び資材等の輸送

カ 遺体の処理（埋葬を除く。）

(ア) 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検索のための救護班員等の輸送

(イ) 遺体の処理のための衛生材料等の輸送

(ウ) 遺体発見場所から一時安置所までの移送

(エ) 遺体の移動に伴う死体そのものの輸送

(オ) 遺体を移送するための人員の輸送

キ 救援用物資の輸送

(ア) 被服、寝具その他の生活物資の給与のための輸送

(イ) 炊き出し用食糧等の輸送

(ウ) 学用品支給のための輸送

(エ) 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送

(オ) その他被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

用紙は日本工業規格A5とする。

第11節 障害物の処理活動

環境班・農林水産班・土木班・関係機関

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物撤去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が行うが、災害の規模等に応じ必要と認められるときには、岡谷湖畔公園等の公共広場や避難所となっていない小中学校校庭を集積所として開設する。

第3 活動の内容

1 道路・河川の障害物

土木班及び農林水産班は、岡谷建設事業協同組合等の協力を得て、障害物の円滑な除去を実施する。また、巡回の強化を図り事前に障害となる物の除去等に努める。

(1) 道路上の障害物

道路法による道路上の障害物の除去は、道路管理者が実施する。なお、道路上の障害物は、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等の除去作業を優先的に行う。

(2) 放置車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要ある時は、災害対策基本法に基づき運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 河川等の障害物

土木班及び農林水産班は、河川、農業用排水施設等における障害物について、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。

2 住家等にある障害物

(1) 実施責任者

住家等にある障害物の除去は、原則として、その所有者又は管理者が実施するが、生活に支障をきたし、自らの資力等で除去が困難な者について、市により援助等を行う。

(2) 障害物の除去の対象者

次のすべての条件に該当する者とする。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること
- ウ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

(3) 除去の方法

- ア 市は、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。
- イ 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

3 除去障害物の集積、処分方法

- (1) 障害物の集積・処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の利害関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積・処分を行う。
- (2) 放置車両、被災車両等放置物件は、岡谷警察署により保管場所へ移送保管する。

4 応援協力体制

- (1) 市内の関係機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- (2) 市のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

第12節 避難収容及び情報提供活動

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者、等に避難行動要支援者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市は、速やかに住宅の確保を行う。
- 7 市は、被災者等への的確な情報提供を行う。

【資料16】社会福祉施設等

【資料21】避難施設

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当 氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当 ——	——

(1) 実施機関

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、 受入れ	市長		

ア 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ 市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

○「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。

○「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

(2) 措置及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

(ア) 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

a 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を

要すると判断される地域

- c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

(イ) 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

- a 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- d 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- f 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- i 避難路の断たれる危険のある地域
- j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- k 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

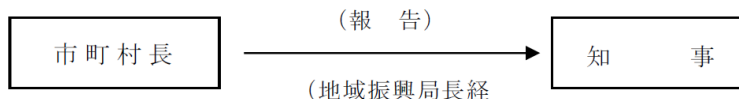
(ウ) 緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

(エ) 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示（水防法第29条）

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(イ) 通知

水防管理者が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(ウ) 通知

知事又はその命を受けた職員が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、岡谷警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

a 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

b 市と緊密な連絡体制を保持すること。

c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

e 避難指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

h 岡谷警察署及び交番に一次的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

警察官が(ア)のc及びdの措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地域振興局を通じて知事に報告する。

オ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にないない場合に限り「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

自衛官が(ア)の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地域振興局を通じて知事に報告する。

カ 避難指示等の時期

上記(2)アに記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとりべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路または通行できない経路
- コ 危険の度合い

(4) 伝達方法

避難指示等の発令は、次の手段により直接住民へ伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

ア 防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル

イ 区・自治会等による伝達

当該区長、自主防災組織の長に連絡し、区等の組織を通じて住民に伝達する。

(ア) 夜間停電時、電話不通時等伝達が困難な場合は、消防団、警察等に協力を求め戸別に伝達する。

(イ) 避難行動要支援者については、避難支援等関係者との連携の下、戸別伝達等、確実に伝達するように配慮する。

ウ 広報車による伝達

災害対策本部及び消防団等の車により、関係地域を巡回し伝達する。

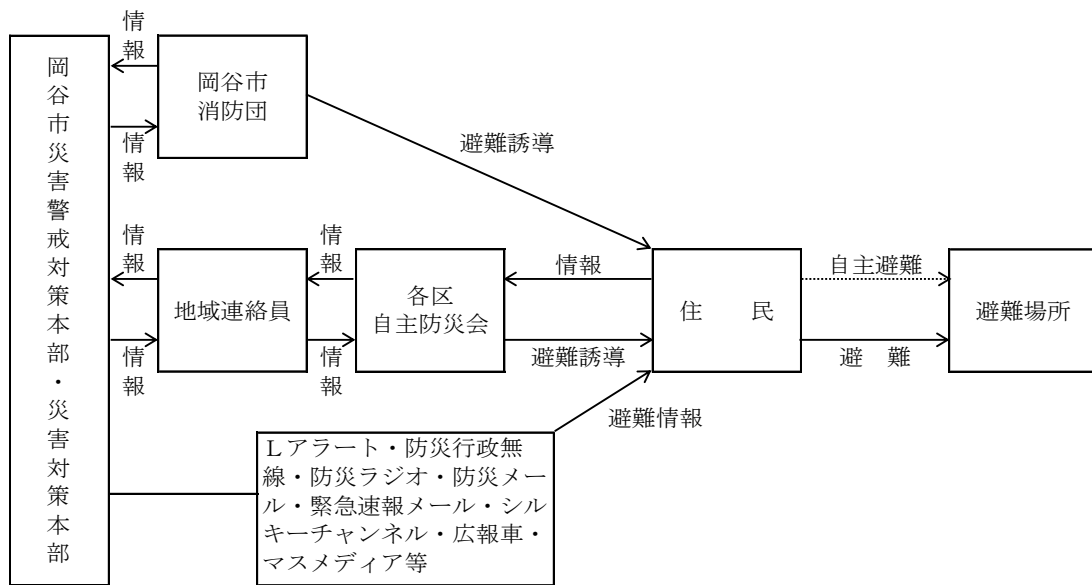
エ 放送施設による伝達

エルシーブイ(株)等により避難指示の内容を明示し放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

オ 携帯端末による伝達

携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(5) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生児童委員、区、自主防災組織、地域住民、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

さらに、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、ロープ等を張り、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

ウ 通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、消防本部、岡谷警察署等の協力を得て実施する。

また、誘導員は退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の措置を講ずる。

(2) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(3) 誘導の方法

ア 留意事項

(ア) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

イ 車両等による移送

高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ウ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、諏訪地域振興局を経由して県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村、岡谷警察署等と連絡して実施する。

エ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(4) 避難住民の心得

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所等の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずるものとする。

(1) 避難収容の対象者

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的

に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(2) 実施責任者等

ア 実施責任者

教育部は、本部長の指示に基づき、避難所を開設し、被災者の収容と保護を行う。

イ 避難所の管理責任者

教育部は、管理責任者を定め、避難所の運営、施設の維持管理のため、管理責任者を派遣する。

(3) 避難所の開設

ア 避難所の選定

避難所を開設する施設は、災害及び地域の状況を考慮し、安全な施設を選定する。なお、事前に指定している避難場所だけでは、避難者の収容が困難な場合には、対策本部事務局で他の公共施設、病院、幼稚園、その他の民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

イ 小・中学校における対策

(ア) 教育部は、避難所が小中学校となった場合、学校長に連絡しできるだけ速やかに開放するものとする。そのため、夜間や休校日の災害発生に備え、開錠の方法や教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

(イ) 学校長は、避難所の運営について市職員が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

(ウ) 児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、児童生徒と避難者の避難場所を明確に区分する。

ウ 保育園における対策

保育園が避難所となった場合は、園長は「イ」に準じて適切な対策を行う。

エ 避難所の公示

避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(4) 避難所の管理運営

避難所の管理責任者は、施設管理者、区、自主防災組織等の協力を得て、避難所の管理運営にあたる。

ア 避難者の把握

管理責任者は、区、自主防災組織と協力して避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、必要数量を社会福祉班に報告する。また、避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握にも努めるものとする。

イ 避難所の運営

管理責任者は、避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、区、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力を得て実施するとともに、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知

見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ プライバシー保護

管理責任者は、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 生活環境への配慮

避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (ア) トイレの設置状況・し尿処理状況等の把握に努め、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレ
ーラー等のより快適なトイレの設置への配慮
- (イ) 食事供与の状況の把握、栄養バランスのとれた適温の食事の提供 (炊き出しに利用できる
学校給食施設等の場所、調理器具、食品等の確保)
- (ウ) 避難所開設当初からのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (エ) 入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保
- (オ) 避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
 - a パーテーション等によるプライバシーの確保状況
 - b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
 - c 健康のための入浴施設の設置状況の有無及び利用頻度
 - d 洗濯等の頻度
 - e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
 - f 暑さ・寒さ対策の必要性
 - g 食料の確保、配食等の状況
 - h ごみの処理状況
- (カ) 家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）、家庭動物の
受入状況の把握

オ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いの
ある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

カ 女性の参画等

避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い
等、男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女
性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペ
アによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズス
ペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難
所の運営管理に努めるものとする。

キ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用
と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して
使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポス
ターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、
病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ク 避難場所の移動

災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館・ホテル
等への移動を避難者に促すものとする。

ケ 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる
事項に十分配慮し、住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備
を図る。

- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、の整備を行う。
- (イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制に努める。

コ 避難所の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- サ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- シ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ス 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- セ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難場所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるものとする。
- ソ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- タ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(5) 応援要請

避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(6) 避難住民の心得

住民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

広域避難及び広域一時滞在については、県及び関係機関と相互に連携し、速やかな避難の実施に

努めるものとする。

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 市町村間の情報共有等

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れ先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

ウ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県と連携し公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行い、避難所の早期解消に努めることとする。

(1) 災害救助法が適用された場合

市は、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するとともに、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

ア 県に対し、市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き室を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

ア 活動体制

都市計画班は、岡谷建設事業協同組合等、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住

宅を建設する。

イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

ウ 建設の方法

- (ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- (イ) 建設用地を確保する。
- (ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。
- (エ) 建設業者との請負契約を行う。
- (オ) 工事監理、竣工検査を行う。
- (カ) 入居者の決定を行う。
- (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯

オ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。

カ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり 29.7 平方メートル（9 坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。（災害救助法参考）

キ 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

ク 入居者の選定（要配慮者への配慮）

入居者の選定にあたっては、福祉環境部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

7 避難者等への的確な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

- (1) 市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (2) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (4) 市、県、指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン・交通機関・公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (5) 市、県、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様

であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行なうなど、適切に情報提供がなされるものとする。

- (6) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (7) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (8) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

危機管理班・各地区班・消防班・社会福祉班・介護福祉班
農林水産班・都市計画班・土木班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもってあたる。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、**平時**からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認する。

- (1) 危機管理班、消防班及び各地区班は、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。
- (2) 危機管理班、消防班及び各地区班は、孤立予想地域に対し、電話、地域連絡員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出対策

災害発生時には人命の救助を第一とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

- (1) 諏訪広域消防本部は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報する。
- (2) 諏訪広域消防本部は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとと

もに、被救助者の容態、人数等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。

(3) 病院部は、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

(4) 社会福祉班及び介護福祉班は、孤立地域内の要配慮者の情報収集に努め、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の状況等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

N T T回線が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(1) 災害対策本部は、地域連絡員の派遣、諏訪広域消防本部の協力を得た消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(2) 住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

(3) N T T東日本(株)は、避難場所等にデジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。また、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置により通信途絶を解消するものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(1) 都市計画班及び土木班は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、災害対策本部を通じて、県に対してヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。また、住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(1) 都市計画班、土木班及び農林水産班は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、自動車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行うものとする。

第14節 食料品・生活必需品等の調達供給活動

危機管理班・企画班・会計班・社会福祉班・商業観光班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料品・生活必需品の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、岡谷市赤十字奉仕団、岡谷市ボランティアセンターによるボランティア等の協力も得られるようにする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市は自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料品・生活必需品等を速やかに供給する。
- 3 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(1) 活動体制

社会福祉班及び会計班は教育部と連携し、避難所における食料品等の必要数量を把握し、食料品等の調達を実施する。

【資料 22】 非常備蓄品

【資料 30-1】 長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（JA信州諏訪）

【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（生活協同組合コープながの）

【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）

(2) 県及び近隣市町村への要請

計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、新物資システム（B-PLo）を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、栄養管理士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

(3) 関東農政局への要請

災害の程度が甚だしく、応急用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により市長が必要と認めた場合には、市長から関東農政局長野農政事務所長又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者（関東農政局長野農政事務所長に対し連絡がとれず緊急引渡の要請ができない場合に限り。）に対して、災害救助法発動期間中の応急用米穀について緊急引渡を要請する。

(4) 食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 食料品等の供給

食料品等の調達活動により調達した食料品等を迅速かつ円滑に被災者等に供給する。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(1) 活動体制

ア 届けられた食料品等は、各避難所の管理責任者を通じて被災者及び、避難者に供給する。

イ 各避難所では、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者及び避難者に配給する。

ウ 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、保健センター、学校の調理室が使用できる場合は避難所になっている調理室にて実施する。

(2) 食料の供給基準

ア 食料供給の対象

食料供給を行う場合は、次の場合に限る。

(ア) 被災者に対し炊き出しによる給食又は食料供給を行う必要がある場合

(イ) 被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、食料供給を行う必要がある場合

イ 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品等とする。

(3) 炊出しによる食料供給

米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200g
②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300g

ア 該当範囲

食料供給の対象は次のとおりとする。ただし、(オ)、(カ)は、災害救助法の対象ではない。

(ア) 避難所に収容した被災者及び避難者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者

(ウ) 旅館、ホテル等の宿泊者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

(エ) 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

(オ) 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者

(カ) その他特に市長が食料供給を必要と認めた者

イ 炊出しの活動体制

健康福祉部長及び教育部長の指示により、保健センター及び学校等給食調理室において、学校・保育園調理師栄養士及び岡谷市赤十字奉仕団が、区・地域住民の協力を得て、炊出しを実施する。

ウ 炊き出し施設

(ア) 保健センター

(イ) 学校給食調理室

(ウ) 保育園給食調理室

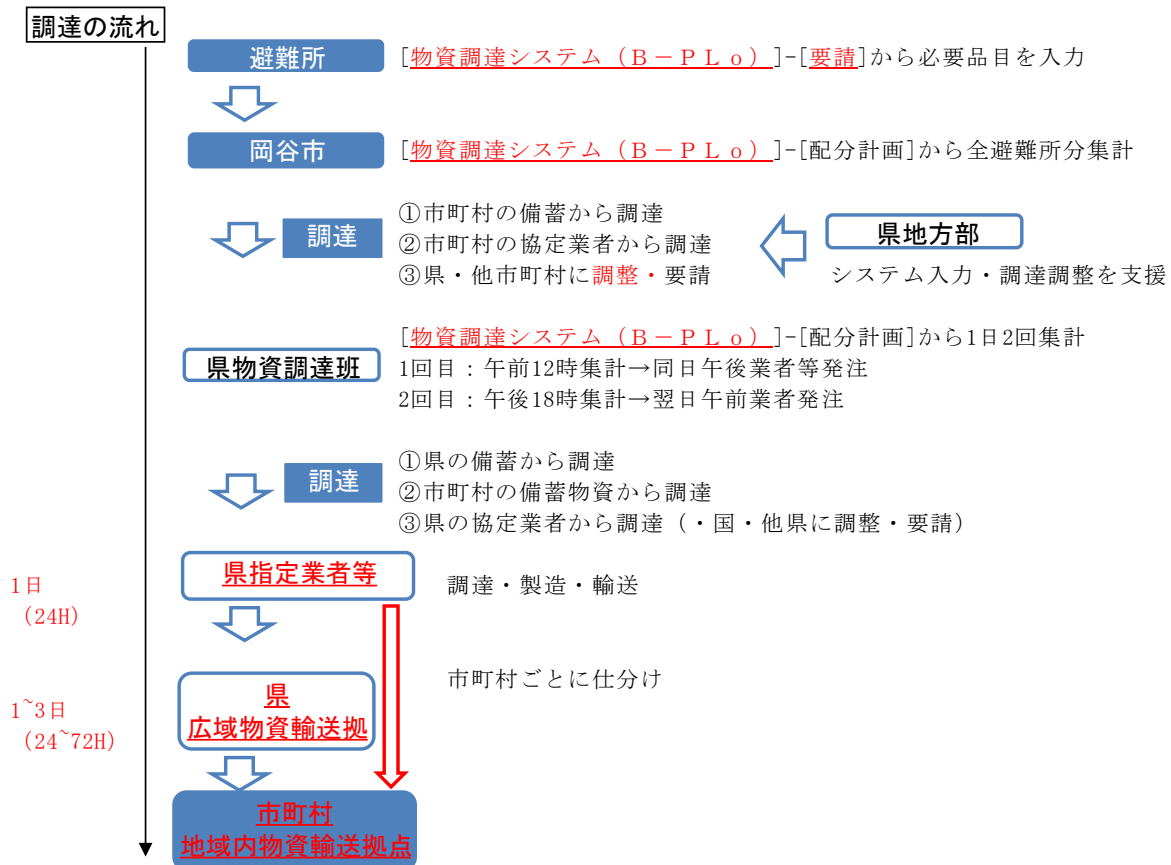
(4) 住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

(5) 経費の負担

炊出しその他による食品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(食料品・生活必需品の市への調達要請フロー)



3 生活必需品の調達

(1) 活動体制

生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等の調達を実施する。

(2) 生活必需品の調達

ア 必要数量の把握・調達

社会福祉班及び会計班は商業観光班と連携し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、市内の業者からの購入等により必要な物資の効率的な調達・確保する。

イ 協定による調達

「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」に基づき、J A信州諏訪、生活協同組合コープながのへ要請する。また、相互応援協定に基づき、岡山県玉野市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、近隣市町村へ要請する。

ウ 県への要請

災害対策本部は、市による対応で不足する分について、県に要請し、調達する。

(3) 留意事項

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、日常生活用品等が不足することにより被災者の心身に大きな負担となる生活物資については、最優先に調達、確保を行う。

4 生活必需品の供給

市は、避難施設における生活必需品の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、優先的に給与又は貸与するなど十分配慮する。

(1) 供給・分配の対象者

次のすべての条件に該当する者とする。

ア 災害により住家に被害を受けた者等であること。

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失、埋没及び床上浸水であつて、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者であること。

ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

(2) 給与又は貸与の方法

避難所の管理責任者を通じて、区長、自主防災組織、民生児童委員、岡谷市赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の給与又は貸与を実施する。

(3) 衣料、生活必需品の内容

以下の4種類を目安とするが、個々の品目については、各人の状況に応じ現に必要とするものを支給する。

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

ウ 炊事道具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

(4) 住民が実施する対策

住民は、手持ちの生活必需品を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

(5) 経費の負担

生活必需品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

第15節 飲料水の調達供給活動

危機管理班・水道班・関係機関

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水やボトルウォーターにより行うこととし、市独自で水の確保が困難な場合は、近隣市町村及び県企業局からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、県市町村災害時相互応援協定及び県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により近隣市町村から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 活動体制

水道班は、岡谷市水道事業協同組合と連携し飲料水の調達、供給を実施する。

2 飲料水の調達

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を設置し確保された水並びにボトルウォーターにより確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

なお、お風呂等に貯水してある水は生活用水として活用する。

(1) 市が実施する対策

ア 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置を借り上げ揚水し、飲料水の確保を行う。

ウ 市のみで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達する。

(2) 民間業者からの飲料水の提供

「災害時における救援物資提供に関する協定書」に基づき、北陸コカ・コーラボトリング㈱へ要請を行う。

(3) 住民が実施する対策

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

3 飲料水の供給

市は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、岡谷市水道事業協同組合に要請し、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(1) 市が実施する対策

ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ 給水用具の確保を行う。

- エ 災害のために飲料水が得られない被災者に対し、飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の供給を図る。
- カ 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- キ 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

(2) 飲料水の供給対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(3) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットル以上の給水为目标とする。

(4) 給水の順位

避難所、医療機関等を優先して給水する。災害の状況によっては、一般住民に対しても給水拠点を定めて給水する。

(5) 給水の方法

水道施設が被災し、断水している場合には、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。

(6) 応援要請

被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング^{（株）}）

第16節 保健衛生、感染症予防活動

危機管理班・健康推進班・病院部全班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災保健所・市町村における保健医療福祉活動の指揮調整のもと、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動や保健福祉事務所（長野県災害時保健医療福祉調整地域本部（以下「地域本部」という。））等関係機関との緊密な連携により、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養・食生活改善支援等の活動を行う。

第2 主な活動

- 1 被災保健所・市町村は、被災者の健康支援に必要な情報収集・分析に基づき保健医療福祉活動チームの配置や物資確保等の支援体制構築の指揮調整を行う。これらの指揮調整の支援にあたっては、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を派遣する。
- 2 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養・食生活相談を行うとともに、保健福祉事務所（地域本部）等関係機関との緊密な連絡調整により食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 3 平時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。
また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 活動体制

健康推進班及び病院部は、諏訪保健福祉事務所（地域本部）、岡谷市医師会と連携し保健衛生活動及び感染症予防対策を実施する。

2 保健衛生活動

(1) 市が実施する対策

- ア 被災者の避難状況を把握し、諏訪保健福祉事務所（地域本部）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。
- イ 被災者の健康を確保するために、避難所等に保健師を派遣し、健康相談等を行う。
- ウ 被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を県及び岡谷市医師会に要請する。
- エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

(2) 関係機関が実施する対策

- ア 岡谷市医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- ウ 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導等を行うよう努める。
- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

(3) 住民が実施する対策

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

3 感染症予防対策

感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。

なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、保健福祉事務所（地域本部）等関係機関との緊密な連絡調整により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 感染症予防

健康推進班及び病院部全班は、感染症の発生を未然に防止するため、諏訪保健福祉事務所（地域本部）及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

(2) 防疫活動資機材及び薬剤の調達

防疫活動に使用する資機材及び薬剤が不足する場合は、住民、販売業者等から必要数を借り上げ、又は購入する。

薬剤が不足する場合は、市内の薬局から購入する。

(3) 消毒の実施

被災地域において、感染症の発生するおそれがある場合には、諏訪保健福祉事務所（地域本部）等と協議し、迅速に消毒活動を実施する。

- ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒
- イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒
- ウ 感染症患者家屋の消毒
- エ 井戸の消毒
- オ 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除

(4) 臨時予防接種

検病調査班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、県（知事）の指示に応じて、まん延防止のため、臨時予防接種を実施する。

(5) 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査班は、感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。

(6) 県への報告

- ア 関係団体の協力を得て、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健福祉事務所（地域本部）を経由して県へ報告する。
- イ 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、諏訪保健福祉事務所（地域本部）を経由して県に提出する。
- ウ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律に

より、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、諏訪保健福祉事務所（[地域本部](#)）を経由して県に提出する。

(7) DICT 等の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

(8) 住民が実施する対策

住民は、市の行う広報を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、市の指導のもと区、自主防災組織が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

危機管理班・消防班・市民生活班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、岡谷市消防団等の協力のもとに実施する。

また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者の搜索等及び遺体の検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 遺体の搜索等及び処置の基本方針

(1) 遺体の搜索等は、市（設置された場合は災害現地対策本部）が、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、岡谷市消防団等と協力し行う。

また、災害の状況によっては、自衛隊、地元住民等の協力を得る。

(2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等を行う。

(3) 検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

(4) 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、この場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）

2 実施計画

(1) 長野県が実施する対策（危機管理部、衛生部、警察本部）

ア 被害が広範囲にわたり、遺体の搜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ 岡谷市長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。

ウ 岡谷市から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（社）長野県トラック協会長に応援要請をする。

エ 遺体の搜索、遺体の輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、岡谷市の活動の支援を行う。

オ 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指

示を行う。

- (ア) 岡谷市及び医療機関等関係機関との連携を行う。
- (イ) 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
- (ロ) 医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
- (エ) 葬儀業者、遺体安置機材等取扱い業者の把握、確保を行う。
- (オ) 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
- (カ) 多数遺体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。

カ 検視実施要領

- (ア) 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
- (イ) 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る遺体発見表を貼付する。
- (ロ) 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
- (エ) すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。

キ 身元確認及び遺体の引渡し

- (ア) 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
- (イ) 本籍地の不明な遺体は、遺体取扱い規則第9条に基づき、遅滞なく岡谷市にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。
- (ロ) 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。

ク 外国籍住民遺体の措置

- (ア) 死者が外国籍であることが判明したときは、遺体取扱い規則第4条第2項に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報すること。
- (イ) 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく岡谷市長にその所持品等とともに引き渡す。

(2) 岡谷市が実施する対策

ア 遺体の搜索

遺体の搜索等は、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、岡谷市消防団等の協力のもと実施する。

イ 収容の方法

身元確認のための一時収容場所及び安置所は、被災現場付近の寺院、神社などの建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し収容する。また、葬儀業者、遺体安置機材等取扱者の把握、確保を行う。

ウ 身元不明者の引受け

- (ア) 本籍地の不明の遺体及び遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない外国人で警察から引渡しの通知を受けたときは、遺体の引渡しを受ける。
- (イ) 引渡しを受けた遺体は及び遺留品等は、その性別、推定年齢、遺品などを遺体処理台帳に記録し、安置所に掲示する。
- (ロ) 身元が判明し、引取り人がある場合は引渡し、引取り人がない者については、一定期間経過した後、火葬許可証を発行のうえ火葬処理する。
- (エ) 外国籍住民の遺体を引受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- (オ) 棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うとともに、必要があるときは長野県に要請する。
- (カ) 遺体の処理及び埋葬のための費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

（（一社）全国霊柩自動車協会・（公社）長野県トラック協会霊柩部会）

（3）関係機関が実施する対策

日本赤十字社長野県支部、岡谷市医師会、岡谷市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

第18節 廃棄物の処理活動

環境班・農林水産班・都市計画班

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となり、早急な処理活動を行う。

ごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行う。

市は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

(1) 活動体制

ア 環境班は、ごみ、し尿の処理活動を実施する。

ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

イ 環境班は、通常行っている委託業者の協力を得て、ごみ処理等被災地区を重点的に収集するよう協力を要請する。

(イ) 必要に応じて、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

(イ) 現有する車両数及び想定されるごみの排出量から必要となる車両数を算出し、相互応援協定により、収集車両を確保する。

ウ 都市計画班は、災害により避難施設のトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。

エ 市は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行なうとともに、県に対して報告するものとする。

(2) 収集と処理

生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

ア ごみの収集と処理

(イ) 残廃物の収集

食物の残廃物を優先的に収集する。

(イ) ごみの処理

a 粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合、道路の障害により処理施設への搬入が困難な場合には、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。
この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

b 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。

イ し尿の処理方法

環境班は仮設トイレのし尿を処分する場合は、原則として、市内業者に依頼する。

市内業者で処分できない場合は、相互応援協定に基づき、近隣のし尿処理施設、下水道施設あるいは、集落排水施設の利用について、当該市町村長に対し、協力を要請する。

(3) 費用関連事務

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について

国庫補助等を受けようとする場合は、災害発生後被害の状況等を速やかに電話にて県（諏訪地域振興局）に報告し、原則として10日以内に報告書を提出する。

(4) 住民の対応

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 県又は関係機関への応援要請

環境班は、発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 隣接市町村への応援要請

環境班は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

3 死亡獣畜の処理対策

(1) 死亡獣畜の処理

災害により死亡した獣畜は、所有者が処理することを原則とする。

所有者が不明、あるいは所有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合、農林水産班及び市民環境班は分担して、死亡獣畜の処理活動を実施する。

(2) 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

(3) 処分方法

死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく、家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上、焼却又は化製処理を実施する。

ただし、24ヶ月令以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、原則として、諏訪地域振興局農政課へ搬入する。

第19節 社会秩序の維持・物価安定等に関する活動

市民生活班・社会福祉班・商業観光班・関係機関

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となり、また被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序と維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(1) 実施担当者

岡谷警察署は、市民生活班及び商業観光班と連携し社会秩序の維持に関する対策を実施する。

ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処理事犯の取締り

エ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

オ 広報啓発活動の推進

カ 防犯協会等の自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(1) 実施担当者

商業観光班は、物価の安定、物資の安定供給に関する対策を実施する。

(2) 市が実施する対策

ア 価格需給動向の調査

買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 関係業界への要請

適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 住民への情報提供

情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 相談窓口の設置

買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 流通業者との連携

市は管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(3) 企業が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

(4) 住民が実施する対策

住民は集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第20節 危険物施設等応急活動

危機管理班・消防班・環境班・水道班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

【資料 23】危険物施設

第3 活動の内容

1 共通応急対策

風水害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 災害等における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、もれ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量、その流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行ない、安全を確保する。

(5) 避難誘導の実施（岡谷警察署）

関係機関と連携して、従業員及び危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

(6) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は重点的に調査を行う。

(7) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請し、応急対策等を行なう。

(8) 危険物施設等管理者は次に掲げる対策を実施するものとする。

- ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。
- イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設応急対策

災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

諏訪広域消防本部消防長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、消防法第12条の3に基づき、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ロ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づかないよう立入り制限を行う。

(2) 火薬類が流出した場合には、周辺住民に対して広報を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

風水害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する安全確保を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

(1) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。

(2) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

5 液化石油ガス施設応急対策

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、一般社団法人 長野県LPガス協会に要請する。

(1) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を諏訪保健所・岡谷警察署又は諏訪広域消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(1) 周辺住民への広報

周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染の場合の措置

飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 毒物劇物の危害除去

消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

(4) 営業者及び業務上取扱者が実施する対策

ア 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署、消防機関へ連絡する。

イ 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(1) 諏訪広域消防本部が実施する対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

(2) 放射性同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延

焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。

オ 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、ロープを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。

カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

風水害等発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

- (1) 市は、損壊した建築物の周辺など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- (2) 市は、必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を県に依頼し、周辺住民等に対し情報提供を行う。
- (3) 市は、必要に応じて環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」の徹底を事業者に対し指導するよう県に依頼する。

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故等の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

- (1) 市は、大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害拡大防止の措置をとるよう命ずることを県に依頼する。

第21節 電気施設応急活動

秘書広報班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・早期復旧による迅速な供給再開
 - ・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

電力事業者は、被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

- (1) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (2) 被害状況に応じ、関連会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

電力事業者は、復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進する。

- (1) 市及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- (2) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- (3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送手段を確保する。
- (4) 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

3 二次災害防止

電力事業者は、停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

- (1) 広報事項
 - ア 停電による社会不安除去に関する事項
 - イ 停電の区域

- (イ) 復旧の見通し
 - イ 感電等の事故防止に関する事項
 - (ア) 垂れ下がった電線に触れないこと
 - ウ 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (ア) 電熱器具等の開放確認
 - (イ) ガスの漏洩確認
 - エ 需要量に対する不十分な電力供給に関する事項
 - (ア) 県及び市町村への速やかな情報提供及び節電への協力要請
- ※市は電力事業者からの報告に基づき、(1) ア・イについて防災行政無線等により周知する。

第22節 都市ガス施設応急活動

秘書広報班・消防班・土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

(1) 市が実施する対策

- ア 市道の被害状況の把握
- イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施
- ウ 住民への広報活動

(2) 都市ガス事業者が実施する対策

- ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
 - (ア) ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
 - (イ) 被害が大の地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、応急復旧活動を行う。
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置
- ウ 復旧人員の確保
 - 当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。
- エ 復旧資機材の調達
- オ 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

(3) 住民が実施する対策

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

2 都市ガス施設応急供給計画

都市ガス事業者は、復旧計画を立案し、応急供給工事を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

第23節 上水道施設応急活動

水道班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 上水道施設応急復旧対策

(1) 上水道

水道班は、職員又は専門業者への外部発注や岡谷市水道事業協同組合との協定に基づき復旧工事を行う。

ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

イ 復旧体制の確立を行う。

ウ 被災の状況により応援要請を行う。

エ 住民への広報活動を行う。

オ 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

カ 大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

キ 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。

(2) 復旧工事の調整

水道班は、岡谷建設事業協同組合及び岡谷市水道事業協同組合等が実施する市道の道路区域内の応急復旧活動について、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

第24節 下水道施設応急活動

土木班・水道班・関係機関

第1 基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

市が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。また、県が管理する終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設の被害状況等の情報について、終末処理場と情報収集・連絡を行う。

2 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(1) 市が実施する対策

ア 管渠

- (ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管路等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 下水道中継マンホールポンプ施設

- (ア) 停電によりポンプ場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場の機能回復に努める。
- (イ) 終末処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(2) 下水道復旧に際しての応援要請

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

(3) 住民が実施する対策

住民は、下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷市建設事業協同組合）

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

第25節 通信・放送施設応急活動

危機管理班・広報情報班・消防班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため機関ごとに必要な対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設等の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線および避難所への通信確保を行う。
- 3 岡谷警察署は、警察通信施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

第3 活動の内容

1 市防災行政無線通信等の応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

(1) 通信施設の被災時の措置

通信施設が被災した場合、市職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。

(2) 停電時の措置

停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合、燃料等の調達、供給を図る。

(3) 災害時用通信手段の活用

孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

【資料12】岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

2 電気通信事業者の応急活動

電気通信事業者は、被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、気象、救援、治安、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。また、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(1) 緊急通話、重要通話の確保

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講ずる。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

電気通信事業社は、災害状況により避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

(3) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

(4) 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャー）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

(5) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信~~輻輳~~が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

(6) 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

3 岡谷警察署の応急活動

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

4 放送機関の応急活動

放送機関は、災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

第26節 鉄道施設応急活動

土木班・関係機関

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 市が実施する対策

(1) 許可手続きの迅速化

土木班は、市道との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

(2) 工事の調整等

ア 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとする。

イ 道路内には色々なライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、他の占用物件の情報を提供する。

ウ 2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

2 東日本旅客鉄道(株) (岡谷駅)

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行うよう、これに必要な措置等を定めておく。

(1) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(2) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(3) 建設機材の現況の把握及び運用

社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

(4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(5) 災害復旧

ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

【資料 30-45】大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定書

(東日本旅客鉄道株式会社長野支社)

第27節 災害広報活動

危機管理班・DX推進班・秘書広報班・社会福祉班・関係機関

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、岡谷市から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、相談窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 広報活動

市は、県、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関等の関係機関と緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(1) 広報活動

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、関係事業者の協力を得て、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、防災ラジオ、[岡谷市LINE公式アカウント](#)、[メール配信@おかや](#)、岡谷市行政チャンネル、ホームページ、ソーシャルメディア等可能な限り多くの媒体を活用し実施する。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得て、上記手段やエルシーブイ㈱「災害緊急放送に関する相互協定」等に基づき広報活動を実施する。

【資料 30-23】災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ㈱）

【資料 30-40】臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）

(2) 広報事項

災害の規模に応じ、次の情報を提供する。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の予防に関する情報
- ウ 避難所・経路・方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- カ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報

- キ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

(3) 庁内及び関係機関への連絡

災害情報、被害状況の推移等を庁内放送、文章等により、職員に周知させるとともに、各部本部連絡員は部員に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、災害本部事務局を通じて、関係機関等に災害情報を提供する。

(4) 報道機関の放送

ア 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として、本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報揭示版を設け、広報に努める。

イ 報道機関に対する放送要請

(7) テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

(イ) ラジオを通じた緊急放送は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会を通じて行う。

(ウ) ケーブルテレビを通じたコミュニティ放送は、協定に基づき、エルシーブイ㈱に対して行う。

(5) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、市民の了承を得て活用する。

(6) 外国籍住民に対する広報

外国籍住民に対する広報は、語学ボランティアの協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、市ホームページへの掲載等により実施する。

2 広聴活動及び相談窓口

(1) 活動体制

秘書広報班は広聴活動を実施する。

(2) 報道機関窓口の開設

秘書広報班は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、報道機関からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

(3) 住民に対する相談窓口

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など実情に即した相談窓口を設置する。

第28節 土砂災害等応急活動

危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・施設管理者

第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

【資料16】社会福祉施設等

【資料21】避難施設

1 大規模土砂災害対策

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示等の判断等を行なえるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

- (1) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずるものとする。
- (2) 市は、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (3) 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

- (4) 市は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の出動を要請するものとする。

2 崖崩れ、地すべり等応急対策

関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により崖崩れ等の規模、発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、被害を最小限に抑えるために次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

- (2) 市は、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (3) 崖崩れ、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

- (4) 住民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

- (5) 市は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の出動を要請するものとする。

3 土石流対策

監視体制を整え、関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。
- (2) 市は、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。
- (3) 二次災害に備え、警戒避難に関する情報を住民に提供し、住民への避難指示等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。
- (4) 住民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等された場合これに迅速に従う。
- (5) 市は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の出動を要請するものとする。

第29節 建築物災害応急活動

税務班・都市計画班・社会福祉班・介護福祉班・教育部全班・施設管理者

第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

庁舎、社会福祉施設、病院、小・中学校等については、利用者の避難誘導等を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

2 一般建築物

(1) 市が実施する措置

宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、税務班と都市計画班は連携して被害状況を調査する。災害の規模が大きく、人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(2) 建築物の所有者等が実施する対策

- ア 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 市が実施する対策

- ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

(2) 所有者が実施する対策

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市町村文化

財所管部局の指導を受けて実施する。

- エ 被災した建造物内の文化財について、県や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第30節 道路及び橋梁応急活動

危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁の危険箇所の把握

(1) 危険箇所の把握

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。

(2) 県への報告

市は行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(3) 危険箇所の報告の啓発指導

道路の破損、決壊、橋梁流失等の被害を発見した場合は直ちに市に通報するように、住民に啓発指導を徹底する。

2 応急措置

(1) 迂回路の確保

市の管理する道路が被災した場合は、直ちに応急措置を行い、迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は、代替道路として利用し交通を確保する。

(2) 応急復旧工事の実施

ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧工事を行う。

【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

(3) 応援要請等

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、相互応援協定に基づく応援要請、県に対する自衛隊の派遣要請などにより、応急復旧及び交通の確保を行う。

第31節 河川施設・ため池等応急活動

危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関

第1 基本方針

風水害による洪水被害を軽減するため、水防活動を実施するとともに、二次災害を防止するため、県及び関係機関との連携・協力により、速やかに被害状況等の把握を行い応急復旧に対応する。

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、河川管理施設、都市下水路等の臨時点検を行い施設の安全を確認し、異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 ため池施設については、被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

【資料3】 水防警報指定河川

【資料4】 水位情報指定河川

【資料5】 河川

【資料6】 重要水防区域

【資料7】 水防上重要な水門の操作

【資料9】 ため池

【資料16】 社会福祉施設等

【資料21】 避難施設

第3 活動の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 情報の収集

県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

(2) 避難誘導

被害状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民に避難指示等の応急活動を実施する。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、都市下水路については、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

(4) 関係機関との連携

河川施設等の応急対策の実施にあたっては、関係機関との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

(5) 住民の活動

住民は被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 ため池応急対策

災害により、ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置、被害状況等を把握するとともに、応急措置を実施する。

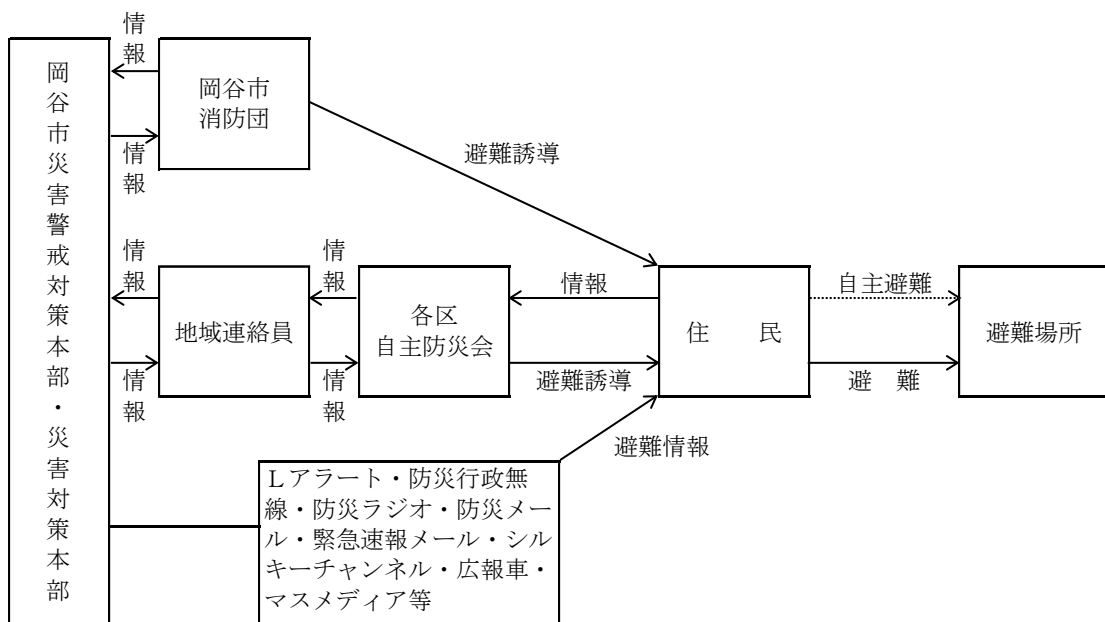
(1) 情報の収集、伝達

ア 区や受益水利団体等と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。

イ ため池管理者において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市に報告する。

ウ 市が被害を把握した場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(2) 避難誘導

被害状況を住民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の住民へ避難指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。

イ 被害を拡大させないよう早急に応急措置を実施する。

(4) ため池管理者の活動

ため池管理者においては市が実施する応急対策について協力する。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

危機管理班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。関係機関等との密接な協力・連携のもと、災害発生後の適切な対応により被害を最小限に抑えるよう努める。

第2 主な活動

- 1 道路・橋梁等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設、都市下水路及び農業用排水施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

1 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策

道路・橋梁等の構造物については、第30節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第20節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設等の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

河川施設及び農業用排水施設については、第31節「河川施設・ため池等応急活動」に基づき、県、関係機関との連携・協力のもと、速やかに被害状況等を把握し、避難誘導や応急復旧等必要な措置を実施する。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となるため、倒木についても除去等の応急対策を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置を実施する。

第33節 農林水産物災害応急活動

農林水産班・関係機関

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒伏した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

(1) 被害情報の収集、報告

市は、諏訪農業改良普及センター、JA 信州諏訪等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を諏訪地域振興局に報告する。

(2) 災害技術対策

市は農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

2 住民の実施する対策

住民は市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 水稲

ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

ウ 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(2) 果樹

ア 浸水・滞水している園は、速やかに排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

エ 樹木に付着した泥は、ただちに洗い流す。

オ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し育成の回復を図る。
- イ 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗い、洗浄を行う。

(4) 畜産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗い・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

(5) 水産

- ア 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

3 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 被害情報の収集、報告

市は、諏訪森林組合等の協力を得て、被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 関係機関の実施する活動

- ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の市と連携を図り、その防止に努める。
- イ 市と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

(3) 住民の実施する対策

住民は市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

4 関係団体との協力

県の関係機関及び JA 信州諏訪、諏訪森林組合等の関係団体と協力、連携して、円滑な応急対策を実施する。

第34節 文教活動

教育部全班

第1 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

また、市は、私立保育園・幼稚園に対して学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保等を図り、応急教育体制を速やかに整えとともに、平常授業の早期再開に努める。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を実施する。

第3 活動の内容

1 活動体制

教育部は、学校長等の協力を得て、児童生徒の避難誘導、応急教育の実施、学用品の供与等の文教活動を実施する。また、学校における措置に準じて私立保育園における応急対策を実施する。

2 児童生徒等に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難誘導活動に努める。

(1) 臨時休校等

ア 教育部の措置

教育部は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、臨時休校の措置をとるよう、学校長に指示する。

イ 学校長の措置

(ア) 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は、臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒等、保護者、学校関係者に周知する。

(イ) 早退等の指示を受けた場合

- a 学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒等、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒等を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校する等の措置を取る。
- b 災害の状況等により、児童生徒等を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(ロ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置の他、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合、学校長は速やかに教育部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 教育部の措置

教育部は、児童生徒等が在校しているときに災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、児童生徒に被災の危険が切迫していると認められるときは、学校長に対し児童生徒等の避難を

指示する。また、状況によっては学校長に対し、避難先の指示を行う。

イ 学校長の措置

(ア) 避難指示等を受けた場合

学校長は、教職員の誘導によって、児童生徒等を校庭等安全な場所に避難させる。

(イ) 避難先の指示を受けた場合

学校長は、地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導にあたり、児童生徒等を安全に避難させる。

(ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置の他、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育部に報告する。

(エ) 避難終了後の措置

学校長は避難終了後、災害の状況により、保護者に避難先を周知し、児童生徒等を保護者に引き渡す。

3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施に努める。

(1) 被害状況の調査

教育部は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

(2) 施設の応急対策

ア 校舎

(ア) 被害が軽微な場合

軽微な被害にとどまった校舎は、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の措置を講じて授業を行う。

(イ) 被害が甚大な場合

被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

イ 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

ウ 備品等

災害により流失、破損等で使用不能になった机、椅子等の補充については、授業に支障をきたさないように確保する。

(3) 応急教育の実施

教育部は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握したうえで関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施にあたり、児童生徒等の安全を確保するために必要な施設の応急復旧工事を実施する。

ア 校舎の被害が軽微な場合

校舎の応急復旧措置を行い、授業を行う。

イ 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒等の安全を確保するために、必要な応急復旧措置を行うものとするが、状況によっては、残存の安全な教室を使用するか、または屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又は二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能な場合

使用可能な公共施設、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況によっては、

学級合併授業又は二部授業を行う。

(4) 応急仮設教室の建設

教育部は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室を建設する。

(5) 教職員の確保等

ア 教職員の確保

教育部は、災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

イ 教職員住宅の処置

教育部は、教職員住宅の被害状況を調査し、必要な応急処置を実施する。

(6) 児童生徒等の健康管理

ア 保健衛生

必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

イ 健康診断等

授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

4 学用品の給与

教育部は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与の措置を実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた児童生徒等で、学用品がなく、就学に支障が生じている者。

(2) 調達方法

教育部は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市における調達が困難な時は、伊那教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

5 学校給食の確保

教育部は、災害発生後の学校給食を確保するため、次の措置を実施する。

(1) 災害発生直後には、被害状況を把握する。

(2) 軽微な被害の時は、可能な限り業務を再開する。

(3) 給食業務ができないときは、被害の状況によっては、各家庭において弁当及び水筒等を用意する。

(4) 被害の状況に応じて保育園の調理室が炊き出し場所ともなるので、健康福祉部と連携を図りながら可能な限り確保する。

6 私立保育園及び幼稚園における措置

私立保育園及び幼稚園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずる。

第35節 ボランティアの受入れ体制

市民生活班・社会福祉班・関係機関

第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行う努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図るものとする。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行うものとする。

ウ 岡谷市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

オ 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

【社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策】

県及び市の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティ

アの需給調整、相談指導等を行うものとする。

【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD））、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】

ア 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

イ 県及び市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

ウ 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

ア 市は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

【社会福祉協議会が実施する対策】

ア 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

イ 被災地の市町村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

ウ 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

第36節 飼養動物の保護対策

市民生活班・農林水産班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所等での飼育等の保護措置を獣医師会と連携し実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所（校庭）及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養。

第3 活動の内容

1 保護活動

大規模災害に伴い、浮浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。

(1) 市が実施する計画

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な措置を講ずる。

避難に家庭動物を連れてくることが予想されるため、避難所等の広場にスペースを設置し対応する。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、岡谷警察署、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

ウ 家庭動物との同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

エ 飼い主等からの飼養動物の一次預かり要望へ対応するものとする。

(2) 飼養動物の飼い主が実施する計画

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第37節 義援物資及び義援金の受入れ配分体制

秘書広報班・会計班・社会福祉班・関係機関

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、県、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、個人、団体、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等について報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援金は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- 2 大規模な災害が発生した場合、災害対策本部内に義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金等を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に分配する。
- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集

(1) 義援物資の募集

義援物資については、県、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

(2) 義援金の募集

県、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じ広報活動を実施する。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資の引継ぎ及び配分

義援物資については、岡谷市ボランティアセンターの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は委員会に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、迅速かつ公正に配分する。

3 義援物資及び義援金の管理

市は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第38節 災害救助法の適用

危機管理班

第1 基本方針

市単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

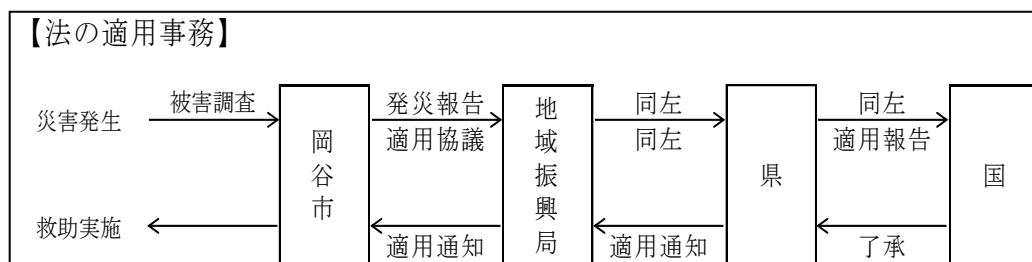
第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害情報の把握を行う。
- 2 被害状況により法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 3 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 災害救助法の適用

- (1) 災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。
- (2) 収集した被害情報を、諏訪地域振興局へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (3) 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
 なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。



2 救助の実施

- (1) 市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。
 委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

第39節 観光地の災害応急対策

地域創生推進班・消防班・商業観光班・関係機関

第1 基本方針

観光地へ通じる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県及び関係機関と連携し対応していく。

第2 主な活動

- 1 観光地で災害が発生した際には県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害時には、岡谷市消防計画における救助・救急計画に基づき、諏訪広域本部、岡谷警察署、医療機関と連携して観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行なうとともに、被害状況を早急に把握する。
- (2) 諏訪広域本部は、観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について綿密な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行なう。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光地の観光案内所等で災害時の外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行う。
- (3) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供や避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第40節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

危機管理班

第1 基本方針

一定区域の居住者及び事業者が、「自助」・「互助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等のが作成した地区防災計画を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「互助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

【市町村が実施する計画】

一定地区内の住民及び事業者が作成した地区防災計画について、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

【住民及び事業者が実施する計画】

一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、市と連携して防災活動を行うものとする。

○地区防災計画策定完了地区一覧

地区名	計画の概要	策定年度
小坂区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和3年度
花岡区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和3年度
三沢区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和4年度
新倉区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和4年度
駒沢区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和4年度
鮎沢区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和4年度
橋原区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和4年度
東堀区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和5年度
中屋区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和5年度
中村区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和5年度
横川区	地区防災マップ、自主避難ルール	令和5年度

風水害対策編

【第 3 章】

災害復旧復興計画

第3章 災害復旧復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

全機関

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移す。

(1) 基本方針の策定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

(2) 情報公開・住民参加

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うこととし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

2 実施体制の確立

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求め、実施体制を確立する。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

全機関

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の適切な処理を実施する。

関係機関・関係団体は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(1) 計画的かつ効率的復旧事業の推進

市及び県は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(2) 改良復旧の推進

市及び県は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(3) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

(4) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(5) 土砂災害防止対策の推進

市及び県は、大雨に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(6) 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通、輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(7) 総合的な復旧事業の推進

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

(8) 一体的な対応

水道事業者及び下水道事業者は、復旧に当たり上下水道一体となった対応に努めるものとする。

(9) 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

(10) 補助事業の活用

災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、災害の報告を速やかに行うものとする。

復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

なお、緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(11) 暴力団排除活動の徹底

関係機関との連携により暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物・土砂の処理

(1) 排出量の推定

倒壊家屋数等から、災害廃棄物・土砂の排出量を推定する。

(2) 災害廃棄物及び土砂の処理の実施

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物・土砂の適正かつ迅速な処理が求められる。

市は発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物・土砂の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。また、災害廃棄物・土砂の処理に当たっては、下記事項について留意する。

ア 住宅の災害廃棄物の処理、土砂等仮置場等への搬入等は、原則として住民が実施する。公共施設の解体等は、施設管理者が実施する。

イ 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

ウ 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

エ 環境汚染の防止、アスベスト対策等、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

ア 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県

市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

イ 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

4 復旧事業の種類

被災施設の復旧については、関係法令及びそれぞれの定める計画により、概ね次の事業について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、清掃法）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- (9) その他災害復旧事業計画

第3節 計画的な復興

全機関

第1 基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した安全安心なまちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、体制を整備する。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した安全安心なまちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

被災地域の再建にあたり、更に災害に強い安全安心なまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

2 災害に強い安全安心な防災まちづくり

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「岡谷市の都市づくりの基本理念」のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した安全安心なまちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 総合的な都市・市街地整備事業の活用

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、安全安心なまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

(2) 都市防災機能の強化

安全安心なまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア オープンスペースの充実化

都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ 共同溝化の推進

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 不適格建築物の解消

既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

(3) 復興計画実施上の留意点

ア 復旧事業の迅速化

復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

イ 住民参加の推進

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

また、女性・障がい者・高齢者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

ウ 周辺住民の安全

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、県から事業者等に対し適切に解体等を行うよう指導・助言することを依頼するものとする。

3 住民参加

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、安全安心なまちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

4 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

- (1) 市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を策定し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な

復興を図るものとする。

- (3) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第4節 資金計画

企画班・財政班

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 市の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

災害関連事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 市及び県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

税務班・社会福祉班・健康推進班・産業振興部全班・都市計画班

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を周知する。
- 4 被災地における雇用維持等のため、県及び公共職業安定所が行う被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、市区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う

ものとする。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 居住地外避難者の対応

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興による復興

市は、一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用について県と協議し、被災者の円滑な生活再建の支援を行うため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(1) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地域振興局へ報告する。

(2) 被災者生活支援法が適用された場合、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、申請に要する罹災証明等の必要書類を発行する。

(3) 被災世帯から提出された申請書類等を確認及び点検し速やかに県へ提出する。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の活用

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

4 被災者の労働対策

市は、被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実施する職業あっせん活動等へ協力する。

5 生活保護

市は、被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、「岡谷市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を行う。

7 災害見舞金の支給

市は、「岡谷市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害見舞金の支給を行う。

8 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害を

受けた世帯に対し、その生活を立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

9 租税の徴収猶予、及び減免

市は、災害による被災者の生活の安定を図るため、市は、地方税法又は岡谷市市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(1) 期限の延長

市は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して期限を延長する。

(2) 減免

市は、岡谷市市税条例等に定めるところにより、市民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の減免について、必要な措置を実施する。

10 罹災証明書の交付

社会福祉班は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に、罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(1) 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

(3) 住民に対し、掲示板、広報誌等を活用し広報を行う。

(4) 報道機関に対し、発表を行う。

12 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第6節 被災中小企業等の復興

産業振興部全班

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林事業者に対する支援

県により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図る。

(1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対する次の資金の融資

- ア 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- イ 被災農林業組合の事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫資金

「(株)日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対する次の資金の融資

- ア 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- イ 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- ウ 復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- エ 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- オ 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対する農業経営に必要な資金の融資

(4) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失の補償

2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1) 政府系中小企業金融機関

- ア 日本政策金融公庫資金
- イ 商工組合中央金庫資金

ウ 日本政策投資銀行資金

(2) 県が実施する中小企業融資制度

ア 中小企業融資制度資金（融資）

(3) 市が実施する措置

市は、利活用できる金融の特別措置について、被災した中小企業者に対し周知徹底を図る。

第7節 被災した観光地の復興

産業振興部全班

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

- 1 被災した観光地に対する支援
 - (1) 市の実施対策
 - ア 被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止策を推進する。
 - イ 被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。
 - (2) 観光事業者の実施対策
 - 営業状況及び復旧状況などを情報発信する。

震災対策編

【第 1 章】 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い安全安心なまちづくり

危機管理班・企画班・地域創生推進班・消防班・商業観光班・農林水産班・建設水道部全班

第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、市の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効率的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効率的な対策の実施に配慮する。その際には、女性の参画の促進に努める。

第2 主な取組み

- 1 施設等に耐震性を確保し、地域保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い安全安心なまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い地域基盤づくり

(1) 総合的計画策定上の配慮

市は、総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

市は、関係機関と協力し、基幹的な交通・通信施設等の整備について、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 構造物、施設の安全性の確保

市は、住宅・学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

市は、地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

(5) 地震防災対策の推進

東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、総則第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。

(6) 社会資本の維持管理

道路・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震に強い都市構造の形成

- (1) 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- (2) 市は、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (3) 市及び関係機関は、不特定多数が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- (4) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (5) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

3 建築物等の安全化

- (1) 市及び関係機関は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。
特に、市公共施設のうち、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成20年2月に策定した「岡谷市耐震改修促進計画」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の安全化を図る。
- (5) 災害時の拠点となる庁舎、避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (6) 避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

4 ライフライン施設の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) 市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (3) 市及び関係機関は、コンピューターシステムの固定やデータのバックアップ対策を講ずる。

5 地質、地盤の安全確保

- (1) 市及び関係機関は、施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 市は、個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

- (3) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

6 危険物施設等の安全確保

市及び関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

7 災害応急対策等への備え

- (1) 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。
- (4) 民間事業者委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
- (5) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (6) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (7) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (8) 平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第1章第3節を準用する。

第3節 活動体制計画

風水害対策編第1章第4節を準用する。

第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第1章第5節を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

風水害対策編第1章第6節を準用する。

第6節 消防・水防活動計画

風水害対策編第1章第7節を準用する。

第7節 要配慮者計画

風水害対策編第1章第8節を準用する。

第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第1章第9節を準用する。

第9節 障害物の処理計画

風水害対策編第1章第10節を準用する。

第10節 避難収容及び情報提供活動計画

風水害対策編第1章第11節を準用する。

第11節 孤立防止対策

風水害対策編第1章第12節を準用する。

第12節 食料品・生活必需品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第1章第13節を準用する。

第13節 給水計画

風水害対策編第1章第14節を準用する。

第14節 危険物施設等災害予防計画

風水害対策編第1章第15節を準用する。

第15節 電気施設災害予防計画

風水害対策編第1章第16節を準用する。

第16節 都市ガス施設災害予防計画

風水害対策編第1章第17節を準用する。

第17節 上水道施設災害予防計画

風水害対策編第1章第18節を準用する。

第18節 下水道施設災害予防計画

土木班・水道班・関係機関

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強い安心安全なまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、耐震化を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠の系統の多重化を図る。

第3 実施計画

1 施設・設備の課題

(1) 市は、重要な管渠のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化が進んでいるものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

(2) 新たに建設する管渠については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 市は、災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

(2) 市は、対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

(3) 市は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間事業者等との災害時の支援協定を締結する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

市は、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

市は、下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠の系統の多重化

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に

努める。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

風水害対策編第1章第20節を準用する。

第20節 鉄道施設災害予防計画

風水害対策編第1章第21節を準用する。

第21節 災害広報計画

風水害対策編第1章第22節を準用する。

第22節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第1章第23節を準用する。

第23節 防災都市計画

風水害対策編第1章第24節を準用する。

第24節 建築物災害予防計画

危機管理班・商業観光班・都市計画班・生涯学習班・施設管理者

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 昭和56年以前に建築された建築物について、「岡谷市耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修の促進を図る。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。
- 4 緊急地震速報を有効に活用する体制を整備する。

第3 実施計画

1 公共建築物の耐震対策

(1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

市は、庁舎、社会福祉施設、市営住宅、病院、学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

学校及び病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(3) 施設の安全性確保

市は、施設を新築、改築する場合には、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。耐震診断の結果当により改築、改修が必要な施設は、計画的に実施できるように努める。

特に義務教育施設等については、年次計画等により改築、補強に努め、予防対策を実施する。

2 市街地整備

(1) 都市公園

「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(2) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

3 一般建築物の耐震対策

(1) 耐震診断・耐震改修事業の実施

ア 住宅、民間の避難施設、多数の者が利用する特定建築物及び緊急輸送道路沿道の特定建築物について、市は県と連携を図り、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行う。

イ 個人所有の戸建住宅等について、市は住宅等耐震診断実施要綱に基づき耐震診断を行う。

ウ 個人所有の戸建住宅等について、市は住宅等耐震補強補助金交付要綱に基づき耐震補強への助成を行う。

(2) 建築物の所有者の対策

建築物の所有者等は、耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る。

4 落下物・ブロック塀等の対策

市は、落下物及びブロック塀、屋外構造物及び屋外設置物等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

5 文化財の対策

市は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (4) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

6 住民が行う対策

- (1) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (2) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講ずる。
- (3) 地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る。

7 緊急地震速報の活用

緊急地震速報が接続されている施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、マニュアルを整備し定期的に訓練を実施するよう努める。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

風水害対策編第1章第26節を準用する。

第26節 河川施設・ため池等災害予防計画

風水害対策編第1章第27節を準用する。

第27節 農林水産物災害予防計画

農林水産班・関係機関

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒伏、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、精算・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなど安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林作り指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を制定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事の促進を図る。

- (1) 市は、農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

- (2) 関係機関は、市と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

- (3) 関係機関及び農業者等は、必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

- (4) 関係機関及び農業者等は、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

立木の倒伏防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策の促進を図る。

- (1) 市は、森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

- (2) 市は、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

- (3) 関係機関は、指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

- (4) 関係業界は、県及び市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (5) 住民は、市等が計画的に行なう森林整備に協力するものとする。
- (6) 住民は、施設の補強等対策の実施に努める。

第28節 二次災害の予防計画

危機管理班・税務班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の受け入れ体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 実施計画

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、応急危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められているため、市は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、市は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 諏訪広域消防本部が実施する計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(3) 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (社)長野県エルピーガス協会が実施する計画

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画

- ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。
- イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。
- ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。
特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先する。
- エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合に備え、河川施設の被災後の保全に留意する必要がある。

市は、所管する河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 情報収集体制の整備

市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第29節 防災知識普及計画

風水害対策編第1章第30節を準用する。

第30節 防災訓練計画

風水害対策編第1章第31節を準用する。

第31節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第1章第32節を準用する。

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第1章第33節を準用する。

第33節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

風水害対策編第1章第34節を準用する。

第34節 災害対策基金等積立及び運用計画

風水害対策編第1章第35節を準用する。

第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

全機関

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、長野県地震対策基礎調査を実施し、県内における被害想定を行っているので、本市は、そのデータを活用するなど調査研究を行い、総合的な震災対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

県・市・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 防災アセスメント調査等の定期的な実施

- (1) 市は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 市は、国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、データの累積に努める。

第36節 企業防災に関する計画

風水害対策編第1章第37節を準用する。

第37節 観光地の災害予防計画

風水害対策編第1章第38節を準用する。

震災対策編

【第2章】

災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

全機関・施設管理者

第1 基本方針

緊急地震速報システムを設置してある市及び施設管理者は、地震が発生し、緊急地震速報を受信した際、直ちに住民等への伝達を行うものとする。

災害が発生した場合、関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行うものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報を受信した市及び施設管理者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

2 被害状況の調査及び報告体制

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(2) 災害発生直後の情報（第1次情報）の収集

参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに所属長に報告するとともに、所属長は部庶務担当課長に報告し、部庶務担当課長は危機管理室長に報告するものとする。

ア 情報の内容と報告順位

災害発生直後に収集する情報内容と報告の優先順位は次のとおりとする。

(ア) 人命にかかわる情報

(イ) 災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報

(ウ) 被害状況に関する情報

(3) 被害状況等の調査

ア 調査の分担

被害状況の調査は、次表に掲げる担当班が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

また、連絡系統は各班等で収集した情報を対策本部事務局にも報告する。

市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	担当班	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理班 消防班 地域連絡員	岡谷市消防団 各区自主防災会	諏訪地域振興局
住家の被害	税務班・都市計画班		諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	社会福祉班 介護福祉班 子ども班	施設管理者	諏訪地域振興局
農・林・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林水産班	農業農村支援センター 諏訪湖農業協同組合 諏訪森林組合	諏訪地域振興局
公共土木施設被害	土木班	諏訪建設事務所	諏訪建設事務所
土砂災害等による被害	土木班	諏訪建設事務所	諏訪建設事務所
都市施設被害	都市計画班	諏訪湖流域下水道事務所	諏訪建設事務所
水道・下水道施設被害	水道班		諏訪建設事務所
廃棄物処理施設被害	環境班・施設管理者		諏訪地域振興局
感染症関係被害 医療施設関係被害	健康推進班		諏訪保健所
商工関係被害 ライフライン被害（水道除く）	商業観光班 工業振興班	岡谷商工会議所	諏訪地域振興局
観光施設被害	商業観光班	岡谷商工会議所 岡谷市観光協会	諏訪地域振興局
教育関係被害	教育総務班	施設管理者	伊那教育事務所
文化財被害	生涯学習班	施設管理者	伊那教育事務所
市有財産被害	財政班・施設管理者	施設管理者	諏訪地域振興局
火災即報	消防班	諏訪広域消防本部 岡谷市消防団	諏訪地域振興局 県危機管理部
火災即報（危険物に係る事故）	消防班	諏訪広域消防本部 岡谷市消防団	県危機管理部
所管している施設被害	全班		

イ 被害状況等報告内容の基準及び用語定義

被害の程度区分の判定は、災害救助法の被害認定基準に基づく。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	定 義
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
棟	一つの独立した建物をいう。 ・ 主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟 ・ 2つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟

※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（県災害対策本部）にも連絡するものとする。

(4) 被害報告

ア 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

イ 報告系統

- (ア) 災害対策本部設置前においては危機管理室長（災害対策本部設置後においては、本部室）が県（諏訪地域振興局あるいは、危機管理部）に報告する。
- (イ) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等の機関に報告する。
- (ウ) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。

(5) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、市において円滑な被害調査の実施が困難である場合は、諏訪地域振興局に応援を求める。

イ 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は次のとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(ア) 災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

国（総務省消防庁）への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ウ 直接即報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、市は出先機関を通じて県に報告することを原則としているが、「火災・災害等即報要領（昭和59年消防防第267号消防庁長官）」の直接即報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

3 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動携帯無線器及びアマチュア無線等の活用を図る。必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(1) その他の方法

ア オートバイ、自転車、徒歩等による伝令

第2節 非常参集職員の活動

風水害対策編第2章第3節を準用する。

第3節 広域相互応援活動

全機関

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他の市町村が被災した場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

①東海地震に関する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、 <u>令和7年6月改定</u> ）
東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、 <u>令和7年6月改定</u> ）
①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測さ	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（ <u>令和7年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定</u> ）

れ、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請に際し、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村が被災した場合には、速やかな応援体制を整える。
- 4 広域避難が行なわれる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費負担を考慮する。

第3 活動の内容

1 協定に基づく要請

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、市の人員、物資、資機材、消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援を要請、先遣隊の受入等を行ない、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

ア 応援の内容

(ア) 物資等の提供及びあつせん

- a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c 救援及び救助活動に必要な車両等
- d ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- e 被災者の一時収容のための施設
- f 火葬場

(イ) 人員の派遣

- a 救護及び応急措置に必要な職員
- b 消防団員

(ウ) その他

- a 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- b ボランティアのあつせん
- c 児童・生徒の受け入れ

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

イ 要請先

(ア) 代表市町村

諏訪ブロックにおける「代表市町村」を下表のとおり定める。

代表市町村が被災した場合の業務を代行する「第2順位」、「第3順位」を定める。

代表市町村の任期を定め、3市（岡谷市、諏訪市、茅野市）の担当制で対応するものとする。

諏訪ブロック代表市町村

任期	代表市町村	第2順位	第3順位	担当計画年*
I	諏訪市	茅野市	岡谷市	令和7年
II	茅野市	岡谷市	諏訪市	令和8年
III	岡谷市	諏訪市	茅野市	令和9年

*担当計画年：連絡会議による協議又は本細則改訂がない限り、令和10年以降も任期の周期を継続するものとする。

(イ) 代表市町村が被災している場合の措置

- a 代表市町村が被災しているおそれがある場合、同ブロックの他の構成市町村に要請する。

茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村

- b 同ブロックの大半が被災しているおそれがある場合、協定書の規定に基づきブロックの代表市町村に要請する。

長野県市町村災害時相互応援協定書（別記2）

関係ブロック抜粋

被災ブロック	応援するブロック
諏 訪	上伊那○ 木 曾
上伊那	諏 訪○ 飯 伊
木 曾	飯 伊○ 諏 訪

（備考）応援するブロックが複数の場合は、○印の代表市町村が派遣。

ウ 要請の手続き

エの要請事項を明確にし、無線又は電話により行うが、後日速やかに文書を送付する。

エ 要請事項

(ア) 被害の状況

(イ) 応援を要請する内容

- a 物資資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- b 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- c その他、必要な事項

オ 被災他市からの応援要請

ブロック代表市に応援要請があった場合において、代表市町村は被災市町村に先遣隊を派遣し応援の必要性を判断するものとする。なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。また被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

【資料 30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(2) 長野県消防相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、諏訪広域消防の消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

ア 応援の種別

- (ア) 消防応援 : 消防隊による応援
- (イ) 救助応援 : 救助隊による応援
- (ウ) 救急応援 : 救急隊による応援
- (エ) その他の応援 : 上記以外の応援

【資料 30-4】長野県消防相互応援協定書

【資料 30-5】長野県消防相互応援協定実施細則

【資料 30-6】緊急消防援助隊運用要綱

イ 要請先

応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に実施するが、特に必要と認める場合は、この限りではない。

(ア) 第1要請

長野県消防相互応援協定(中信地域)	: 松本広域消防局

(イ) 第2要請

第1要請を除く、中南信地域の市町村等

(ウ) 第3要請

中南信地域以外の市町村等

ウ 要請の手続き

電話その他の方法により行うが、後日速やかに文書を送付する。

- (3) 災害時の相互応援協定（岡山県玉野市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、埼玉県鴻巣市、東京都大田区）

ア 応援種類

- (ア) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (イ) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職、技能職等の職員等の応援
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

【資料 30-7】災害時の相互応援協定書（岡山県玉野市）

【資料 30-8】災害時の相互応援協定書（群馬県富岡市）

【資料 30-9】災害時の相互応援協定書（静岡県東伊豆町）

【資料 30-51】災害時の相互応援協定書（埼玉県鴻巣市）

【資料 30-52】災害時の相互応援協定書（東京都大田区）

イ 要請の手続き

ウに掲げる事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ウ 要請事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) アの(ア)～(ウ)の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (ウ) アの(エ)の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員

- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか必要な事項

(4) その他の協定

災害の規模及び被害状況から、市のみの対応では、十分な応急措置ができないと認められる場合には、速やかに協定に基づき協力等を要請する。市が災害対策に関して締結している協定は次のとおりである。

- 【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷市医師会)
- 【資料 30-13】 災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書
(郵政事業(株)岡谷支店)
- 【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書(岡谷建設事業協同組合)
- 【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書(岡谷市水道事業協同組合)
- 【資料 30-16】 アマチュア無線による災害時応援協定書(岡谷市アマチュア無線クラブ)
- 【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(J A 信州諏訪)
- 【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(生活協同組合コープながの)
- 【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岡谷下諏訪歯科医師会)
- 【資料 30-21】 災害時における電設関係応急措置に関する協定書(岡谷市電気工事業組合)
- 【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書(北陸コカ・コーラボトリング(株))
- 【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定(エルシーブイ(株))
- 【資料 30-24】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((福) 有倫会 洗心荘)
- 【資料 30-25】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((医) 研成会 白寿荘)
- 【資料 30-26】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((株) ツカイ ツカイ・サンシャイン岡谷)
- 【資料 30-27】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((福) 平成会 さわらび)
- 【資料 30-28】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((福) 平成会 岡谷和楽荘)
- 【資料 30-29】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((福) サ・ビ・ジョン グレイスル岡谷 第2グレイスル岡谷)
- 【資料 30-30】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
((福) 共立福祉会 ケアハウス高尾)
- 【資料 30-31/32】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷薬剤師会)
- 【資料 30-33】 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書
(社団法人長野県建築士会諏訪支部)
- 【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(アピタ岡谷店)
- 【資料 30-35】 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省)
- 【資料 30-38】 災害時における応援協力に関する協定書(諏訪生コン協同組合)
- 【資料 30-39】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書(長野県石油商業組合諏訪支部)
- 【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書
(甲:諏訪広域連合 乙:エルシーブイ株式会社)
- 【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書
(諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会)
- 【資料 30-42】 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

- (長野 LP 協会諏訪支部・(一社)長野県 LP ガス協会)
- 【資料 30-43】災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書
(一社)日本建設機械レンタル協会 長野支部)
- 【資料 30-44】災害等発生時における遺体搬送に関する協定書
(一社)全国霊柩自動車協会・(公社)長野県トラック協会霊柩部会)
- 【資料 30-45】大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定
(東日本旅客鉄道株式会社第 3 節長野支社)
- 【資料 30-46/47】災害時における災害救助犬出動に関する協定書
(特定非営利活動法人救助犬訓練士協会)
- 【資料 30-48】災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書
(ナンシンリフレッシュサービス有限会社)
- 【資料 30-49】防災・減災に関する応援協定(公益財団法人日本財団)
- 【資料 30-50】大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書
(国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)
- 【資料 30-53】災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書
(興亜化成(株) HARIO(株))
- 【資料 30-54】災害時における物資供給に関する協定書((株)プラスワン)
- 【資料 30-55】災害時における物資供給に関する協定書((株)ケーヨー)
- 【資料 30-56】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
(株)和が家 おはな和が家)
- 【資料 30-57】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
(TPR トータルサービス(株) さわやか絹の郷信州おかや)
- 【資料 30-58】災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書
(福)平成会 松風)
- 【資料 30-59】災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書
(中部電力(株)電力ネットワークカンパニー諏訪営業所)
- 【資料 30-60】災害に係る情報発信等に関する協定書(ヤフー(株))
- 【資料 30-61】災害廃棄物等の処理に関する基本協定(大栄環境)
- 【資料 30-62】災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定(日産自動車(株)・長野日産自動車(株)・松本日産自動車(株)・日産プリンス松本販売(株))
- 【資料 30-64】災害時における相互協力に関する協定書(東日本電信電話(株)長野支店)
- 【資料 30-65】災害時における物資供給に関する協定書(NPO 法人 コメリ災害対策センター)
- 【資料 30-66】災害時における物資供給に関する協定書(株式会社アクティオ)

2 県及び指定地方行政機関等に対する要請

(1) 県に対する応援要請等

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。

ア 応援の要請事項

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(3) 消防に関する応援要請

消防班は、諏訪広域消防本部と連携し1の(2)における相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 応援受入体制の整備

応援要請を実施する場合、受入体制全てを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置、指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。

(1) 他の市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

(2) 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 応援派遣体制の整備

(1) 体制

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第2章第5節を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣活動

風水害対策編第2章第6節を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第2章第7節を準用する。

第7節 消防・水防活動

風水害対策編第2章第8節を準用する。

第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第2章第9節を準用する。

第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第2章第10節を準用する。

第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第2章第11節を準用する。

第 1 1 節 避難収容及び情報提供活動

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関

第 1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第 2 主な活動

- 1 市長等は適切に避難指示を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確認する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第 3 活動の内容

1 避難指示

災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を発令する。

発令者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

(1) 実施機関

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水 地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、収容	市長		

ア 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ 市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のた

めの立退きを指示することをいう。

(2) 避難指示

ア 市長及び消防機関の長の行う措置

(7) 避難指示（災害対策基本法第 60 条）

災害時において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

- a 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- c 避難路の断たれる危険のある地域
- d 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- e 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。

なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。

(i) 報告

- a 避難指示したときは、速やかにその旨を諏訪地域振興局長及び岡谷警察署長に報告する。
- b 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、諏訪地域振興局長及び岡谷警察署長に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示（水防法第 29 条）

水防管理者は、河川のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(i) 通知

水防管理者が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

(i) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(ii) 通知

知事又はその命を受けた職員が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、岡谷警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 市災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、

警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導にあたっては、要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 岡谷警察署及び交番に一次的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

警察官が(ア)の c 及び d の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地方事務所を通じて知事に報告する。

オ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

自衛官が(ア)の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地方事務所を通じて知事に報告する。

カ 避難指示等の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 避難指示内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域（地区）
- オ 避難場所
- カ 避難時期及び時間
- キ 避難すべき理由
- ク 注意事項
- ケ 避難経路

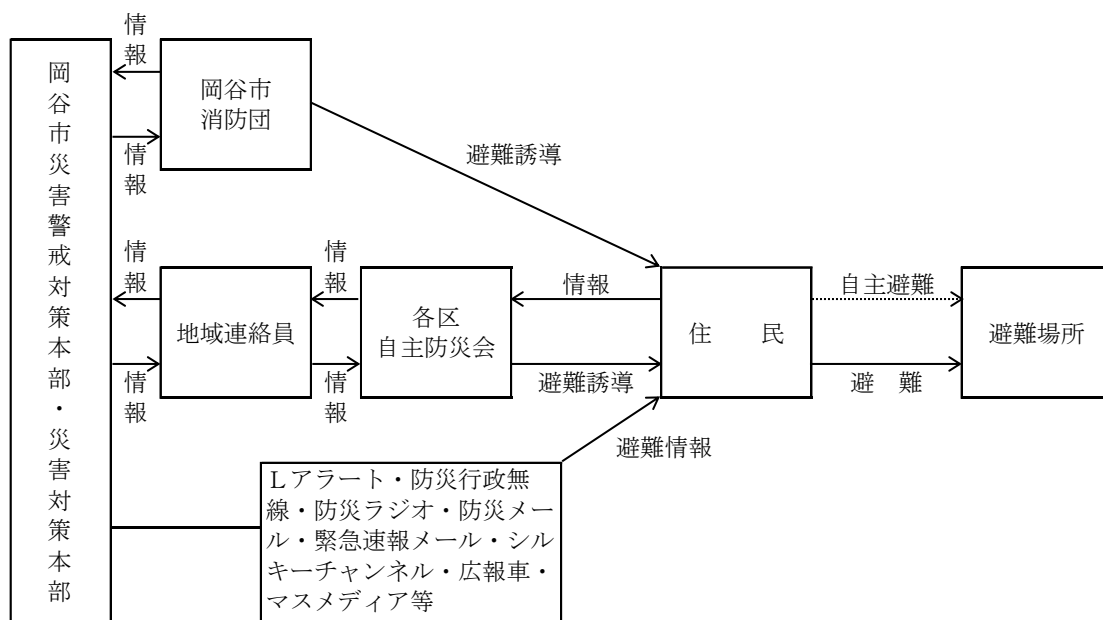
(4) 伝達方法

避難指示は、次の手段により直接住民へ伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- ア 防災行政無線、防災ラジオ、[岡谷市LINE公式アカウント](#)、[メール配信@おかや](#)、岡谷市行政チャンネル
- イ 区・自主防災組織等による伝達

- 当該区長、自主防災組織の長に連絡し、区等の組織を通じて住民に伝達する。
- (7) 夜間停電時、電話不通時等伝達が困難な場合は、消防団、警察等に協力を求め戸別に伝達する。
- (イ) 避難行動要支援者については、避難支援等関係者との連携の下、戸別伝達等、確実に伝達するように配慮する。
- ウ 広報車による伝達
災害対策本部及び消防機関の広報車により、関係地域を巡回し伝達する。
- エ 放送施設による伝達
エルシーブイ(株)等により避難指示の内容を明示し放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- オ 携帯端末による伝達
携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(5) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生児童委員、区、自主防災組織、地域住民、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

さらに、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

(2) 実施方法

- ア 警戒区域の表示
警戒区域を設定した場合、ロープ等を張り、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命じる。
- イ 警戒区域の周知
警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。
- ウ 通知
自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難指示の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、諏訪広域消防本部、岡谷警察署等の協力を得て実施する。

(2) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(3) 誘導の方法

- ア 留意事項
 - (ア) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
 - (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
 - (ウ) 危険地域には、ロープ等を張るほか、状況により誘導員を配置する。
 - (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
 - (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
 - (カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- イ 車両等による移送
高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- ウ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、諏訪地域振興局を經由して県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村、岡谷警察署等と連絡して実施する。

エ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(4) 避難住民の心得

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(1) 避難収容の対象者

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(2) 実施責任者等

ア 実施責任者

教育部は、本部長の指示に基づき、避難所を開設し、被災者の収容と保護を行う。

イ 避難所の管理責任者

教育部は、管理責任者を定め、避難所の運営、施設の維持管理のため、管理責任者を派遣する。

(3) 避難所の開設

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

【資料 21】 避難施設

ア 避難所の選定

避難所を開設する施設は、災害及び地域の状況を考慮し、安全な施設を選定する。なお、事前に指定している避難場所だけでは、避難者の収容が困難な場合には、対策本部事務局で他の公共施設、病院、幼稚園、その他の民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

また、必要に応じて要配慮者に配慮して福祉避難所を設置する。

イ 小・中学校における対策

(7) 教育部は、避難所が小中学校となった場合、学校長に連絡しできるだけ速やかに開放するものとする。そのため、夜間や休校日の災害発生に備え、開錠の方法や教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

(イ) 学校長は、避難所の運営について市職員が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明

確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

- (ウ) 児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

ウ 保育園における対策

保育園が避難所となった場合は、園長は上記に準じて適切な対策を行う。

エ 避難所の公示

避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(4) 避難所の管理運営

避難所の管理責任者は、施設管理者、区、自主防災組織等の協力を得て、避難所の管理運営にあたる。

ア 避難者の把握

管理責任者は、区、自主防災組織と協力して避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握する。管理責任者は、給水等の必要数量を社会福祉課に報告する。また、避難場所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握にも努めるものとする。

イ 避難所の運営

管理責任者は、避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、区、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力を得て実施するとともに、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ プライバシー保護

管理責任者は、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 生活環境への配慮

避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (ア) トイレの設置状況・し尿処理状況等の把握に努め、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

- (イ) 食事供与の状況の把握、栄養バランスのとれた適温の食事の提供 (炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食品等の確保)

- (ウ) 避難所開設当初からのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

- (エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保

- (オ) 避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

a パーテーション等によるプライバシーの確保状況

b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

c 健康のための入浴施設の設置状況の有無及び利用頻度

d 洗濯等の頻度

e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

f 暑さ・寒さ対策の必要性

g 食料の確保、配食等の状況

h ごみの処理状況

- オ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑

いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

カ 女性の参画等

指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

キ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ク 避難所の移動

災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

ケ 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

(イ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

ア ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

イ 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

ウ 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制に努める。

コ 避難所の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

サ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

シ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難場所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるものとする。

ス 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

セ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、

連携に努めるものとする。

- ソ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - (ロ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - ア 介護職員等の派遣
 - イ 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - ウ 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - (オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- チ 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- ツ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(5) 応援要請

避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(6) 避難住民の心得

住民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、

県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 市町村間の情報共有等

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れ先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

ウ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県と連携し公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行い、避難所の早期解消に努めることとする。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

(1) 災害救助法が適用された場合

市は、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するとともに、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

ア 県に対し、市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き室を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

ア 活動体制

都市計画班は、岡谷建設事業協同組合等、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

ウ 建設の方法

- (7) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- (イ) 建設用地を確保する。
- (ロ) 応急仮設住宅の設計を行う。
- (エ) 建設業者との請負契約を行う。
- (オ) 工事監理、竣工検査を行う。
- (カ) 入居者の決定を行う。
- (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯

オ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。

カ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり 29.7 平方メートル（9 坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。（災害救助法参考）

キ 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

ク 入居者の選定（要配慮者への配慮）

入居者の選定にあたっては、健康福祉部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は 2 年以内として入居契約書を徴して入居させ後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

7 避難者等への的確な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

- (1) 市、県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (2) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (4) 市、県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (5) 市、県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (6) 市、県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報

の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- (7) 市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (8) 市、県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (9) 市、県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 1 2 節 孤立地域対策活動

風水害対策編第 2 章第 1 3 節を準用する。

第 1 3 節 食料品・生活必需品等の調達供給活動

風水害対策編第 2 章第 1 4 節を準用する。

第 1 4 節 飲料水の調達供給活動

風水害対策編第 2 章第 1 5 節を準用する。

第 1 5 節 保健衛生、感染症予防活動

風水害対策編第 2 章第 1 6 節を準用する。

第 1 6 節 遺体の搜索及び処置等の活動

風水害対策編第 2 章第 1 7 節を準用する。

第 1 7 節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第 2 章第 1 8 節を準用する。

第 1 8 節 社会秩序の維持・物価安定等に関する活動

風水害対策編第 2 章第 1 9 節を準用する。

第 19 節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第 2 章第 20 節を準用する。

第 20 節 電気施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 21 節を準用する。

第 21 節 都市ガス施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 22 節を準用する。

第 22 節 上水道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 23 節を準用する。

第 23 節 下水道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 24 節を準用する。

第 24 節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 25 節を準用する。

第 25 節 鉄道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 26 節を準用する。

第 2 6 節 災害広報活動

風水害対策編第 2 章第 2 7 節を準用する。

第 2 7 節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 8 節を準用する。

第 2 8 節 建築物災害応急活動

税務班・都市計画班・社会福祉班・介護福祉班・教育部全班・施設管理者

第 1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第 2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第 3 実施計画

1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、小・中学校等については、管理者等が利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 緊急地震速報を受信した施設管理者は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するように誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

2 一般建築物

(1) 市が実施する措置

岡谷市が管理運営する庁舎、社会福祉施設、病院、学校、保育園、市営住宅等については、施設管理者が速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

また、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、税務班と都市計画班は連携して被害状況を調査し、危険度判定を行い必要な措置をとるものとする。災害の規模が大きく、人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

ア 被災建築物・宅地の応急危険度判定

税務班及び都市計画班は、被害状況により建物・宅地の応急危険度判定体制を整えるため、応急危険度判定士の派遣要請し、判定作業を実施する。

(イ) 判定作業の準備

建設水道部は、判定作業の実施のため、次の準備を行う。

- a 応急危険度判定士の県への派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物・宅地又は地区の選定
- c 被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士の連絡手段の確保

(ロ) 判定結果の表示及び周知

応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、判定ステッカーを建物の入り口など見やすい場所に貼りつける。

判定結果	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない。

イ 建築物の所有者等が実施する対策

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

第3 実施計画

3 文化財

(1) 市が実施する対策

ア 市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

(2) 所有者が実施する対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。

エ 被災した建造物内の文化財について、県や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第 2 9 節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 0 節を準用する。

第 3 0 節 河川施設・ため池等応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 1 節を準用する。

第 3 1 節 二次災害の防止活動

危機管理班・税務班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

第 1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第 2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため応急危険度判定を実施する。また、道路・橋梁等については、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 3 河川施設の二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第 3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 建築物関係

被災した建築物や敷地については、余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るため、県に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。

ア 応急危険度判定実施のための体制整備

被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

(ア) 応急危険度判定士の派遣要請

(イ) 応急危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定

(ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保

(エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 応急措置

市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。

ウ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(2) 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物については、余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要があるため、第 29 節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第 19 節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設の二次災害防止対策

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため応急措置を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて水防活動を実施する。

4 風倒木対策

地震発生後の雨により、流路を閉塞し鉄砲水の原因となり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となるため、倒木についても除去等の応急対策を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第 3 2 節 農林水産物災害応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 3 節を準用する。

第 3 3 節 文教活動

風水害対策編第 2 章第 3 4 節を準用する。

第 3 4 節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第 2 章第 3 5 節を準用する。

第 3 5 節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第 2 章第 3 6 節を準用する。

第 3 6 節 義援物資及び義援金の受入れ配分体制

風水害対策編第 2 章第 3 7 節を準用する。

第 3 7 節 災害救助法の適用

風水害対策編第 2 章第 3 8 節を準用する。

第 3 8 節 観光地の災害応急対応

風水害対策編第 2 章第 3 9 節を準用する。

震災対策編

【第 3 章】

災害復旧復興計画

第3章 災害復旧復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

風水害対策編第3章第1節を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

風水害対策編第3章第2節を準用する。

第3節 計画的な復興

風水害対策編第3章第3節を準用する。

第4節 資金計画

風水害対策編第3章第4節を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

風水害対策編第3章第5節を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

風水害対策編第3章第6節を準用する。

第7節 被災した観光地の復興

風水害対策編第3章第7節を準用する。

震災対策編

【第4章】

南海トラフ地震に
関する事前対策活動

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第3節防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱のとおりとする。

第3 南海トラフ地震に関連する情報について

- 1 南海トラフ地震に関連する情報は、気象庁から以下の2種類の情報名で発表されます。

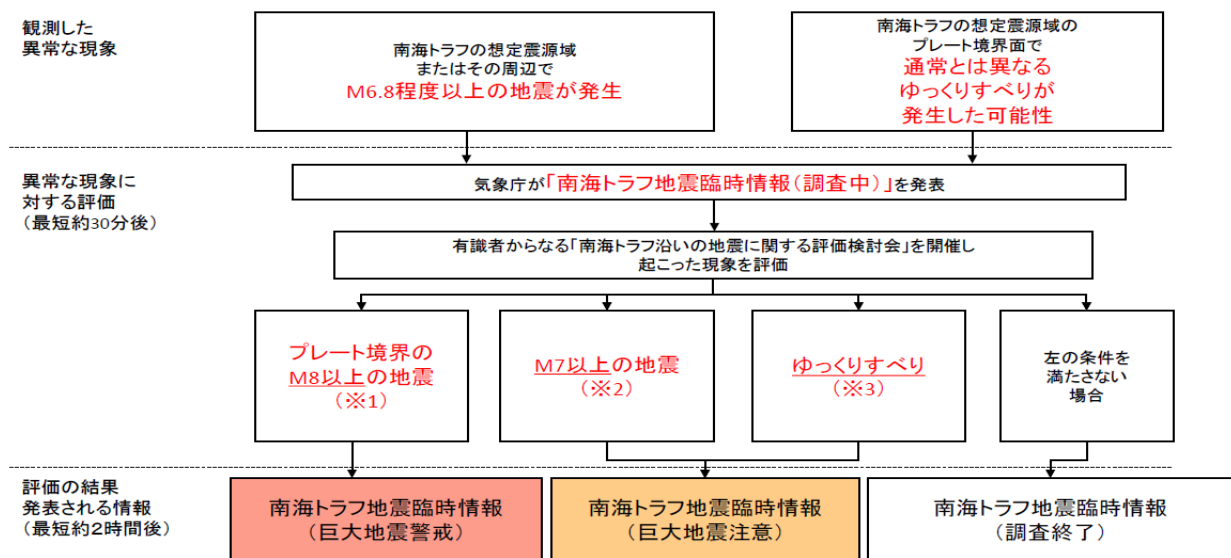
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

- 2 情報名の後にキーワードを付記して情報発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

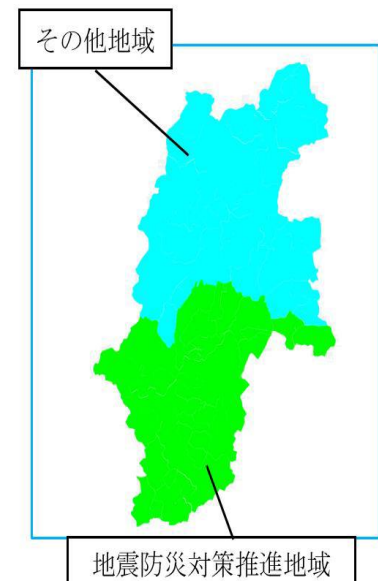
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第4 推進地域

長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町



第5 被害想定

総則編第5節被害想定のとおりとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

全機関

第1 市の体制

1 活動体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、その情報の内容に応じて必要な活動体制をとる。

(1) 編成の組織、所掌事務

震災対策編第2章災害応急計画第2節非常参集職員の活動を準用する。

(2) 本部の活動要領

災害対策本部等は、災害応急対策に係る措置に関する事項を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒準備体制	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報等（巨大地震注意）等（※1）	非常体制	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報等（巨大地震警戒）等（※2）	非常体制	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容その他これらに関連する情報

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 対策本部等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、地域防災計画に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の広報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 市内における災害応急対策に係る措置の実施

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第3節 情報の収集伝達計画

全機関

第1 基本方針

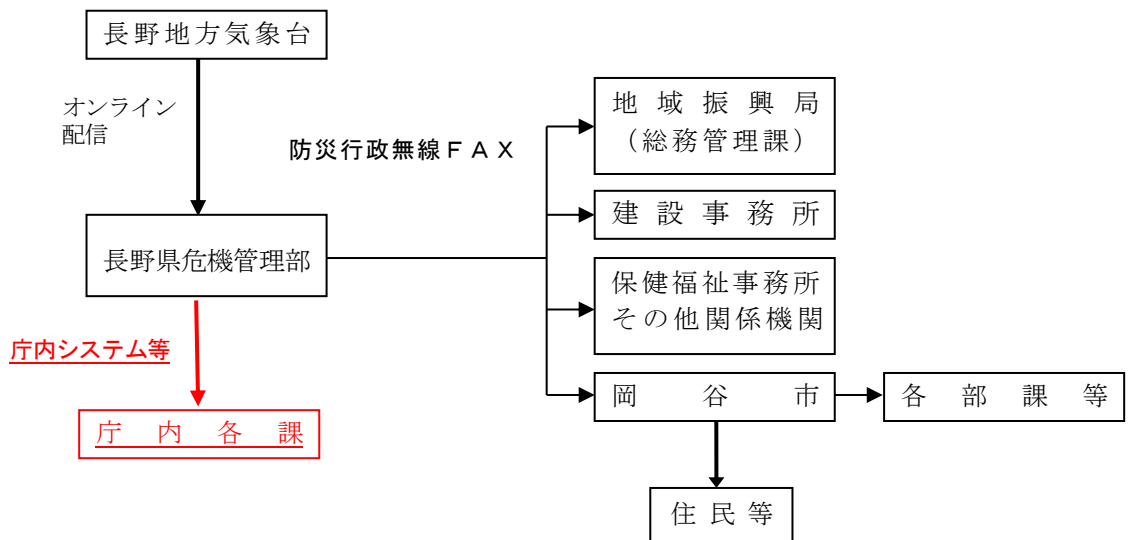
情報の収集及び伝達は、応急対策の根幹となることから、市、県及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とし、情報等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

なお、各体制については、風水害対策編第1章災害予防計画第3節情報の収集・連絡体制計画、震災対策編第2章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動及び第4章東海地震に関する事前対策活動第3節情報収集伝達計画に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、県衛星系防災行政無線等から南海トラフ地震に関連する臨時情報を受理した危機管理室長は、直ちに総務部長へ報告するとともに、庁内放送、内線電話、サイボウズ掲示板等で周知する。（震災対策編第4章東海地震に関する事前対策活動第3節情報収集伝達計画を準用する。）
- (2) 市民等には風水害対策編第1章災害予防計画第3節情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、県等から南海トラフ地震に関連する臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理室防災危機管理主幹へ通知する。
- (2) 連絡を受けた防災危機管理主幹は危機管理室長に報告する。危機管理室長は受領した情報を判断材料として体制を整える。危機管理室職員は、速やかに登庁し、各部長、防災関係機関等へ伝達する。
- (3) 体制が敷かれる場合は、各部長から各部作成の緊急動員配置体制連絡網で伝令する。（震災対策編第4章東海地震に関する事前対策活動第3節情報収集伝達計画を準用する。）
- (4) 市民等には風水害対策編第1章災害予防計画第3節情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

る。

第3 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、市及び防災関係機関は、相互に連絡を取り、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。

この場合において、これらの情報が迅速かつ的確に対策本部等に集約する措置をとるものとする。

南海トラフ地震に関連する主な情報等における収集先と内容については、下記のとおりとするが、記載されてない情報等についても、事務分掌の内容で各課において情報収集及び応急対策の準備を行う。

情報収集先	情報の内容	担当
長野地方気象台 長野県危機管理部 諏訪地域振興局	・ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う地震防災応急対策 ・ 防災気象情報 ・ 国・県の警戒本部等の設置、廃止	本部事務局 危機管理班
各区	・ 避難収容状況 ・ 自主防災組織活動状況	本部事務局 教育部各班 危機管理班
他市町村	・ 応急対策実施状況	本部事務局 企画班
諏訪広域消防本部	・ 応急対策実施状況	消防班
中日本高速道路(株) 長野国道事務所岡谷維持修繕出張所 長野県警察岡谷警察署 諏訪建設事務所	・ 交通規制状況	都市計画班 土木班 市民生活班
岡谷市水道事業協同組合	・ 応急給水対策準備状況 ・ 上下水道施設応急対策実施状況	水道班
岡谷建設事業協同組合	・ 応急対策準備状況	土木班
医療機関	・ 救護班の編成準備 ・ 医薬品、医療資機材確保状況 ・ 入院患者対応状況	健康推進班 病院班
中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所 東日本旅客鉄道(株)長野支社岡谷駅 諏訪瓦斯(株)岡谷下諏訪営業所 長野LP協会諏訪支部 アルピコ交通(株)中南信支社 <u>NTT東日本(株)</u> 長野支店 流通業者	・ 応急対策実施状況 ・ 交通情報 ・ 物資の在庫量	商業観光班
緊急輸送関連	・ 車両及び燃料確保状況	本部事務局 財政班 土木班
小中学校及び保育園	・ 児童生徒及び園児の引渡し状況 ・ 住民の避難状況	子ども班 教育部各班
社会福祉・介護等関連施設	・ 社会福祉・介護等関連施設の状況	社会福祉班 介護福祉班
各課共通	・ 各課の応急対応実施状況	各課

第4節 広報計画

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第2 活動内容

1 市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ） 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

市が行う広報は、住民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮するものとし、これに対処するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災ラジオ、[岡谷市LINE公式アカウント](#)、[メール配信@おかや](#)、岡谷市行政チャンネル、岡谷市ホームページ、テレビ及びラジオ等を活用し、迅速かつ的確な広報を実施する。

また、自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、国際交流センターなどに依頼して外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

災害時には「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、エルシーブイ(株)に対して放送要請を行う。また、必要に応じて、諏訪広域連合とエルシーブイ(株)の間で締結している「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」に基づき、信越総合通信局へ臨時災害放送局の開設申請を行うものとする。

2 防災関係機関が実施する計画

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

る。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その迅速かつ的確な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS 等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

全機関

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

全機関

第1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき避難対策等については、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な避難措置を講ずるものとする。

高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難対象区域（がけ地崩壊危険地域等）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地域については、車両による避難についてあらかじめ検討する。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

なお、避難対策等については、震災対策編第2章災害応急対策計画第1 1節避難収容及び情報提供活動を準用する。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、風水害対策編第1章災害予防計画第1 1節避難収容及び情報提供活動計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来

さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。

- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。

- ア 施設名、住所、面積、収容人数
- イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
- ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- エ 非構造部材の落下防止対策の有無
- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- カ 学校の状況（授業継続または休校）
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ケ 冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当て、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) 検討の結果、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

危機管理班・会計班・消防班・商業観光班・都市計画班・社会福祉班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

また、岡谷市防災・減災基本条例に規定する、市民、事業者及び市がそれぞれの責務や役割を十分理解し、お互いが連携し、協力し合いながら、より高い防災・減災に対する意識の醸成を図ることにより、まちの熟度を高め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- (3) 住民及び観光客等は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避けることやできるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第8節 事業所等対策計画

関係機関

第1 基本方針

事業所等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 事業所等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りるべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の事業所については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の事業所等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 事業所等の防災対応（巨大地震注意）の検討

- (1) 事業所等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

(2) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、事業所活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

(3) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

事業所等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、事業所等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての事業所等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
 - イ 什器の固定・落下防止対策の確認
 - ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
 - エ 発災時の職員の役割分担の確認
- (4) 施設及び設備等の点検
- 地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。
- また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する事業所については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。
- (5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置
- 地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の事業所等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。
- 一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に事業所活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。
- ア 荷物の平積み措置
 - イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
 - ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
 - エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
 - オ ヘルメットの携行の徹底
 - カ 定期的な重要データのバックアップ
 - キ 速やかに作業中断するための準備
- (6) 地域への貢献
- 南海トラフ地震臨時情報発表時には、普段から取り組んでいる事業所活動の延長として、事業所の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。
- また、それぞれの事業所等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。
- (7) 情報の伝達
- 南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各事業所内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- (8) 防災対応実施要員の確保等
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、各事業所等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。
- また、各事業所等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、事業所内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関の講ずるべき措置

関係機関

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

岡谷警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気（中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所）

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス（諏訪瓦斯株式会社岡谷下諏訪営業所、長野LP協会諏訪支部）

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信（NTT東日本株式会社長野支店）

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送（エルシーブイ株式会社他）

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の迅速かつ的確な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の迅速かつ的確な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震

警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通対策

(1) 道路

ア 岡谷警察署は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。

なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講ずるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び市町村は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設(災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの)について、その機能を果たすため、体制を整えとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等(橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む)【建設部、林務部等】

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

a 河川【建設部】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

b ダム【建設部・企業局】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路【農政部】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 松本空港【企画振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・入場者等への情報伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。
- ・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。

ウ 保育園、小・中学校等(市町村等所管)

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

エ 社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ 病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ 上下水道施設【企業局、環境部】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

全機関

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、事業所等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては事業所活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、市、防災関係機関及び事業所等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 活動内容

関係機関等との連携協力で災害予防については、震災対策編第1章災害予防計画による。また、災害応急対策については、震災対策編第2章災害応急対策計画に準じる。

防災責任者等を中心として、地震災害を未然に防止しまたは軽減するための体制を確立する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ的確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。

第3 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。

第4 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

全機関

第1 基本方針

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び市は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 市が実施する計画

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割及び役割等に相応した地震防災上の教育を実施

カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

ク 果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施

(2) 防災関係機関等が実施する計画

防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 市が実施する計画

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮

した具体的な教育・広報を実施するものとする。

また、教育及び広報の実施に当たって、あらゆる媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 住民等は、自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- シ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
- ス 地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

震災対策編

【別紙】

東海地震に関する 事前対策活動

東海地震に関する事前対策活動は、従来は第4章として位置づけられていたものであるが、現在気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。

大規模地震特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」として、震災対策編の別紙として位置づけるものとする。

別紙 東海地震に関する事前対策活動

第 1 節 計画の目的

第 1 計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第 3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第 3 節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び

警戒宣言発令時の活動体制

全機関

東海地震に関連する情報時の体制

1 活動体制

- (1) 南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その情報の内容に応じて必要な活動体制をとる。

なお、各体制については、「震災対策編第2章災害応急計画第2節」の体制による。

- (2) 各種情報を解除する情報が伝達されたとき、並びに警戒宣言が解除されたとき、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

- (3) 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく参集する。

2 東海地震に係る活動内容及び体制

情報の種類	主な業務内容	庁内体制
南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時） （カラーレベル 青）	○地震災害警戒準備本部の設置準備 ○南海トラフ地震に関連する調査情報の収集及び伝達	レベル2 警戒準備 体制
東海地震注意情報 【東海地震注意情報に基づき政府が準備行動の意思決定を行った場合】 （カラーレベル 黄）	○地震災害警戒準備本部設置 ○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対策等に関する広報 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材の確認 ○管理している施設の緊急点検 ○学校の児童生徒及び保育園の園児の引渡し等安全確保対策	レベル4 非常体制
警戒宣言及び東海地震予知情報 （カラーレベル 赤）	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○市内における地震防災対策の実施 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告	レベル4 緊急体制

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

3 防災関係機関の体制

- (1) 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所

掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- イ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- ウ 管理している施設の緊急点検

(2) 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

4 地震災害警戒準備本部の設置

(1) 設置基準

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その情報の内容に応じて設置する。

- ア 編成の組織、所掌事務（風水害対策編第2章第3節を準用する）

(2) 解除基準

- ア 他の体制に移行したとき。
- イ 南海トラフ地震に関連する調査情報、東海地震注意情報・東海地震予知情報の解除等が伝えられた場合。

5 地震災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第9条に基づき地震災害にかんする警戒宣言が発せられたときは、第16条の市町村地震災害警戒本部の設置規定に基づき、岡谷市地震災害警戒本部を設置する。

- ア 編成の組織、所掌事務（風水害対策編第2章第3節を準用する）

(2) 解除基準

- ア 大震法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき。
- イ 南海トラフ地震に関連する調査情報、東海地震注意情報・東海地震予知情報の解除等が伝えられた場合。

第3節 情報の収集伝達計画

全機関

第1 基本方針

情報の収集及び伝達は、全ての地震防災応急対策の根幹となることから、市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とする。なお、地震予知情報及び警戒宣言等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

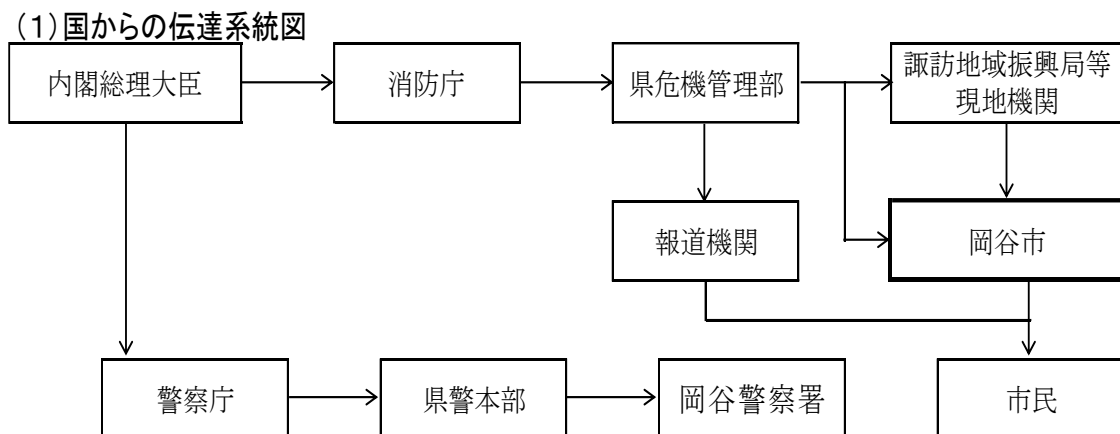
第2 東海地震に関する情報の受理

県防災行政無線によって県から通知される、南海トラフ地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理は、地震災害警戒準備本部設置前の勤務時間内は、危機管理室が行い、勤務時間外は、日直及び宿直担当職員が行う。地震災害警戒準備本部設置後は、危機管理室において受理する。

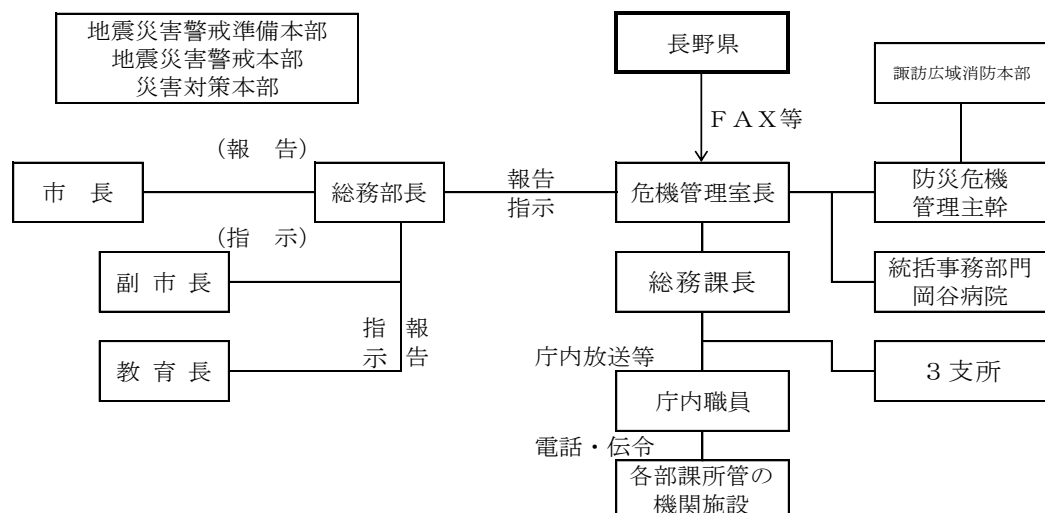
第3 東海地震に関する情報の伝達・周知

1 伝達系統図

(1) 国からの伝達系統図

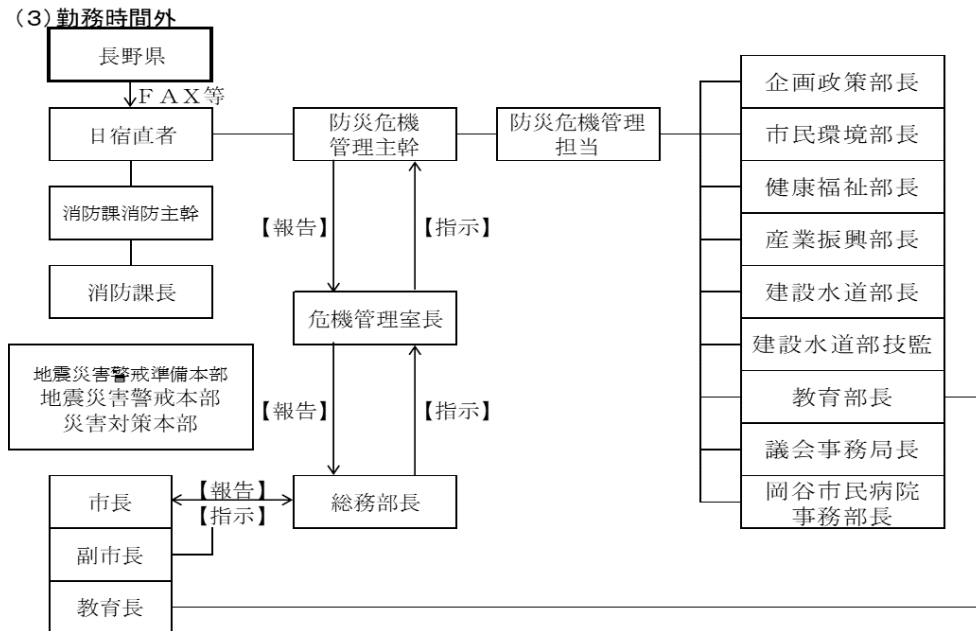


(2) 勤務時間内



- ア 勤務時間内に、県衛星系無線機から南海トラフ地震に関連する調査情報、注意情報及び予知情報を受理した危機管理室長は、直ちに系統図に従い総務部長へ報告するとともに、庁内放送、内線電話、サイボウズ掲示板で周知する。
- イ 市民等には、風水害対策編第1章3節「情報の収集・連絡体制計画」に準ずる。

(3) 勤務時間外



- ア 日宿直者は、受理した南海トラフ地震に関連する調査情報、注意情報及び予知情報を直ちに危機管理室防災危機管理主幹へ通知する。
- イ 防災危機管理主幹は危機管理室長に報告する。危機管理室長は受領した情報を判断材料として体制を整える。
- ウ 各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、緊急動員配置体制連絡網で伝令する。また電話が不通のときには、市内一斉の防災行政無線による。
- エ 各部長等までの連絡体制は上記のとおりとし、各部長からは各部作成の連絡体制による。
- オ 住民等には、風水害対策編第1章3節「情報の収集・連絡体制計画」に準ずる。

第4 東海地震に関する情報収集

1 収集する情報

東海地震に関連する主な情報等における収集先と内容については、下記のとおりとするが、記載されてない情報等についても、事務分掌の内容で各課において情報収集及び応急対策の準備を行う。

情報収集先	情報の内容	担当
長野地方気象台 県危機管理部 諏訪地域振興局	・東海地震関連情報 ・東海地震に関連する情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 ・警戒宣言・警戒解除宣言 ・防災気象情報 ・国・県の警戒本部の設置、廃止	本部事務局 危機管理班
各区	・避難収容状況 ・自主防災組織活動状況	本部事務局 危機管理班
他市町村	・応急対策実施状況	本部事務局 企画班 地域創生推進班
諏訪広域消防本部	・応急対策実施状況	消防班
中日本高速道路 長野国道事務所岡谷維持修繕出張所 諏訪建設事務所 岡谷警察署	・交通規制状況	都市計画班 土木班 土木班 市民環境班
岡谷市水道事業協同組合	・応急給水対策準備状況 ・上下水道施設応急対策実施状況	水道班
岡谷建設事業協同組合	・応急対策準備状況	土木班
医療機関	・救護班の編成準備 ・医薬品、医療資機材確保状況 ・入院患者対応状況	健康推進班 病院班 病院班
中部電力パワーグリッド株式会社 諏訪営業所 岡谷駅 諏訪瓦斯 アルピコ交通 NTT東日本 流通業者	・応急対策実施状況 ・交通情報 ・物資の在庫量	商業観光班
緊急輸送関連	・車両及び燃料確保状況	本部事務局 財政班
小中学校及び保育園	・児童生徒及び園児の引渡し状況 ・住民の避難状況	教育部
社会福祉関連施設	・社会福祉関連施設の状況	社会福祉班 介護福祉班
各課共通	・各課の応急対応実施状況	各課

2 地震災害警戒準備本部及び地震災害警戒本部の運営

(1) 各部の配備体制、応急準備活動状況の報告

(2) 国・県の状況を踏まえ、今後の対応策について協議

(3) (1)の状況を踏まえ、地域住民が行動を的確に判断するための広報の内容確認

3 東海地震に関する情報の発表基準等

情報名称	プレスリップ（前兆すべり）に沿った変化が観測された場合
南海トラフ地震に関連する調査情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合 （東海地域における少なくとも歪計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等） 【下記の場合は、「安心情報である」旨も併せて明記する】 ① 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合 東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等、または、地震は発生しているが、特段の地殻変動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向であること、が認められた場合等 ② 発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合
東海地震注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 （東海地域における歪計2箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等） 【解除基準】 東海地震発生のおそれが無くなったと認められた場合 （東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合）
東海地震予知情報	【発表基準】：（警戒宣言発令とほぼ同時に発表） 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 （東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等） 【解除基準】（警戒解除宣言発令とほぼ同時に発表） 東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合 （東海地震が発生した場合、または、東海地震における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められた場合等）

第4節 広報計画

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報などに対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第2 活動内容

1 東海地震注意情報受理時の広報（レベル4：地震災害警戒準備本部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、住民に次の内容についての広報を行う。

- (1) 東海地震注意情報の内容及びその後に発表される東海地震に関連する情報の内容
- (2) 関係機関の対応状況等地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (3) 強化地域内への不要不急の旅行自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (4) 地域住民に対して沈着冷静な対応の要請
- (5) その他必要な事項

2 東海地震警戒宣言及び東海地震予知情報時の広報（レベル4：地震災害警戒本部）

市は、東海地震警戒宣言及び東海地震予知情報が伝達された場合は、住民に次の内容についての広報を行う。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等に関する周知
- (2) 主な交通機関の運行状況及び道路交通情報
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 強化地域内外の生活関連情報
- (6) 事業者等が取るべき措置
- (7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 家庭において実施すべき事項
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (10) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (11) 犯罪予防等のために住民がとるべき措置

(12) その他の必要な事項

3 広報手段等

市が行う広報は、住民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮するものとし、これに対処するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災ラジオ、岡谷市LINE公式アカウント、メール配信@おかや、岡谷市行政チャンネル、ホームページにより実施する。

4 問合せ窓口の設置

住民等からの問合せに対応できるよう、警戒準備本部、警戒本部に問合せ窓口を開設する。

第5節 避難活動等

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難対象区域（がけ地崩壊危険地域等）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地域については、車両による避難についてあらかじめ検討する。

第2 活動内容

1 避難対象地区

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、次の区域内の世帯及び事業所は、指定された避難地又は強化地域外の親戚・知人宅等安全な場所に避難する。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ 崩落危険のあるため池等の下流地区
- ウ その他市長が危険と認める地域

【資料9】ため池

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

- (2) 避難指示等の実施

警戒宣言発令時には、避難が必要と認められる地区の住民に対して、避難指示を行うことを原則とする。

- (3) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル、広報車、また、岡谷警察署及び区自主防災組織等を通じて実施する。

- (4) 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

- (5) 警戒区域の設定

警戒宣言発令時に、必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。実施方法等は、風水害対策編第2章第12節「避難収容活動」による。

- (6) 区、自主防災組織等に対する指導

市は、区、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食糧の準備

- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

2 避難の方法

避難は、町内会等を単位とした集団避難を原則とする。

3 避難状況等の報告

区、自主防災組織の長及び避難所の施設管理者等は、避難完了後に次の事項を本部事務局に報告する。

- (1) 避難地区名
- (2) 避難者数
- (3) 必要な救助保護の内容
- (4) 市に対する要請事項

4 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営等は、風水害対策編第2章第12節による。

5 車両による避難

- (1) 市は、避難対象区域（がけ地崩壊危険地域等）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地域については、岡谷警察署及び県と協議のうえ、あらかじめ車両避難対象地区を定めておく。
- (2) 市は、車両避難の対象とする地域を、山間地区で避難地までの距離が概ね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、岡谷警察署と調整しておく。
- (3) 市は、車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討、見直しを行う。
- (4) 市は、車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人数を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 市は、災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知する。
- (6) 住民は車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

6 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、東海

地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

- (2) 市は、方針に従い公立小中学校の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設の選定をするとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

7 要配慮者利用施設における避難対策

- (1) 避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。
 - ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間・休日含む）
 - イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
 - ウ 屋内避難方針に適合した施設、知人・親戚宅、避難先についての検討

【資料 16】 社会福祉施設等

- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。

また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

 - ア 夜間・休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ウ 利用者等の態様に応じた避難先

8 避難活動

- (1) 市は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県（諏訪地方事務所）へ報告する。
- (2) 避難地は、小中学校の校庭とし、避難所の設置及び運営については、風水害対策編第2章第12節による。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

危機管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班・水道班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、県及び市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。

また、地震発生時の飲料水の確保について、県及び市は必要な措置を講ずる。

第2 活動内容

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。(風水害対策編第2章第14節による。)
- (2) 市は、緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じた時は物資の調達又はあっせんを行う。
- (3) 市は、平常時から在庫状況を把握しておくとともに、必要により応援協定による食料等の調達体制を図る。(風水害対策編第2章第4節による。)
- (4) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんを行う。
- (5) 市は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。
また、上記の要請が可能となるよう、市における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議する。
- (6) 市は、生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知するものとする。
- (7) 物資拠点の開設準備を行う。

2 飲料水の確保

- (1) 市が実施する措置
 - ア 住民に対して、貯水の励行に関する広報を徹底する。
 - イ 水道班は、応急給水活動の準備を行う。
 - ウ 水道班は、水道施設の安全点検を実施するとともに、応急復旧体制の準備を行う。
- (2) 住民が実施する措置
 - ア 飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。
 - イ 非常持ち出し用の飲料水の準備を行う。
- (3) 復旧体制の確立
水道班は、応急復旧に備えて、岡谷市水道事業協同組合に待機を指示し、応援人員、必要資機材等の確認、確保を行う。

【資料 30-17】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（JA信州諏訪）

【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（生活協同組合コープながの）

【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株）

【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

危機管理班・消防班・市民生活班・環境班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動内容

1 医療救護体制の確立

市は、地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護活動を整える。

- (1) 市は、岡谷市医師会、岡谷下諏訪歯科医師会、岡谷薬剤師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握する。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）

【資料 30-31/32】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷薬剤師会）

2 保健衛生体制の確立

市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を稼働できるように準備し、住民は、自己完結の努力をする。

- (1) 市は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- (2) 住民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

教育総務班・子ども班・生涯学習班

第1 基本方針

保育園、幼稚園、小学校、中学校、（以下この節において「学校等」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動内容

1 学校等が実施する措置

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

(1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員の引率による集団下校や、直接保護者への引き渡しを行う。

(2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。

(3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、教育総務班及び子ども班へ報告する。

(4) 保護した児童生徒等の生活に必要な食料、水、生活必需品等の確保については、災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。

(5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。

ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。

イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

(6) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないよう徹底しておく。

2 保護者が実施する措置

児童生徒等の保護者は、学校での引き渡しを受けるべく、自主的に出向くものとする。なお、必ず、学級担任の教諭の確認を受けるものとする。

第9節 消防・救急救助対策等

危機管理班・消防班・健康推進班・関係機関

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、岡谷市地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動内容

1 岡谷市が実施する計画

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- (2) 警察、自衛隊及び消防の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- (5) 自主防災会、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (6) 消防団、自主防災会の協力を得て、消防団屯所等に配置した資機材等の確認を行う。

2 諏訪広域消防本部が実施する計画

- (1) 地震予知情報等を収集し、収集した情報を的確に職員及び団員に周知するほか、住民に伝達できるよう収集・伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- (5) 避難対象地区住民に対して、避難のための立ち退きを指示するとともに、避難路を確保し、避難誘導を行う。なお、避難誘導等をする際には、避難者に対して避難生活に必要な食料、飲料水の物資を持参するよう明示する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。
- (8) その他岡谷警察署と協力して避難後の警戒をするなど、必要な措置を実施する。

3 消防団が実施する計画

消防署と連携をとりながら災害発生に備えて以下の事前活動を実施する。

- (1) 消火・救助活動の準備をする。

(2) 住民に対し、出火防止及び初期消火等の広報を行う。

4 自主防災組織等が実施する計画

保有する資機材等の点検を行うと共に、災害時における防災活動の進め方の確認を行い、災害発生に備える。

第10節 防災関係機関の講ずる措置

関係機関

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震に関連する調査情報が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保などの必要な対応を取り、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 実施計画

1 中部電力パワーグリッド株式会社諏訪営業所

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 NTT東日本株式会社長野支店

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講ずる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル等の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 諏訪瓦斯株式会社岡谷下諏訪営業所

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。
※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 郵便局株式会社岡谷郵便局・郵政事業株式会社岡谷支店

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。ただし、普通郵便局及び集配特定郵便局（災害発生時における局舎の安全性を確保すること等の事由により、事務の窓口取扱いを継続することが困難と認められる郵便局で、支社長が別に指定して公示する郵便局を除く。）においては、後項（２）に規定する事務の窓口取扱いを行う。
- (2) 預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻し（払戻しに充てるべき資金の額により金額に限度を設けることがある）の窓口取扱を行う。
- (3) 前項（２）の事務は、支社長が預金者及び職員の安全並びに、地域の実情を十分配慮して予め定めた時間に取扱う。
- (4) 警戒宣言時における郵便貯金自動預払機等については、機器の管理が可能な場合に限り取扱いを行う。
- (5) 警戒宣言に伴う郵政事業の運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

第 1 1 節 売り惜しみ・買い占め等の防止

関係機関

第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第 2 活動内容

- 1 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(住民が実施する措置)

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第 1 2 節 交通対策

危機管理班・秘書広報班・財政班・市民生活班・土木班・関係機関

第 1 基本方針

市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、交通規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行を控えるよう対策を講ずる。

また、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

第 2 活動内容

1 道路に関する事項

- (1) 道路利用者に対して、車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を行う。
- (2) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- (3) 災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- (4) 幹線避難路における障害物の除去に努める。
- (5) 岡谷警察署が実施する交通規制または誘導について、岡谷警察署の要請に沿って、広報活動等の協力を行う。
- (6) 平素から関係機関と連携して、警戒宣言が発令された場合における措置について、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。
 - ア 走行中のとき
 - (イ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
 - (ロ) 車両において避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、キーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - イ 避難するとき
車両避難を認める地区以外は、避難のために車両を使用しないこと。

2 岡谷警察署が実施する計画

- (1) 一般車両の走行を極力抑制する。
- (2) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (3) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (4) 高速自動車道については、インターチェンジからの流入を制限する。

3 関係事業者との協力

関係事業者と連携し、帰宅困難者、滞留旅客対策等を行う。

4 アルピコ交通(株)諏訪支社が実施する計画

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

5 東日本旅客鉄道株式会社岡谷駅が実施する計画

- (1) 東海地震注意情報発表時の対応
 - ア 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対して内容を説明するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の運転計画を案内する。
 - イ 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - (ア) 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
 - (イ) 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）発令時の対応
 - ア 東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときは、旅客等に情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。
 - イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
 - ウ 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - (ア) 強化地域内への進入を禁止する。
 - (イ) 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - (ウ) 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

第 13 節 緊急輸送

危機管理班・財政班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関

第 1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第 2 活動内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他災害警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 市が実施する計画

- (1) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。
- (2) 市は、必要に応じて、風水害対策編第 2 章第 5 節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

3 緊急通行車両の申請

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第 2 章第 10 節「緊急輸送活動」により、緊急通行車両の申請を県又は公安委員会（岡谷警察署）に行う。

【資料 18】緊急交通路交通規制対象予定道路等

【資料 19】緊急用ヘリポート

【資料 20】災害対策用物資輸送拠点

第 1 4 節 他機関に対する応援要請

全機関

第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

第 2 実施計画

1 応援要請締結状況

市が災害時における応急対策の実施のための必要な協力を得ることに關して、締結している協定は、資料編のとおりである。

2 応援要請等

(1) 市町村等への応援要請

市は応援要請を必要と認めるときは、応援協定のうち必要状況に適した締結先に応援を要請する。

(2) 知事への応援要請

市は、市域において地震防災応急対策を実施するため応援が必要と認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置を求めることができる。

(3) 受入れ体制の確保

市は地震が発生し、県・他の市町村及び協定団体から応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を確保するように努める。

(4) 費用の負担

県・他市町村及び協定団体から本市に応援がなされた場合の応援に要した負担方法は、大規模地震対策特別措置法第 3 1 条に定める方法又は応援協定による。

他市町村から、本市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 1 8 条に基づく所定の方法による。

3 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊支援の必要を認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を依頼する。(風水害対策編第 2 章第 6 節)

(1) 派遣を要請する事由

(2) 派遣を要請する期間

(3) 派遣を希望する区域

(4) その他参考になるべき事項

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

【資料 30-7. 8. 9. 51】災害時の相互応援協定

第 15 節 事業所等対策計画

関係機関

第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各事業所は地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、地震防災応急計画に基づき、必要な措置をとるものとする。

第 2 活動内容

1 事業所等が実施する計画

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者を中心として、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。
なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社されるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

第 16 節 自主防災活動計画

関係機関

第 1 基本方針

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身で守るため、各自主防災組織及び住民等が自主的に行う活動について定める。

第 2 実施計画

1 自主防災組織の活動拠点の設置

自主防災組織ごとに対策本部を活動拠点となる公民館等に設置する。

2 情報の収集・伝達

(1) 自主防災組織は、東海地震注意情報、予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

(2) 自主防災組織は、東海地震関連情報をテレビ、ラジオで入手するよう努める。

(3) 市は、地域連絡員をあらかじめ指定された区に派遣し、地区内からの情報の収集にあたる。

3 防災資機材の配備

自主防災組織は、防災資機材等の点検と準備を行う。

4 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

(1) 家具の転倒防止

(2) 落下物の除去

(3) 出火防止

(4) 備蓄食糧・飲料水・非常持出品の確認

5 避難活動

(1) 避難対象地区内の付近の住民に対して、事前避難、本部長の避難指示を伝達し、危険地域外の予め定められた避難地等へ避難誘導を行う。

避難状況を確認するとともに、地震災害警戒本部に報告する。

(2) 要配慮者に配慮し避難誘導を行う。

6 社会秩序の維持

(1) テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第 1 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

危機管理班・消防班・都市計画班・土木班

第 1 基本方針

施設等の整備はおおむね五箇年を目途で行うとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体は未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第 2 実施計画

1 避難施設等の整備

昭和 5 6 年建築基準法の改正以前に建築された小中学校・保育園・病院・市営住宅等の耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ、防災拠点施設の整備を優先的に行う。

2 消防用施設等の整備

防火水利確保を図るため、耐震性貯水槽の整備を行う。

3 避難路の整備

緊急輸送路等の整備とあわせて、避難路等の整備を計画的に行う。

4 通信施設の整備

市及びその他関係機関は、情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設等の整備に努める。

5 社会秩序の維持

- (1) テレビ、ラジオ等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。
- (2) 生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

原子力災害対策編

第 1 節 総 則

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

第 2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第 2 条第 1 号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第 10 条第 1 項に規定する政令第 4 条第 4 項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第 2 条第 2 号に規定する事態をいう。
- 7 「避難行動要支援者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第 3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、岡谷市防災会議が作成する「岡谷市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、この計画(原子力災害対策編)に定めのない事項については、「岡谷市地域防災計画(風水害対策編、震災対策編)」による。

第 4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第 5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域(原子力事業所から概ね半径 5km 圏内)」及び「緊急防護措置を準備する区域(原子力事業所からおおむね半径 30km 圏内)」にも市の地域は含まれないと考えるが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範

囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、またそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- 1 国内の原子力施設の事故による災害
- 2 周辺国の原子力施設の事故による災害
- 3 核燃料物質等輸送中の事故による災害
- 4 その他の事象等

第6 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第7 実施責任(実施責任と処理すべき事務又は業務)

1 市

市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

3 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第8 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (3) 環境放射線モニタリング等に関すること。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (5) 健康被害の防止に関すること。
- (6) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (7) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (8) 諏訪広域消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。
- (9) 汚染物質の除去等に関すること。
- (10) その他、原子力防災に関すること。

2 原子力事業者(中部電力(株)電力ネットワークカンパニー、東京電力ホールディングス(株)等)

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2節 災害に対する備え

第1 基本方針

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう **平時** から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、複合災害が発生した場合においては、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的リスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 **平時**のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、**平時** からモニタリングを計画的に実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所及び指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

- (1) 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。
- (2) 国、県等から市の災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。

4 知識の普及と啓発

住民・事業所等への普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、**平時** から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。
- (4) 原子力災害時に市・県等が行う対策(対応)に関すること。
- (5) 原子力災害時の避難形態(屋内退避、避難)に関すること。
- (6) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

市は、防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

- (1) 緊急時モニタリング訓練
- (2) 緊急被ばく医療訓練
- (3) その他、必要な訓練

第3節 災害応急対策計画

第1 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 隣接県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ）、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響について判断する。
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言（原災法）に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、住民の屋内退避・避難等の応急対応について必要な調整を行う。
- (4) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 市は、必要に応じ情報連絡のため各避難所等との通信手段を確保する。

2 情報の伝達

(1) 迅速・的確な情報の伝達

市は、原子力事業所の事故等により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。

(2) 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。

(3) 情報提供の継続

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。

(4) 情報提供の留意事項

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。

イ 避難行動要支援者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。

(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。

(6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、

原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。

第3 活動体制

1 市の活動体制

(1) 警戒対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

岡谷市災害対策本部条例（平成15年岡谷市条例第11号）に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

警戒対策本部の組織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき、又は市長が必要と認めたとき。	【4】	・ 全職員	警戒対策本部 ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長 ・ 対策本部事務局 ・ 本部連絡員

ウ 所管事務

岡谷市地域防災計画 第2章 第3節 第3活動の内容 1 職員の活動体制(1)の組織及び事務分掌による。

エ 警戒対策本部の解散

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなると認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

岡谷市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

災害対策本部の組織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき、又は市長が必要と認めたとき。	【４】	・ 全職員	災害対策本部 ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長 ・ 対策本部事務局 ・ 本部連絡員

ウ 所管事務

警戒対策本部に準ずる。

エ 災害対策本部の解散

概ね次の基準による。

(ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第4 モニタリング等

原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 緊急時のモニタリング

(1) 市は、原子力事業所の事故等が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング(第1段階)を実施するとともに、県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要な応じ連絡する。

(2) 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊急時モニタリング	第1段階	- 原子力事業所の事故等の直後から開始 - 迅速性を重視	適宜
	第2段階	- 事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施 - 正確性を重視	避難所等

(3) 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射性物質濃度の測定

(1) 市は、県が実施した放射性物質濃度の測定(水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等)の結果を、住民に速やかに公表する。

(2) 市は、県が実施する放射性物質濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。

第5 健康被害防止対策

市は、県と相互に連携しながら必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 防災行政無線、防災ラジオ、広報車などによる広報

イ 消防団の消防車等による広報活動

ウ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡

エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

オ インターネット、ホームページを活用した情報提供

カ 岡谷市緊急メールサービス及び電話会社等の緊急情報メール配信システムを使用
しての広報

(2) 市は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行

- う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所を開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針(最終改定日 令和5年11月1日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{*4} させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 市域外避難

市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びそ

の他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルート調整を要請する。

3 避難所の開設・運営

岡谷市地域防災計画 第2章、第12節、第3、4項に準ずる。

第7 緊急輸送活動

岡谷市地域防災計画 第2章 第10節に準ずるほか、次による。

- 1 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。
- 2 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- 3 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。

第8 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く) 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム以上

(「原子力災害対策指針」(令和5年11月1日)より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省令及び告示より)

第9 県外からの避難者の受入れ活動

1 緊急的な一時受入れ

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。
- (2) 受入れに当たっては、放射線の影響を受けやすい者及びその保護者を優先する。

2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内のホテル・旅館等を市が借り上

げて、避難所とする。

3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。

4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。
- (2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。
- (3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。

第4節 災害からの復旧・復興

第1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

第2 活動の内容

1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 各種制限措置の解除

市は、県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

3 緊急時モニタリング(第2段階)の実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリング(第2段階)を行い、その結果を速やかに住民に公表する。

4 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。

5 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じる。

6 住民の不安軽減

正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。

その他災害対策編

それぞれの災害対策において特記すべき事項について記述した。その他の事項については「風水害対策編」を参照のこと。

【第 1 章】 火山対策編

【第 2 章】 雪害対策編

【第 3 章】 航空災害対策編

【第 4 章】 道路災害対策編

【第 5 章】 鉄道災害対策編

【第 6 章】 危険物等

災害対策編

【第 7 章】 大規模火災対策編

【第 8 章】 林野火災対策編

第1章 火山対策編

第1節 火山災害に強い安全安心なまちづくり

危機管理班・関係機関

第1 基本方針

本市は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、本市に近いのは横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強い地域基盤づくり

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道網の整備を図る。
- (3) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

また大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進についても務めるものとする。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策の検討にあたり科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し現象の影響が及ぶ範囲と程度を検討し、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行う。

6 防災知識普及活動

住民に対して、噴火災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、実践的な火山防災の知識の普及・啓発活動を行い、住民個々の防災力の向上を図る。

第2節 災害発生直前対策

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。

第2 計画の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、別図1のとおりであるが、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。なお、県、消防庁、[NTT東日本株式会社](#)から特別警報の発表または解除の通知を受けた場合または自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の関係機関に、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、広報車等あらゆる広報手段を通じて周知するものとする。

2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(風水害対策編第1章第11節「避難収容活動計画」に準ずる。)

(1) 噴火警報・予報

- ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。

- ・ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。

国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、[平時](#)から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカダナ山、妙高山

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	1 (活火山であることに留意)

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

(5) 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

(6) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

(7) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

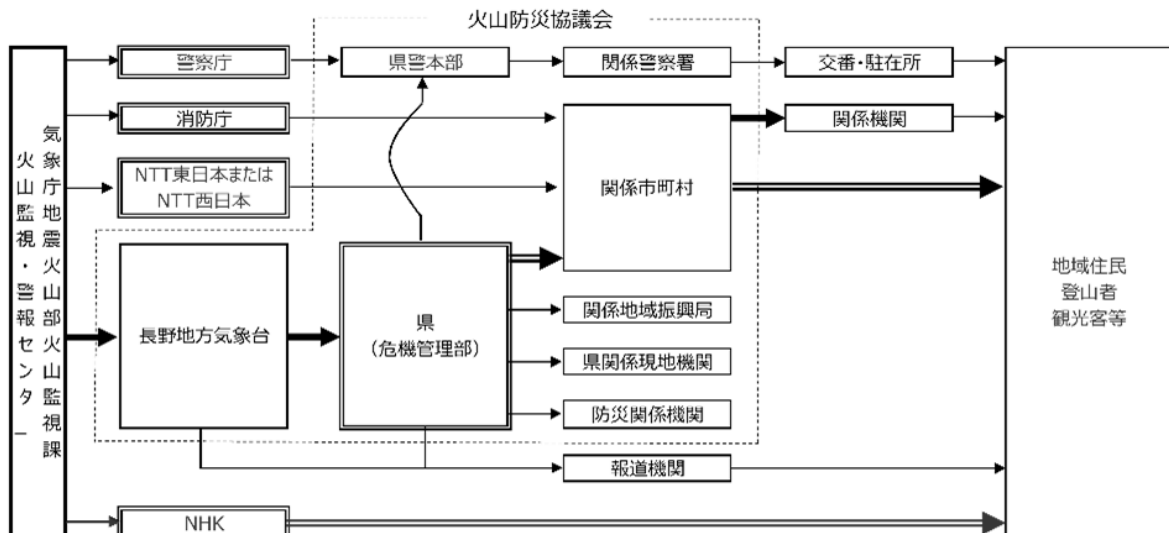
3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに岡谷市又は岡谷警察署に通報するものとする。市長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

4 噴火警報・予報等の通報伝達系統図

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図

その他災害対策編

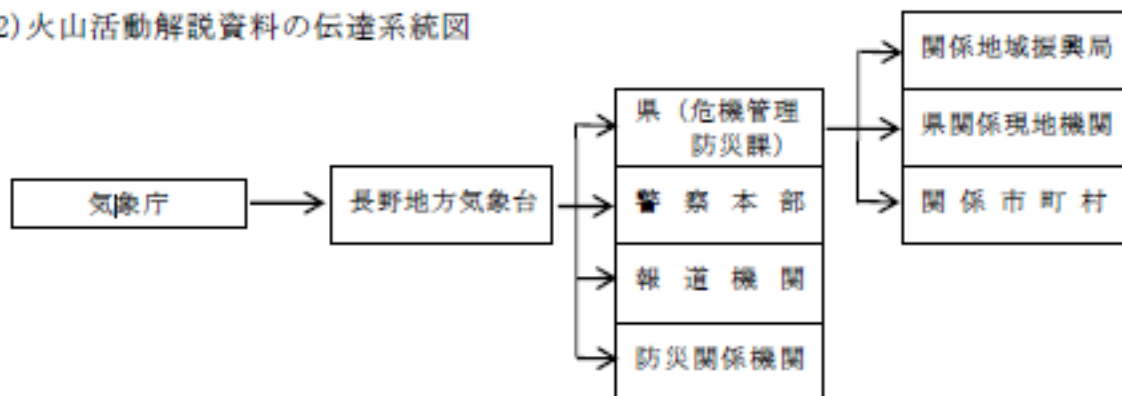


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

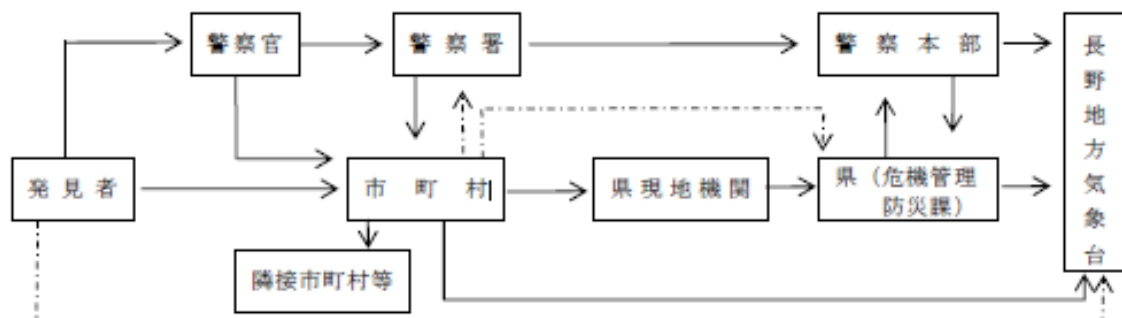
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

(3) 異常現象の通報系統図



第3節 災害応急対策

全機関・関係機関

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害対策編第2章「災害応急対策計画」に準ずる。

第4節 災害復旧計画

全機関・関係機関

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

風水害対策編第3章「災害復旧計画」に準ずる。

第2章 雪害対策編

第1節 災害予防計画

土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第2 主な取組み

- 1 市は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 市は、冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 市、県、関係機関は、連絡会議を設置し、連携を図る。
- 4 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 市は、雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 市は、建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 9 市は、豪雪時における児童生徒の安全確保を図る。
- 10 市は、文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 11 市は、迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えた体制整備を行う。
- 12 市は、観測・予測体制の充実を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進し、平時における除雪体制マニュアルの整備を行う。
- (2) 県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等行うよう努める。

2 道路交通の確保

- (1) 積雪時の冬期道路交通を確保するため、県、市、関係機関は除雪機及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。
市、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。
ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、市、県及び関係機関が調整のうえ、除雪優先路線の選定を行う。
ウ 集中的な大雪に対しては、国（国土交通省）、県、市町村及び高速道路事業者は、人命を

最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関との調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

エ 集中的な大雪に備えて、他の道路管理者をはじめ県、市町村その他関係機関と連携して、地域特性や除雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

(2) 市は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけを行う。

(3) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 鉄道運行確保計画

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備を行う。

4 中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

5 ガス施設の安全確保

雪害等におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

6 通信の確保

雪害時における通信の確保を図るため、移動用携帯無線機による通信確保を行う。

7 建築物対策

市は、建築物の安全対策の推進について周知及び指導を行うとともに、住民に対し保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

8 児童生徒の安全確保

学校長は、緊急時、消防車、救急車などが校内まで進入できるような通路の確保を行う。また、PTAと連携し通学路等の除雪に対しても確保を行う。

9 文化財の保護

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実情を把握するよう努めるものとする。

10 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行う。

(1) 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。

(2) 緊急輸送確保のため、除排雪等の体制を強化する。

11 観測・予測体制の充実

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制を整える。

【資料 24】気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・土木班・社会福祉班・介護福祉班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

雪害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

本章では、雪害が発生した場合、または発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達を行う。
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

警報

種 類	発 表 基 準		
暴風雪	平均風速 17m／S 以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	中 部	諏訪地域	20 cm 以上

注意報

種 類	発 表 基 準		
暴風雪	平均風速 13m／S 以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	中 部	諏訪地域	10 cm 以上
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上		
	2 積雪地域の日平均気温が 6℃ 以上で、日降水量が 20mm 以上		

2 除雪等の実施

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにも繋がる。このため、適切な除雪の実施が必要である。

3 住民の安全対策、福祉対策

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のため市職員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

第3章 航空災害対策編

第1節 災害予防計画

危機管理班・消防班・関係機関

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 3 救急救助用の資機材の整備等に努める。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 職員の非常参集体制は、風水害対策編第1章第4節「活動体制計画」に定めるとおり、整備する。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第1章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、救助活動の支援体制の整備を行う。

3 救急救助用の資機材の整備

各種活動を迅速、的確に実施するため、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり、救助工作車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

全機関・関係機関

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2 主な活動

- 1 市は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。
- 3 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集及び報告

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに諏訪地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の報告

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

発災を覚知した場合は、風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 関係機関による多様な手段を活用した搜索活動の実施

市は、県から航空機の遭難情報を得た場合、速やかに消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

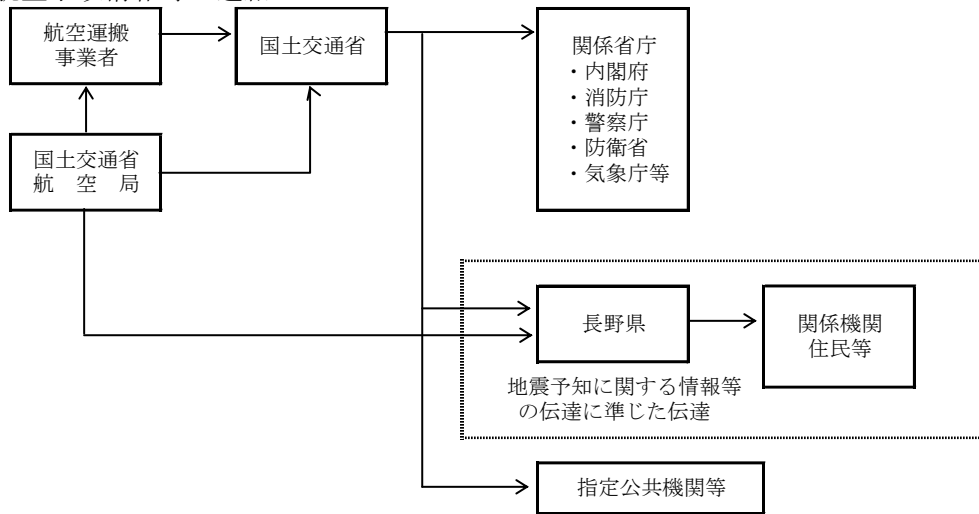
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

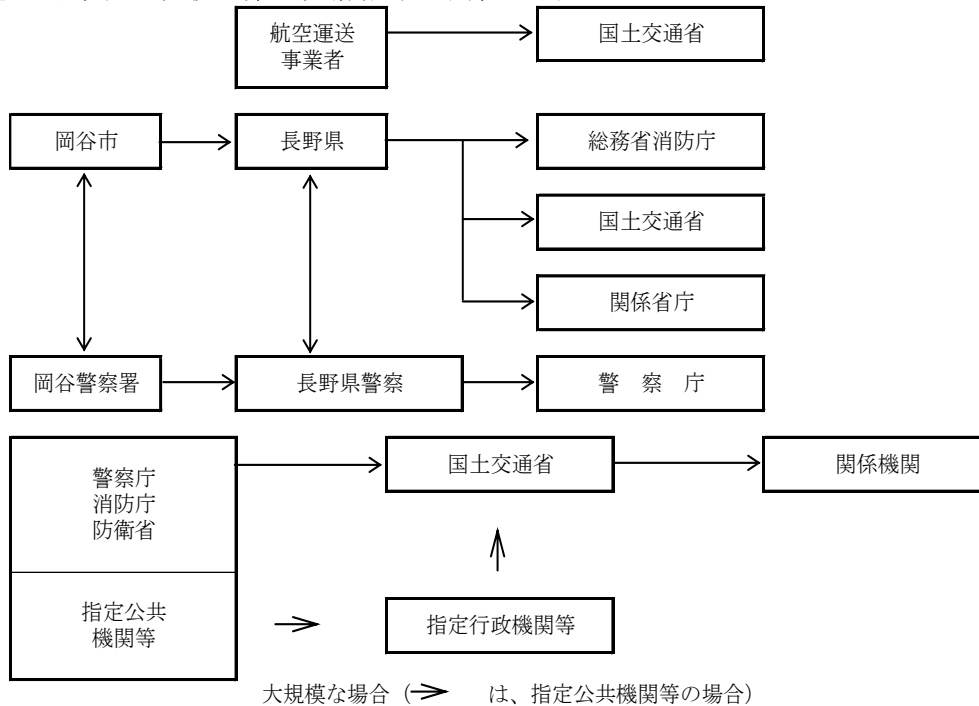
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」において定めるところにより、医療救護活動を実施する。

4 航空災害における連絡体制

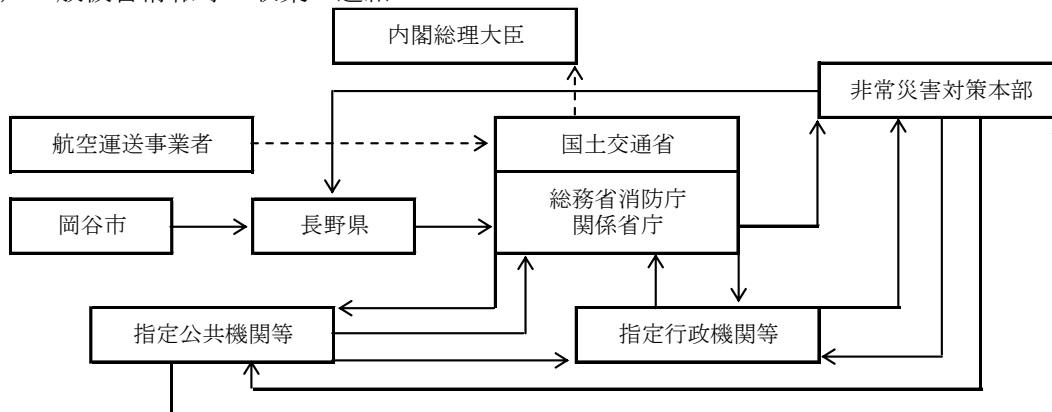
(1) 航空事故情報等の連絡



(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

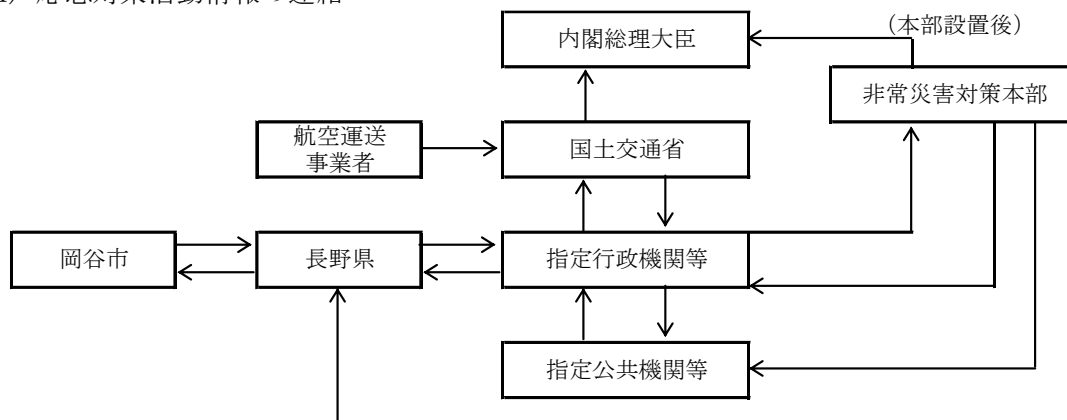


(3) 一般被害情報等の収集・連絡



その他災害対策編

(4) 応急対策活動情報の連絡



第4章 道路災害対策編

第1節 災害予防計画

都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、**平時**より連携を強化する。
- 2 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。
- 3 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等により被災した場合に備え、関係機関と相互支援等の応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象警報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

- (1) 道路管理者は、気象庁等による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、**平時**から関係機関との連携を強化しておく。
- (2) 道路管理者は、道路利用者に気象警報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

2 道路（橋梁等を含む）の整備

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として道路管理者は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

- (1) 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

3 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れる恐れがあるため、関係機関との協力体制を整備する。

4 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策を取り、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- 2 被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 3 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定等により応援要請を行う。
- 4 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 5 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 6 応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

- (1) 道路管理者は、巡視の結果等について、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに関係各機関へ通報する。
- (2) 市は、巡視の結果や通報により入手した情報を、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (3) 道路管理者は、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

2 救急・救助・消火活動

市は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

- (1) 道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- (2) 市は、行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

4 関係機関の協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

- (1) 市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。
- (2) 関係機関はパトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに市等へ通報する。また、市等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人

員資材の運用に努める。

5 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

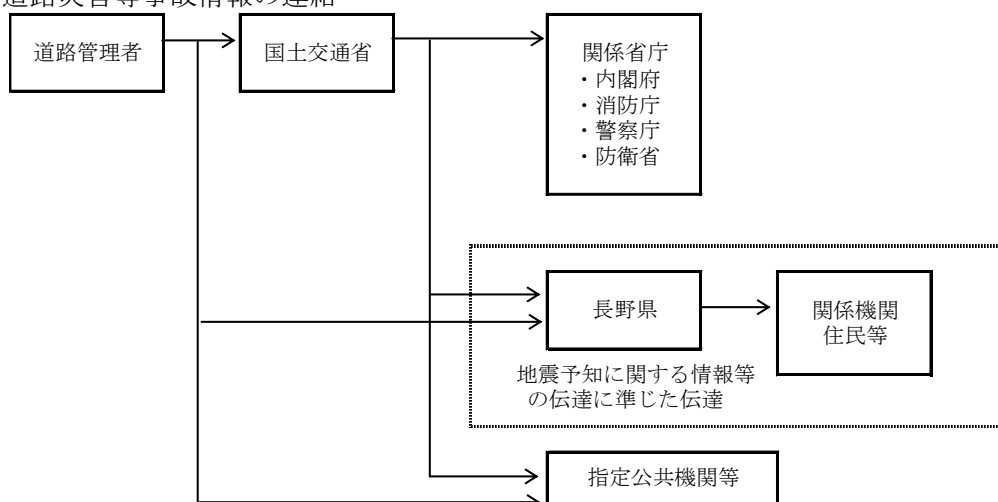
6 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

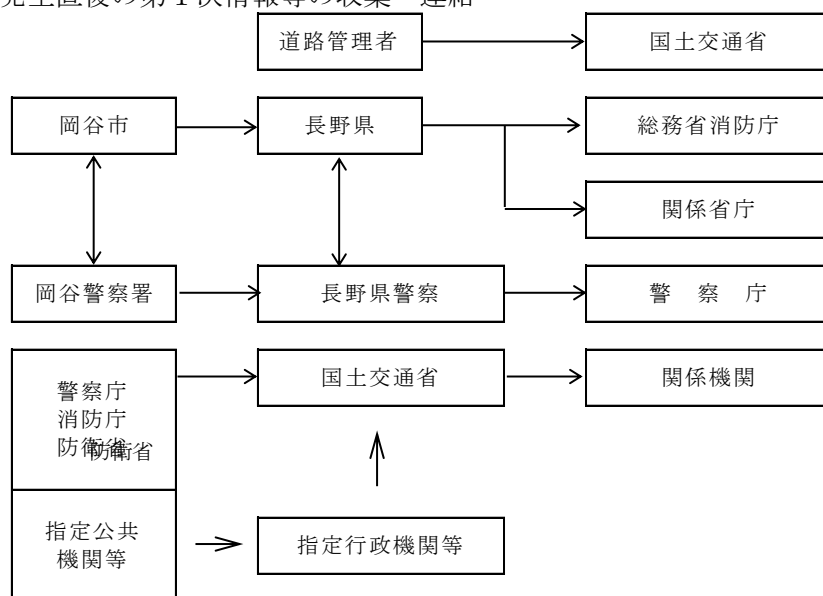
- (1) 市は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。
- (2) 応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

7 道路災害における連絡体制

- (1) 道路災害等事故情報の連絡



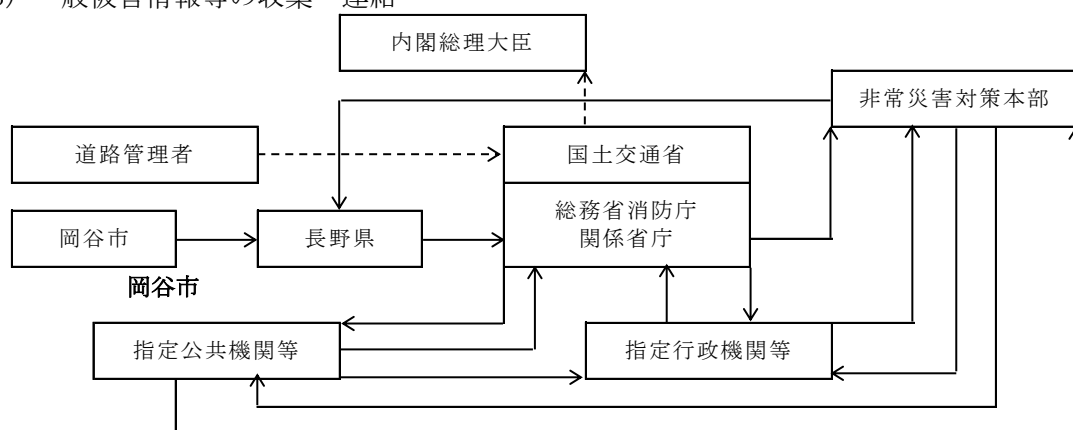
- (2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



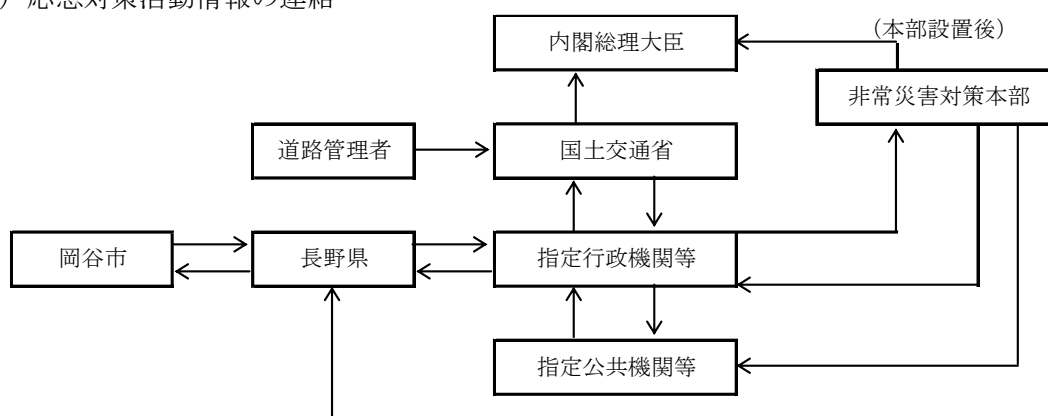
大規模な場合（⇒ は、指定公共機関等の場合）

その他災害対策編

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第5章 鉄道災害対策編

本章において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1節 災害予防計画

危機管理班・消防班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 市及び鉄道事業者は、踏切道の改良、鉄道施設周辺の安全を確保のため必要な対策を講ずる。
- 2 市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講ずる。
- 3 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 4 市及び鉄道事業者は、鉄道災害における災害応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講ずる。

(1) 踏切道の保守・改良

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。市は踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

市及び県は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

2 災害応急体制の整備

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を図る。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密

にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備を図る。

ア 市は、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から鉄道事業者との連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 市は、特に、鉄道事故を引き起こす恐れのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて鉄道事業者との連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携強化を図る。

ア 市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 鉄道事業者は事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市・県及び消防機関との連携の強化に努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このため、市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり連絡体制の整備等に努める。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることにより、被害を最小限にとどめるため、具体的な状況を想定した訓練が重要である。

鉄道事業者は、事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(6) 事故復旧への備え

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 災害応急対策計画

全機関・関係機関

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集する。
- 2 被害の状況等に応じて、市は応援協定等による応援要請並びに、県に対し自衛隊の災害派遣の要請を行う。
- 3 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 4 鉄道事業者は、代替交通手段を確保する。
- 5 被災者家族、一般住民等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する。

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こす恐れのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。

ウ 発見又は連絡に基づき、市はただちに、警戒体制の強化、避難指示等、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) その他各種情報等の収集・連絡

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する。

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「6 鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するため、各関係機関は速やかに活動体制を整える。

(1) 鉄道事業者が実施する対策

ア 被害拡大防止措置

(ア) 関係列車の非常停止の手配

(イ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

(ア) 職員の非常招集

(イ) 情報収集連絡体制の確立

(ウ) 対策本部の設置

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市は広域応援を要請し、また他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

ア 市は、市内で鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。

イ 市は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊派遣要請

市は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救助・救急・消火活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

(1) 市が実施する対策

市は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(2) 鉄道事業者が実施する対策

鉄道事業者は事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保するため、鉄道事業者は以下の対策を実施する。

(1) 他路線への振り替え輸送

(2) バス代行輸送

(3) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

5 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

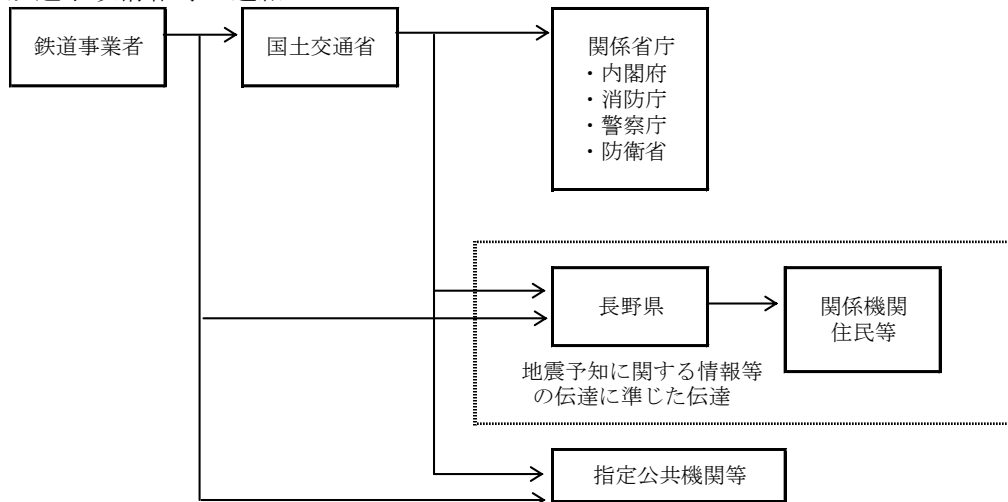
市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(2) 一般住民への情報伝達活動

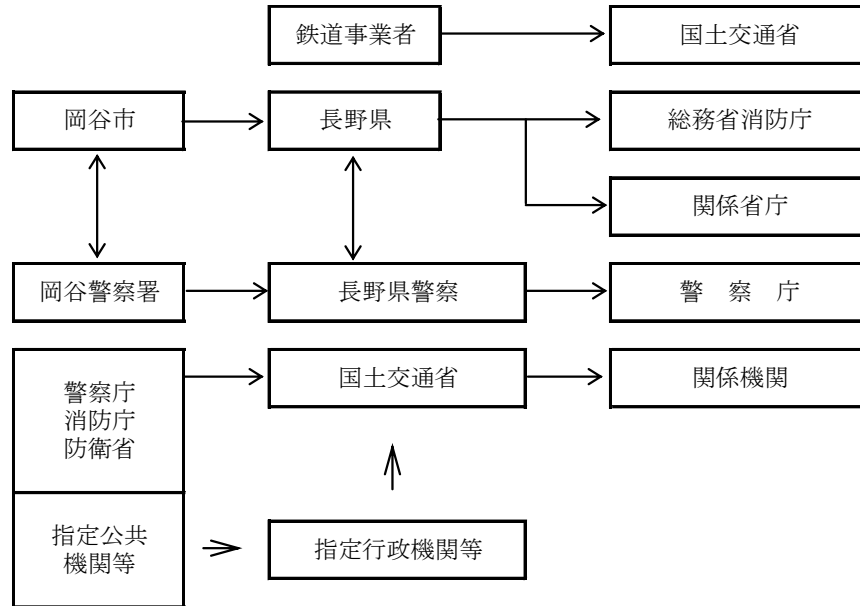
鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

6 鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡



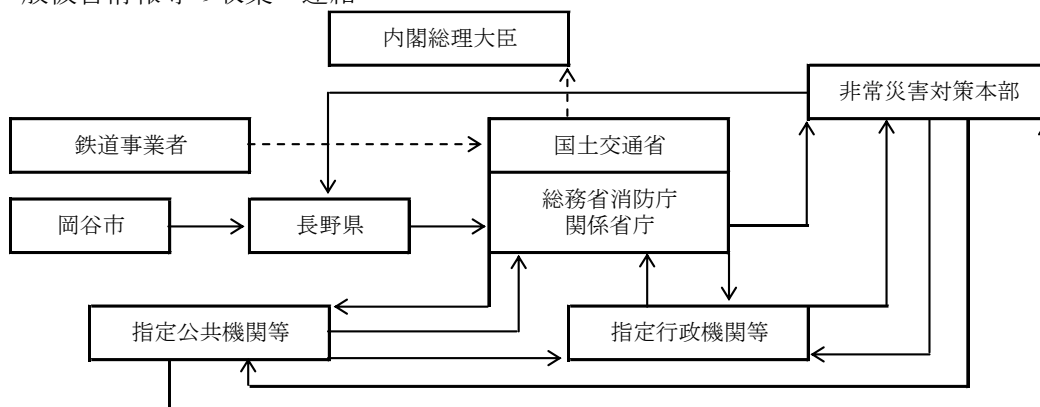
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



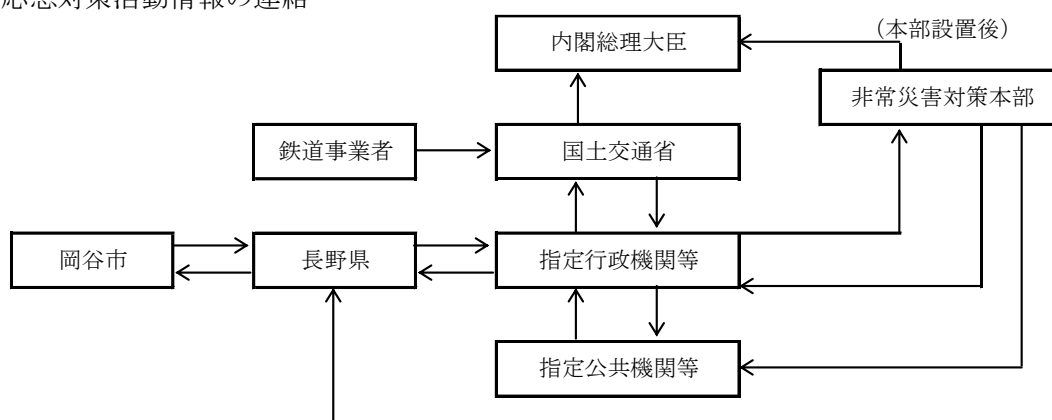
大規模な場合（⇒ は、指定公共機関等の場合）

その他災害対策編

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第6章 危険物等災害対策編

第1節 災害予防計画

危機管理班・消防班・環境班・水道班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 3 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る。

また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(1) 規制及び指導の強化

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を推進する。

(1) 消火資機材の整備促進

諏訪広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備に努める。

(2) 警察署との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を推進する。

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。
- (3) 危険物等の河川等への大量流出時に備え、水道事業者は、給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

【資料 23】危険物施設

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・環境班・水道班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等の横転事故を含む）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、関係機関と密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- 2 危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
- 3 負傷者等が発生した場合は、救急・救助活動等を実施する。
- 4 危険物等が河川へ大量流出した場合は、被害の拡大防止を図る。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報収集、連絡は、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に基づき実施する。

2 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

(1) 危険物施設応急対策

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等を行う。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

その他災害対策編

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 危険物等の種類に応じた応急対策

毒物・劇物保管貯蔵施設等については、風水害対策編第2章第19節「危険物施設等応急活動」に定めるところにより応急対策を実施する。

(3) 救助・救急活動

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境の監視を行い、周辺住民への影響を最小限に抑える。

(1) 河川管理者、危険物等施設の管理者等は危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

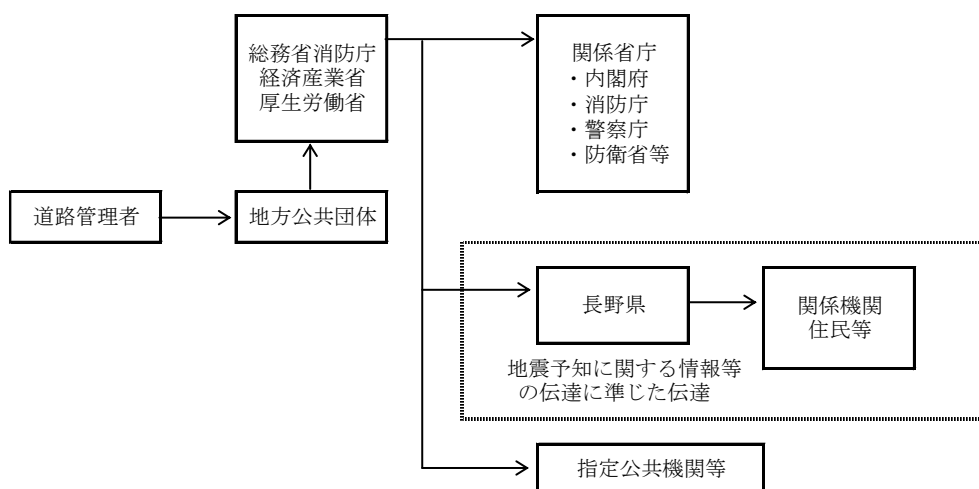
(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 危険物等施設の管理者等は危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。

(4) 水道事業者は取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

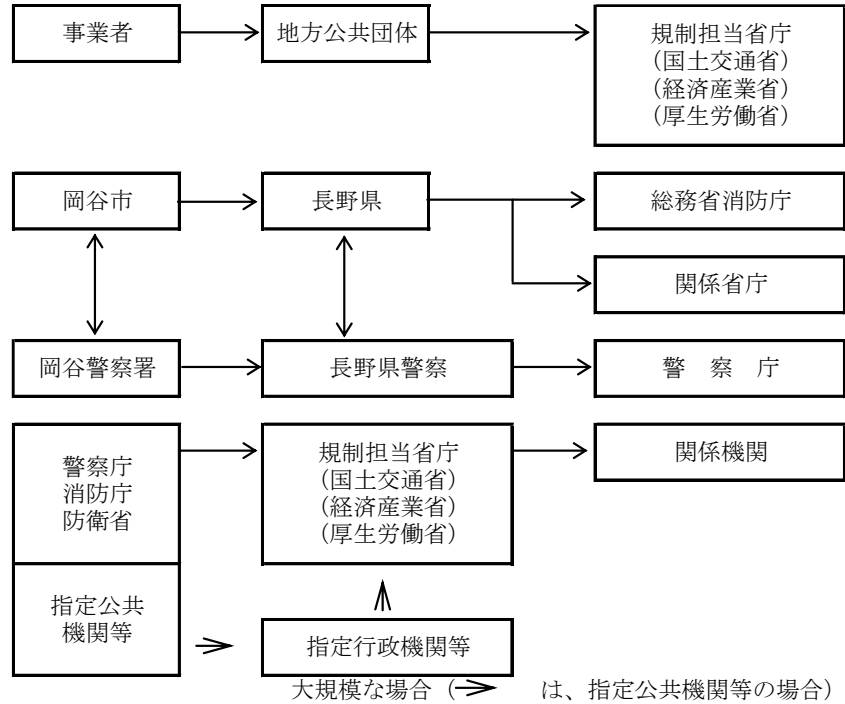
4 危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

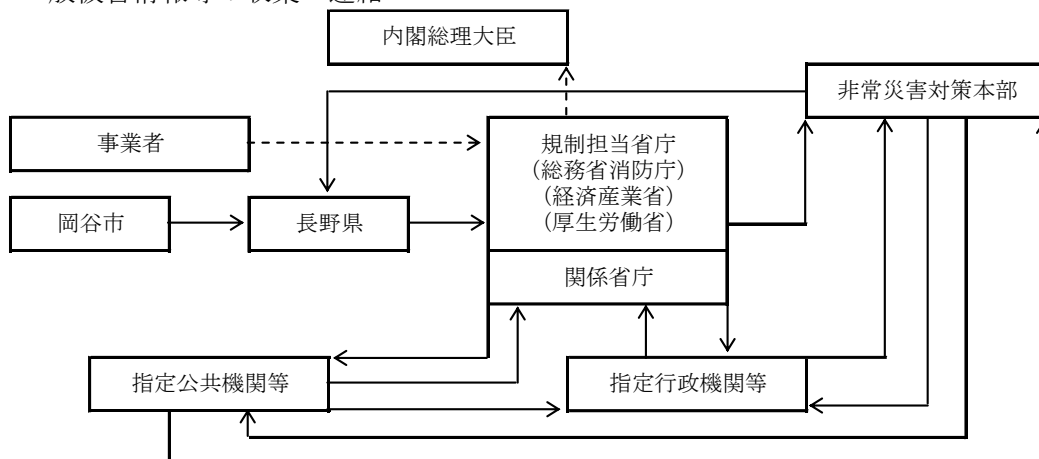


その他災害対策編

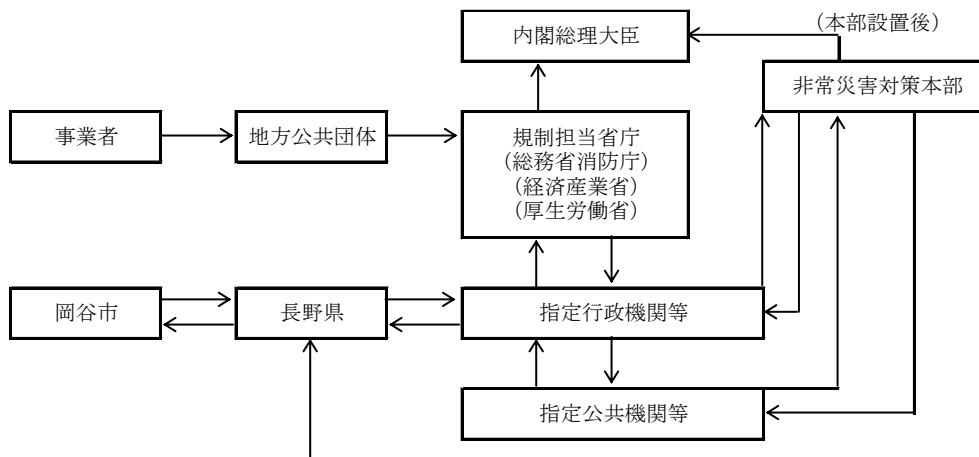
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第 7 章 大規模火災対策編

第 1 節 災害予防計画

消防班・商業観光班・都市計画班・施設管理者

第 1 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。

第 2 主な取り組み

- 1 大規模な火事災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。
- 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- 3 消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

第 3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強い安全安心なまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い安全安心なまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定める。
- (3) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (4) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、都市計画事業を推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (2) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第 22 条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (3) 学校、病院等で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。
- (4) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

- (5) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 活動体制の整備等

風水害対策編第1章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・商業観光班・都市計画班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

なお、本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(2) 情報収集及び効率の部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 住民、事業所及び自主防災組織等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

- (2) 住民、事業所及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

3 避難誘導活動

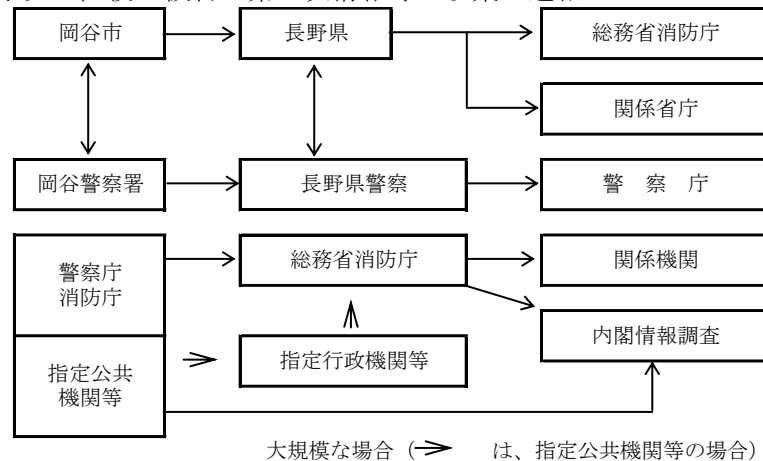
公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活

動を実施する。

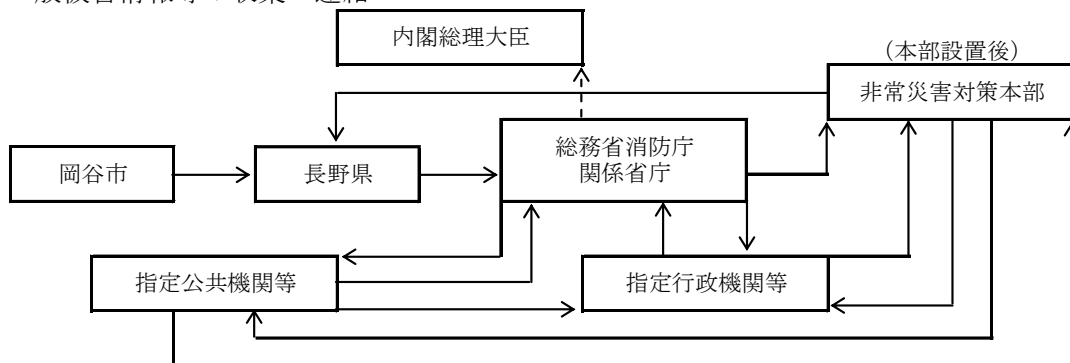
- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 建築物の管理者等は利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

4 大規模な火事災害における連絡体制

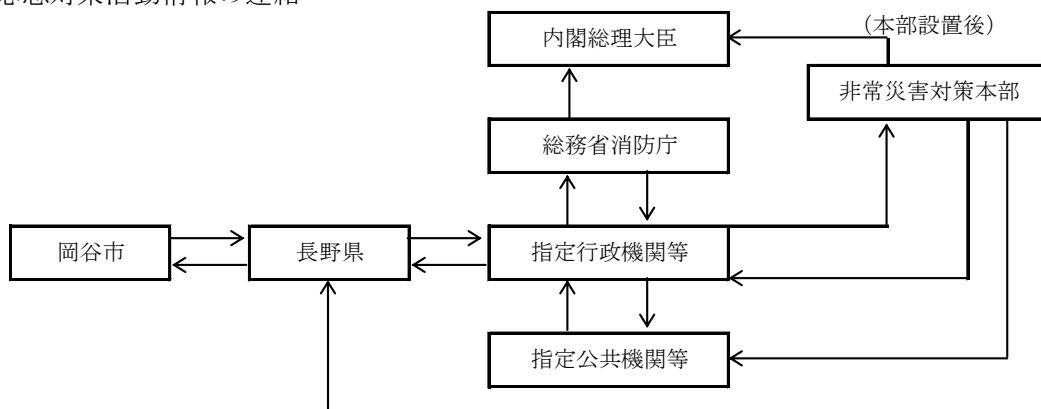
- (1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



- (2) 一般被害情報等の収集・連絡



- (3) 応急対策活動情報の連絡



【資料 30-4】 長野県消防相互応援協定書

【資料 30-6】 緊急消防援助隊運用要綱

第8章 林野火災対策編

第1節 災害予防計画

消防班・農林水産班

第1 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急激な変化や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への侵入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との連携を図り、林野火災対策計画の確立を図る。
- 2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 林野火災に対する活動体制を整備する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

- (1) 防火思想の普及
関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (2) 林野所有（管理）者に対する指導
 - ア 火の後始末の徹底

- イ 防火線・防火樹帯の設置
- ウ 自然水利の活用による防火用水の確保
- エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- オ 火災多発期における見回りの強化
- カ 消火のための水の確保等

(3) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

3 林野火災防止のための情報収集体制の整備

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

4 林野火災に対する活動体制の整備等

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

(1) 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、県防災ヘリコプターを要請し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 林野火災発生時における職員の非常参集体制及び応援体制の確認を平時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

ア 諏訪広域消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材の充実等を図るものとする。

ウ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・農林水産班・関係機関

第1 基本方針

林野火災警報及び林野火災注意報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

- 1 気象状況等により林野火災の発生の恐れがある場合、警戒活動を実施する。
- 2 関係機関が連携して消火活動を実施するとともに、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

- (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生の恐れがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、林野火災に関する警報及び注意報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、防災行政無線、岡谷市LINE公式アカウント、メール配信@おかや、防災ラジオ、岡谷市行政チャンネル等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

- (1) 職員の災害現場へ派遣し、無線機等により現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

- (2) 災害の状況によっては、県警ヘリコプターによる偵察の要請を行う。

3 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

- (1) 災害情報の収集・連絡体制

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

ア 職員の災害現場への派遣及び情報収集を行う。

イ 消防本部からの県への火災即報の送信を行う。

ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。

- (2) 林野所有（管理）者の活動体制

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

ア 市は、林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の

協力を求める。

イ 林野所有（管理）者等は初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

4 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

地上からの消火活動に加え、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(1) 林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(2) 林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討する。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 住民等の避難

ケ 空中消火の要請

コ 通行規制

(3) 空中消火の要請

ア 広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、要請する。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請する。

ウ 「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。

5 二次災害の防止活動

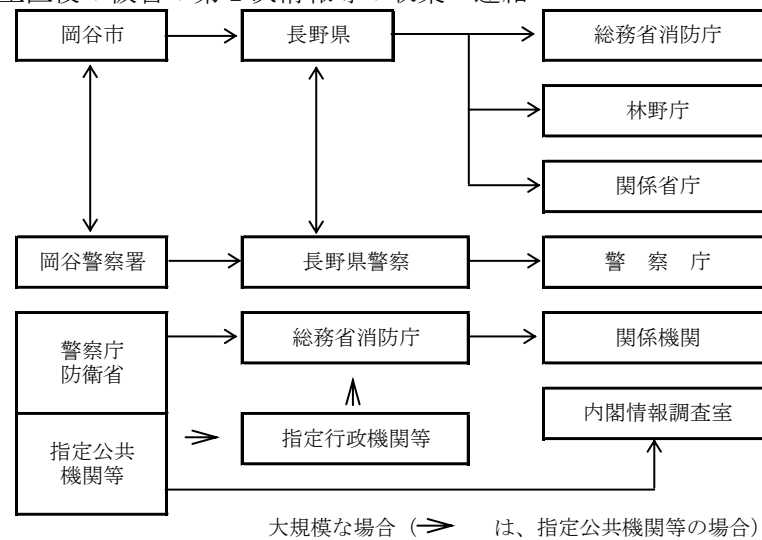
林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

(1) 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

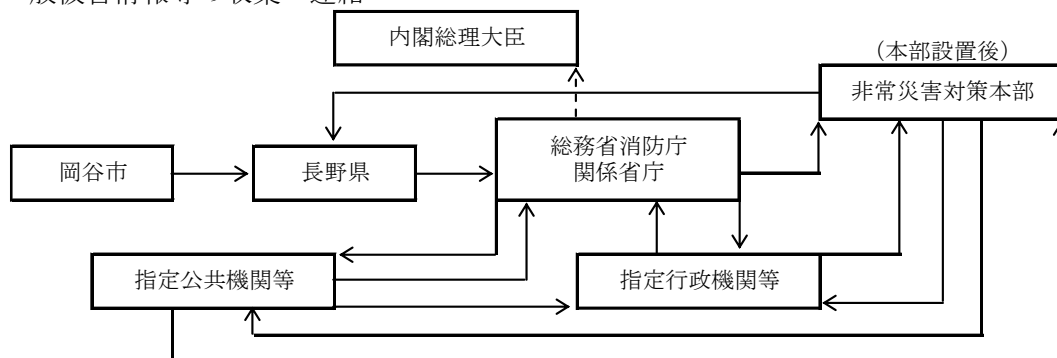
(2) 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

6 林野火災における連絡体制

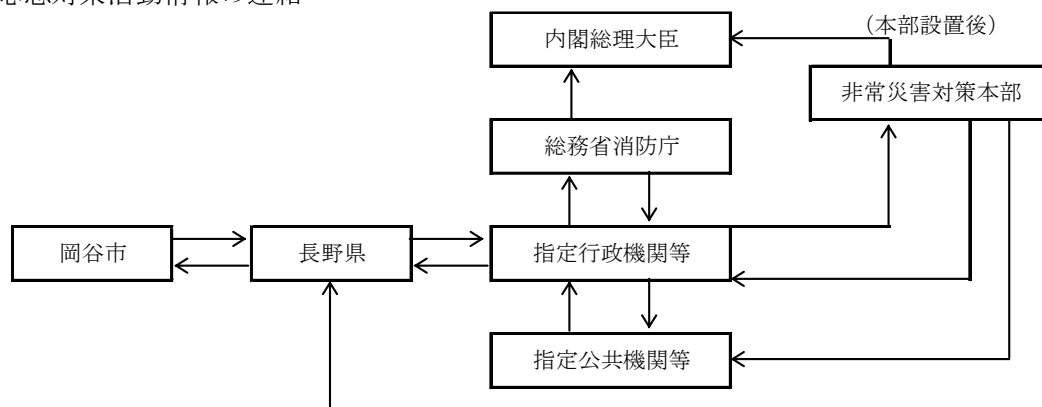
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



資料編

目 次

資 料 編

【資料 1】 関係機関連絡先	5
【資料 2】 過去の災害	10
【資料 3】 水防警報指定河川	18
【資料 4】 水位情報指定河川	18
【資料 4-1】 水位予報指定河川	18
【資料 5】 河川	18
【資料 6】 重要水防区域	19
【資料 7】 水防上重要な水門の操作	19
【資料 8】 雨量観測所一覧	20
【資料 9】 ため池	20
【資料 10】 土砂災害警戒区域	21
【資料 11-1】 地すべり危険箇所	38
【資料 11-2】 土砂崩壊危険箇所	38
【資料 12】 岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧	39
【資料 13】 岡谷市防災会議条例	41
【資料 14】 岡谷市防災会議委員名簿	43
【資料 15】 岡谷市災害対策本部条例	44
【資料 16】 社会福祉施設等	45
【資料 17】 医療機関	53
【資料 18】 緊急交通路交通規制対象予定道路等	56
【資料 19】 緊急用ヘリポート	57
【資料 20】 災害対策用物資輸送拠点	57
【資料 21】 避難施設	58
【資料 22】 非常備蓄品	60
【資料 23】 危険物施設	61
【資料 24】 気象業務法に基づく特別警報・注意・警報等	61
【資料 25】 水防法に基づくもの	66
【資料 26】 消防法に基づく注意・警報等	68
【資料 27】 その他の情報	68
【資料 29】 地域連絡員の活動内容等	71
【資料 30】 県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性(令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号)	72
【資料 30-1】 長野県市町村災害時相互応援協定書	76
【資料 30-2】 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	79
【資料 30-2-1】 長野県市町村災害時相互応援協定に関する諏訪ブロック実施細則	82

【資料 30-3】	諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書	85
【資料 30-4】	長野県消防相互応援協定書	88
【資料 30-5】	長野県消防相互応援協定実施細則	91
【資料 30-6】	緊急消防援助隊運用要綱	94
【資料 30-7】	災害時の相互応援協定（岡山県玉野市）	104
【資料 30-8】	災害時の相互応援協定（群馬県富岡市）	106
【資料 30-9】	災害時の相互応援協定（静岡県東伊豆町）	108
【資料 30-10】	災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）	110
【資料 30-11】	災害時の医療救護に関する実施細則（岡谷市医師会）	113
【資料 30-13】	災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書 （郵便事業㈱岡谷支店）	114
【資料 30-14】	災害時における建設関係応急措置に関する協定書 （岡谷建設事業協同組合）	116
【資料 30-15】	災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書 （岡谷市水道事業協同組合）	118
【資料 30-16】	アマチュア無線による災害時応援協定書 （岡谷市アマチュア無線クラブ）	120
【資料 30-17】	震災時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 （J A信州諏訪）	121
【資料 30-18】	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 （生活協同組合コープながの）	124
【資料 30-19】	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 （岡谷下諏訪歯科医師会）	126
【資料 30-20】	災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則 （岡谷下諏訪歯科医師会）	129
【資料 30-21】	災害時における電設関係応急措置に関する協定書 （岡谷市電気工事業組合）	131
【資料 30-22】	災害時における救援物資提供に関する協定書 （北陸コカ・コーラボトリング㈱）	137
【資料 30-23】	災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ㈱）	139
【資料 30-24】	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 （(福)有倫会 洗心荘）	132
【資料 30-25】	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(医） 研成会 白寿荘）	141
【資料 30-26】	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(株） ツカイ ツカイ・サンシャイン岡谷）	143
【資料 30-27】	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福） 平成会 さわらび）	145
【資料 30-28】	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福）	

平成会 岡谷和楽荘)	147
【資料 30-29】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((福) サン・ビジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷)	149
【資料 30-30】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((福) 共立福祉会 ケアハウス高尾)	151
【資料 30-31】 災害時の医療救護活動に関する協定書 (岡谷薬剤師会)	153
【資料 30-32】 災害時の医療救護活動に関する実施細則 (岡谷薬剤師会)	156
【資料 30-33】 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書 (社団法人長野県建築士会諏訪支部)	158
【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (アピタ岡谷店)	160
【資料 30-35】 災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省)	164
【資料 30-36】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	165
【資料 30-37】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	166
【資料 30-38】 災害時における応援協力に関する協定書 (諏訪生コン協同組合)	169
【資料 30-39】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 (長野県石油商業組合諏訪支部)	174
【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書 (甲:諏訪広域連合 乙:エルシーバイ株式会社)	176
【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書 (諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会)	178
【資料 30-42】 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書 (長野LP協会諏訪支部・(一社)長野県LPガス協会)	181
【資料 30-43】 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 ((一社) 日本建設機械レンタル協会 長野支部)	184
【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書 ((一社) 全国霊柩自動車協会・(公社) 長野県トラック協会霊柩部会)	189
【資料 30-45】 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定 (東日本旅客鉄道株式会社長野支社)	194
【資料 30-46】 災害時における災害救助犬出動に関する協定書 (特定非営利活動法人救助犬訓練士協会)	198
【資料 30-47】 災害時における災害救助犬出動に関する協定実施細目 (特定非営利活動法人救助犬訓練士協会)	200
【資料 30-48】 災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書 (ナンシンリフレッシュサービス有限会社)	205

【資料 30-49】 防災・減災に関する応援協定(公益財団法人日本財団)	209
【資料 30-50】 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書 (国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)	211
【資料 30-51】 災害時の相互応援協定(埼玉県鴻巣市)	212
【資料 30-52】 災害時の相互応援協定書(東京都大田区)	214
【資料 30-53】 災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書 (興亜化成(株)・HARIO(株))	216
【資料 30-54】 災害時における物資供給に関する協定書((株)プラスワン)	218
【資料 30-55】 災害時における物資供給に関する協定書((株)ケーヨー)	220
【資料 30-56】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((株)和が家 おはな和が家)	222
【資料 30-57】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 (TPR トータルサービス(株) さわやか絹の郷信州おかや)	224
【資料 30-58】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書 ((福)平成会 松風)	226
【資料 30-59】 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書 (中部電力(株)電力ネットワークカンパニー諏訪営業所)	228
【資料 30-60】 災害に係る情報発信等に関する協定書(ヤフー(株))	230
【資料 30-61】 災害廃棄物等の処理に関する基本協定(大栄環境)	232
【資料 30-62】 災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定 (日産自動車(株)・長野日産自動車(株)・松本日産自動車(株)・日産プリンス 松本販売(株))	235
【資料 30-64】 災害時における相互協力に関する協定書 (東日本電信電話(株)長野支店)	238
【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人 コメリ災害対策センター)	240
【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社アクティオ)	242

【資料 1】関係機関連絡先

1 岡谷市

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
岡谷市	岡谷市幸町 8-1	0266-23-4811	0266-24-0689

2 長野県

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	
長野県 (危機管理部 危機管理防災課)	〃	026-235-7184	026-233-4332
長野県 (危機管理部 消防課)	〃	026-235-7182	〃
諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000	0266-57-2904
諏訪建設事務所	〃	〃	0266-57-2946
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	〃	〃	0266-57-2953
釜口水門管理事務所	岡谷市湊 1-9-5	0266-22-6866	0266-22-2440

3 陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766	0263-26-2766

4 岡谷警察署

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
岡谷警察署	岡谷市神明町 3-14-31	0266-23-0110	0266-22-0110

5 諏訪広域消防

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
諏訪広域消防本部	岡谷市加茂町 1-2-6	0266-21-1190	0266-21-2119
諏訪広域消防岡谷消防署	〃	0266-22-0119	0266-22-5052

6 指定地方行政機関

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123	026-234-5120
関東農政局長野農政事務所	長野市旭町 1108	026-233-2500	026-233-1588
東京管区気象台長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232- 3773	026-235-5718
信越総合通信局	長野市旭町 1108	026-234-9963	026-234-9969
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺 1499-1	0265-72-7777	0265-72-7774
北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田 1-35-4	026-243-4384	026-244-1462
長野労働局岡谷労働基準監督署	岡谷市中央町 1-8-4	0266-22-3454	0266-23-9109
関東地方整備局長野国道事務所 岡谷維持修繕出張所	岡谷市大字小井川 7777	0266-23-5500	0266-22-1766

7 指定公共機関

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市栗田源田窪 992-6	026-226-7555	026-224-4076
東日本旅客鉄道(株)岡谷駅	岡谷市本町 1-1-1		0266-23-6366
N T T 東日本(株)長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389	
日本郵便局(株)岡谷郵便局	岡谷市本町 3-2-30	0266-22-2010	0266-22-4363
日本通運(株)諏訪支店	諏訪市豊田小川 1040-2	0266-53-9211	0266-53-8104
中部電力パワーグリッド(株) 諏訪営業所	下諏訪町西鷹野町 4559-43	0266-26-8401 090-3585-1861	0266-28-6814
中日本高速道路(株)松本保全サービスセンター 中央道:小淵沢～伊北・長野道:岡谷 JCT～豊科	松本市大字島立 1347	0263-47-7515	0263-48-0713

8 指定地方公共機関

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
アルピコ交通(株)諏訪支社	茅野市ちの 3419-6	0266-72-7503	0266-72-0815
諏訪瓦斯(株)岡谷下諏訪営業所	岡谷市湖畔 2-16-17	0266-22-7666	0266-23-8020
長野県 L P 協会諏訪支部	諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000	0266-57-0281
(社) 岡谷市社会福祉協議会	岡谷市長地権現町 4-11-50	0266-24-2121	0266-24-3555
(社) 長野県トラック協会諏訪地区輸送協議会	諏訪市大字中洲 5346-10	0266-52-0115	0266-52-8668
エルシーブイ(株)	諏訪市四賀 821	0266-53-3833	0266-58-2836
信越放送(株)	長野市問御所町 1200	026-237-0500	
(株)長野放送	長野市岡田町 131-7	026-227-3000	
(株)テレビ信州	長野市若里 1-1-1	026-227-5511	
長野朝日放送(株)	長野市栗田 989-1	026-223-1000	
長野エフエム放送(株)	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400	

9 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
岡谷市消防団	岡谷市加茂町 1-2-6 (消防課)	0266-22-4119	0266-22-5052
岡谷市医師会	岡谷市中央町 2-5-22	0266-22-3870	0266-24-0607
岡谷薬剤師会 (ひまわり薬局)	諏訪郡下諏訪町 212-24	0266-26-7226	0266-27-4614
岡谷市水道事業協同組合	岡谷市赤羽 2-3-48	0266-23-8511	0266-23-8510
岡谷建設事業協同組合	岡谷市幸町 6-6	0266-22-7909	0266-22-2921
岡谷市赤十字奉仕団	岡谷市幸町 8-1 (社会福祉課)	0266-23-4811	0266-22-8492
岡谷市交通安全協会	岡谷市神明町 3-14-31 (警察署)	0266-23-0110	0266-22-0110
岡谷市衛生自治会連合会	岡谷市幸町 8-1 (環境課)	0266-23-4811	0266-22-7281
岡谷市区長会	岡谷市幸町 8-1 (秘書広報課)	0266-23-4811	0266-23-5666
岡谷市自主防災組織連絡協議会	岡谷市幸町 8-1 (危機管理室)	0266-23-4811	0266-24-0689
岡谷アマチュア無線 (会長宅)	岡谷市川岸上 2-11-34		
岡谷市防火協会	岡谷市加茂町 1-2-6 (消防課)	0266-22-0119	0266-22-5052
岡谷下諏訪歯科医師会	岡谷市幸町 4-10	0266-23-8320	0266-23-1805

10 岡谷市関係施設

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
湊支所	岡谷市湊 3-8-6	0266-22-2300	0266-23-1598
川岸支所	岡谷市川岸中 3-1-29	0266-23-2200	0266-23-1681
長地支所	岡谷市長地柴宮 2-15-26	0266-27-8080	0266-26-1317
岡谷市民病院	岡谷市本町 4-11-33	0266-23-8000	0266-23-0818
看護専門学校	岡谷市 2413-1	0266-23-5030	0266-23-5040
勤労青少年ホーム・勤労会館	岡谷市田中町 3-7-28	0266-23-2201	0266-24-3018
図書館	岡谷市本町 4-1-39	0266-22-2031	0266-24-3838
蚕糸博物館	岡谷市郷田 1-4-8	0266-23-3489	0266-22-3675
美術考古館	岡谷市中央町 1-9-8	0266-22-5854	0266-22-5856
市民総合体育館	岡谷市南宮 3-2-1	0266-22-8800	0266-22-8808
市営岡谷球場	岡谷市神明町 1-1-1	0266-22-2893	0266-22-2893
岡谷市文化会館 (カノラホール)	岡谷市幸町 8-1	0266-24-1300	0266-24-1412
健康福祉施設ロマネット	岡谷市長地権現町 4-1-24	0266-27-6080	0266-27-7119
イルフ童画館	岡谷市中央町 2-2-1	0266-24-3319	0266-21-1620
テクノプラザおかや (工業振興課)	岡谷市本町 1-1-1	0266-21-7000	0266-21-7001
おかや総合福祉センター	岡谷市長地権現町 4-11-50	0266-24-2290	0266-24-2291
子育て支援館	岡谷市中央町 1-11-1	0266-24-8403	0266-24-8443
生涯学習館	岡谷市中央町 1-11-1	0266-24-8401	0266-24-8442
火葬場 (湖風苑)	岡谷市長地片間 1-5-28	0266-22-2014	0266-22-2014
内山霊園	岡谷市内山 4769-205	0266-22-2272	0266-22-2272

1 1 保育所

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
小口保育園	岡谷市銀座 1-4-18	0266-22-2489	0266-22-2489
今井保育園	岡谷市長地 6189-1	0266-22-2935	0266-22-2935
あやめ保育園	岡谷市湖畔 1-10-3	0266-22-2680	0266-22-2680
川岸保育園	岡谷市川岸中 2-7-14	0266-22-3829	0266-22-3829
夏明保育園 (休園中)	岡谷市川岸西 1-18-16	-	-
成田保育園	岡谷市成田町 2-10-6	0266-22-2464	0266-22-2464
みなと保育園	岡谷市湊 3-6-50	0266-22-3566	0266-24-5133
長地保育園	岡谷市長地鎮 1-7-29	0266-27-4194	0266-27-4194
若草保育園 (休園中)	岡谷市加茂町 3-8-28	-	-
西堀保育園	岡谷市堀ノ内 1-6-4	0266-22-7670	0266-22-7670
神明保育園	岡谷市神明町 4-4-11	0266-22-4555	0266-22-4550
横川保育園	岡谷市長地出早 3-4-16	0266-28-1180	0266-28-1180

1 2 小中高等学校

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
神明小学校	岡谷市神明町 1-9-40	0266-22-2243	0266-22-2159
小井川小学校	岡谷市東銀座 1-1-4	0266-22-2234	0266-22-2641
岡谷田中小学校	岡谷市田中町 3-5-17	0266-22-2425	0266-22-2851
湊小学校	岡谷市湊 3-6-1	0266-22-2728	0266-22-2529
川岸小学校	岡谷市川岸中 1-1-2	0266-22-2663	0266-22-3829
長地小学校	岡谷市長地源 1-1-3	0266-27-8792	0266-27-8598
上の原小学校	岡谷市長地出早 2-6-1	0266-28-1187	0266-28-1742
岡谷北部中学校	岡谷市赤羽 2-1-24	0266-22-3203	0266-22-3197
岡谷南部中学校	岡谷市湊 2-1-8	0266-22-3243	0266-22-3241
岡谷東部中学校	岡谷市長地柴宮 1-9-13	0266-27-8644	0266-27-8595
岡谷西部中学校	岡谷市川岸中 1-1-1	0266-22-3461	0266-22-3409
岡谷東高等学校	岡谷市南宮 2-1-17	0266-23-3161	0266-21-1016
岡谷南高等学校	岡谷市湖畔 3-3-30	0266-23-2355	0266-21-1015
岡谷工業高等学校	岡谷市神明町 2-10-3	0266-22-2847	0266-21-1005

1 3 各区公会所

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
今井区公会所	岡谷市神明町 3-14-30	0266-22-2544	0266-78-5311
間下区民センター	岡谷市山下町 1-13-16	0266-22-2644	0266-22-2227
岡谷区公会所	岡谷市中央町 1-7-24	0266-22-2603	0266-22-0881
下浜区民センター	岡谷市天竜町 3-21-15	0266-22-6330	0266-23-7149
小尾口区公民館	岡谷市天竜町 3-1-6	0266-22-2632	0266-22-2632
上浜公民館	岡谷市中央町 2-12-14	0266-22-7703	0266-22-7703
新屋敷会館	岡谷市本町 4-7-6	0266-22-0990	0266-22-0990
小口区民センター	岡谷市銀座 1-5-26	0266-22-2774	0266-22-2774
小井川区民会館	岡谷市加茂町 4-6-1	0266-22-2755	0266-24-3720
西堀区公会所	岡谷市堀ノ内 2-1-16	0266-22-5149	0266-55-4292
小坂公民館	岡谷市湊 4-10-3	0266-23-9730	0266-78-1580
花岡区民センター	岡谷市湊 2-1-1	0266-23-8290	0266-23-8290
三沢区コミュニティ施設	岡谷市川岸上 1-19-1	0266-23-0663	0266-78-4780
新倉区公会所	岡谷市川岸中 3-1-26	0266-22-6328	0266-22-6328
駒沢公民館	岡谷市川岸東 4-15-22	0266-23-3965	0266-23-3965
鮎沢区公会所	岡谷市川岸東 3-17-2	0266-22-8248	0266-63-1095
橋原区公会所	岡谷市川岸東 1-9-39	0266-22-5669	0266-22-5669
柴宮館（東堀区）	岡谷市長地柴宮 1-4-15	0266-27-8325	0266-27-8335
中屋区公民館	岡谷市長地鎮 2-18-5	0266-28-6560	0266-28-6560
中村区民センター	岡谷市長地梨久保 1-2-33	0266-28-5441	0266-28-5441
横川公会堂	岡谷市長地小萩 1-19-10	0266-27-5325	0266-27-5325

1 4 近隣市町村

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
諏訪市役所	諏訪市高島 1-22-30	0266-52-4141	0266-57-0660
茅野市役所	茅野市塚原 2-6-1	0266-72-2101	0266-72-9040
下諏訪町役場	下諏訪町 4613-8	0266-27-1111	0266-28-1070
富士見町役場	富士見町落合 10777	0266-62-2250	0266-62-4481
原村役場	原村 6549-1	0266-79-2111	0266-79-5504
塩尻市役所	塩尻市大門 7 番町 3-3	0263-52-0280	0263-52-1158
辰野町役場	辰野町中央 1	0266-41-1111	0266-41-3976

1 5 姉妹都市

機関の名称	所在地	電話番号	F A X
富岡市役所	群馬県富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511	0274-62-0357
玉野市役所	岡山県玉野市字野 1-27-1	0863-32-5588	0863-21-3464
東伊豆町役場	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354	0557-95-1100	0557-95-0122

【資料2】過去の災害

【風水害】 長野県における近年の風水害

災害名等	発生年月日	被害地域	被害状況								
			人的被害（人）			住家被害（棟）					非住家 （棟） 全半壊
			死者	行方 不明	負傷 者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
枕崎台風	S20. 9. 18	全県	1		4	8	275				
阿久根台風	S20. 10. 3～ 11	全県	42	1	6	102	4		2, 204	4, 843	
キティ台風	S24. 8. 31～ 9. 1	全県	1				45	167	1, 478		
豪雨	S24. 9. 22～ 23	全県	6	2	86	1 流出25	48		3, 224	2, 167	
梅雨前線による 大雨	S25. 6. 9～14	東信 南信	5	2	24	17 流出3	10		406	1, 813	
ヘリーン台風	S25. 7. 27～ 30	全県			4				4	215	
熱帯低気圧によ る豪雨	S25. 8. 3～5	東信 北信	19		87	105	50		871		
ジェーン台風	S25. 9. 3	全県	1		16	4	57				
梅雨末期の大雨	S28. 7. 16～ 23	全県	7	9	159						
台風第13号	S28. 9. 25	全県	1		25						
台風第15号	S29. 9. 26	全県	1		6	2	1	221			
梅雨前線による 大雨	S32. 6. 26～ 28	伊那谷	14	6	59						
台風第21号	S33. 9. 17～ 18	北佐久	17		130						
雷雨	S34. 7. 6	全県				3	30		182	1, 384	
台風第7号	S34. 8. 14	全県	65	6	382	1, 391	4, 091		4, 238	10, 959	
伊勢湾台風	S34. 9. 26	全県	21	6	245	1, 567	8, 853		530	2, 669	
雷雨	S35. 8	全県								154	
梅雨前線豪雨災 害	S36. 6	全県	107	29	1, 164	903	621		3, 170	15, 351	
第2室戸台風	S36. 9. 16	全県	2		33	142	1, 243		16	156	
雷雨	S37. 7. 13	松代町	1		6	1	8		245	1, 631	
突風	S38. 1. 20～ 21	伊那谷、北 部、南佐久				19	219	884			
強風	S38. 3. 24～ 25	東信 中野市				2	9	411			
台風第2号と梅雨 前線	S38. 6. 3～5	全県	1			1			1	101	
強雨	S38. 7. 11	伊那谷、木 曽谷北部	10		5	3			11	58	
台風第20号	S39. 9. 24～ 25	全県	4		4	8	52		214	208	
台風第6号	S40. 5. 26～ 27	全県	8		6	7	1		25	450	8
雷雨	S40. 7. 1	南木曽町、 飯田市	1		4	17	5		9	36	14
梅雨前線豪雨等	S40. 7. 11～ 24	全県							27	308	
雷雨及び雹	S40. 8. 2～3	上田市、坂 城町ほか					2	2	74	389	
台風第23号	S40. 9. 10	全県	1		1	1	14	487		2	

災害名等	発生年月日	被害地域	被害状況								非住家 (棟) 全半壊
			人的被害（人）			住家被害（棟）					
			死者	行方 不明	負傷 者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
台風第24号	S40. 9. 17～ 18	全県	2			32	31	29	265	2, 815	
大雨	24282	南木曽町			10	37	24		24	63	15
雷雨	S41. 7. 1～19	全県							1	278	
雷雨	24315	諏訪							27	464	
雷雨	24639	小諸市、御 代田町				5	3		42	681	
大雨	S42. 7. 8～10	全県	4		7	1	5	1	387	1, 368	
台風第10号前線 の大雨	S43. 8. 25～ 30	全県	6	1	12	28	47	27	134	1, 456	34
雷雨	S44. 7. 20～ 21	諏訪市、坂 城町ほか							65	507	
雷雨	25411	県北部・中 部			1			2	52	1, 032	
台風第7号	S44. 8. 4～5	下伊那、木 曽ほか	9	6	11	10	7	7	32	489	
前線による大雨	S44. 8. 11	北安曇・南 安曇ほか	1	2	3	5	13	2	383	651	
雷雨及び雹	S45. 6. 5～6	下水内、上 高井ほか							38	345	
大雨	S45. 6. 14～ 16	全県	1		3	7	6	9	22	755	1
雷雨	S45. 8. 23～ 24	長野、松筑 ほか						5	111	2, 232	
局地豪雨・台風 第13号	S46. 7. 6～8	全県							12	191	
雷雨・雹害	S46. 8. 8～ 10、29	伊那市ほか							3	141	
秋雨前線豪雨	S46. 9. 6～7	全県		2		6	4	6	85	1, 140	5
昭和47年7月豪雨	S47. 7. 9～13	全県	5		7	6	25	7	120	1, 094	3
台風第20号	S47. 9. 16～ 17	全県				4	45	298	2	2	272
雷雨	S48. 7. 1～2	県北部・中 部					1		8	479	
台風第8号前線 の大雨	S49. 7. 4～15	全県	2			1	2	2	5	349	
台風第14号	S49. 8. 25～ 26	全県			1		5	3		147	
台風第16号	S49. 8. 31～ 9. 1	全県							34	202	2
大雨・降雹	S50. 6. 10	上小、長野、 松本ほか							1	131	
梅雨前線豪雨	S50. 7. 3～13	全県	2		2	2	4	1	3	146	
大雨・降雹	S51. 7. 18～ 20	全県					1		2	108	
大雨	S51. 7. 26～ 29	全県							15	183	1
台風第17号	S51. 9. 8～14	全県							2	120	
大雨・降雹	S52. 6. 17～ 18	諏訪市、飯 田市ほか								122	
大雨・降雹	S52. 7. 26	岡谷市、東 部町ほか						2		176	

災害名等	発生年月日	被害地域	被害状況								非住家 (棟) 全半壊
			人的被害（人）			住家被害（棟）					
			死者	行方 不明	負傷 者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
突風、雷雨	S54. 3. 30～ 31	全県			1	1	1	177	1	1	2
豪雨・降雹	S54. 6. 2～4	佐久、長野 ほか			2	1	1		7	144	
梅雨前線豪雨	S55. 7. 6～8	全県						1	43	356	
豪雨	S56. 7. 13～ 14	県北部・中 部					4	9	27	1,487	
豪雨	S56. 7. 18～ 21	全県						2	84	1,338	
台風第15号	S56. 8. 22～ 23	全県	11		23	10	20	57	582	2,632	46
梅雨前線豪雨	S57. 6. 19～ 20	佐久、上小 ほか							2	222	
梅雨前線豪雨	S57. 7. 21～ 28	佐久、諏訪、 北安曇ほか							4	257	
梅雨前線豪雨	S57. 7. 29～ 30	佐久、諏訪 ほか							1	214	
台風第10号及び 豪雨	S57. 8. 1～3	全県	4		17	23	44	580	80	1,384	374
台風第18号	S57. 9. 11～ 13	全県	2		37	3	13	13	2,022	3,214	11
降雹・雷雨	S58. 8. 6～11	全県					1	1	10	850	
台風第5号	S58. 8. 16～ 17	諏訪、佐久 ほか			1			1		163	
台風第10号	S58. 9. 28～ 29	全県	9		44	53	92	92	3,906	6,975	139
梅雨前線豪雨	S59. 7. 5～8	県北部・中 部							6	204	
5 9・7 豪雨	S59. 7. 18～ 26	全県				2		1	13	108	3
台風第6号	S60. 6. 29～ 7. 1	全県	1			1	8	6	57	514	4
梅雨前線豪雨	S60. 7. 4～1	全県	3			1	2	6	1	198	4
雷雨・降雹	S60. 7. 19～ 22	全県	2		6	2	2	6	76	597	7
地附山地すべり 災害	S60. 7. 26	長野市	26		4	55	5	9			
雷雨・降雹	S60. 8. 1～2	上小、北安 曇、佐久ほか						1	10	111	3
台風第25号	S61. 9. 2～3	全県							41	535	
雷雨・降雹	S62. 8. 9～19	佐久、上小、 北安曇ほか							6	180	
豪雨	S62. 9. 10～ 11	全県							30	444	
雷雨	S63. 8. 17～ 18	長野、上 小、北安						1	8	256	
豪雨	S63. 9. 8	諏訪、佐 久、上小			2		1		23	179	
雷雨	H1. 8. 16～17	上小、長野							46	325	
台風第18号	H3. 9. 18～19	全県	1			10	3	27	7	222	13
梅雨前線豪雨	H7. 7. 11	県北部			1	46	105	9	123	468	93
雷雨・降雹	H8. 7. 31	県下全域								192	

災害名等	発生年月日	被害地域	被害状況								非住家 (棟) 全半壊
			人的被害（人）			住家被害（棟）					
			死者	行方 不明	負傷 者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
12・6蒲原沢土石 流災害	H8. 12. 6	小谷村	14		8						
台風第5号	H10. 9. 15～ 16	県下全域	3						1	112	
台風第7、8号	H10. 9. 21～ 22	県下全域			10	2	12	413		27	119
梅雨前線豪雨	H11. 6. 24～ 7. 3	県下全域					1	5	28	483	36
豪雨	H11. 8. 14～ 15	県下全域	1				4	2	113	725	1
豪雨	H12. 9. 10～ 12	県下全域			2		2	1	57	147	4
豪雨	H12. 9. 16～ 18	佐久地域			1			1	2	227	
台風第23号	H16. 10. 20	県下全域			8	1	2	4	40	630	6
平成18年7月豪雨	H18. 7. 15～ 19	県下全域	12	1	18	22	34	3	780	1, 875	15
	H18. 7. 19	うち岡谷市	8		12	10	17		68	203	7
台風第9号	H19. 9. 6～7	佐久地域	1		1	1	3	15	9	104	
豪雨	H21. 8. 8	諏訪地域 他	1				71	1	38	278	1
豪雨	H22. 7. 1	佐久、上 小、長野	1				1		2	77	
豪雨	H22. 8. 2	松本、上 小、長野							55	297	
台風第18号	H25. 9. 16	県下全域			1		1	21	9	177	4
梅雨前線豪雨及 び台風8号	H26. 7. 9	県下全域	1		3	10		3	4	19	12
令和元年 東日本台風	R1. 10. 12	県下全域	21		45	920	2, 498	3, 564	2	1, 360	961
令和2年7月豪雨	R2. 7. 3～ 31	県下全域	1		2		1	4	5	109	4
令和3年8月の大 雨	R3. 8. 13～ 23	県下全域	3		5	7	4	43	1	465	5
令和3年9月の大 雨	R3. 9. 5	諏訪				4		13	1	35	7

注）本表は、長野県地域防災計画を転写したものである。

網掛け部分は、岡谷市に被害をもたらした風水害。

【地震】 長野県における地震被害

西 暦 (日本暦)	発震時	主な 被害地域	震央 東緯 北緯	マグニチュード M	被害の概要
1725. 8. 14 (享保 10. 7. 7)	14 時	高遠	138. 1 35. 8	6. 1	高遠城の石垣おびただしく倒れる。諏訪及び郷村のうち 36 か村で潰家多数あり。松本で大地震、上田・北安曇地方で地震を感じた。
1748 (享保 5. 7. 26) (寛延 1. 7. 26)	15 時ごろ	高遠	— —	—	高遠城破損
1751. 5. 20 (寛延 4. 4. 25) (宝暦 1. 4. 25)	2 時	越中・越後	138. 1 37. 1	6. 6	松代で城破損。領内全体で潰家 45、半潰 32、山抜け 14 ケ所、死者 12 人、傷者 42 人
1791. 7. 23 (寛政 3. 6. 23)	20 時	信濃・飛騨	— —	—	松本城の堀 30 間倒れ、多くの町家、土蔵の壁に亀裂が入る。
1841. 4. 22 (天保 12. 3. 2)	12 時すぎ	駿河	138. 5 35. 0	6. 4	松本酒屋・紺屋に被害あり。
1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24)	21 時	信濃北部及 越後西部	138. 2 36. 7	7. 4	善光寺地震 震災地を通じ死者 12,000 人、潰家 34,000、消失 3,500 という。山崩れ松代領内で 42,000、松本領内 1,900 ケ所。犀川が堰止められ数十か村が水没した。4 月 13 日に決壊洪水を生じた。
1847. 5. 13 (弘化 4. 3. 29)	12 時ごろ	越後頸城郡	— —	6. 5	松代で尼飾山の大岩崩れ落ちる。城下に潰家なし。
1853. 1. 26 (嘉永 5. 12. 17)	—	信濃北部	138. 1 36. 5	5. 9	埴田郡上五明村にて 3 戸倒壊
1854. 12. 23 (嘉永 7. 11. 4) (安政 1. 11. 4)	9 時ごろ	東海・東山・ 南海諸道	138. 1 36. 5	8. 4	安政東海地震 飯田で破損家 589、松本で潰家 52、半壊 76、焼失 91、死者 5 人、松代藩で住家全壊 152、半壊 576、死者 5 人。諏訪でも多くの潰家があった。
1858. 4. 23 (安政 5. 3. 10)	8 時ごろ	松代	138. 2 36. 6	5. 9	松代城下で半壊・大破あり。村々で家が潰れ、半壊になり傷者あり。山中筋で山崩れ、地裂あり。城内別状なし。上伊那で有感。
1858. 5. 17 (安政 1. 11. 4)	—	諏訪	— —	—	上諏訪で 3～4 軒潰れる。 疑わしい？
1886. 7. 23 (明治 19)	1 時ごろ	信濃川筋 信濃国境	138. 5 37. 05	6. 1	東頸城郡仁上村で土蔵 4 破損。上水内郡昭和岡村で家屋・土蔵の倒壊 2、傾斜 3。その他道路・石垣の破損、山崩れあり。野沢温泉とまる。

西 暦 (日本暦)	発震時	主な 被害地域	震央 東緯 北緯	マグニチュード M	被害の概要
1890. 1. 7 (明治 23)	15 時 43 分	犀川流域	137. 95 36. 45	6. 3	東筑摩、生坂村で家屋・土蔵の破損多く、山崩れ、道路破損、石碑 80～90%倒る。北安曇郡広津村で山崩れ、家屋傾斜、山腹の土地に亀裂を生じた。更級郡信田村・上水内郡津和・小川・北小川村などで壁に亀裂・落石・石碑倒れる等の小被害。北小川村で死者 1。
1892. 9. 9 (明治 25)	1 時 42 分	東筑摩郡 寿村付近	— —	—	寿村にて家屋破損、屋根石落ち、石碑倒れる。
1894. 6. 20 (明治 27)	14 時 4 分	東京湾北部	139. 9 35. 7	7. 5	南佐久地方の千曲川沿岸に亀裂・崩壊した所多し。
1897. 1. 17 (明治 30)	5 時 36 分	上高井郡 千曲川	138. 2 36. 6	6. 3	須坂、上高井地方で家屋破損、墓石転倒、地割等の小被害があった。4 月 30 日 (16 時 2 分) 再震。
1900. 7. 25 (明治 33)	17 時 29 分	上高井郡 仁礼村付近	— —	5. 0	仁礼村仙仁地域で石垣崩壊、岩崩れ、壁の剥落ち、土地の小亀裂等あり、8 月中旬まで数十回の鳴動を伴う余震が続いた。群発地震。
1912. 8. 17 (大正 1)	23 時 22 分	上田付近	138. 25 36. 4	5. 7	上田で土地の亀裂 3、土壁・石垣の崩壊 6、屋壁の破損等あり。
1918. 11. 11 (大正 7)	2 時 58 分 16 時 3 分	大町付近	137. 9 36. 4	6. 1	大町地震 震害は大町及び付近 5 か村に限り、家屋全壊 6、半壊破損 2,852、非住家全壊 16、小断層あり。2 回目の方が強かった。
1919. 3. 29 (大正 8)	7 時 41 分	越後中部	138. 5 37. 1	5. 6	野沢温泉地方で強震。温泉湧出し口の閉止したものあり。石垣崩壊天井墜落等の軽微な被害あり。
1923. 9. 1 (大正 12)	11 時 58 分	関東南部	139. 3 35. 2	7. 9	関東大地震 千曲川上流域と諏訪付近で家屋全壊 45、半壊 176。
1941. 3. 7 (昭和 16)	12 時 00 分	中野付近	138. 4 36. 7	5. 0	下高井郡穂波村及び夜間瀬村等で岩石・土砂が崩壊した。
1941. 7. 15 (昭和 16)	23 時 45 分	長野市付近	138. 3 36. 7	6. 2	死者 5 人、住家全壊 29、半壊 115、非住家全壊 48、半壊 122。(長沼地震)
1943. 10. 13 (昭和 18)	14 時 42 分	野尻湖付近	138. 2 36. 8	6. 1	死者 1 人、住家全壊 14、半壊 66、非住家全壊 20、半壊 50。(古間地震)
1944. 12. 7 (昭和 19)	13 時 35 分	熊野灘	136. 2 33. 7	8. 0	東南海地震 諏訪市で全壊 13、半壊 49、異常震域とみられる。
1964. 6. 16 (昭和 39)	13 時 01 分	新潟県 栗島付近	139. 2 38. 4	7. 5	新潟地震 千曲川下流の沿岸地帯で軽微な被害あり。傷者 2 人、住家半壊 4、一部破損 25、鉄道被害。
1965. 8. 3～ (昭和 40)		松代町			松代群発地震 地震がはじまってから 1976 年末までに松代で有感 63,097 回、震度 5 が 9 回、震度 6 が 50 回。被害を伴った地震は 52 回。全体で傷者 15 人、全壊 10、半壊 4、山(がけ)崩れ 60。 余震の全エネルギーは M=6.4 に相当

西 暦 (日本暦)	発震時	主な 被害地域	震央 東緯 北緯	マグニチュード M	被害の概要
1968. 9. 21 (昭和 43)	7 時 25 分	長野県北部	138. 3 36. 8	5. 3	信濃町・飯山市・豊田村・三水村・木島平村等で軽微な被害あり。傷者 2、住家一部破損 217。
1984. 9. 14 (昭和 59)	8 時 48 分	長野県西部	137. 3 35. 5	6. 8	長野県西部地震 御岳山八合目から下で大きな土砂崩落と鉄砲水が起こり、死者、行方不明者合わせて 29 人を出す。
1985. 2. 26 (昭和 60)	19 時 54 分	三岳村	— —	—	震源は長野県西部。飯田震度Ⅲ、諏訪震度Ⅰ。この地震は長野県西部地震に関連するもので、震源地域では公共土木施設等（橋梁）に被害が生じた。
1986. 8. 24 (昭和 61)	11 時 35 分	長野県東部	138. 3 36. 3	4. 9	小県郡丸子町で屋根瓦の崩落等の軽微な被害。震度Ⅳ、(長野、軽井沢) 数日後震度Ⅱ(軽井沢)。
1986. 12. 30 (昭和 61)	9 時 38 分	長野県北部	137. 5 36. 3	5. 9	最大震度は長野のⅣ。人的被害はなかったが、震源地の近くでは石垣・屋根瓦等の崩壊・破損、水道の一部断水、鉄道の一部遅れなどがあった。
1987. 9. 14 (昭和 62)	4 時 13 分	長野県北部	138. 2 36. 5	4. 6	飯山市、野沢温泉村、栄村などで住宅一部損壊、墓石転倒などの軽微な被害。
1993. 4. 23 (平成 5)	5 時 18 分	長野県西部	137. 3 35. 4	5. 1	大滝村の県道・村道・林道で直径 20～50 cm の落石、書棚ガラス破損などの軽微な被害。
1998. 7. 1 (平成 10)	2 時 22 分	長野県北部	137. 5 36. 3	4. 7	美麻・八坂村の一部で住宅等の瓦・壁の一部損壊、墓石転倒、道路亀裂などの被害。
1998. 8. 7～ (平成 10)		穂高岳～槍ヶ岳付近	— —	最大 5. 6	群発地震と雨による地盤のゆるみにより崩落・落石が起こり、登山道の通行不能発生。
1999. 1. 28 (平成 11)	10 時 25 分	長野県中部	137. 5 36. 2	4. 7	明科町で住家の一部損壊(屋根瓦崩落)、生坂村の山の上部で土砂崩落などの被害。
2001. 4. 3 (平成 13)	23 時 57 分	静岡県中部	138. 0 35. 0	5. 1	阿智村で住家一部損壊(屋根瓦崩落) 1 棟。
2004. 10. 23 (平成 16)	17 時 56 分	新潟県・長野県・群馬県	138. 5 37. 1	6. 8	平成 16 年新潟県中越地震。 栄村・三水村で重傷 1、軽傷 2、中野市で住家一部損壊 7、豊田村で非住家被害 1、飯山市・中野市・栄村・木島平村で農作物被害。
2005. 4. 23 (平成 17)	00 時 23 分	長野県北部	138. 1 36. 3	4. 1	長野市で軽傷 1、須坂市で窓ガラスのひび割れ 4 件。
2007. 3. 25 (平成 19)	9 時 41 分	石川県	136. 41 37. 13	6. 9	能登半島沖地震 県内最大震度 4 (岡谷市震度 3)

西 暦 (日本暦)	発震時	主な 被害地域	震央 東緯 北緯	マグニチュード M	被害の概要
2007. 7. 16 (平成 19)	10 時 13 分	新潟県 長野県	138. 36 37. 33	6. 8	平成 19 年新潟県中越沖地震 飯綱町 6 強 飯山市・飯綱町・中野市・長野市で重傷 6 軽 傷 23、飯綱町・飯山市・中野市・小布施町・ 長野市・東部町・上田市で家屋一部破損 356
2008. 6. 14 (平成 20)	11 時 21 分	長野県南部	137. 42 35. 54	4. 7	県内最大震度 4 塩尻市軽傷 1 岡谷市震度 1
2008. 6. 14 (平成 20)	8 時 43 分	岩手県・宮 城県・秋田 県	140. 52 39. 01	7. 2 (暫 定)	平成 20 年岩手・宮城内陸地震 岩手県宮城県で震度 6 強 県内最大震度 2 岡谷市震度 1
2011. 3. 11 (平成 23)	14 時 46 分	東日本	142. 51 38. 06	9. 0	平成 23 年東北地方太平洋沖地震 県内最大 震度 5 弱 岡谷市震度 3
2011. 3. 12 (平成 23)	3 時 59 分	長野県・新 潟県	138. 35 36. 59	6. 7	県内最大震度 6 強 (栄村) 栄村で死者 3、栄村・野沢温泉・長野市で軽 傷 12、栄村・飯山市で全壊 34、栄村で半壊 169、栄村・飯山市・野沢温泉村で一部損壊 507 岡谷市震度 3
2011. 6. 30 (平成 23)	8 時 16 分	長野県中部	138. 57 36. 11	5. 4	県内最大震度 5 強 (松本市) 松本市で死者 1、重傷 2、軽傷 15、松本市で 半壊 18、松本市・諏訪市で一部損壊 5, 129
2014. 11. 22 (平成 26)	22 時 08 分	長野県北部	137. 53 36. 41	6. 7	長野県神城断層地震 県内最大震度 6 弱 (長野市、小谷村、小川 村) 長野市・大町市・松川村・白馬村・小谷村・ 信濃町・小川村・飯綱町で重傷 7、軽傷 39、 長野市・松本市・岡谷市・中野市・大町市・ 飯山市・安曇野市・白馬村・小谷村・小川村・ 飯綱町で全壊 80、半壊 160、一部損壊 1, 787

注) 本表は、長野県地域防災計画から抜粋したものである。

【資料3】水防警報指定河川

河川	区 域		対象水位観測所				対象水防管理団体	水防警報発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)		
諏訪湖	湖岸一円		釜口水門	岡谷市湊	1.5m	1.7m	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪建設事務所
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市 上伊那郡境界	下浜	岡谷市湊	2.6m	3.7m	岡谷市	
横河川	岡谷市長地 (上の原小通学橋)	諏訪湖河口	長地	岡谷市長地	0.6m	0.9m	岡谷市	

【資料4】水位情報指定河川

河川名	区 域		対象水位観測所				関係水防管理団体	水位情報通知者
	自	至	名称	位置	避難判断水位	はん濫危険水位		
諏訪湖	湖岸一円		釜口水門	岡谷市湊	2.0m	2.2m	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪建設事務所長
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市・上 伊那郡境界	下浜	岡谷市湊	4.6m	5.0m	岡谷市	
横河川	岡谷市長地 (上の原小通学橋)	諏訪湖河口	長地	岡谷市長地	1.1m	1.2m	岡谷市	

【資料4-1】洪水予報指定河川

河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	担当官署名
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	1.50	1.70	2.00	2.20	長野県建設部河川課 長野地方気象台

【資料5】河川

1 一級河川（総延長 30,223m 諏訪湖は除く）

十四瀬川	3,650m	大川	2,300m
横河川	12,653m	諏訪湖	600ha
塚間川	4,400m	天竜川	7,220m

2 普通河川（総延長 17,000m）

小清水川	1,500m	後田沢川	1,500m	栃久保川	1,500m
境沢川	1,700m	一の沢川	1,100m	常現寺沢川	4,000m
中村沢川	1,700m	本沢川	2,000m		
よもぎ沢川	1,200m	大堀川	800m		

3 砂防指定河川（総延長 26,921m）

横河川	6,650m	須門狭間川	660m	小田川沢川	460m	八倉沢川	336m
堤洞川	1,200m	北村沢川	600m	的場川	1,330m	竹の沢川	453m
赤渋川	1,689m	大堀川	1,170m	中村沢川	1,400m	ヒライシ沢	0.58m
常現寺川	600m	栃久保川	2,040m	原沢川	1,550m	横河川左支川	247m
本沢川	2,355m	ウノキ沢川	1,550m	新田川	610m		
志平川	1,030m	八重場沢川	670m	後田沢川	320m		

【資料6】重要水防区域

水防管理団体名 岡谷市

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
横河川	県	一級	左	A	1,060	1	JR中央東線 鉄橋下流	1.2	護岸等の決壊	蛇籠布せ木 流し
			右	A	1,060	1				
塚間川	県	一級	左	A	250	1	(株)カワベ付近	1.5	堤防高不足 越水	積土俵
			右	A	250	1				
			左	A	150	1	岡谷商工会議所 付近	1.5	堤防高不足 越水	積土俵
			右	A	150	1				
大川	県	一級	左	A	350	1	大川通り	1.2	断面不足 越水	積土俵
			右	A	350	1				
十四瀬川	県	一級	右	A	1,350	1	扇橋下流	1.5	断面不足 越水	積土俵
	県	一級	左	A	300	1	常福寺付近	1.5	断面不足 越水	積土俵
			右	A	300	1				
天竜川	県	一級	左	B	1,400	1	天白橋下流	1.5	水衝洗掘 河床洗掘	木流し
			右	B	1,400	1				
	県	一級	右	B	50	1	観蜚橋付近	1.5	水衝洗掘	木流し
	県	一級	右	B	1,100	1	捷徑橋下流	1.5	水衝洗掘	木流し
計					9,520	15				

【資料7】水防上重要な水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡先
天竜川	一級	釜口水門	湊 1	県	諏訪建設事務所	釜口水門操作規則	諏訪建事務所 53-6000 釜口水門 22-6866
		西天竜川 取水頭首工	川岸東 3	西天竜土 地改良区	鮎澤 満 中島吉秋	釜口水門より放流量の連絡があった時 40t の場合はゲート 1 基、100t の場合は 2 基の全開放水をする。その他は適宜。	現地事務所 22-2423 改良区事務所 0265-79-2056
諏訪湖	一級	2 町内船付樋門	湖畔 2	県	岡谷市 土木課	湖水位上昇による堤内地への逆流防止。諏訪湖流入河川設置樋門操作要領。	諏訪建事務所 53-6000 岡谷市土木課 23-4811
		南中北樋門	湊 1				
		大門樋門	湊 2				
		ウノキ沢樋門	湊 2				
		八重場沢樋門	湊 2				

【資料8】雨量観測所一覧

所 属	観測所名	水系名	河川名	位 置
長野地方気象台	高ボッチ	天竜川	横河川	横川
国土交通省	下浜	天竜川	天竜川	湊 1-3919-4
長野県	釜口水門	天竜川	諏訪湖	湊 1-9-5

岡谷市雨量計設置場所

所 属	観測所名	位 置	観測所名	位 置
岡谷市	岡谷市役所	幸町 8-1	eco ポッポ	内山 4769-14
	湊支所	湊 3 丁目 8-6	小田井沢川上流	湊
	川岸支所	川岸中 3-1-29	栃久保川上流	湊 1261-5
	長地支所	長地柴宮 2-15-26	諏訪レイクヒル CC	川岸
	塩嶺御野立公園入口	今井 1723-91	上の原小学校	長地出早 2 丁目 6-1

【資料9】ため池

番号	名 称	所 在 地	かんがい 面積 (ha)					備考
				堤高 (m)	堤長 (m)	満水 面積(m ²)	貯水量 (m ³)	
1	坊ヶ入	川岸字坊ヶ入	4	11.0	35	900	2,200	
2	広畑	川岸字広畑	1	1.6	14	200	100	
3	大洞	(今井) 字大洞	1	2.0	35	300	200	
4	権現	(今井) 字権現	6	3.2	19	800	1,500	
5	芦ノ沢	字芦ノ沢	2	3.0	66	900	1,500	
6	砂山	(今井) 字砂山	1	3.0	46	600	1,000	
7	半ノ木沢	長地字半ノ木	15	4.0	42	800	1,700	
8	桧山沢	川岸字上溝平	9	2.5	72	280	500	

【資料１０】土砂災害警戒区域

１ 土石流（平成 20 年 3 月 24 日指定）

溪流番号	区域の名称	所在 区名	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
D04-204-001	方久保沢	小坂	○			84	みなと旅館・みなとスクエア
D04-204-002	安沢	小坂	○		水道水源施設	132	みなと旅館・水道水源池・ みなとスクエア
D04-204-003	栃久保川	小坂				101	
D04-204-004	矢垂線	小坂	○			123	山ノ神水道水源池 小坂公民館
D04-204-005	大久保線	小坂	○			123	〃
D04-204-006	宮久保線	小坂	○			76	
D04-204-007	宮久保線 2	小坂				76	
D04-204-008	小手場沢	花岡	○			17	湊小学校・みなと保育園
D04-204-009	小田井沢川 1	花岡				126	小田井公会所
D04-204-010	小田井沢川 2	花岡				90	〃
D04-204-011	八重場沢川	花岡				33	
D04-204-012	兎沢	花岡				53	
D04-204-013	ウノキ沢	花岡				53	
D04-204-014	木落し沢	花岡	○			38	
D04-204-015	八反久保	花岡	○				
D04-204-016	キヤダ 1	橋原	○			103	
D04-204-017	キヤダ 2	橋原				103	
D04-204-018	キヤダ 3	橋原	○			103	
D04-204-019	残の洞	橋原	○			76	橋原区公会所
D04-204-020	栃久保	橋原				48	
D04-204-021	熱田	橋原	○				

溪流番号	区域の名称	所在 区名	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
D04-204-022	志平沢	橋原	○			51	
D04-204-023	泥久保	橋原				51	
D04-204-024	追平沢	橋原	○			6	
D04-204-025	沖の沢	鮎沢	○			6	
D04-204-026	須門狭間川	鮎沢	○			30	
D04-204-027	本沢川	鮎沢	○			57	鮎沢区公会所
D04-204-028	切畑	鮎沢	○			57	〃
D04-204-029	鋳物師沢	鮎沢	○			57	〃
D04-204-030	又五郎沢	鮎沢	○			57	〃
D04-204-031	芦の沢	鮎沢	○			57	〃
D04-204-032	栃窪	鮎沢				57	〃
D04-204-033	中大久保	鮎沢	○			13	JR 川岸駅
D04-204-034	大久保	鮎沢	○			16	
D04-204-035	的場川	駒沢	○			44	
D04-204-036	湯王沢	駒沢				44	
D04-204-037	北ノ久保	駒沢				74	駒沢区公民館・第9分団詰所
D04-204-038	漆平	駒沢				69	駒沢区公民館
D04-204-039	中村沢川	駒沢				112	駒沢区公民館・第9分団詰所
D04-204-040	猪子久保	駒沢	○			112	〃
D04-204-041	桑木畑	駒沢				112	〃
D04-204-042	中村入	駒沢	○			112	〃
D04-204-043	細久保（駒沢）	駒沢				76	

溪流番号	区域の名称	所在 区名	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
D04-204-044	原沢川	駒沢				76	
D04-204-045	藤木久保	駒沢	○			76	
D04-204-046	一ノ沢（駒沢）	駒沢				76	
D04-204-047	喜和田	駒沢	○			25	
D04-204-048	地替川	駒沢	○			24	
D04-204-049	東ノ入	駒沢	○			60	
D04-204-050	柳久保	駒沢				60	
D04-204-051	追鶴沢	駒沢				25	
D04-204-052	櫛平	駒沢	○			24	
D04-204-053	岩久保	駒沢				3	
D04-204-054	沢入	駒沢				1	
D04-204-055	唐沢	新倉				6	
D04-204-056	毘沙門沢	新倉				21	
D04-204-057	後田沢川	新倉	○			67	夏明保育園
D04-204-058	蛇洞沢	新倉	○			27	
D04-204-059	若宮川	新倉	○			19	第6町内公会所
D04-204-060	大洞沢一ノ沢	新倉	○			114	第5町内集会所・和が家新倉
D04-204-061	大洞沢滝ノ沢	新倉	○			114	〃
D04-204-062	小洞沢1	新倉	○			108	川岸郵便局
D04-204-063	小洞沢2	新倉	○			109	〃
D04-204-064	境沢川1	新倉				282	川岸小学校・川岸保育園・川岸医院
D04-204-065	境沢川2	新倉	○			283	川岸小学校・川岸保育園・川岸医院・中尾集会所

溪流番号	区域の名称	所在 区名	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
D04-204-066	桧山沢	三沢				364	つつじが丘学園・西部中学校・川岸小学校
D04-204-067	待張川	三沢				321	つつじが丘学園・西部中学校・川岸小学校・大滝歯科医院
D04-204-068	篤ヶ入	三沢				345	〃
D04-204-069	蟹沢上流	三沢	○			262	つるみね保育園 ケアハウス高尾
D04-204-070	よきとぎ沢川 1	三沢	○			313	つるみね保育園・ケアハウス 高尾・グループホーム高尾
D04-204-071	よきとぎ沢川 2	三沢	○			336	〃
D04-204-072	よきとぎ沢川 3	三沢	○			336	〃
D04-204-073	よきとぎ沢川 4	三沢				336	〃
D04-204-074	よきとぎ沢川 5	三沢				336	〃
D04-204-075	一の沢（三沢） 1	三沢	○			215	つるみね共立診療所・浦野歯 科医院・三沢コミュニティー 施設・三沢郵便局
D04-204-076	一の沢（三沢） 2	三沢	○			215	〃
D04-204-077	一の沢（三沢） 3	三沢				215	〃
D04-204-078	一の沢（三沢） 4	三沢	○			215	〃
D04-204-079	一の沢（三沢） 5	三沢	○			215	〃
D04-204-080	一の沢（三沢） 6	三沢	○			215	〃
D04-204-081	一の沢（三沢） 7	三沢				212	〃
D04-204-082	高道	岡谷	○			19	
D04-204-083	細久保（岡谷）	岡谷	○			42	成田町公民館
D04-204-084	樋の久保	岡谷				154	御影町公民館
D04-204-085	滝の沢	岡谷	○		文化財「滝沢 湧水集水溝」	98	御影町公民館・聖ヨゼフ保育園・文化 財滝沢湧水集水溝 和が家間下
D04-204-086	出の洞沢	間下	○			134	

溪流番号	区域の名称	所在 区名	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
D04-204-087	大化木沢	間下				93	
D04-204-088	半の木沢川（間下）	間下				219	水道中継ポンプ室
D04-204-089	よきとぎ沢（間下）	間下	○			26	養護老人ホーム和楽荘
D04-204-090	ヒライシ沢	間下				26	看護専門学校・養護老人ホーム和楽荘・塩嶺第一水源池
D04-204-091	オモ入本沢	間下				41	〃
D04-204-092	滝の沢 2	岡谷	○				諏訪湖周クリーンセンター・やまびこ公園管理事務所
D04-204-093	小野川	岡谷	○				
D04-204-094	樋沢 1	岡谷				4	樋沢公会所
D04-204-095	樋沢 2	岡谷				4	〃
D04-204-096	樋沢 3	岡谷				5	樋沢公会所・樋沢水源池
D04-204-097	柳海途	今井	○			4	国交省除雪ステーション
D04-204-098	中仙道峠下	今井	○			11	
D04-204-099	深沢	今井	○			11	
D04-204-100	長久保（今井）	今井	○			19	
D04-204-101	地獄沢	今井	○			382	ヤコブ幼稚園・今井保育園・上の原簡易郵便局・今井区民センター・今井水源地・今井配水地
D04-204-102	よきとぎ（今井）	今井	○				
D04-204-103	白欠	横川				68	上の原小学校・特別養護老人ホーム洗心荘・富士見ヶ丘中継ポンプ室
D04-204-104	長久保沢（横川）	横川				230	上の原小学校・富士見ヶ丘団地集会所・長地配水池・富士見ヶ丘中継ポンプ室
D04-204-105	長地半の木西沢	横川	○			24	
D04-204-106	長地半の木中沢	横川	○			24	

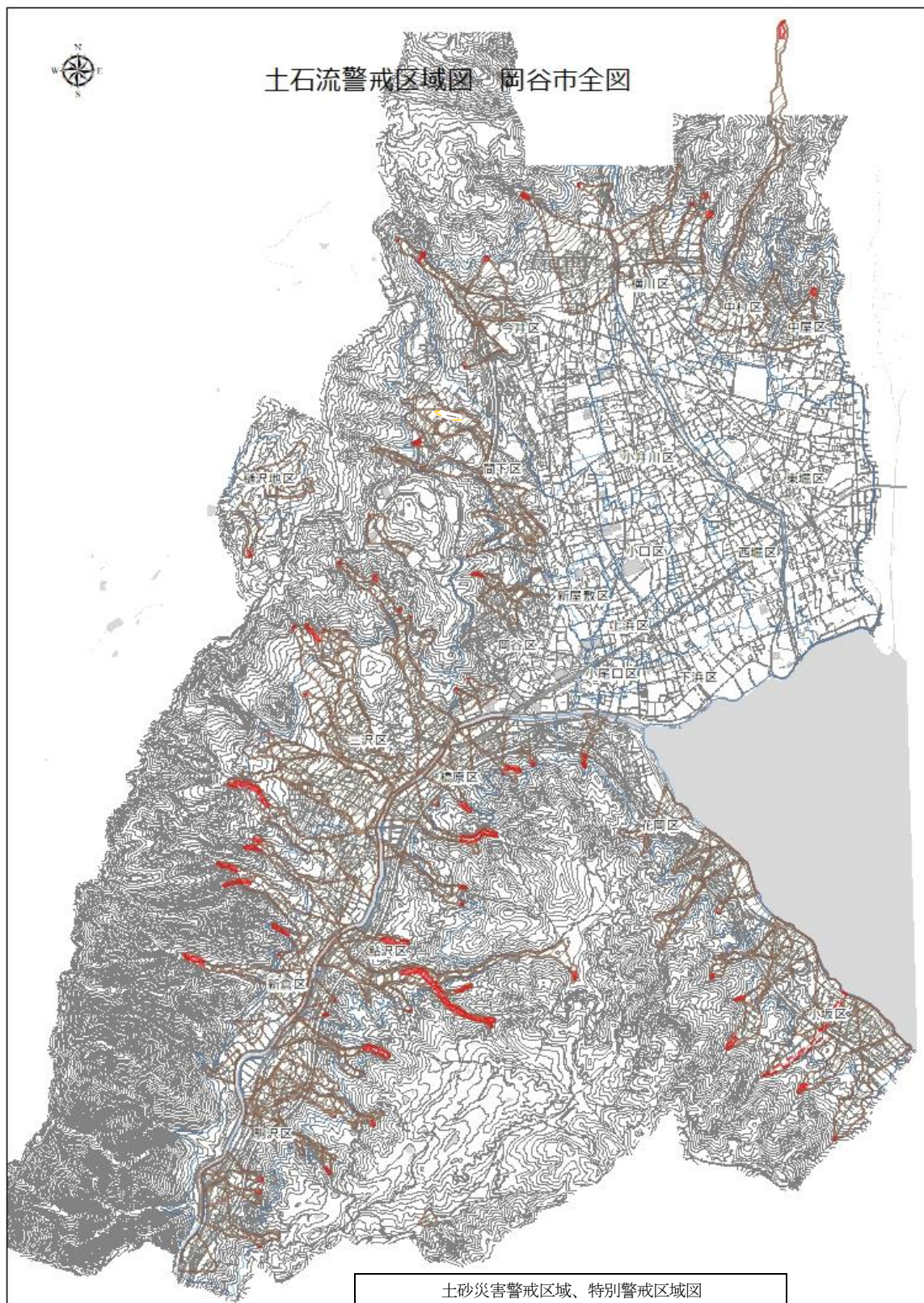
溪流番号	区域の名称	所在 区名	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
D04-204-107	長地半の木東沢	横川	○			24	
D04-204-108	常現寺川	中村	○			208	第10分団詰所・小萩集会所・リハビリテーション小萩・常現寺水源配水池
D04-204-109	八倉沢	中屋				115	
D04-204-110	竹の沢川	中屋				52	

(平成22年3月25日指定) ※下諏訪町と重複

D04-361-050	咽入沢	中屋					
D04-361-051	福沢川	中屋				27	

※特別警戒区域内にある人家及び公共的施設の避難誘導は、下記のとおり実施する。

- ①防災行政無線（防災ラジオ）による広報、社会福祉施設等は（資料38）の伝達課による周知
- ②市の広報車による広報
- ③地元消防団による避難誘導
- ④避難が確認されない市民の方には、各区で電話による避難誘導



土砂災害警戒区域、特別警戒区域図		
図 面 凡 例		
土砂災害警戒区域	危害のおそれのある土地の区域	
土砂災害特別警戒区域	著しい危害のおそれのある土地の区域	

1:40,000

2 急傾斜地（平成21年3月26日指定）

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-001	中屋 1	○	7		30	
K04-204-002	中村 3	○				
K04-204-003	中村 4	○	3		1	
K04-204-004	中村 5	○	1		4	
K04-204-005	中村 6	○				
K04-204-006	中村 7	○				
K04-204-007	中村 8				2	
K04-204-008	中村 1	○				
K04-204-009	中村 2	○				
K04-204-010	横川 1	○				
K04-204-011	横川 2	○	2		4	上の原小学校
K04-204-012	横川 3	○				
K04-204-013	横川 4	○			1	
K04-204-014	横川 5	○				
K04-204-015	今井 3 6	○				
K04-204-016	今井 3 7	○				
K04-204-017	今井 1	○				
K04-204-018	今井 2	○			3	
K04-204-019	今井 3	○				
K04-204-020	今井 4	○				
K04-204-021	今井 5	○				
K04-204-022	今井 6	○			1	
K04-204-023	今井 7	○			1	
K04-204-024	今井 8	○				
K04-204-025	今井 9	○				
K04-204-026	今井 1 0	○				
K04-204-027	今井 1 1	○				
K04-204-028	今井 1 2	○			1	
K04-204-029	今井 1 3	○	2		3	
K04-204-030	今井 1 4	○				
K04-204-031	今井 1 5	○				
K04-204-032	今井 1 6	○				
K04-204-033	今井 1 7	○	1			
K04-204-034	今井 3 3	○	1			
K04-204-035	今井 3 4	○			1	
K04-204-036	間下 5 4	○			<u>1</u>	
K04-204-037	間下 4	○			1	
K04-204-038	間下 5	○	1		1	
K04-204-039	間下 6	○	2		2	
K04-204-040	間下 7	○	1		1	
K04-204-041	間下 8	○	1		1	
K04-204-042	間下 9	○			2	

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-043	間下 1 0	○				
K04-204-044	今井 1 8	○			2	
K04-204-045	今井 1 9	○			1	
K04-204-046	今井 2 0	○			1	
K04-204-047	今井 2 1	○			1	
K04-204-048	今井 2 2	○				
K04-204-049	今井 2 3	○	1		3	
K04-204-050	今井 2 4	○	1		3	
K04-204-051	今井 2 5				2	
K04-204-052	今井 2 6				3	
K04-204-053	今井 2 7	○			18	
K04-204-054	今井 2 8	○			<u>1</u>	
K04-204-055	今井 2 9	○		神明小学校		神明小学校
K04-204-056	今井 3 0	○	7		15	
K04-204-057	今井 3 1				36	
K04-204-058	間下 1 1	○			3	
K04-204-059	間下 1 2	○	2		10	
K04-204-060	間下 1 3	○				
K04-204-061	間下 1 4					養護老人ホーム和楽荘
K04-204-062	間下 1 5	○				
K04-204-063	間下 1 9	○				
K04-204-064	間下 1 7	○	1			
K04-204-065	間下 1 8	○	2		2	
K04-204-066	間下 1 6				1	
K04-204-067	間下 2 0	○			1	
K04-204-068	間下 2 1	○				
K04-204-069	間下 4 7	○	3		3	
K04-204-070	間下 2 2	○			1	
K04-204-071	間下 2 3	○				
K04-204-072	間下 1	○				
K04-204-073	間下 2				1	
K04-204-074	間下 3	○	1		1	
K04-204-075	間下 2 4	○			2	
K04-204-076	間下 4 8	○			1	
K04-204-077	間下 2 5	○	5		22	
K04-204-078	間下 2 6	○			21	
K04-204-079	間下 2 7	○			13	
K04-204-080	間下 2 8	○			7	
K04-204-081	今井 3 2	○	3		23	
K04-204-082	間下 2 9	○			7	
K04-204-083	間下 4 9	○			1	
K04-204-084	間下 5 0	○	2		2	
K04-204-085	間下 5 1	○			3	

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-086	樋沢 1					
K04-204-087	樋沢 2	○				
K04-204-088	樋沢 3	○				
K04-204-089	樋沢 4	○	1			
K04-204-090	樋沢 5	○	1			
K04-204-091	樋沢 6	○				
K04-204-092	樋沢 7	○				
K04-204-093	樋沢 8	○				
K04-204-094	間下 5 2	○	1		2	
K04-204-095	間下 3 0	○	1		5	
K04-204-096	間下 3 1	○	3		8	
K04-204-097	間下 3 2	○	3		3	
K04-204-098	間下 3 3	○				
K04-204-099	間下 3 4	○	1		6	
K04-204-100	間下 3 5	○	2		2	
K04-204-101	間下 3 6	○	3		6	
K04-204-102	間下 3 7	○	2		5	
K04-204-103	間下 3 8	○	1		2	
K04-204-104	間下 3 9	○			1	
K04-204-105	間下 5 3	○	2		5	
K04-204-106	間下 4 0	○	1		11	
K04-204-107	間下 4 1				1	
K04-204-108	間下 4 2	○	1		6	
K04-204-109	間下 4 3	○	1		7	
K04-204-110	間下 4 4				16	
K04-204-111	間下 4 5	○	1		4	
K04-204-112	間下 4 6	○				
K04-204-113	岡谷 2	○	1		12	
K04-204-114	岡谷 3	○	2		8	
K04-204-115	岡谷 4	○	3		8	
K04-204-116	岡谷 5	○	5		18	
K04-204-117	岡谷 6	○	2		5	
K04-204-118	岡谷 7	○	2		4	
K04-204-119	岡谷 8	○	8		23	
K04-204-120	岡谷 9	○	1		10	
K04-204-121	岡谷 1 0	○	1		1	
K04-204-122	岡谷 1 1	○	1		1	
K04-204-123	岡谷 1 2				1	
K04-204-124	岡谷 1 3				2	
K04-204-125	岡谷 1 4	○				
K04-204-126	岡谷 1 5	○	1		2	
K04-204-127	岡谷 1 6	○	2		3	
K04-204-128	岡谷 1 7	○	1		1	

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-129	岡谷 1 8	○	1		7	
K04-204-130	岡谷 1 9	○	1		12	鳴沢公民館
K04-204-131	岡谷 2 0	○	2		4	
K04-204-132	岡谷 2 1	○	1		8	
K04-204-133	岡谷 2 2	○	1		1	
K04-204-134	岡谷 2 3	○	3		10	
K04-204-135	岡谷 2 4	○	3		6	
K04-204-136	岡谷 2 5	○				
K04-204-137	岡谷 2 6	○	1		2	
K04-204-138	岡谷 2 7	○	1		3	
K04-204-139	岡谷 2 8	○	4		11	
K04-204-140	岡谷 2 9	○	3		12	
K04-204-141	岡谷 3 0	○	3		4	
K04-204-142	岡谷 3 1	○	7		21	
K04-204-143	岡谷 3 2	○	11		34	
K04-204-144	三沢 1	○	1		1	
K04-204-145	三沢 2	○	2		4	
K04-204-146	三沢 3	○	1		1	
K04-204-147	三沢 4	○				
K04-204-148	三沢 5	○				
K04-204-149	三沢 6	○	1		3	
K04-204-150	三沢 7	○				
K04-204-151	三沢 8	○	2		7	
K04-204-152	三沢 9	○	1		7	
K04-204-153	三沢 1 0	○	1		4	
K04-204-154	三沢 1 1	○			3	
K04-204-155	三沢 1 2	○				
K04-204-156	三沢 1 3	○	2		2	
K04-204-157	三沢 1 4	○			1	
K04-204-158	三沢 1 5	○			1	
K04-204-159	三沢 1 6	○				
K04-204-160	三沢 1 7	○				
K04-204-161	三沢 1 8	○	2		3	
K04-204-162	三沢 1 9	○	5		5	
K04-204-163	三沢 2 0	○	3		4	
K04-204-164	三沢 2 1	○			4	つるみね保育園
K04-204-165	三沢 2 2	○			1	
K04-204-166	三沢 2 3	○				
K04-204-167	三沢 2 4	○				
K04-204-168	三沢 2 5	○				
K04-204-169	三沢 2 6	○	1		1	
K04-204-170	三沢 2 7	○		川岸小学校	2	
K04-204-171	三沢 2 8	○				川岸小学校

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-172	三沢 2 9	○			1	中尾集会所
K04-204-173	三沢 3 0	○			6	
K04-204-174	三沢 3 1	○			2	
K04-204-175	新倉 2 9	○				
K04-204-176	新倉 3 0	○				
K04-204-177	新倉 1	○	1		4	
K04-204-178	新倉 2	○				
K04-204-179	新倉 3	○	2		2	
K04-204-180	新倉 4	○			1	
K04-204-181	新倉 5	○				
K04-204-182	新倉 6	○	1		3	
K04-204-183	新倉 7	○	1		1	
K04-204-184	新倉 8	○				
K04-204-185	新倉 9	○	2		5	
K04-204-186	新倉 1 0	○	1		3	
K04-204-187	新倉 1 1	○	1		1	
K04-204-188	新倉 1 2				2	
K04-204-189	新倉 1 3	○	5	新倉第 6 町内会公会所	24	
K04-204-190	新倉 1 4	○			5	
K04-204-191	新倉 1 5	○				
K04-204-192	新倉 1 6	○				
K04-204-193	新倉 1 7					
K04-204-194	新倉 1 8	○			4	
K04-204-195	新倉 1 9	○	1		4	
K04-204-196	新倉 2 0	○				
K04-204-197	新倉 2 1	○			1	
K04-204-198	新倉 2 2	○				
K04-204-199	新倉 2 3	○			1	
K04-204-200	新倉 2 4	○			1	
K04-204-201	新倉 2 5				1	
K04-204-202	新倉 2 6	○	2		2	
K04-204-203	新倉 2 7	○			4	
K04-204-204	新倉 2 8	○	1		4	
K04-204-205	駒沢 1	○				
K04-204-206	駒沢 2	○				
K04-204-207	駒沢 3	○				
K04-204-208	駒沢 4	○				
K04-204-209	駒沢 5				1	
K04-204-210	駒沢 6	○	1		1	
K04-204-211	駒沢 7	○				
K04-204-212	駒沢 8					
K04-204-213	駒沢 9	○				

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-214	駒沢 1 0	○				
K04-204-215	駒沢 1 1	○				
K04-204-216	駒沢 1 2	○				
K04-204-217	駒沢 1 3	○				
K04-204-218	駒沢 1 4	○				
K04-204-219	駒沢 1 5	○				
K04-204-220	駒沢 1 6	○				
K04-204-221	駒沢 1 7	○				
K04-204-222	駒沢 1 8	○				
K04-204-223	駒沢 1 9	○				
K04-204-224	駒沢 2 0	○				
K04-204-225	駒沢 2 1	○				
K04-204-226	駒沢 2 2	○				
K04-204-227	駒沢 2 3	○				
K04-204-228	駒沢 2 4	○	1			
K04-204-229	駒沢 2 5	○				
K04-204-230	駒沢 2 6	○				
K04-204-231	駒沢 2 7				1	
K04-204-232	駒沢 2 8	○	1		3	
K04-204-233	駒沢 2 9	○	1		3	
K04-204-234	駒沢 3 0	○	4		12	
K04-204-235	駒沢 3 1	○			2	
K04-204-236	駒沢 3 2	○	1		1	
K04-204-237	駒沢 3 3	○				
K04-204-238	駒沢 3 4	○			2	
K04-204-239	駒沢 3 5	○				
K04-204-240	駒沢 3 6	○				
K04-204-241	駒沢 3 7	○				
K04-204-242	鮎沢 1	○	3		5	
K04-204-243	鮎沢 2					
K04-204-244	鮎沢 3				8	
K04-204-245	鮎沢 4	○				
K04-204-246	鮎沢 5	○				
K04-204-247	鮎沢 6	○				
K04-204-248	鮎沢 7	○				
K04-204-249	鮎沢 8	○				
K04-204-250	鮎沢 9	○				
K04-204-251	鮎沢 1 0	○				
K04-204-252	鮎沢 1 1	○				
K04-204-253	鮎沢 1 2	○				
K04-204-254	鮎沢 1 3	○				
K04-204-255	鮎沢 1 4	○				
K04-204-256	鮎沢 1 5	○				

個所番号	区域の名称	特別警戒区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家戸数	公共的施設	人家戸数	公共的施設
K04-204-257	鮎沢 1 6	○				
K04-204-258	鮎沢 1 7	○				
K04-204-259	鮎沢 1 8	○				
K04-204-260	鮎沢 1 9	○				
K04-204-261	鮎沢 2 0	○				
K04-204-262	鮎沢 2 1	○				
K04-204-263	鮎沢 2 2	○			4	
K04-204-264	鮎沢 2 3				3	
K04-204-265	鮎沢 2 4	○	2		4	
K04-204-266	鮎沢 2 5	○	1		2	
K04-204-267	鮎沢 2 6	○				
K04-204-268	鮎沢 2 7	○				
K04-204-269	鮎沢 2 8	○				
K04-204-270	鮎沢 2 9	○				
K04-204-271	鮎沢 3 0	○				
K04-204-272	鮎沢 3 1	○				
K04-204-273	橋原 1	○				
K04-204-274	橋原 2	○				
K04-204-275	橋原 3	○				
K04-204-276	橋原 4	○				
K04-204-277	橋原 5	○				
K04-204-278	橋原 6	○				
K04-204-279	橋原 7	○				
K04-204-280	橋原 8	○				
K04-204-281	橋原 9	○				
K04-204-282	橋原 1 0	○				
K04-204-283	橋原 1 1	○				
K04-204-284	橋原 1 2	○			1	
K04-204-285	橋原 1 3	○				
K04-204-286	橋原 1 4	○				
K04-204-287	橋原 1 5	○				
K04-204-288	橋原 1 6	○				
K04-204-289	橋原 1 7	○				
K04-204-290	橋原 1 8	○				
K04-204-291	橋原 1 9	○	1		1	
K04-204-292	橋原 2 0	○		産業廃棄物処理場		
K04-204-293	橋原 2 1	○				
K04-204-294	橋原 2 2	○				
K04-204-295	橋原 2 3	○	1		5	
K04-204-296	橋原 2 4	○				
K04-204-297	橋原 2 5				3	
K04-204-298	橋原 2 6	○			1	
K04-204-299	橋原 2 7	○	1		3	

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-300	花岡 1	○	3		8	
K04-204-301	花岡 2	○	2		12	
K04-204-302	花岡 3	○	1	川上公会所	1	川上公会所
K04-204-303	花岡 4	○	2		3	
K04-204-304	花岡 5	○	6		19	釜口水門管理事務所
K04-204-305	花岡 6	○			2	
K04-204-306	花岡 7	○			1	
K04-204-307	花岡 8	○			1	
K04-204-308	花岡 9	○	1		6	
K04-204-309	花岡 1 0	○	1			
K04-204-310	花岡 1 1	○				
K04-204-311	花岡 1 2	○	2		5	日吉神社
K04-204-312	花岡 1 3	○			2	
K04-204-313	花岡 1 4	○	3		6	
K04-204-314	花岡 1 5	○	1		6	
K04-204-315	花岡 1 6	○	1		3	
K04-204-316	花岡 1 7	○	7		15	花岡水源地
K04-204-317	花岡 1 8	○				
K04-204-318	花岡 1 9	○				
K04-204-319	花岡 2 0	○	3		6	
K04-204-320	花岡 2 1	○	3		26	
K04-204-321	花岡 2 2	○	5		15	
K04-204-322	花岡 2 3	○			1	
K04-204-323	花岡 2 4	○				
K04-204-324	花岡 2 5	○				
K04-204-325	花岡 2 6	○			2	
K04-204-326	花岡 2 7	○			11	
K04-204-327	花岡 2 8	○	3	小田井水源地	17	小田井水源地
K04-204-328	花岡 2 9	○	4		16	
K04-204-329	花岡 3 0	○	1		8	
K04-204-330	小坂 1	○	1		1	
K04-204-331	小坂 2	○			1	
K04-204-332	小坂 3	○	2		5	
K04-204-333	小坂 4	○			2	
K04-204-334	小坂 5	○				
K04-204-335	小坂 3 8	○				
K04-204-336	小坂 3 9	○				
K04-204-337	小坂 4 0	○				
K04-204-338	小坂 6	○				
K04-204-339	小坂 7	○				
K04-204-340	小坂 8	○			4	
K04-204-341	小坂 9	○	4		7	ふれあい広場社会館、神社
K04-204-342	小坂 1 0	○				

個所番号	区域の名称	特別 警戒 区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家 戸数	公共的施設	人家 戸数	公共的施設
K04-204-343	小坂 1 1	○				
K04-204-344	小坂 1 2	○				
K04-204-345	小坂 1 3	○			2	
K04-204-346	小坂 1 4	○	7		18	
K04-204-347	小坂 1 5	○	1		1	
K04-204-348	小坂 1 6	○			2	
K04-204-349	小坂 1 7	○				
K04-204-350	小坂 1 8	○	2		6	
K04-204-351	小坂 1 9	○			9	
K04-204-352	小坂 2 0	○				
K04-204-353	小坂 2 1	○				
K04-204-354	小坂 2 2	○				
K04-204-355	小坂 2 3	○				
K04-204-356	小坂 2 4	○				
K04-204-357	小坂 2 5	○				
K04-204-358	小坂 2 6	○				
K04-204-359	小坂 2 7	○	1		1	
K04-204-360	小坂 2 8	○	1			
K04-204-361	小坂 2 9	○			1	
K04-204-362	小坂 3 0	○				
K04-204-363	小坂 3 1	○				
K04-204-364	小坂 3 2	○			1	
K04-204-365	小坂 3 3	○	1		1	
K04-204-366	小坂 3 4					
K04-204-367	小坂 3 5	○	1		2	
K04-204-368	小坂 3 6	○	3		5	
K04-204-369	小坂 3 7	○			1	
K04-204-369	三沢 3 2	○			1	
K04-204-369	今井 3 8					
K04-204-372	今井 3 9					
K04-204-373	横川 6	○	2		3	
K04-204-374	横川 7					
K04-204-375	横川 8					
K04-204-376	横川 9					
K04-204-377	今井 4 0	○				
K04-204-378	間下 5 5					
K04-204-379	中村 9	○	1		7	
K04-204-380	間下 5 6	○			1	
K04-204-381	間下 5 7	○			1	
K04-204-382	間下 5 8	○			2	
K04-204-383	間下 5 9	○	1		3	
K04-204-384	三沢 3 3					
K04-204-385	岡谷 3 3				7	

個所番号	区域の名称	特別警戒区域	特別警戒区域		警戒区域	
			人家戸数	公共的施設	人家戸数	公共的施設
K04-204-386	岡谷 3 4				2	
K04-204-387	岡谷 3 5	○	1		2	
K04-204-388	今井 4 1					
K04-204-389	橋原 2 8	○			1	
K04-204-390	駒沢 3 8	○	1		1	
K04-204-391	駒沢 3 9	○			1	
K04-204-392	駒沢 4 0	○	1		1	

※特別警戒区域内にある人家及び公共的施設の避難誘導は、下記のとおり実施する。

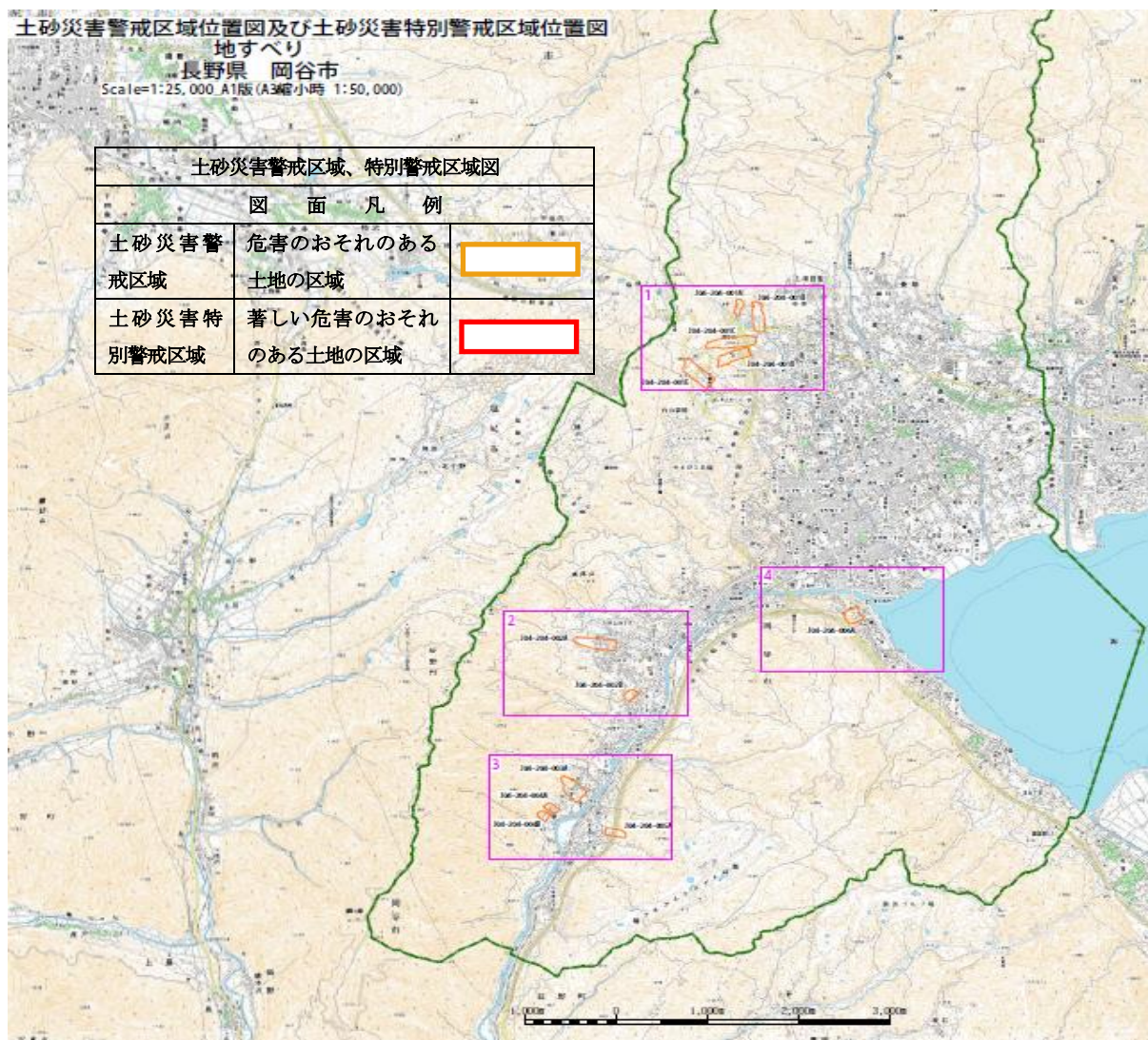
- ①防災行政無線（防災ラジオ）による広報、社会福祉施設等は（資料 3 8）の伝達課による周知
- ②市の広報車による広報
- ③地元消防団による避難誘導
- ④避難が確認されない市民の方には、各区で電話による避難誘導

3 地すべり（平成 2 8 年 3 月 2 8 日指定）

個所番号	ブロック名	区域の名称	特別警戒区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家戸数	公共的施設	人家戸数	公共的施設
J04-204-001	A	塩尻峠				1	
J04-204-001	B	塩尻峠				4	
J04-204-001	C	塩尻峠				4	岡谷除雪ステーション
J04-204-001	D	塩尻峠				7	
J04-204-001	E	塩尻峠				83	岡谷市看護専門学校、特別養護老人ホーム松風
個所番号	ブロック名	区域の名称	特別警戒区域	特別警戒区域		警戒区域	
				人家戸数	公共的施設	人家戸数	公共的施設
J04-204-002	A	川岸中				68	高尾配水池、高尾集会所
J04-204-002	B	川岸中				13	新倉十五社社務所
J04-204-003	A	夏明				27	
J04-204-004	A	川岸西				6	
J04-204-004	B	川岸西				5	
J04-204-005	A	駒沢				7	
J04-204-006	A	花岡				25	

※特別警戒区域内にある人家及び公共的施設の避難誘導は、下記のとおり実施する。

- ①防災行政無線（防災ラジオ）による広報、社会福祉施設等は（資料 3 8）の伝達課による周知
- ②市の広報車による広報
- ③地元消防団による避難誘導
- ④避難が確認されない市民の方には、各区で電話による避難誘導



【資料 1 1－1】地すべり危険箇所

塩尻峠（土木部所管）	駒沢（土木部所管）	川岸西（土木部所管）	左大坪（林務部所管）
川岸中（土木部所管）	花岡（土木部所管）	夏明（土木部所管）	

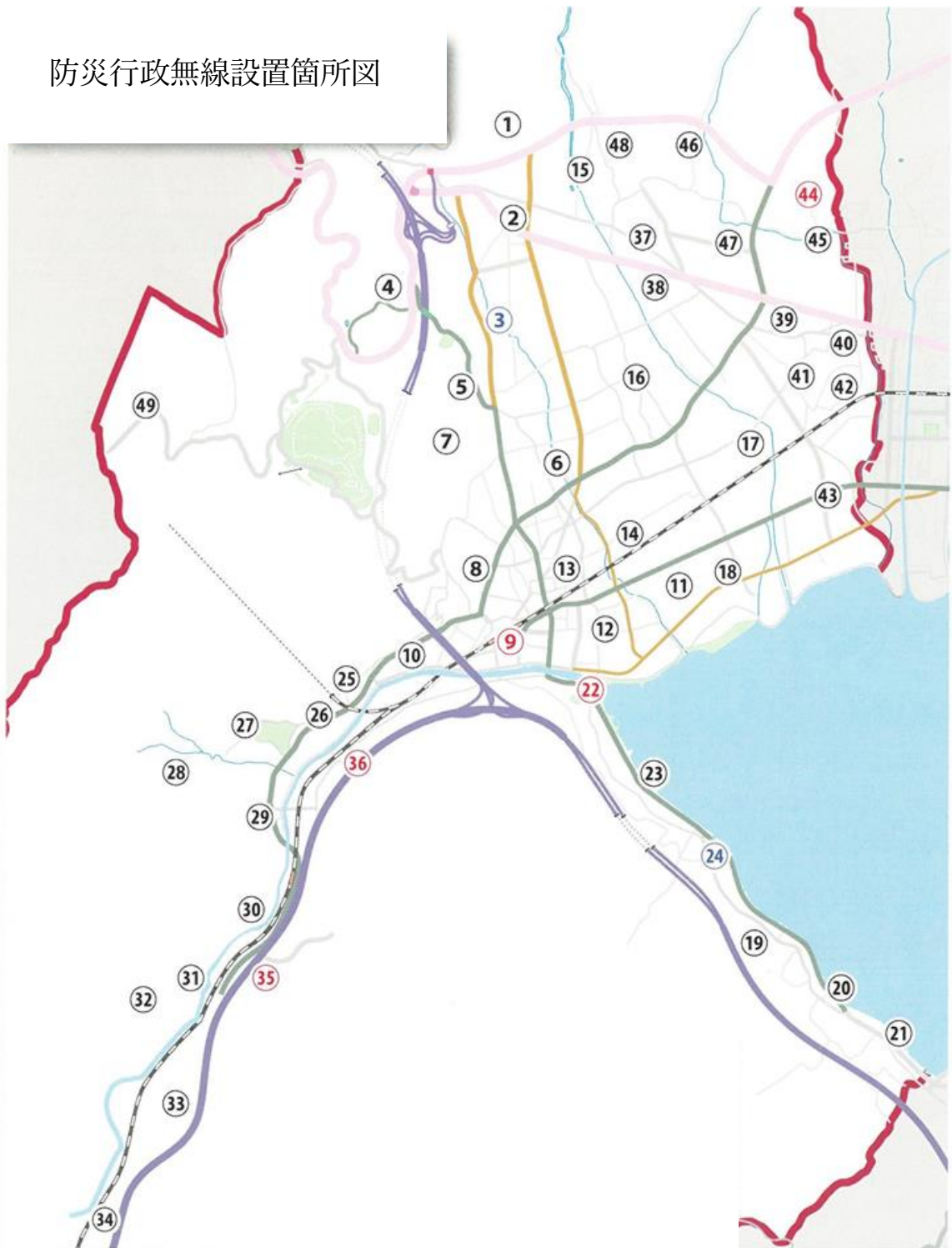
【資料 1 1－2】土砂崩壊危険箇所

番号	箇所名	所在地	管理者名	受益面積 (ha)	工種	主な想定被害	緊急性
1	小田野上汐	長地	小田野上汐水利組合	1.9	用水路・水管橋	人家 24 戸・国道バイパス・国道	C
2	鳴沢汐	今井	今井水利組合	1.8	用水路	人家 7 戸・高速道路	C

【資料 1 2】岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

No.	地区名	設置場所	No.	地区名	設置場所
1	今井	上の原児童遊園	26	三沢	三沢（下辰線）
2	今井	今井区公会所	27	三沢	鶴峯公園
3	今井	神明小学校	28	三沢	高尾住宅団地遊園地
4	間下	看護専門学校	29	新倉	川岸小学校
5	間下	間下堤公園	30	新倉	川岸支所
6	間下	岡谷市役所	31	新倉	塩坪
7	岡谷	岡谷小学校跡地	32	新倉	新倉観音堂
8	岡谷	花見が丘公園	33	駒沢	駒沢公民館
9	岡谷	岡谷駅南	34	駒沢	荻山会館
10	岡谷	成田保育園	35	鮎沢	鮎沢区公会所
11	下浜	勤労会館	36	橋原	橋原第 3 公園
12	下浜	下浜遊園地	37	東堀	岡谷自動車学校
13	小尾口	市営中央町立体駐車場	38	東堀	片間町水源
14	小口	大栄町 1 丁目	39	東堀	消防第 1 1 分団火の見（東堀）
15	小井川	小井川浄水場	40	東堀	御所公園
16	小井川	消防第 6 分団（火の見）	41	東堀	東堀保育園跡地
17	西堀	消防第 6 分団	42	東堀	沖田
18	西堀	岡谷東高校北	43	東堀	唐橋下
19	小坂	小坂（辻会館）	44	中屋	目切公園
20	小坂	小坂（湊 4 丁目）	45	中屋	長地保育園
21	小坂	小坂（湊 5 丁目）	46	中村	中村住宅団地公園
22	花岡	花岡公園	47	中村	中村区民センター
23	花岡	岡谷南部中学校	48	横川	横川保育園
24	花岡	湊支所	49	樋沢	樋沢公会所
25	三沢	三沢コミュニティ			

防災行政無線設置箇所図



【資料13】岡谷市防災会議条例

岡谷市防災会議条例

昭和40年2月27日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、岡谷市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岡谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査し、及び審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 諏訪広域連合消防長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号並びに第8号に規定する者をもって充てる委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、別に市長が任命する。
- 3 前項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、会長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 4】岡谷市防災会議委員名簿

岡谷市防災会議委員名簿

区分	職 名
会長	岡谷市長
1 号	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所岡谷維持修繕出張所長
	国土交通省気象庁長野地方気象台長
	陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊第 1 中隊長
2 号	諏訪地域振興局長
	諏訪保健福祉事務所長
	諏訪建設事務所長
3 号	岡谷警察署長
4 号	諏訪広域連合消防長
5 号	岡谷市副市長
6 号	岡谷市教育長
7 号	岡谷市消防団長
8 号	日本郵便株式会社 岡谷郵便局長
	NTT東日本株式会社 長野支店 災害対策室長
	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 岡谷駅長
	アルピコ交通株式会社 中南信支社 茅野営業所長
	中部電力パワーグリッド株式会社 諏訪営業所長
	諏訪瓦斯株式会社 岡谷下諏訪営業所長
	長野 LP 協会諏訪支部長
	社会福祉法人岡谷市社会福祉協議会長
9 号	岡谷市医師会 事務局長
	岡谷薬剤師会 理事
	岡谷市水道事業協同組合 理事長
	岡谷建設事業協同組合 理事長
	岡谷市赤十字奉仕団 副委員長
	岡谷市交通安全協会 会長
	岡谷市衛生自治会連合会 会長
	岡谷市区長会 区長
	岡谷アマチュア無線クラブ 会長
	岡谷市防火協会長
事務局	岡谷市総務部危機管理室

【資料 1 5】岡谷市災害対策本部条例

岡谷市災害対策本部条例

平成15年3月25日
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、岡谷市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部長は、本部に災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、災害対策本部員(以下「本部員」という。)その他職員(以下「本部職員」という。)を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員及び本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

7 本部職員は、本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)に、現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地災害対策本部員その他職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 6】社会福祉施設等

岡 谷 市 福 祉 施 設 等 一 覧 表

◇ 子育て支援関係施設

◇ 公立保育園

	保育園名	所在地	電話	FAX	定員	開園時間	浸水想 定水位等	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	小口保育園	岡谷市銀座 1-4-18	22-2489	22-2489	110	7:30～19:30	0.5m未満				子ども課
2	今井保育園	岡谷市長地 6189-1	22-2935	22-2935	90	7:30～19:30	河岸浸食	警戒区域			子ども課
3	あやめ保育園	岡谷市湖畔 1-10-3	22-2680	22-2680	120	7:30～19:30	0.5～3.0m				子ども課
4	川岸保育園	岡谷市川岸中 2-7-14	22-3829	22-3829	90	7:30～19:30		警戒区域			子ども課
5	夏明保育園	岡谷市川岸西 1-18-16	-	-	60	休 園		警戒区域			子ども課
6	成田保育園	岡谷市成田町 2-10-6	22-2464	22-2464	90	7:30～19:30	0.5～3.0m 河岸浸食				子ども課
7	みなと保育園	岡谷市湊 3-6-50	22-3566	24-5133	90	7:30～19:30	3.0～5.0m	警戒区域			子ども課
8	長地保育園	岡谷市長地鎮 1-7-29	27-4194	27-4194	150	7:30～19:30	0.5m未満				子ども課
9	若草保育園	岡谷市加茂町 3-8-28	-	-	90	休 園					
10	西堀保育園	岡谷市堀ノ内 1-6-4	22-7670	22-7670	120	7:30～19:30	0.5m未満				子ども課
11	神明保育園	岡谷市神明町 4-4-11	22-4555	22-4550	120	7:30～19:30	0.5～3.0m				子ども課
12	横川保育園	岡谷市長地出早 3-4-16	28-1180	28-1180	90	7:30～19:30					

◇ 私立保育園

	保育園名	所在地	電話	FAX	定員	開園時間	浸水想 定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	聖ヨゼフ保育園岡谷	岡谷市山下町 1-1-37	24-1477	24-2355	80	7:30～19:30	0.5～3.0m	警戒区域			子ども課
2	ひまわり保育園	岡谷市長地権現町 2-8-30	27-2816	28-4420	60	7:00～19:30	3.0～5.0m				子ども課

◇ 私立認定こども園

	保育園名	所在地	電話	FAX	定員	開園時間	浸水想 定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	信学会東堀こども園	岡谷市長地御所 2-1563	27-9366	27-3917	150	7:30～19:30	0.5～3.0m				子ども課

◇ 私立幼稚園

	保育園名	所在地	電話	FAX	定員	開園時間	浸水想定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	ヤコブ幼稚園	岡谷市上の原 262-2	22-2618	22-2638	60	7:50～18:00		警戒区域			子ども課
2	聖母幼稚園	岡谷市大栄町 2-3-26	22-5090	22-5090	70	7:50～18:00	0.5 未満				子ども課
3	瑞穂幼稚園	岡谷市中央町 1-8-13	22-3806	22-3841	105	8:00～17:30	0.5～3.0m				子ども課
4	たちばな幼稚園	岡谷市長地小萩 2-10-5	27-6585	27-6583	105	休 園					

◇ 児童施設

	施設名	所在地	電話	FAX	定員	開館時間	浸水想定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	つつじが丘学園	岡谷市川岸上 4-12-51	22-2574	22-8900	47			警戒区域			子ども課

◇ 生涯学習活動センター

	施設名	所在地	電話	FAX	定員	開館時間	浸水想定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	生涯学習館	岡谷市中央町 1-11-1	24-8404	24-8442	—	9:00～21:30	0.5～3.0m				生涯学習課
2	子育て支援館	岡谷市中央町 1-11-1	24-8403	24-8443	—	9:30～17:30	0.5～3.0m				子ども課

◇ 学童クラブ・フレンドリー教室

	施設名	所在地	電話	FAX	開設時間	浸水想定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	岡谷田中小学校学童クラブ	岡谷市田中町 3-5-17	22-2425	22-2851	学校の登校日 下校時～ 18:45	0.5～3.0m				教育総務課
2	神明小学校学童クラブ	岡谷市神明町 1-9-40	22-2243	22-2159		0.5～3.0m		特別警戒区域		教育総務課
3	川岸小学校学童クラブ	岡谷市川岸中 1-1-2	22-2663	22-2653			警戒区域	特別警戒区域		教育総務課
4	長地小学校学童クラブ	岡谷市長地源 1-1-3	27-8792	27-8598		0.5～3.0m				教育総務課
5	小井川小学校学童クラブ	岡谷市東銀座 1-1-4	22-2234	22-2641		0.5～3.0m				教育総務課
6	上の原小学校学童クラブ	岡谷市長地出早 2-6-1	28-1187	28-1742	学校の休業日 7:45～18:45		警戒区域	警戒区域		教育総務課
7	湊小学校学童クラブ	岡谷市湊 3-6-1	22-2728	22-2529		3.0～5.0m	警戒区域			教育総務課
8	障がい児学童ひかりクラブ	岡谷市田中町 3-5-17	22-2425	22-2851		0.5～3.0m				教育総務課

◇障がい福祉関係施設

	施設名	所在地	電話	F A X	サービスの種類	定員	浸水想定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	希望の里つばさ	岡谷市神明町 4-11-14	22-5874	23-6864	生活介護	10	0.5～3.0m				社会福祉課
					就労継続支援B型	24					
2	エコファおかや	岡谷市郷田 2-1-52	23-8090	23-8033	生活介護	6	0.5～3.0m				社会福祉課
					就労継続支援B型	30					
					短期入所	1					
3	はたらっき	岡谷市天竜町 3-12-3	78-4018	78-4018	就労継続支援B型	20					
4	ソレイユ	岡谷市長地小萩 3-1-20	75-5235	75-5243	就労継続支援B型	20					
5	アイ福祉サービス	岡谷市神明町 4-13-22	78-3930	78-7931	就労継続支援A型	10	0.5～3.0m				社会福祉課
					就労継続支援B型	10					
6	ひだまり作業所	岡谷市長地権現町 4-11-50	24-4633	24-4634	就労継続支援B型	20	3.0～5.0m				社会福祉課
7	SAKURA岡谷センター	岡谷市本町 1-5-6 山崎ビル 1F	21-1380	21-1381	就労移行支援	20					
					就労定着支援						
8	ロンド岡谷	岡谷市湊 5-9-1 みなとスクエア	78-8089	78-8098	放課後等デイサービス	10	3.0～5.0m	警戒区域			社会福祉課
9	わくわくステーション	岡谷市天竜町 2-1-2	78-7642	78-7642	放課後等デイサービス	10					
					保育所等訪問	10					
10	グループホーム つばさの家 岡谷・小口	岡谷市銀座 1-3-10	24-5533	24-5581	短期入所	1	0.5～3.0m				社会福祉課
					グループホーム(共同生活援助)	7					
11	グループホーム つばさの家 岡谷・小井川	岡谷市赤羽 3-12-8	24-5522	24-5515	グループホーム(共同生活援助)	5					
12	虹の家グループホーム	岡谷市長地小萩 1-10-18	26-7533	26-7530	グループホーム(共同生活援助)	20	0.5m未満				社会福祉課
13	虹の家 ケアホームなないろ	岡谷市長地出早 2-15-38	27-3898	27-3898	グループホーム(共同生活援助)	11		警戒区域			社会福祉課
14	ポムの家	岡谷市長地権現町 4-2-47	27-1727	27-1727	グループホーム(共同生活援助)	5	3.0～5.0m				社会福祉課
15	身体障害者デイサービス 和楽	岡谷市 2916-4	22-4057	22-6166	地域活動支援センター	20		警戒区域			介護福祉課

16	ひだまりの家	岡谷市長地権現町 4-11-50	24-4633	24-4633	地域活動支援センター	15	3.0～5.0m				社会福祉課
17	ツバキハウス	岡谷市中央町 3-5-5	78-7611	78-7612	生活介護 就労継続支援B型	10 10	0.5未満				社会福祉課
18	ショートステイラビッ ツ	岡谷市湊 5-9-1 みなとスクエア	78-8089	78-8098	短期入所	6	3.0～5.0m	警戒区域			社会福祉課
19	グループホームゼノン	岡谷市湊 5-9-1 みなとスクエア	78-8089	78-8098	グループホーム（共同生活援 助）	4	3.0～5.0m	警戒区域			社会福祉課
20	ムーンショットステー ション	岡谷市中央町 1-8- 41 あかはねビル 1 階	78-3959	78-7766	放課後等デイサービス	10	0.5～3.0m				社会福祉課
21	グラン・ジュテあい工 房	岡谷市中央町 1-8-2	75-2690	75-2691	就労継続支援B型		0.5～3.0m				社会福祉課
22	パストレー岡谷事業所	岡谷市本町 2-5-3 三 急ビル 1-4F	78-3420	78-3420	就労継続支援A型		0.5未満				社会福祉課
23	ソーシャルインクルー ホーム岡谷若宮	岡谷市若宮 1-3-28	0120- 139-196		グループホーム（共同生活援助）	20	0.5～3.0m				社会福祉課
24	和が家日和	岡谷市山下町 1-1- 22	75-2708	23-6608	生活介護 ※兼介護保険関係	1	0.5～3.0m	警戒区域			社会福祉課
25	フォレスト岡谷	岡谷市中央町 3-1- 16	55-4409		グループホーム		0.5～3.0m				社会福祉課
26	Y E W（ユー）	岡谷市中央町 1-9- 12	080- 9004- 2223	0263- 88-3883	就労継続支援A型		0.5～3.0m				社会福祉課
27	めぶき岡谷	岡谷市長地権現町 2-1-68	75-0226		放課後等デイサービス		0.5～3.0m				社会福祉課
28	アプリコ岡谷	岡谷市赤羽 1-4-16	070- 8348- 6884		放課後等デイサービス						
29	生活介護 結-YUI-	岡谷市川岸中 2-22- 8	75-5096		生活介護	20		警戒区域			

◇ 通園施設

	施設名	所在地	電話	FAX	定員	開館時間	浸水想 定水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	子ども発達支援センター	岡谷市堀ノ内 1-6-4	22-1307	22-1307	20	8:30～17:15	0.5未満				子ども課

◇ 介護保険関係施設

	施設名	所在地	電話	FAX	サービスの種類	定員	浸水想定 水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	ニチイケアセン ターおかや	岡谷市長地権現町 1- 7-26	26-2912	26-2916	通所介護（介護予防）施設	44	0.5～3.0m				介護福祉課
2	ウェルハートお かや	岡谷市長地片間町 1- 11-1	28-0755	28-6800	通所介護（介護予防）施設	<u>45</u>	0.5～3.0m				介護福祉課
			<u>28-0000</u>		短期入所生活介護（介護予 防）施設	30					
3	デイサービスセ ンター由楽里ハ ウス	岡谷市御倉町 2-21	55-5516	55-7380	通所介護（介護予防）施設	18					
4	グレイスフル岡 谷	岡谷市湖畔 2-6-2	21-7321	24-0711	通所介護（介護予防）施設	35	0.5 未満				介護福祉課
					認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	9					
5	在宅介護てまり	岡谷市神明町 1-2-2	23-8827	23-8852	通所介護（介護予防）施設	10					
6	さわらび	岡谷市西山 1723-101	21-1180	21-1182	通所介護（介護予防）施設	40					
					介護老人福祉（特別養護老人 ホーム）施設	80					
					短期入所生活介護（介護予 防）施設	6					
			21-1113	<u>21-1112</u>	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	18			警戒区域		介護福祉課
7	めだかの学校	岡谷市天竜町 2-3-20	22-7062	22-7062	通所介護（介護予防）施設	10	0.5～3.0m				介護福祉課
8	温泉デイサービ ス湯けむり	岡谷市南宮 3-3-8	24-2006	24-8211	通所介護（介護予防）施設	20	3.0～5.0m				介護福祉課
9	和が家 新倉	岡谷市川岸中 3-4-1	75-2525	75-5509	小規模多機能型居宅介護（介 護予防）施設	<u>18</u>		警戒区域			介護福祉課
10	ツクイ岡谷	岡谷市本町 1-7-21	21-1320	21-1321	通所介護（介護予防）施設	50					
11	デイサービスセンターな ごやか岡谷	岡谷市神明町 1-4-10	75-5780	75-5781	通所介護（介護予防）施設	18	0.5～3.0m				介護福祉課
12	和が家 間下	岡谷市山手町 2-3-26	78-8480	78-8482	小規模多機能型居宅介護施設	18		警戒区域			介護福祉課
13	おはな和が家	岡谷市山手町 2-3-26	78-8481	78-8482	特定施設入居者生活介護	12		警戒区域			介護福祉課

	施設名	所在地	電話	FAX	サービスの種類	定員	浸水想定 水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
14	さわやか絹の郷 信州おかや	岡谷市郷田 2-1-24	24-8822	24-8824	通所介護（介護予防）施設 特定施設入居者生活介護	24 77	0.5～3.0m				介護福祉課
15	グループホーム ほほえみ絹の郷	岡谷市郷田 2-1-51	78-8022	78-8166	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	18	0.5～3.0m				介護福祉課
16	リハビリテーションい ずみ橋原	岡谷市川岸東 2-7-25	24-1044		通所介護（介護予防）施設	10		警戒区域			介護福祉課
17	ほがら家南宮	岡谷市南宮 1-5-16	21-1230	21-1138	通所介護（介護予防）施設	13	0.5～3.0m				介護福祉課
18	パセオおかや	岡谷市赤羽 3-2-15	22-4155	78-6875	通所介護（介護予防）施設	18					
19	リハビリテーション wagaya 岡谷店	岡谷市若宮 1-7-35	75-5370	75-5360	通所介護（介護予防）施設	18	0.5～3.0m				介護福祉課
20	岡谷市民病院	岡谷市本町 4-11-33	23-8000	23-0818	通所リハビリテーション（介 護予防）施設	16	0.5～3.0m				介護福祉課
21	諏訪湖畔病院	岡谷市長地小萩 1-11- 30	27-5500	28-7012	通所リハビリテーション（介 護予防）施設	10	0.5m未満				介護福祉課
－ 22	つるみね共立診 療所	岡谷市川岸上 1-22-21	22-6680	24-3573	通所リハビリテーション（介 護予防）施設	38		警戒区域			介護福祉課
23	第2グレイスフ ル岡谷	岡谷市加茂町 3-8-7	89-1211	89-1214	短期入所生活介護（介護予 防）施設 短期入所療養介護（介護予 防）施設 介護老人福祉（特別養護老人 ホーム）施設 介護老人保健施設 小規模多機能型居宅介護（介 護予防）施設	空床 － 20 20 29					
24	洗心荘	岡谷市長地出早 2-6- 33	28-6537	28-3949	介護老人福祉（特別養護老人 ホーム）施設	100		警戒区域	警戒区域		介護福祉課
25	白寿荘	岡谷市長地小萩 1-11- 30	28-8910	27-5313	短期入所療養介護（介護予 防）施設 介護老人保健施設 通所リハビリステーション （介護予防）施設	－ 150 30	0.5m未満				介護福祉課

	施設名	所在地	電話	FAX	サービスの種類	定員	浸水想定 水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
26	グループホーム 高尾	岡谷市川岸上 4-3-4	22-8288	22-8299	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	9		警戒区域			介護福祉課
27	ケアハウス高尾	岡谷市川岸上 4-3-7	22-2772	22-3720	特定施設入居者生活介護	32		警戒区域			介護福祉課
28	グループホーム 風薫	岡谷市南宮 3-3-33	21-1211	23-7720	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	18	3.0～5.0m				介護福祉課
29	ニチイケアセン ター川岸夏明	岡谷市川岸西 2-11-3	21-1556	21-1557	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	18	0.5～3.0m			警戒区域	介護福祉課
					認知症対応型通所介護（介護 予防）施設	3					
30	愛の家グループ ホーム岡谷幸町	岡谷市幸町 6-24-1	21-1580	21-1581	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）施設	18	0.5～3.0m				介護福祉課
					認知症対応型通所介護施設						
31	和が家日和	岡谷市山下町 1-1-22	75-2708	23-6608	小規模多機能型居宅介護（介 護予防）施設 ※兼障がい福 祉	29	0.5～3.0m	警戒区域			介護福祉課
32	梨久保	岡谷市長地梨久保 2- 18-1	26-2202	75-5016	小規模多機能型居宅介護（介 護予防）施設	29					
33	宅老所和が家	岡谷市湖畔 4-1-27	24-3708	24-0811	小規模多機能型居宅介護（介 護予防）施設	29	3.0～5.0m				介護福祉課
34	ツクイ・サンシャ イン岡谷	岡谷市本町 2-4-10	21-7270	21-7271	特定施設入居者生活介護	72	0.5～3.0m				介護福祉課
35	松風	岡谷市内山 4769-548	21-2200	21-2288	介護老人福祉（特別養護老人 ホーム）施設	50		警戒区域		警戒区域	介護福祉課
36	私をデイに連れ てって	岡谷市湊 5-9-1 みなとスクエア 1F	78-8089	78-8098	通所介護（介護予防）施設	10	3.0～5.0m	警戒区域			介護福祉課
37	イリーゼ岡谷	岡谷市山下町 1-1-37	24-1238	24-2677	特定施設入居者生活介護	60	0.5～3.0m	警戒区域			介護福祉課
38	サービス付き高 齢者向け住宅「さ つき」	岡谷市長地小萩 1-11- 30	27-6670	27-6681	特定施設入居者生活介護	39	0.5m未満				介護福祉課
39	ひかりサロ ン wagaya	岡谷市中央町 1-11-1	24-0837	75-0144	通所介護（介護予防）施設	<u>15</u>	0.5～3.0m				介護福祉課

	施設名	所在地	電話	FAX	サービスの種類	定員	浸水想定 水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
40	ホープ岡谷	岡谷市山下町 2-13-10	78-7979	78-7989	通所介護施設	15	0.5～3.0m	警戒区域			介護福祉課
41	宅老所たんぽぽ の家長地出早	岡谷市長地出早 1-15-24	75-5865	75-5866	通所介護（介護予防）施設	18	0.5m未満				介護福祉課
42	かえりえわかみや	岡谷市若宮 1-5-27	55-1357	55-1328	看護小規模多機能型居宅介護	29	0.5m未満				介護福祉課
43	リハビリスタジオ オなないろ	岡谷市長地小萩 2-8-28	63-1021	63-1414	通所介護（介護予防）施設	18		警戒区域			介護福祉課
<u>44</u>	<u>いこいっば</u>	<u>岡谷市御倉町 2-21</u>	<u>55-6786</u>	<u>55-6787</u>	<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>	<u>29</u>					

◇ 高齢者施設

	施設名	所在地	電話	FAX	サービスの種類	定員	浸水想定 水位	土石流	急傾斜地	地すべり	伝達課
1	風の家	岡谷市長地御所 2-13-40	27-7289	28-5268	有料老人ホーム	<u>17</u>	3.0～5.0m				介護福祉課
2	岡谷和楽荘	岡谷市 2916-4	22-4057	22-6166	養護老人ホーム	70		警戒区域	警戒区域		介護福祉課
3	住宅型有料老人 ホームホープ	岡谷市山下町 2-13-10	78-7979	78-7989	有料老人ホーム	24	0.5～3.0m	警戒区域			介護福祉課
4	やさしえ わかみや	岡谷市若宮 1-5-27	21-2001	21-2003	<u>サービス付き高齢者向け住宅</u>	32	0.5m未満				介護福祉課
5	夢ゆたか	岡谷市御倉町 2-21	090-2331-6580	026-226-9865	有料老人ホーム	6					
6	アクアホーム岡 谷塚間	岡谷市塚間町 2-4-1	78-6199	78-6299	有料老人ホーム	40	0.5～3.0m				介護福祉課

【資料 1 7】医療機関

市内の医療機関

No.	医療機関名	診療科	住 所	電話番号	浸水想定 水位等	土石流	急傾斜地	地すべり
1	出早クリニック	内科・小児科	岡谷市長地出早 2-4-6	78-8152		警戒区域		
2	今井整形外科	整形外科・リハビリテーション科	岡谷市長地権現町 3-2-12	28-9933	3.0～5.0m			
3	今井内科・胃腸科 クリニック	内科・胃腸科・小児科	岡谷市今井 1211	24-8688				
4	イマムラ脳神経外科 クリニック	脳神経外科	岡谷市長地片間町 2-1-7	27-0019	0.5～3.0m 河岸侵食			
5	牛山医院	内科・小児科	岡谷市天竜町 3-2-23	78-1192	(削除)			
6	岡谷市民病院	内科・総合診療科・小児科・小児外科・ 外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産 婦人科・眼科・耳鼻咽喉科等	岡谷市本町 4-11-33	23-8000	0.5～3.0m			
7	小口医院	耳鼻咽喉科	岡谷市銀座 2-2-24	22-3068	0.5～3.0m			
8	釜口医院	外科・内科・肛門科	岡谷市天竜町 3-12-22	22-2089				
9	酒井医院	内科・胃腸科・小児科	岡谷市本町 2-1-2	22-2121				
10	さくら並木クリニック	内科・消化器内科・外科	岡谷市赤羽 3-7-55	78-7876	0.5m未満			
11	サツマ外科医院	外科・内科・胃腸科	岡谷市本町 3-10-7	22-5180	0.5～3.0m			
12	諏訪湖畔病院	一般内科・加齢総合診療科・循環器内 科・消化器内科・神経内科・心療内科・ 精神科・脳神経外科・整形外科・歯科・ 歯科口腔外科	岡谷市長地小萩 1-11-30	27-5500 27-5501 緊 急 専 用	0.5m未満			
13	つるみね共立診療所	内科・心療内科	岡谷市川岸上 1-22-21	22-6680		警戒区域		
14	野村ウィメンズクリニック	婦人科・内科	岡谷市中央町 3-1-36	24-1103	0.5～3.0m			
15	花岡医院	内科・循環器内科・小児科	岡谷市天竜町 3-20-28	22-3525	0.5～3.0m			

No.	医療機関名	診療科	住 所	電話番号	浸水想定 水位等	土石流	急傾斜地	地すべり
<u>16</u>	林眼科医院	眼科	岡谷市長地柴宮 1-2-40	28-6596	0.5～3.0m			
<u>17</u>	林内科・循環器科 クリニック	内科・小児科・循環器科・呼吸器科・消化器科	岡谷市長地小萩 3-12-24	26-8100	0.5～3.0m			
<u>18</u>	春山眼科医院	眼科	岡谷市本町 2-3-2	21-2525				
<u>19</u>	平林医院	内科・美容皮膚科	岡谷市本町 2-5-2	22-3952	0.5 未満			
<u>20</u>	宮内皮膚科クリニック	皮膚科・アレルギー科	岡谷市長地柴宮 1-16-18	27-4970	0.5～3.0m			
<u>21</u>	向山内科医院	内科・小児科・放射線科・循環器科・東洋医学科	岡谷市塚間町 1-2-20	23-6272	0.5～3.0m			
<u>22</u>	メンタルクリニックおかや	精神科・心療内科	岡谷市加茂町 1-1-2	78-6300	0.5～3.0m			
<u>23</u>	山崎医院	内科・小児科	岡谷市東銀座 1-8-19	22-3287	0.5～3.0m			
<u>24</u>	祐愛病院	内科・胃腸内科・外科・脳神経外科・消化器外科・整形外科・形成外科	岡谷市南宮 2-2-34	23-0222	0.5～3.0m			
<u>25</u>	よねやま内科クリニック	内科・消化器内科	岡谷市神明町 1-2-11	22-8863	0.5～3.0m			
<u>26</u>	<u>尾澤内科・脳神経内科</u> <u>クリニック</u>	<u>内科・脳神経内科</u>	<u>岡谷市長地御所 1-4-47</u>	<u>75-2281</u>	<u>0.5～3.0m</u>			

岡谷市周辺の小児科を有する病院

	医療機関名	住 所	電話番号
1	信濃医療福祉センター	下諏訪町社 6525-1	27-8414
2	諏訪共立病院	下諏訪町矢木町 214	28-2012
3	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り 5-11-50	52-6111
4	町立辰野病院	辰野町大字辰野 1445-5	41-0238

市内の歯科医療機関

	医療機関名	住 所	電話番号
1	アポロ歯科医院	岡谷市東銀座 2-8-33	23-8100
2	アルプス矯正・小児歯科 クリニック	岡谷市本町 2-3-4	55-4477
3	牛山医院歯科	岡谷市天竜町 3-2-23	22-6422
4	浦野歯科医院	岡谷市川岸上 1-22-14	22-2854
5	大滝歯科医院	岡谷市川岸上 3-2-2	22-5678
6	太田歯科医院	岡谷市本町 4-5-6	22-4648
7	岡谷市民病院歯科口腔外科	岡谷市本町 4-11-33	23-8000
8	小口歯科第2クリニック	岡谷市長地権現町 2-1-56	28-2883
9	笠原歯科医院	岡谷市本町 4-12-17	22-2837
10	栗田歯科医院	岡谷市本町 3-11-12	24-5756
11	ジュンデンタルクリニック	岡谷市御倉町 2-26	24-8220
12	諏訪湖畔病院歯科口腔外科	岡谷市長地小萩 1-11-30	27-5500
13	スマイル歯科医院	岡谷市湖畔 3-2-9	24-0315
14	早出歯科医院	岡谷市長地出早 3-3-19	28-0024
15	たちばな歯科医院	岡谷市若宮 1-2-19	22-1228
16	中村歯科医院	岡谷市本町 4-1-4	24-1212
17	なわ歯科医院	岡谷市長地御所 1-8-6	26-0648
18	南信堂歯科医院	岡谷市加茂町 2-16-12	22-3341
19	はつお歯科クリニック	岡谷市赤羽 3-11-4	23-8345
20	藤岡歯科医院	岡谷市本町 1-11-44	22-2138
21	藤森歯科医院	岡谷市本町 1-3-5	22-1829
22	ホワイ特歯科医院	岡谷市長地小萩 3-4-6	28-2635
23	前川歯科医院	岡谷市堀ノ内 2-4-12	22-3871
24	三井歯科医院	岡谷市郷田 1-4-37	23-8427
25	湊歯科医院	岡谷市湊 1-17-15	78-7618
26	宮坂歯科診療所	岡谷市中央町 1-9-2 1 階	22-7275
27	ももデンタルクリニック	岡谷市長地柴宮 2-14-40	28-0333
28	山岡歯科医院	岡谷市塚間町 2-3-4	22-2472
29	山田歯科医院	岡谷市天竜町 3-14-5	22-2131
30	ララ歯科医院	岡谷市天竜町 1-3-15	21-1555
31	レイクウォーク歯科 クリニック	岡谷市銀座 1-1-5	75-1244
32	おかやスマイル歯科 クリニック	岡谷市赤羽 1-4-1	78-3707

【資料 1 8】緊急交通路交通規制対象予定道路等

緊急交通路交通規制対象予定道路

警察庁指定広域交通規制対象道路

路線名	区間	交通検問所	関連都県
長野自動車道	岡谷 J C ～ 更埴 J C	松本 I C	
中央自動車道	阿智村県境～富士見県境	飯田、伊那、諏訪 I C	岐阜（愛知）、山梨
国道 20 号	山梨県境～塩尻市 R 19 号交点	富士見	山梨

その他幹線道路

路線名	区間	関連都県
主要地方道下諏訪辰野線	岡谷市 R20 号交点～辰野町 R153 号交点	
主要地方道岡谷茅野線	岡谷市県道交点～茅野市 R152 号交点	
一般県道岡谷下諏訪線	岡谷市県道交点～下諏訪町 R20 号交点	

震災対策緊急輸送路線

震災対策緊急輸送路線（第一次）

路線番号	路線名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
—	長野自動車道	岡谷 J C T ～ 更埴 J C T	121. 7
—	国道 20 号	富士見町県境 ～ 塩尻市 19 号交点	55. 1
—	主要地方道下諏訪辰野線	国道 20 号交点 ～ 辰野町 153 号交点	14. 7

震災対策緊急輸送路線（第二次）

路線番号	路線名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
—	主要地方道岡谷茅野線	岡谷市岡谷 ～ 茅野市 20 号交点	12. 8

※第一次、二次路線で対応できない時に緊急輸送路とする。

路線番号	路線名	起 点 ～ 終 点	指定延長 (km)
—	都市計画道路丸山橋線	国道 20 号交点 ～ 本町交差点	2. 0
—	今井線・中道町線	国道 20 号交点 ～ 湖岸線交点	3. 2

【資料１９】緊急用ヘリポート

□災害対策用ヘリポート

施設名	管理者	所在地	電話	広さ
市営岡谷球場	市	岡谷市神明町 1-1-1	体育館 22-8800 球場 22-2893	30m×80m
岡谷東部中学校	市	岡谷市長地柴宮 1-9-13	中学校 27-8644 教育委員会 23-4811	130m×50m
岡谷工業高等学校	県	岡谷市神明町 2-10-3	岡谷工業 22-2847	120m×60m
岡谷市民湖畔広場	市	岡谷市湖畔 4-10020-11	体育館 22-8800	140m×50m

※「市営岡谷球場」及び「岡谷東部中学校」については、避難場所としての機能も兼用しているため、あらかじめ避難状況を確認したうえでヘリポートとしての利用を決定する。

【資料２０】災害対策用物資輸送拠点

施設名	管理者	所在地	電話
岡谷市民総合体育館	市	岡谷市南宮 3-2-1	体育館 22-8800

【資料 2 1】避難施設

避難の際には、各地区に決めている一時避難場所に集まり避難所へ避難してください。

避難所の開設は、各区公民館及び小中学校を開設し、人数等状況を確認する中で他の施設を開設。

指定避難所

No.	避難施設名	住所	電話	FAX	浸水想定 水位	土砂災害危険箇所			R C 構造
						土石流	急傾斜地	地すべり	
1	今井区公所	岡谷市神明町3-14-30	22-2544	78-5311					○
2	間下区民センター	岡谷市山下町1-13-16	22-2644	22-2227	0.5m未満				
3	岡谷区公所	岡谷市中央町1-7-24	22-2603	22-0881	0.5m未満				○
4	下浜区民センター	岡谷市天竜町3-21-15	22-6330	23-7149	0.5～3.0m				○
5	小尾口公民館	岡谷市天竜町3-1-6	22-2632	22-2632					
6	上浜公民館	岡谷市中央町2-13-8	22-7703	22-7703	0.5m未満				
7	新屋敷会館	岡谷市本町4-7-6	22-0990	22-0990	0.5m未満				
8	小口区民センター	岡谷市銀座1-5-26	22-2774	22-2774	0.5m未満				
9	小井川区民会館	岡谷市加茂町4-6-1	22-2755	24-3720	0.5m未満				○
10	西堀区公所	岡谷市堀ノ内2-1-16	22-5149	22-5149	0.5m未満				
11	小坂公民館	岡谷市湊4-10-3	23-9730	23-9730	3.0～5.0m	○			
12	花岡区民センター	岡谷市湊2-1-1	23-8290	23-8290	3.0～5.0m				
13	三沢区コミュニティ施設	岡谷市川岸上1-19-1	23-0663	23-0663		○			
14	新倉区公所	岡谷市川岸中3-1-26	22-6328	22-6328	0.5m未満				
15	駒沢公民館	岡谷市川岸東4-15-22	23-3965	23-3965		○			
16	鮎沢区公所	岡谷市川岸東3-17-2	22-8248	63-1095		○			
17	橋原区公所	岡谷市川岸東1-9-39	22-5669	22-5669	0.5～3.0m	○			
18	柴宮館（東堀区）	岡谷市長地柴宮1-4-15	27-8325	27-8335	0.5m未満				○
19	中屋区公民館	岡谷市長地鎮2-18-5	28-6560		0.5～3.0m				
20	中村区民センター	岡谷市長地梨久保1-2-33	28-5441	28-5441	0.5m未満				
21	横川公会堂	岡谷市長地小萩1-19-10	27-5325	27-5325					○
22	小口保育園	岡谷市銀座1-4-18	22-2489	22-2489	0.5m未満				○
23	今井保育園	岡谷市長地6189-1	22-2935	22-2935	河岸浸食	○			○
24	あやめ保育園	岡谷市湖畔1-10-3	22-2680	22-2680	0.5～3.0m				○
25	川岸保育園	岡谷市川岸中2-7-14	22-3829	22-3829		○			○
26	夏明保育園	岡谷市川岸西1-18-16	-	-		○			
27	成田保育園	岡谷市成田町2-10-6	22-2464	22-2464	0.5～3.0m 河岸浸食				
28	みなと保育園	岡谷市湊3-6-50	22-3566	24-5133	3.0～5.0m	○			
29	長地保育園	岡谷市長地鎮1-7-29	27-4194	27-4194	0.5m未満				○
30	若草保育園	岡谷市加茂町3-8-28	-	-					
31	西堀保育園	岡谷市堀ノ内1-6-4	22-7670	22-7670	0.5m未満				
32	神明保育園	岡谷市神明町4-4-11	22-4555	22-4555	0.5～3.0m				
33	横川保育園	岡谷市長地出早3-4-16	28-1180	28-1180					
34	神明小学校	岡谷市神明町1-9-40	22-2243	22-2159	0.5～3.0m		○特別		
35	小井川小学校	岡谷市東銀座1-1-4	22-2234	22-2641	0.5～3.0m				
36	岡谷田中小学校	岡谷市田中町3-5-17	22-2425	22-2851	0.5～3.0m				
37	湊小学校	岡谷市湊3-6-1	22-2728	22-2529	3.0～5.0m	○			
38	川岸小学校	岡谷市川岸中1-1-2	22-2663	22-3829		○	○特別		
39	長地小学校	岡谷市長地源1-1-3	27-8792	27-8598	0.5～3.0m				○
40	上の原小学校	岡谷市長地出早2-6-1	28-1187	28-1742		○	○		
41	岡谷北部中学校	岡谷市赤羽2-1-24	22-3203	22-3197					○
42	岡谷南部中学校	岡谷市湊2-1-8	22-3243	22-3241	5.0～10.0m	○			○
43	岡谷東部中学校	岡谷市長地柴宮1-9-13	27-8644	27-8595	0.5～3.0m 河岸浸食				
44	岡谷西部中学校	岡谷市川岸中1-1-1	22-3461	22-3409		○			○

No.	避難施設名	住所	電話	FAX	浸水想定 水位	土砂災害危険箇所			R C 構造
						土石流	急傾斜地	地すべり	
45	湊公民館（支所）	岡谷市湊3-8-6	22-2300	23-1598					○
46	川岸公民館（支所）	岡谷市川岸中3-1-29	23-2200	23-1681	0.5～3.0m				○
47	長地公民館（支所）	岡谷市長地柴宮2-15-26	27-8080	26-1317	0.5m未満				○
48	市営岡谷球場	岡谷市神明町1-1-1	22-2893	22-2893					○
49	勤労会館	岡谷市田中町3-7-28	23-2201	24-3018	0.5～3.0m		○		○
50	市民総合体育館	岡谷市南宮3-2-1	22-8800	22-8808	3.0～5.0m				○
51	生涯学習館（カルチャーセンター）	岡谷市中央町1-11-1	21-7000	24-8442	0.5～3.0m				○
52	テクノプラザおかや	岡谷市本町1-1-1	24-8404	21-7001	0.5～3.0m				○
53	長野県岡谷東高等学校	岡谷市南宮2-1-17	23-3161	21-1016	0.5～3.0m				○
54	長野県岡谷南高等学校	岡谷市湖畔3-3-30	23-2355	21-1015	3.0～5.0m				○
55	長野県岡谷工業高等学校	岡谷市神明町2-10-3	22-2847	21-1005	3.0～5.0m				○
56	長野県岡谷技術専門学校	岡谷市神明町2-1-36	22-2165	21-1000	3.0～5.0m				○

福祉避難所

No.	避難施設名	住所	電話	FAX	浸水想定 水位	土砂災害危険箇所			R C 構造
						土石流	急傾斜地	地すべり	
1	さわらび	岡谷市1723-101	21-1180				○		○
2	岡谷和楽荘	岡谷市2916-4	22-4057			○	○		○
3	ツクイ・サンシャイン岡谷	岡谷市本町2-4-10	21-7270		0.5～3.0m				
4	グレイスフル岡谷	岡谷市湖畔2-6-2	21-7321		0.5m未満				○
5	第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211						○
6	ケアハウス高尾	岡谷市川岸上4-3-7	22-2772			○			○
7	白寿荘	岡谷市長地小萩1-11-30	28-8910		0.5m未満				○
8	洗心荘	岡谷市長地出早2-6-33	28-6537			○	○		○
9	おはな和が家	岡谷市山手町2-3-26	78-8481			○			○
10	さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822		0.5～3.0m				○
11	松風	岡谷市内山4769-548	21-2200			○		○	○

【資料22】非常備蓄品

品目 倉庫	小学校							中学校				支所			市倉庫等	駅南倉庫	中央町倉庫等	旧消防車庫	合計
	神明	小井川	岡谷田中	湊	川岸	長地	上の原	北部	南部	東部	西部	湊	川岸	長地					
テント	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3				17
毛布	160	160	160	160	142	160	170	160	138	160	160	143	139	150		50	3097		5309
給水袋	500	500	500	500	476	500	500	500	500	500	500						1150		6626
発電機	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	4	1	17	1	46
ブルーシート(大)	10	10	10	10	10	10	10	9	14	10	10	20	28	19	1		270		451
ハンドマイク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	8	1		28
ロープ(白200)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1		2		20
土のう袋	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800				7080	18280
ヘルメット	25	27	30	26	29	30	26	20	29	48	30	21	33	33	66			50	523
仮設トイレ																	4		4
マンホールトイレ	8	8	8	8		8		8	8	8	8				19				91
タオル	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	360	180			2600		5540
食器セット	126	121	124	56	121	140	101	96	124	125	122	125	125	125		100	125		1856
雑炊(食)	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	432		72	2676				3972
クラッカー(食)	60	60	60	70	60	60	110	60	60	60	60	60		60	840				1680
アルファ化米															6389				6389
保存水															8136				8136
排水ポンプ															3				3
水中ポンプ	1	1	1	1				1	1	1	1				8	2		2	18
炊出しセット																4			4
リヤカー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		5	1		20
投光機								2	2	2	2				6	10	9		33
スコープ																52			52
浄水器(蓄圧式)												2	2	2	4				10
避難所用テント													23				149		172
避難所用仕切り															2		396		398
段ボールベッド																	259		259
簡易トイレ	5	5	5	4	6	5	5	6	6	6	6	5	4	4			24		96
トイレ用テント	5	5	5	6	5	4	5	4	6	5	7	8	7	8		2	13		95
サーモカメラ															6				6
フェイスシールド																	85		85
防護服																	250		250
手袋(薄手ゴム)																	1500		1500
スポットエアコン																	2		2
ブルーシート(1.8)																	172		172
トイレットペーパー																	1680		1680

※ 他の防災資機材の備蓄あり

【資料２３】危険物施設

放射性同位元素等を使用する事業所（令和６年４月１日現在）

No.	施設名	住所	電話
1	岡谷市民病院	岡谷市本町 4-11-33	23-8000
2	㈱コーエキ環境分析センター	岡谷市田中町 3-3-24	23-2155

【資料２４】気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると 予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(4) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値一覧（令和 6 年 11 月 1 日現在）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
長野県	諏訪	55	69

注 1) “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低い
ため、参考値として扱う。

注 2) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注 3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

岡谷市	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	諏訪地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 112
	洪水	流域雨量指数基準	十四瀬川流域=6.2, 横河川流域=7.4, 塚間川流域=5.2, 天竜川流域=32.2
		複合基準*1	十四瀬川流域=(5, 4.5), 塚間川流域=(7, 3.9)
		指定河川洪水予報による基準	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	89
	洪水	流域雨量指数基準	十四瀬川流域=4.9, 横河川流域=5.9, 塚間川流域=4.2, 天竜川流域=25.7
		複合基準*1	十四瀬川流域=(5, 4.1), 塚間川流域=(5, 3.3)
		指定河川洪水予報による基準	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	霜	霜害等により被害が予想される場合	
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%*2	
	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
	霧	早霧・晩霧期に最低気温2℃以下	
	霜氷	著しい霜氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

【資料 2 5】水防法に基づくもの

(1)洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2)避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3)水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。河川名：諏訪湖岸一円、天竜川釜口水門

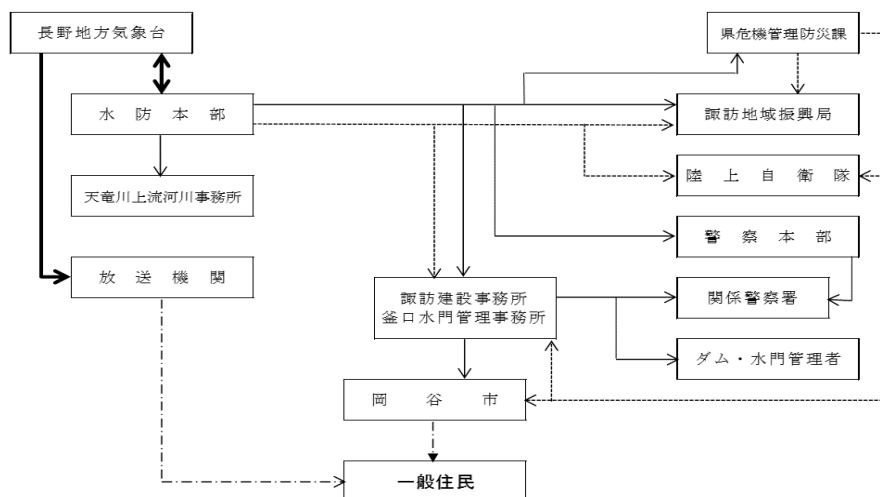
諏訪湖洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流 域	雨量の積算時間	雨 量
諏訪湖	釜口水門水位観測所上流域	13 時間	90mm以上

諏訪湖洪水予報作業の開始基準水位

河川	水位観測所	水 位
諏訪湖	釜口水門水位観測所	1.5m
天竜川	下浜水位観測所	2.6m

諏訪湖洪水予報の伝達系統図



(注)

—— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等伝達を示す。

- - - - - は、その他による伝達を示す。

【資料 2 6】消防法に基づく注意・警報等

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときされる通報、また、一般に警戒を促すため発表する警報をいい、長野地方気象台及び市長より発表される。

1 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

2 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

種 類	発 表 基 準
火災警報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が 5 5 %以下で最小湿度が 2 0 %以下になる見込みのとき 2 実効湿度が 6 0 %以下、最小湿度が 4 0 %以下で、最大風速が 7 mをこえる見込みのとき 3 平均風速 1 0 m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、風雪のときには通報しないことがある)

【資料 2 7】その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や、防災上の場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般。関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県

の雨量による発表基準は、1 時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね 1 時間である。

警報等の発表及び解除警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね 1 時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報気象警報	長野地方気象台	県全域 (資料 5 - 1 参照)
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台国土省 共同天竜川上流河川所	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料 6 参照)
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台国土省 共同千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料 6 参照)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 共同建設部河川課	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料 6 参照)
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という) (資料 6 参照)
	関係建設事務所	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料 6 参照)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報、氾 濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した 河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 共同建設部砂防課	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域

竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象庁、気象庁、長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県

【資料 29】地域連絡員の活動内容等

1 活動内容

ア 担当地区に関する現地からの災害状況の報告

市域の面的な情報収集能力を高めるため、必要に応じて職員の居住地域付近の現地情報を早期に報告します。(河川、道路、崖崩れ等)

イ 担当する区及び自主防災組織と市との連絡調整

担当する区の公会所に派遣された職員が地区の役員と共同して災害時等の情報収集に対応するとともに、市からの情報を各区へ提供します。

ウ 区公会所における避難所開設の支援

避難指示等により区の公会所が避難所となる場合に、避難所開設の支援を行います。

エ 避難所運営体制確立までの補佐

開設された避難所の運営体制が整うまで、避難所担当職員の補佐役として対応します。

2 地域連絡員の動員

警戒準備体制時の活動体制検討会の活動方針を受け、地域連絡員を動員し、各々の担当地域に派遣します。

3 地域連絡員の選任

毎年度各地区に2名を選任します。

【資料30】県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)

県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性

令和6年10月11日付け6危第168号

(目的)

- 第1 長野県内の備蓄体制の充実・強化のため、長野県（以下「県」という。）及び市町村において、災害時に必要となる標準的な物資の品目及び数量（以下「標準品目等」という。）の基本的な方向性を示します。ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。

(想定する被害及び避難者数)

- 第2 県及び各市町村で想定される最大の避難所避難者数に対応することを基本にしつつ、県全体（県及び市町村）では、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定します。

(対応期間)

- 第3 県内の備蓄で対応する期間については、国からの支援が届くまでの災害発生から3日間を想定して対応します。

(標準品目等の必要量)

- 第4 第3の期間中における標準品目等の必要量は別記1により算出してください。

(役割分担)

- 第5 県及び市町村は、標準的な物資その他災害時に必要となる物資について、県民に対して最低3日間、可能な限り1週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。ただし、孤立予想地域にあっては、最低1週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。
- 2 県及び市町村は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等の必要量のうち、県3分の1、市町村3分の1を目安に、現物備蓄、流通備蓄又は企業・他の自治体等からの提供により確保するよう努めてください。
- 3 県は、市町村を補完し、広域で備蓄を行う観点から、別記2に記載する事項に重点を置いて標準品目等の備蓄を行っていきます。

(県全体の備蓄量)

- 第6 災害時の相互応援を前提に県全体（県及び市町村）で確保をめざす数量は、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定し、第4の規定により算出した必要量の3分の2（第5の2の規定による。）の数量を目安とします。

(災害時の相互応援等)

第7 被災市町村を応援する市町村は、原則として、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援を行うこととします。

2 県において災害対策本部が設置された大規模災害の場合など、前項により対応が難しい場合は、県により調整します。

(備蓄場所の確保)

第8 備蓄物資は、搬出が容易な場所に配置するものとし、物資の内容と数量を予め明示するなど、搬出、輸送を円滑に行えるよう努めてください。

(備蓄の管理等)

第9 標準品目等で消費期限等のあるものは、期限の到来を考慮して更新するようにしてください。

2 県及び市町村は、別に指定する期間までに、毎年4月1日時点における標準品目等その他の品目の備蓄状況を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録するとともに、最新の状況に更新するよう努めてください。

3 同システムにおいて登録された別記1の物資その他必要と認める物資については、その備蓄量や主たる保管場所等を別に定める方法にて毎年度公表します。

(集中取組期間)

第10 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までを集中的に備蓄の県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた集中取組期間とします。ただし、備蓄品の入れ替え時期等の個別事情に応じて取り組んでください。

(その他)

第11 この方向性に定めのない事項は、必要に応じて県及び市町村が協議等を行いながら、定めていきます。また、国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

別記 1（第 4 関係）

標準的な物資	必要量の算出（※ 1）
食料	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）*×3食×3日間 * 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの（車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数）
飲料水	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）* ¹ ×1人1日必要量3リットル* ² ×3日間 * 1 避難所避難者用に食料に準拠して算出 * 2 ペットボトルで保存する場合は 500ml が望ましい
乳児用粉ミルク・液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率（※2）×1日必要量*×3日間 * 粉ミルクの場合は 140g、液体ミルクの場合は 1ℓ とする
子ども用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率（※2）×1日必要量8枚×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合(0.005)*×1日必要量8枚×3日間 * 避難者における要介護の高齢者を想定したもの
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×断水率×1人1日5回*×3日間 * 1人の1日のトイレ回数を5回と想定したもの
トイレト ーパー	避難所避難者数×1人1日0.18巻*×3日間 * 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率（※2） ×1人7日間必要量30枚×1/7* ¹ ×1/4* ² ×3日間 * 1 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの * 2 生理期間を4週に1回と想定したもの
毛布	避難所避難者数×1人当たり2枚

※ 1 内閣府・中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和 5 年 5 月）を参考に設定

※ 2 人口比率は国勢調査をもとに算出

別記 2

標準的な物資	県による重点取組
食料	県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。
乳児用粉ミルク・液体ミルク	半数程度を液体ミルクによる確保を行うとともに、第 6 により算出される備蓄量の 2 分の 1 程度の数量を備蓄・調達するよう努める。
子ども用おむつ	第 6 により算出される備蓄量の 2 分の 1 程度を備蓄・調達するよう努める。

【資料30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那○ 木 曾
上伊那	諏 訪○ 飯 伊
飯 伊	上伊那○ 木 曾
木 曾	飯 伊○ 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、○印の代表市町村が派遣。

【資料30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)被災市町村の情報収集と状況把握
- (2)災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3)応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4)輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5)応援活動に関する県との連絡調整

(前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務)

2 代表市町村等が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1)要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
 - (2)所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
 - (3)所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

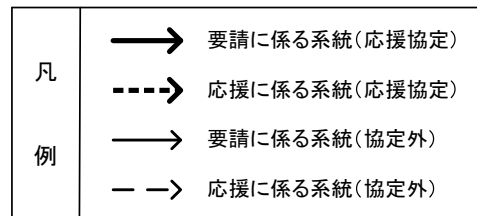
- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(常備消防分を除く)



【資料 30-2-1】長野県市町村災害時相互応援協定に関する諏訪ブロック実施細則

長野県市町村災害時相互応援協定に関する諏訪ブロック実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、諏訪広域市町村間の災害時相互応援に関し、「長野県市町村災害時相互応援協定」に規定された「諏訪ブロック」(構成：岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村)の市町村(以下、「構成市町村」という。)において、相互の応援による応急措置を円滑に遂行するため、運用等について必要な事項を定めるものである。

2 「長野県合同災害支援チーム協定」についても、「諏訪ブロック」としての対応には本細則を準用するものとする。

3 「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」の運用についても本細則を準用するものとする。

(用語の意義)

第2条 この細則における用語の意義は以下のとおりである。

(1) ブロック、代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロック及び代表市町村をいう。

(2) 先遣隊

諏訪ブロック以外において大規模災害が発生した際に、被災ブロックへ派遣する市町村職員によるチームをいう。なお、被災地が県外の場合は、長野県職員と市町村職員による合同チームをいう。被災地に赴き、被災の状況、支援の要否等を把握する。

(3) 後方支援本部要員

長野県合同災害支援チームによる支援の際、後方支援本部から要請される市町村職員(各ブロック1名)をいう。要員として調整会議、支援本部活動等に従事する。

(代表市町村の指定)

第3条 諏訪ブロックにおける「代表市町村」を下表のとおり定める。

2 代表市町村が被災した場合の業務を代行する「第2順位」、「第3順位」を定める。

3 代表市町村の任期を定め、3市(岡谷市、諏訪市、茅野市)の担当制で対応するものとする。

任期	諏訪ブロック代表市町村			担当計画年*
	代表市町村	第2順位	第3順位	
I	諏訪市	茅野市	岡谷市	令和7年
II	茅野市	岡谷市	諏訪市	令和8年
III	岡谷市	諏訪市	茅野市	令和9年

* 担当計画年：連絡会議による協議又は本細則改訂がない限り、令和10年以降も任期の周期を継続するものとする。

(先遣隊等派出担当市町村の指定)

第4条 諏訪ブロックにおける先遣隊等派出担当市町村を下表のとおり定める。

2 代表市町村は、先遣隊あるいは後方支援本部要員の派遣要請又は派出の必要を認めた場合には、順位に従い、担当市町村へ派出を指示するものとする。

3 先遣隊・後方支援本部要員の派出担当任期は代表市町村の任期に応じるものとする。

4 先遣隊、後方支援本部要員の派出が計画数を越えて必要となる場合には、代表市町村の判断により、構成市町村への派出調整(要請)を行うことができるものとする。

任期	先遣隊派出担当			後方支援本部要員派出担当			
	第1次	第2次	以降	第1次	第2次	第3次	以降
I	岡谷市	茅野市	代表市町村による調整	富士見町	原 村	下諏訪町	代表市町村による調整
II	諏訪市	岡谷市		原 村	下諏訪町	富士見町	
III	茅野市	諏訪市		下諏訪町	富士見町	原 村	

(任期等)

第5条 代表市町村の任期は、年単位（1月から12月）を基準とする。

2 任期中、状況により代表市町村の業務が重複し、煩雑・過多となる場合は、第2順位等への業務調整により、状況に応じた業務分散を行うことができるものとする。また、構成市町村はこれに協力を行うものとする。

(代表市町村の任務・業務)

第6条 代表市町村の任務・業務を以下のとおり定める。

2 「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県合同災害支援チーム協定」それぞれの実施細則、基本方針等による他、次のとおりとする。

(1) 諏訪ブロック内における災害時

構成市町村で災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では被災者の救援等の応急措置ができないなどにより、応援を必要とする場合は「代表市町村」に支援要請を行うものとし、要請を受けた代表市町村の任務・業務は以下のとおりとする。

ア 被災市町村の支援要請窓口として、その被災状況、支援内容等を把握する。

通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合は、リエゾンの派遣又は隣接する市町村へ要請し、状況及び支援の要否を確認する。

イ 被災市町村からの支援要請又は支援の必要を認めた場合は、その支援について、構成市町村（被災市町村を除く。）に情報共有・仕分けを行い、災害混乱期の支援統制を行う。（物資供給、職員派遣等）

ウ 「諏訪ブロック」大半の市町村が同時被災している場合や、諏訪ブロックのみによる対応が困難と判断する場合には、応援ブロックである上伊那・木曽代表市町村に応援を要請する。（下線は、優先して連絡する代表市町村）

エ 被害の状況、支援活動及び他ブロックへの要請状況等について、適宜、県（諏訪地域振興局）に報告する。

オ 県（災害対策本部等）の応援体制が構築された場合には、その計画（応援・受援計画等）に移行し、支援・要請事項の仕分け等、構成市町村との調整を図るものとする。

(2) 諏訪ブロック以外における災害時

ブロック間の要請・調整又は県（災害対策本部等）からの支援業務割当てに対する調整窓口として、構成市町村との調整・統制を図るものとする。

ア 県内ブロックにおける災害

(ア) 上伊那ブロック又は木曽ブロックでの災害に際し、ブロック間の支援要請窓口として、(1)項に準じた対応を行う。（*木曽ブロックでの災害時は、飯伊ブロックが対応できない又は要請によるものとする。）

(イ) 当該ブロックで、震度6強以上の地震を観測した場合や通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合は、先遣隊担当市へ先遣隊の派出を指示し、状況及び支援の要否を確認させる。その際は、飯伊ブロック代表市町村及び県との連絡調整・情報共有に努めるものとする。

(ウ) 計画にないブロック等からの支援要請を受けた場合においても、上記に準じて対応するものとする。

(エ) 県（災害対策本部等）の応援体制が構築された場合には、その計画（応援・受援計画等）に移行し、支援・要請事項を仕分け等、構成市町村との調整を図るものとする。

イ 長野県外における大規模災害等

「長野県合同災害支援チーム」が運用される場合においては、県（後方支援本部等）からの依頼、要請等について、諏訪ブロックの調整窓口として対応し、構成市町村との調整を行うものとする。

(ア) 県からの依頼事項

- ・被災県災害対策本部等への先遣隊派遣要請
- ・県後方支援本部への要員派出要請
- ・被災地への職員の派遣、物資の提供等の要請等

(イ) 構成市町村への調整事項

上記の依頼事項に関する、構成市町村への調整・仕分け

- ・先遣隊等の派出指示
- ・依頼を受けた派遣職員の仕分け
- ・支援物資の把握・提供要請等

(連絡会議の設置)

第7条 構成市町村は、相互応援の円滑化、連携の強化を図るため、連絡会議を設置するものとする。名称を「諏訪広域防災担当者会議」とする。

2 諏訪広域防災担当者会議の運営（議長等）は、構成市町村による持ち回りとし、諏訪広域連合、県（地域振興局等）、防災関係機関・団体等、必要に応じて出席者を指定することができるものとする。

(交代及び報告)

第8条 代表市町村は、交代時期までに次期代表市町村に引継ぎを行うものとする。

2 次期代表市町村は、引継ぎを完了したならば、代表市町村の変更について、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた必要事項を、代表市町村会議事務局、協定市町村及び県（危機管理防災課、諏訪地域振興局）に報告・通知するものとする。

3 代表市町村が交代時に代表市町村業務を対応中の場合は、代表市町村を次期担当市に交代し、対応中の代表市町村業務は当面の間※、継続して担当するものとする。

（※当面の間：業務の状況に鑑み、新旧代表市町村間で調整）

(補則)

第9条 代表市町村は、長野県市長会等が開催する代表市町村会議に出席するものとする。

2 この細則の実施に際し、定めのない事項は、その都度、諏訪広域防災担当者会議で定めることとし、変更が生じた場合は、第8条2項に準じて報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この実施細則は令和7年2月17日から施行する。

【資料30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は・諏訪広域圏内に属する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村のそれぞれの市町村（以下「構成六市町村」という。）において、災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の援護等の応急推置ができないなどにより応援を必要とする場合に災害対策基本法（昭和36作法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、六市町村間においての応援措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 構成六市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1)被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器財又は物資の提供
- (2)生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4)救助及び応急復旧に必要な職員等の応援
- (5)前各一号に定めるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし緊急の場合には、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号に掲げるものの品名及び数量
- (3)前条第4号に掲げるものの職種別人員数
- (4)応援の場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5)応援の期間
- (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 構成六市町村は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援市町村の職員等は、被災市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った各市町村の負担とする。

(資料等の交換)

第8条 構成六市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 構成六市町村は相互応援の円滑化を図るため、連絡会議を置くことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、構成六市町村がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が相互に協議して別に定めるものとする。

第11条 この一協定は、平成7年8月22日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として本書7通を作成し、諏訪地域広域市町村圏事務組合長及び諏訪地域市町村長が記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成7年8月22日

諏訪地域広域市町村圏事務組合

組合長	笠原 俊一
岡谷市長	林 泰章
諏訪市長	笠原 俊一
茅野市長	矢崎 和広
下諏訪市長	新村 益雄
富士見町長	有賀 武治
原村長	菊地八五郎

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定第 10 条第 2 項の規定による協議書

「災害時の医療救護活動に関する協定書」第 14 条の損害補償については、次のとおり定める。

(損害補償)

- 一 医療救護活動従事中に医療救護班に属する者が被害を受けたときは、被災市町村の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に準じて補償を行うものとする。
- 一 医療施設等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、被災市町村が負担する。

(第三者に対する損害補償)

- 一 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、被災市町村とその医療救護活動を行った医師会が所属する市町村が、協議のうえ定めるものとする。

平成 8 年 3 月 26 日

諏訪地域広域市町村圏事務組合

組合長	笠原 俊一
岡谷市長	林 泰章
諏訪市長	笠原 俊一
茅野市長	矢崎 和広
下諏訪市長	新村 益雄
富士見町長	有賀 武治
原村長	菊地八五郎

【資料30-4】長野県消防相互応援協定書

長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合をいう。以下に同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1

要請を除く。)

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請をしたときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別な事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生在市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

2 栄村にあっては、当分の間、必要に応じて応援するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

(別表)

区 分	市 町 村 等
北 信 地 域	長野市 須坂市 更埴市 坂城戸倉上山田消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信 地 域	上田地域広域行政事務組合 佐久地域広域行政事務組合
中 信 地 域	松本地域広域行政事務組合 大北地域広域市町村圏事務組合 木曽広域行政事務組合
南 信 地 域	岡谷市 諏訪市 下諏訪町 諏訪南行政事務組合 伊那消防組合 伊南行政組合 飯伊広域行政組合

【資料30-5】長野県消防相互応援協定実施細則

長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。
- (2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。
- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡連絡調査は、次に掲げる事項とするものとする。
 - (1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。
 - (2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。
 - (3) 応援要請及び情報伝達に関すること。
 - (4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。
 - (5) その他必要な事項
- 3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び状況
 - (2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等
 - (3) 応援隊の終結場所
 - (4) 応援隊の活動範囲及び任務
 - (5) 使用無線周波数
 - (6) 安全管理上の注意事項
 - (7) その他必要と思われる事項
- 2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
 - (2) 派遣車両
 - (3) 資機材等の種別及び数量
 - (4) 出発時刻及び到着予定時刻
 - (5) 指揮責任者
- 2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第5条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要な事項

2 応援側の市町村等の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害等状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第7条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第8条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第9条 要請の解除をした場合は、応援要請解除通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議室)

第10条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第11条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第12条 地域連合会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村などの消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第13条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第 14 条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関すること。
- (2) 警防技術及び訓練に関すること。
- (3) 市町村の消防状況、消防事象、特殊災害等の資材の交換に関すること。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。
- (5) その他必要な事項

(協議)

第 15 条 この実施細則に定めのない事項又はこの実施細則についての変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

【資料30-6】緊急消防援助隊運用要綱

緊急消防援助隊運用要綱

	平成16年3月26日	消防震第19号
改正	平成17年3月30日	消防震第14号(い)
改正	平成18年2月14日	消防応第15号(ろ)
改正	平成18年6月22日	消防応第94号(は)
改正	平成20年7月2日	消防応第109号(に)
改正	平成20年8月27日	消防応第152号(ほ)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 部隊移動
- 第5章 応援等指揮活動
- 第6章 受援計画
- 第7章 報告
- 第8章 その他

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2) 現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防庁をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。(は)
- (5) 授援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防機関をいう。
- (8) 代表消防機関大興とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第30条第3項）の属する都道府県をいう。(は)

- (11) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。(い) (に)
- (15) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。(に)

第 2 章 応援等実施計画

（応援等実施計画）

第 3 条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

- 2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 指揮支援部隊の編成
 - (2) 出動態勢
 - (3) 情報連絡体制
 - (4) その他必要な事項
- 3 都道府県知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するものとする。(に)
- 4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県隊の編成
 - (2) 都道府県隊の集結場所
 - (3) 情報連絡体制
 - (4) その他必要な事項
- 5 都道府県知事は、第 3 項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防庁の意見の集約を行うものとする。

（部隊編成）

第 4 条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第 3 項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

- 2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。
- 3 都道府県隊の編成は、次の例によるものとする。
- (1) 都道府県隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。
 - (3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ)

各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。

(4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。

(6) 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、別に編成する。

第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。

(2) 第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。

(3) 特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において、長官が別に定めるところにより出動する体制をいう。(は)

(応援要請)

第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)

2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接、長官に対して要請するものとする(別記様式1-2)。

(消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等)

第7条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部を設置するものとする。

2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第44条及び基本計画に基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。また、災害情報の収集及び緊急上房援助隊の活動量ににあたらせるため、必要に応じ、消防庁職員を現地に派遣するものとする。(は)(に)

3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第44条及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。この場合において、原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、部隊配備を行うものとする。(は)(に)

4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。

5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、第10に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、配備するものとする。(に)

(部隊の出動等)

第8条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援

助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊を編成する場合にあっては、代表消防機関代行。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

- 2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第9条 登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防機関は、直ちに可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし（別記様式3-3）、都道府県は、当該都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする（別記様式3-2）

- 2 第一次出動都道府県隊は、震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動の準備を行うとともに、都道府県を通じて長官の求め又は指示を確認後（都道府県と連絡がとれない場合には、直接、消防庁に長官の求め又は指示を確認後）、出動するものとする。（に）（ほ）
- 3 長官は、政令市等以外で震度5強の地震が発生した場合等災害の状況に応じて、緊急消防援助隊の出動の可能性があると考えられるときは、第一次出動都道府県隊等について、出動の準備を求めるものとする。この場合における出動可能隊数の報告については、第1項の例によるものとする。（に）（ほ）

（注）大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出動可能隊数の報告の求めについて通知する（別記様式3-1）予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

（注）登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

（消防応援活動調整本部の設置）

第10条 被災地の属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条に規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。（に）

- 2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。（に）
- 3 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。（に）
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員（に）
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行（に）
 - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を所轄する消防本部の職員（に）

- (4)法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長（に）
- 4 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。（に）
- 5 調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。（に）
- (1)緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。（に）
- (2)被災地を所轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。（に）
- (3)各種情報の集約・整理に関すること。（い）（に）
- (4)自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。（に）
- (5)その他必要な事項に関すること。（に）
- 6 消防応援活動調整本部長（以下「調整本部長」という。）は、法第44条の2第8項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。（に）
- 7 応援都道府県隊長は、努めて調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。（ろ）（に）
- 8 調整本部は、受援都道府県名を使用し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。（に）
- 9 当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものとする。（に）
- 10 当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。（に）

（後方支援本部の設置）

- 第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。（に）

（集結場所及び進出拠点の調整・連絡等）

- 第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。（い）
- (1)都道府県隊の集結場所
- 代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。
- なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は調整本部と調整するものとする。
- ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする（以下(2)及び(3)について同じ）。（い）（ろ）（は）（に）
- (2)受援都道府県における進出拠点の決定
- 消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整のうえ、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。（い）
- (3)都道府県隊の出動ルート
- 都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。
- なお、出動途上における状況の変化等によって出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。（い）（に）

(4)進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

- ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。(い)(に)
- イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い)(に)
- ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。(に)

第4章 部隊移動

(部隊移動の基本)(に)

第13条 法44条及び法44条の3の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。

- (1)地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - (2)市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3)東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。
ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官の求め又は指示による部隊移動)(に)

第14条 法第44条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1)長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)に、部隊移動に関する意見を聴くものとする(別記様式4-1)。
- (2)長官は、全豪と同時に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする(別記様式4-1)。
- (3)前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式4-2)。
- (4)緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊急消防援助隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式4-3)。
- (5)長官は、前3号及び4号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式4-4、4-5)。
- (6)長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする(別記様式4-6)。

(都道府県知事の指示による部隊移動)(に)

第15条 法44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1)都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- (2)調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町

村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。

- (3) 都道府県知事は、前号の調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式4－7）。
- (4) 前号の指示については、第17条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする（別記様式4－8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあつては当該市町村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式4－9）
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第5章 応援等指揮活動

（指揮体制）

第16条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。（い）（は）

- 2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第17条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。この場合、指揮支援隊長を本部長とする。

ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。（ろ）（に）

- 2 指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - (1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 調整本部への連絡に関すること。（い）（に）
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 3 指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（現場到着及び都道府県隊本部の設置）

第18条 都道府県隊長は、現場到着したときは、速やかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に報告し、次の事項について確認するものとする。（い）

- (1) 災害状況

- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4)都道府県隊本部を設置する場合はその位置
- (5)使用無線系統
- (6)地水利状況
- (7)その他活動上必要な事項
- 2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。
- 3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - (1)指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2)都道府県隊の後方支援に関すること。
 - (3)その他必要な事項に関すること。
- 4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。

（情報提供等）（い）

第 19 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式 5「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。（に）

（活動報告等）（い）

- 第 20 条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況及びその他必要な事項について、適宜、消防庁及び調整本部に報告するものとする。（に）
- 2 指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊指揮体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況及びその他必要な事項について、適宜、報告するものとする。

（通信連絡体制等）

- 第 21 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次により行うものとする。
- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛生通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。（に）
 - (2)指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波 1 を使用する。（に）
 - (3)被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、全国共通波 2 及び全国共通波 3 のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。（ろ）
 - (4)指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合、上記(3)で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。（ろ）
 - (5)都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。
- 2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、次により行うものとする。（ろ）
- (1)無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
 - (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。（に）
 - ア 応援要請を行う場合

- イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 (に)

(活動終了等)

第 22 条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。(い)

- (1) 緊急消防援助隊の活動概要 (場所、時間、隊数等)
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。(い)
- 3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、前 1 項に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。(い) (に)

(帰署 (所) 報告)

第 23 条 部隊が帰署 (所) した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨、消防庁に報告するものとする。

第 6 章 受援計画

(受援計画)

第 24 条 都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。(い)

- 2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制 (い) (に)
 - (2) 情報提供体制
 - (3) 進出拠点及び当該拠点への連絡体制 (い)
 - (4) 被災地への到達ルート及び燃料補給体制
 - (5) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
 - (6) その他必要な事項
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、次に定めるところによるものとする。
- (1) 当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
 - (2) 地域防災計画の内容と整合を図ること。

第 7 章 報告

(計画の報告)

- 第 25 条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都道府県隊応援等実施計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)
- 2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

(活動結果報告) (い)

第 26 条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に、次の事項を報告するものとする (別記様式 6)。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。

第 8 章 その他

(医師等との連携)

第 27 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第 28 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等と連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 29 条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊に登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県知事の事務の委任等) (に)

第 30 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 153 条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。

(都道府県の即応体制等の強化) (に)

第 31 条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、都道府県知事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。

2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。

3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。

(その他)

第 32 条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市長（以下「甲」という。）と玉野市長（以下「乙」という。）との協議により、岡谷市又は玉野市において、災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名。数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市の職員等は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この規定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年4月5日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年4月5日

甲 岡谷市長 林 泰章

乙 玉野市長 山根 敬則

災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市長（以下「甲」という。）と富岡市長（以下「乙」という。）との協議により、岡谷市又は富岡市において、災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市の職員等は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年2月23日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年2月23日

甲 岡谷市長 林 泰章

乙 富岡市長 廣本 康二

災害時の相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市長（以下「甲」という。）と東伊豆町長（以下「乙」という。）との協議により、岡谷市又は東伊豆町において、災害が発生し、被災市、町で独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第4条 応援を受けようとする市・町は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第6条 応援市・町の職員等は、被災市・町の長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市・町の負担とする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料

を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年4月11日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年4月11日

甲 岡谷市長 林 泰章

乙 東伊豆町長 石原 驍

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市医師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月1日策定。以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（医療救護班の他市町村への派遣）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、第2条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出する。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 死者の検案
- (4) 前各号以外の必要な処置

（医療救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対し、乙の長を通じて指揮命令を行う。

（医療救護班）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の輸送）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護場所を設置する。

3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舍の手配を行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする

2 収容医療機関における費用は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年岡谷市条例第24号）の規定に準じて保証を行うものとする。

2 第9条の規定による救護所を開設した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者による損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償請求額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定による医療救護班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定める。

(医事紛争の処理)

第15条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡をするものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意をもって解決のための適当な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第18条 甲は前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適切であると認め

るときは、その費用を速やかに乙に対して支払うこととする。

(委任)

第 19 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第 20 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度 甲乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第 21 条 この協定の有効期間は、平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、甲乙いずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方その 1 通を保有する。

平成 8 年 4 月 1 日

甲 岡谷市市長 林 新一郎

乙 岡谷市医師会長 向山 弘茂

災害時の医療救護に関する実施細則

平成 8 年 4 月 1 日付けで、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 19 条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第 1 条 乙は、協定書第 2 条及び第 3 条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第 1 号）、「医療報告書」（様式第 2 号）、「助産報告書」（様式第 3 号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第 4 号）により速やかに甲に報告する。

（事故報告）

第 2 条 乙は、協定書第 2 条及び第 3 条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第 5 号）により速やかに甲に報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第 3 条 乙は、協定書第 2 条及び第 3 条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第 6 号）により速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第 4 条 協定書第 11 条第 1 項第 1 号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第 5 条 協定書第 17 条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用施設及び設備損傷に係わる損害補償請求書」（様式第 9 号）により甲に請求するものとする。

（費用等の支払）

第 6 条 甲は、前 2 条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成 8 年 4 月 1 日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷市医師会長 向山 弘茂

災害時における岡谷市と岡谷市内郵便局の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市内の郵便局（以下「乙」という。）は、岡谷市地域における地震等による災害時において、岡谷市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、岡谷市地域に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合、相互に協力を要請することができ、要請に対して迅速に対応するように努めなければならない。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置に関すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難所、物資集積場所等としての使用に関すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用に関すること。
- (4) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項。

（岡谷市災害対策本部への参加）

第3条 甲は、岡谷市災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲等の行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡の責任者は、甲、乙それぞれ次のとおりとする。

- (1) 甲 岡谷市 環境安全課長 →（危機管理室）
- (2) 乙 岡谷郵便局 総務課長 →（岡谷支店）

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 9 年 5 月 28 日

甲 岡谷市市長 林 新一郎

乙 岡谷市内郵便局代表 岡谷郵便局長 大山 吉久
(平成 19 年 10 月 1 日より郵便事業株式会社岡谷支店)
(平成 24 年 10 月 1 日より日本郵便株式会社岡谷郵便局)

災害時における建設関係応急措置に関する協定書

市内に災害が発生及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）応急措置の万全を期するため、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷建設事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協定を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示に従って応急措置に従事するものとする。

2 乙は、災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。

3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために表示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておかねばならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第6条 甲は、応急措置業務に従事した者が業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態となったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第12条 この協定は、平成10年11月25日から適用する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月25日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷建設事業協同組合 野口 行敏

災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書

市内に災害が発生及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）応急措置の万全を期するため、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市水道事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協定を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示に従って応急措置に従事するものとする。

2 乙は、災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。

3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために表示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第6条 甲は、応急措置業務に従事した者が業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態となったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第12条 この協定は、平成10年11月25日から適用する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月25日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷市水道事業協同組合 理事長 岩崎 朋弘

【資料 30-16】 岡谷市アマチュア無線クラブ

アマチュア無線による災害時応援協定書

災害が発生及び発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）情報の収集及び伝達（以下「通信活動」という。）に関し万全を期するため、岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷市アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う通信活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 通信活動は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（応援要請等）

第3条 甲は、災害時において、有線通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集等の必要があると認めるときは、乙に加入している無線局の応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた無線局は、電波法に基づき速やかに活動を行うものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第3条第2項の規定により通信活動を行うときは、岡谷市環境安全課長が指定する無線局の統制に従うものとする。

（災害補償）

第5条 本協定に基づき通信活動に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に基づき、甲が補償する。

（協議）

第6条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条 本協定は、平成10年11月25日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月25日

甲 岡谷市長

林 新一郎

乙 岡谷市アマチュア無線クラブ 会長

藤森 誠

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）とJA信州諏訪（以下「乙」という。）は、岡谷市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出（別表2）するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成20年10月7日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 J A信州諏訪
代表理事組合長 金子 文雄

(別表)

最優先供給品目	◇ 容器入り水・飲料 ◇ パン（菓子パン・調理パン・食パン） ◇ 牛乳（LL その他） ◇ 果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	◇ 缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ、簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ◇ カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤 ・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着・靴下 ・タオル ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。
- (3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

(別表2)

甲 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
岡谷市 総務部 危機管理室	岡谷市幸町8番1号	電話 0266-23-4811 FAX 0266-24-0689

乙 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
J A信州諏訪 本所	諏訪市大字四賀広瀬橋通 7841 番	電話 0266-57-8000 FAX 0266-57-7600

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、岡谷市地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成11年5月17日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 生活協同組合コープながの
理事長 米原 俊夫

(別表)

最優先供給品目	◇ 容器入り水・飲料 ◇ パン（菓子パン・調理パン・食パン） ◇ 牛乳（LL その他） ◇ 果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	◇ 缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ、簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ◇ カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤 ・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・下着・靴下 ・タオル ・蚊取り線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

(1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。

(2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。

(3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷下諏訪歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（救護班の他市町村への派遣）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害歯科医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、第2条の規定により救護活動を実施するための災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害歯科医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。

（救護班の任務）

第5条 救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の確認及び検案
- (4) 全各号に定めるほか必要な処置

（救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する救護班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（救護班の輸送）

第7条 甲は、乙が行う救護活動が円滑に実施できるように、救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の供給）

第8条 災害時の救護活動のため、乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舍の手配を行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、待機及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、救護活動従事中に、乙に属する者が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年岡谷市条例第24号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第9条の規定により救護所を設置した医療施設並びに歯科傷病者を転送した歯科医療機関において、救護活動により生じた施設及び設備の破損については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定により救護班の他市町村派遣時における損害補償については、当事者が協議の上決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第15条 救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため必要な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、救護活動終了後速やかに、救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「補償等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払い)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があった時は、その内容を審査し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(委任)

第 19 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第 20 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第 21 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 2 通作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方 1 通を保有する。

平成 15 年 3 月 31 日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷下諏訪歯科医師会長
宮坂 伸

災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成 15 年 3 月 31 日付けで岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷下諏訪歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 19 条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第 1 条 乙は、協定書第 2 条及び第 3 条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、各歯科医療班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第 1 号）「歯科医療報告書」（様式第 2 号）および「医療品等使用報告書」（様式第 3 号）により甲に報告するものとする。

（事故報告）

第 2 条 乙は、協定書第 2 条及び第 3 条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第 4 号）により甲に報告するものとする。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第 3 条 乙は、協定書第 2 条及び第 3 条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設および設備損傷報告書」（様式第 5 号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第 4 条 協定書第 11 条第 1 号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第 5 条 協定書第 17 条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第 6 号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第 7 号）及び「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第 8 号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第 6 条 甲は、前 2 条に規定する費用弁償及び費用等については、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

平成 15 年 3 月 31 日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 岡谷下諏訪歯科医師会長
宮坂 伸

(別表)

日当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	災害救助法施行細則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）の例による。なお、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。
旅費	歯科医師 歯科衛生士 看護師	岡谷市職員等の旅費支給条例（昭和 35 年岡谷市条例第 21 号）の例による。 この場合において歯科医師は特別職の規定を、歯科衛生士及び看護師は一般職の規定を適用する。
時間外勤務 手当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	岡谷市職員の給与に関する条例（昭和 26 年岡谷市条例第 4 号）を準用する。 この場合において、同条例第 15 号の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

災害時における電設関係応急措置に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）及び岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の規定に基づき、岡谷市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）の実施について、岡谷市（以下「甲」という。）が岡谷市電気工事業組合（以下「乙」という。）に対し要請することに関する基本的事項について定めるものとする。

（市の要請）

第2条 甲は、法第65条及び防災計画に基づき、応急措置を実施する必要があるときは、乙に応急措置の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

（出動方法）

第3条 出動箇所については甲が指定し、乙は甲の要請に基づき各組合員に連絡し、迅速に出動させるものとする。

2 主として電気災害及び、災害地において電設工事が必要として甲が乙に出動要請があったとき並びに、その他の災害時に甲から要請があったときには、協力するものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制を事前に定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は、応急措置業務に従事した者が業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態となったときは、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
- (3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの作業従事時間
- (4) 応急措置に使用した機器類の使用時間

(5)その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第12条 この協定は、平成17年2月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 岡谷市電気工事業組合長
岡谷市山下町二丁目1番12号
株式会社上條電設工業 代表取締役 上條 英雄

組合員 岡谷市幸町6番13号
平澤電気工事株式会社 代表取締役 牛山 浩一

岡谷市天竜町三丁目9番1号
丸登電業株式会社 代表取締役 小口 弘夫

岡谷市若宮一丁目1番27号
株式会社天竜電気商会 代表取締役 佐藤 好英

岡谷市加茂町一丁目3番4号
有限会社太陽電気工事店 代表取締役 篠原 次男

岡谷市田中町一丁目4番23号
岡谷電気工事株式会社 代表取締役 金子 昭次

平成17年2月24日締結/平成20年9月1日変更/平成24年4月1日変更

災害時における救援物資提供に関する協定書

岡谷市（以下「甲」と言う。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」と言う。）は、災害時における救援物資提供及びメッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」と言う。）の運用により、災害時の飲料等供給・情報提供を図り、もって市民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次の通り協定を締結する。

（災害時における販売機を活用した協力）

- 第1条 甲の区域内において、ライフラインが遮断、若しくはその恐れがある災害が発生した場合において、甲は乙に対し甲が設置する災害対策本部等を通じ販売機内の飲料の提供について要請することができるものとする。
- 2 乙は前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。ただし販売機のフリーバンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。
- 3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償提供要請書を提出するものとする。

（災害時における救援物資提供）

- 第2条 乙は、第1条1項に掲げる要請以外に、甲から飲料の提供についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な供給を甲に行うものとする。
- 2 前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第2号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資有償提供要請書を提出するものとする。

（販売機の設置等）

- 第3条 乙は、甲が管理する施設内等に、販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。
- 2 乙は販売機設置後は、その維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）

- 第4条 甲は、販売機に搭載されたメッセージボード（以下「ボード」と言う。）に行政情報及び災害情報（以下「情報」と言う。）を甲の判断により適宜表示できるものとする。
- 2 甲がボードに情報を表示していない時は、乙は、時事通信社の時事ニュースを、表示させるものとし、その費用については乙の負担とする。

（販売機操作の為の機材）

- 第5条 乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーバンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

（期間）

- 第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、この協定を1年間継続するものとし、以後毎年この例による。

(協議)

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

甲 長野県岡谷市
長野県岡谷市長 林 新一郎

乙 北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦

様式第1号（第1条関係）

救 援 物 資 無 償 提 供 要 請 書

平成 年 月 日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦 様

岡谷市長

㊟

メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定第3条の規定により、貴社のメッセージボード搭載自動販売機内における飲料の無償提供を要請いたします。

○ 無償提供開始日時

平成 年 月 日 時

◇ 無償提供を行う（メッセージボード搭載型）販売機の設置場所及び台数

設置施設名	設置先住所	設置台数

様式第2号（第2条関係）

救 援 物 資 有 償 提 供 要 請 書

平成 年 月 日

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦 様

岡谷市長

㊞

メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定第5条の規定により、飲料の有償提供を次の通り要請いたします。

○搬入日時 平成 年 月 日 時

○搬入場所

○ 品名、数量等

品名	数量	備考

岡谷市とエルシーバイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

岡谷市（以下「甲」という）とエルシーバイ株式会社（以下「乙」という）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「岡谷市地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2)「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成する為、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1)乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。
- (2)災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）

第4条 放送に係わる費用負担は以下のとおりとする。

- ◇ 災害緊急放送のシステム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

（協定期間）

第5条 この協定の効力は次のとおりとする。

- (1)協定締結の日から平成19年10月22日までとする。
- (2)協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙からの異議申立てのない場合、協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月23日

甲 岡谷市長 林 新一郎

乙 エルシーバイ株式会社 代表取締役社長 務臺 和正

【資料30-24】 社会福祉法人有倫会（要請先：0266-28-6537）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人有倫会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- （2）福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人有倫会 特別養護老人ホーム 洗心荘

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）開設希望期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- （2）避難援護者の状況の急変等への対応
- （3）福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五
(乙) 岡谷市長地出早2-6-33
社会福祉法人有倫会
理事長 井口光世

【資料30-25】 医療法人研成会（要請先：0266-28-8910）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と医療法人研成会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- （2）福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

医療法人研成会 介護老人保健施設 白寿荘

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）開設希望期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- （2）避難援護者の状況の急変等への対応
- （3）福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五
(乙) 岡谷市長地小萩1-11-30
医療法人研成会
理事長 井口光世

【資料30-26】 株式会社 ツクイ（要請先：0266-21-7270）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社ツクイ（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

株式会社ツクイ 特定施設入居者生活介護 ツクイ・サンシャイン岡谷

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。
ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれから、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月8日

(甲) 岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市本町2-4-10

株式会社ツクイ

特定施設入居者生活介護 ツクイ・サンシャイン岡谷

施設長 宝田洋雄

【資料30-27】 社会福祉法人平成会（要請先：0266-21-1180）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平成会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- （2）福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人平成会 介護老人福祉施設 さわらび

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）開設希望期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- （2）避難援護者の状況の急変等への対応
- （3）福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五
(乙) 塩尻市宗賀1298-92
社会福祉法人平成会
理事長 小 松 弘

【資料30-28】 社会福祉法人平成会（要請先：0266-22-4057）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平成会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- （2）福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人平成会 養護老人ホーム 岡谷和楽荘

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）開設希望期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- （2）避難援護者の状況の急変等への対応
- （3）福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五
(乙) 塩尻市宗賀1298-92
社会福祉法人平成会
理事長 小 松 弘

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人サン・ビジョン（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- （2）福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人 サン・ビジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）開設希望期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- （2）避難援護者の状況の急変等への対応
- （3）福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月8日

(甲) 岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市加茂町3-8-7

社会福祉法人サン・ビジョン

グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷

地域マネージャー 小林美貴

【資料30-30】 社会福祉法人共立福祉会（要請先：0266-22-2772）

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人共立福祉会（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- （2）福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人共立福祉会 特定施設入居者生活介護 ケアハウス高尾

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- （2）身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）開設希望期間
- （4）その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- （2）避難援護者の状況の急変等への対応
- （3）福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

（避難援護者の移送）

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。

ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年2月20日

(甲) 岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井竜五
(乙) 岡谷市川岸上4-3-7
社会福祉法人共立福祉会
理事長 岩間ひとみ

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と岡谷薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、岡谷市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定等）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画を変更した時は、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において、乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた時は、医療救護計画に基づき、薬剤師班を派遣するものとする。

（薬剤師班の他市町村への派遣）

第4条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（薬剤師班の任務）

第5条 薬剤師班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（ア）傷病者に対する調剤、服薬指導

（イ）医薬品の仕分け及び管理等

（ウ）前各号に定めるほか必要な活動

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する薬剤師班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（薬剤師班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、薬剤師班の輸送確保に努める。

（医薬品等の供給等）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第9条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要する経費。

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年岡谷市条例第24号）の規定に準じて補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害賠償)

第13条 第4条の規定により薬剤師班の他市町村派遣時における損害補償については、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 医療救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意を持って解決のための適当な処置を講ずるものとする。

(報告)

第15条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところ方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第18条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

(実施細則)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要事項は、実施細則で定めるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成21年10月28日から平成22年10月27日
までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかか
ら何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するも
のとし、以後同様とする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方
1通を保有するものとする。

平成21年10月28日

甲 岡 谷 市 長

今井 竜五

乙 岡谷薬剤師会
会 長

小池 隆

災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成21年10月28日付けで岡谷市（以下「甲」という。）岡谷薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、「医療救護活動実施報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）を作成し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第11条に規定する医療救護活動従事者の災害が発生したときは、「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第4条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成21年10月28日

甲 岡 谷 市 長

今井 竜五

乙 岡谷薬剤師会
会 長

小池 隆

別表

種 類	額
日 当	災害救助法施行規則（昭和 3 4 年長野県規則第 3 号）の例による。
旅 費	岡谷市職員の旅費支給条例（昭和 3 5 年岡谷市条例第 2 1 号）の例による。 この場合において、薬剤師は一般職の職員の規定を適用する。
時 間 外 勤務手当	岡谷市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年岡谷市条例第 4 号）を準用する。 この場合において、同条例 1 5 条の勤務 1 時間当たりの給与額は、日 当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と社団法人長野県建築士会諏訪支部(以下「乙」という。)は、岡谷市内において震災、風水害その他の原因による災害が発生し、または発生する恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲の指定する避難施設に対して、乙が応急危険度判定を実施して住民のより安全を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後8時間以内に甲が指定した避難施設の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

(事前計画)

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難施設をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する避難施設を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、応急危険度判定に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、応急措置の業務に従事した者(以下、応急措置従事者という。)の内、この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、岡谷市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年岡谷市条例第29号)に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 20 年 11 月 25 日

甲 岡谷市長 今井 竜五

乙 社団法人 長野県建築士会 諏訪支部
支部長 太田 清人

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）とアピタ岡谷店（以下「乙」という。）は、岡谷市において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、応急生活物資供給の要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請できるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の店舗との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成22年10月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月19日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今井 竜五

乙 岡谷市銀座一丁目1番5号
ユニー株式会社
アピタ岡谷店
店長 鈴木 栄

別表

最優先供給品目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（その他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）																														
状況に応じて供給する品目	<table border="0"> <tr> <td>・缶詰</td><td>・ハム・ソーセージ</td></tr> <tr> <td>・インスタントラーメン</td><td>・バター・ジャム</td></tr> <tr> <td>・緑茶・コーヒー・紅茶</td><td>・米</td></tr> <tr> <td>・粉ミルク</td><td>・電池</td></tr> <tr> <td>・懐中電灯</td><td>・ローソク</td></tr> <tr> <td>・マッチ、簡易ライター</td><td>・軍手</td></tr> <tr> <td>・ポリバケツ</td><td>・飲料用ポリタンク</td></tr> <tr> <td>・カセット式ガスコンロ及びボンベ</td><td></td></tr> <tr> <td>・紙コップ</td><td>・紙皿</td></tr> <tr> <td>・トイレトペーパー</td><td>・洗剤</td></tr> <tr> <td>・石けん</td><td>・紙おむつ</td></tr> <tr> <td>・生理用品</td><td>・濡れティッシュ</td></tr> <tr> <td>・ゴミ袋</td><td>・運動靴</td></tr> <tr> <td>・下着・靴下・上下服等</td><td>・タオル</td></tr> <tr> <td>・蚊取り線香</td><td>・使い捨てカイロ（冬）</td></tr> </table>	・缶詰	・ハム・ソーセージ	・インスタントラーメン	・バター・ジャム	・緑茶・コーヒー・紅茶	・米	・粉ミルク	・電池	・懐中電灯	・ローソク	・マッチ、簡易ライター	・軍手	・ポリバケツ	・飲料用ポリタンク	・カセット式ガスコンロ及びボンベ		・紙コップ	・紙皿	・トイレトペーパー	・洗剤	・石けん	・紙おむつ	・生理用品	・濡れティッシュ	・ゴミ袋	・運動靴	・下着・靴下・上下服等	・タオル	・蚊取り線香	・使い捨てカイロ（冬）
・缶詰	・ハム・ソーセージ																														
・インスタントラーメン	・バター・ジャム																														
・緑茶・コーヒー・紅茶	・米																														
・粉ミルク	・電池																														
・懐中電灯	・ローソク																														
・マッチ、簡易ライター	・軍手																														
・ポリバケツ	・飲料用ポリタンク																														
・カセット式ガスコンロ及びボンベ																															
・紙コップ	・紙皿																														
・トイレトペーパー	・洗剤																														
・石けん	・紙おむつ																														
・生理用品	・濡れティッシュ																														
・ゴミ袋	・運動靴																														
・下着・靴下・上下服等	・タオル																														
・蚊取り線香	・使い捨てカイロ（冬）																														

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目。
 (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。
 (3) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

甲 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
岡谷市 総務部 危機管理室	岡谷市幸町 8 番 1 号	電話 0266-23-4811 FAX 0266-24-0689

乙 連絡先

氏 名	住 所	連絡先
ユニー株式会社 アピタ岡谷店	岡谷市銀座一丁目 1 番 5 号	電話 0266-23-7666 FAX 0266-23-9416

別記様式

年 月 日

ユニー株式会社
アピタ岡谷店 様

岡谷市長

災害時における応急生活物資供給の要請書

電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要 請 す る 物 資 の 種 類 、 数 量	品 目	数 量	単 位
	搬 入 希 望 日 時	年 月 日 時 分	
※ 搬 入 先	所在地 名 称 TEL 現地担当者名		
備 考			

※この FAX を受信されましたら、すみやかに要請受諾の可否を上記連絡担当者に電話連絡してください。

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、岡谷市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、岡谷市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 岡谷市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 岡谷市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第 3 条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第 5 条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2 通作成し、甲乙丙押印のうえ各 1 通を所有する。

平成 23 年 12 月 6 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 長野県岡谷市幸町 8-1
岡谷市
岡 谷 市 長 今 井 竜 五

【資料 30－36】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長

【資料30-37】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総 則

1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ① 県内医療機関での傷病者の受入
 - ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、

市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあつては、事後の承認をもって足りるものとする。

- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
- ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

- 1 県が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
 - (3) 支援可能な職員、物資等の確保
 - (4) その他支援に必要な事項
- 2 代表市町村が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
 - (3) 支援可能な職員、物資等の確保
 - (4) ブロック内の連絡体制の整備
 - (5) その他支援に必要な事項
- 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項
 - (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
 - (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
 - (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

- 1 訓練の実施
他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。
- 2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係
この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。
- 3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

災害時における応援協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と諏訪生コン協同組合（以下「乙」という。）とは地震、風水害等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

- （1）消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
- （2）乙の組合員が所有する重機（オペレーター付）の提供
- （3）乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
- （4）乙の組合員が所有する工場敷地の提供
- （5）その他、甲が必要と認めるもの

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行う時は応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条第2項に規定する要請を受けた時は、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条2項及び第3条に規定する応援協力を要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費等の支払)

第8条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第10条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市

岡谷市長 今井 竜五

乙 諏訪市沖田町五丁目72番地
諏訪生コン協同組合

理事長 笠井 宗近

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

諏訪生コン協同組合
理事長

様

岡谷市長

印

応 援 協 力 要 請 書

災害時における応援協力に関する協定第 4 条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

項 目	内 容
(1) 災害の状況	
(2) 応援を要する理由	
(3) 応援を要する内容	消火用水 ・ 資材用砂 ・ 資材用砂利
	重機 ・ 重機オペレーター ・ 無線車
	敷地 ・ その他 ()
(4) 具体的内容	※ 数量・設置場所・期限等
(5) 備 考	

(様式第 2 号)

平成 年 月 日

岡谷市長

様

㊞

応 援 業 務 実 施 報 告 書

災害時における応援協力に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり報告します。

項 目	内 容				
(1) 応援実施内容	消火用水 ・ 資材用砂 ・ 資材用砂利				
	重機 ・ 重機オペレーター ・ 無線車				
	敷地 ・ その他 ()				
(2) 具体的実施内容	※ 数量・設置場所・期限等				
(3) 有償品目	品名		単価	数量	小計
	消費税		円	総合計金額	円
(4) 備 考					

※ 請求書は別途作成、提出致します。

(様式第 3 号)

作成日 平成 年 月 日

甲 長野県岡谷市幸町 8 番 1 号

岡谷市長 今井 竜五

乙 長野県諏訪市沖田町五丁目 72 番地

諏訪生コン協同組合

理事長 笠井 宗近

連絡責任者届

災害時における応援協力に関する協定第 9 条に基づき、下記のとおり報告します。

甲 支援要請責任者

部署名	連絡先
岡谷市総務部危機管理室	電話 0266-23-4811 FAX 0266-24-0689 0266-23-4812 E-mail:kiki@city.okaya.lg.jp

乙 要請先責任者

諏訪生コン協同組合		TEL (0266) 53-1109	FAX (0266) 58-2625	E-mail suwarmcc@olive.plala.or. jp
連絡順	氏名	役職	携帯	自宅
1	藤 森 康 雄	事務長		
2	笠 井 宗 近	理事長		
3	本 道 孔 崇	副理事長		

※変更時は速やかに修正し報告する。

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合諏訪支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡谷市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（前2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、被災者、帰宅困難者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「被災者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における被災者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である被災者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（様式第1号）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等の報告)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿(様式第3号)を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 岡 谷 市

岡谷市長 今 井 竜 五

乙 長野県石油商業組合

理 事 長 渡 邊 一 正

丙 長野県石油商業組合諏訪支部

支 部 長 小 松 市 男

臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

諏訪広域連合（以下「甲」という。）とエルシーバイ株式会社（以下「乙」という。）は、諏訪圏域において大規模災害等により、甚大な被害が発生した場合の臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）の開設及び運用の基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、いち早く必要な情報を住民に提供することにより、災害等による被害の軽減化を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

- 第 3 条 甲又は甲の関係市町村は、住民に対し災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が適切であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。
- 2 大規模災害が複数の自治体におよんだ場合及び一自治体において甚大な被害を受けた場合においても前項の判断により免許申請を行うものとする。

（運用）

- 第 4 条 甲に臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。
- 2 臨時災害放送の内容等については、別に定める運用マニュアルにもとづき放送するものとする。
- 3 臨災局としての放送終了については、甲及び甲の関係市町村、乙において協議の上決定するものとする。

（経費負担）

第 5 条 臨災局の運用について発生した経費は、甲が負担するものとし、乙は別に定める臨災局運営に掛る算出根拠にもとづき請求するものとする。それ以外については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 甲、甲の関係市町村及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の効力は、次のとおりとする。

- (1) 協定締結の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月21日

甲 諏訪広域連合
広域連合長 山 田 勝 文

乙 エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 河 口 譲

諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

諏訪広域連合、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村等」という。）並びに一般社団法人岡谷市医師会、一般社団法人諏訪市医師会及び一般社団法人諏訪郡医師会（以下「医師会」という。）は、諏訪地域圏域内に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたために市町村等の長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災した市町村等に対し医療救護の応援活動（以下「応援活動」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模災害等発生時において、市町村等の長が必要と認めた医師会の協力を得て広域的に行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時医療救護応援活動計画）

第 2 条 医師会は、市町村等からの応援活動に関する要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において医師会が実施すべき応援活動に関する「災害時医療救護応援活動計画」（以下「計画」という。）を策定し、これを市町村等に提出する。

2 医師会は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を市町村等に提出する。

3 第 1 項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 医療救護班の編成、出動体制

ア 班の医師、看護師その他職種別構成

イ 班の地域別編成、出動体制

(2) 医薬品等の備蓄体制

(3) 関係機関との連絡体制

(4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第 3 条 市町村等は、大規模災害等が発生し、広域的に行う応援活動を実施する必要がある場合には、医師会に対し計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請する。

2 医師会は、前項の規定により市町村等から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき編成した医療救護班を第 4 条に定める救護所へ派遣するものとする。

3 医師会は、医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など事態が緊急を要するときは、派遣要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援活動を行うものとする。その際、医師会は、遅滞なく市町村等に報告するものとする。

4 市町村等は、医師会が前項の規定により派遣した後において、市町村等が第 1 項に基づく医療救護班の派遣が必要な災害であったと認めたときは、医師会が派遣したときを要請のあったときとみなす。

（救護所の設置）

第 4 条 市町村等は、災害の状況により必要に応じて、災害現場、避難所及び応援活動が必要とされる場所等に救護所（以下「救護所」という。）を設置する。

2 市町村等は前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、応援活動が可能な被災地周辺の医療施設に医師会の協力を得て、広域的に対応する救護所を設置する。

(医療救護活動の範囲)

第5条 医療救護班は、救護所において応援活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の行う応援活動の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急処置とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急的な医療処置
- (2) 医療施設への収容、転送の要否及び収容、転送順位の決定
- (3) 遺体の検案及び死亡確認
- (4) 前各号以外の必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第6条 市町村等は、応援活動の総合調整を図るため、医師会が派遣する医療救護班に対し、医師会の長を通じて指揮命令を行う。

(医薬品等)

第7条 市町村等の要請に基づく応援活動のため、医師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行する。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第9条 市町村等の要請に基づき医師会が応援活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、要請した市町村等が負担するものとする。ただし、市町村等の要請に基づき医師会が派遣し救護所で応援活動を実施したときに要した費用に限る。

- (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項第2号の規定による実費弁償の額については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第10条 市町村等の要請に基づく医療救護班に属する者が、応援活動従事中において負傷、罹患又は死亡する被害を受けたときは、市町村等の「消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて、市町村等が補償を行なうものとする。

2 第4条第2項の規定による救護所を開設した医療施設において、応援活動により生じた施設及び設備の損害の補償については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 医師会は、医療救護班が応援活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、誠意をもって解決のための適切な措置を講じ、かつ、直ちに市町村等に報告をするものとする。

(報告)

第12条 医師会は、応援活動終了後速やかに、市町村等の定めるところにより応援活動従事者の氏名及び人数その他応援活動の内容を市町村等に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。
(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度市町村等と医師会が協議して決定するものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、市町村等又は医師会のいずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 10 通作成し、市町村等、医師会記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 20 日

諏訪広域連合 広域連合長	山田 勝文
岡谷市長	今井 竜五
諏訪市長	山田 勝文
茅野市長	柳平 千代一
下諏訪町長	青木 悟
富士見町長	小林 一彦
原村長	清水 澄
一般社団法人岡谷市医師会長	小口 直彦
一般社団法人諏訪市医師会長	塩澤 滋夫
一般社団法人諏訪郡医師会長	小口 晋平

災害時における LP ガスに係る協力に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と長野 LP 協会諏訪支部(以下「乙」という。)並びに一般社団法人長野県 LP ガス協会(以下「丙」という。)とは、災害時における LP ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における LP ガスに係る保安の確保並びに避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅に対する LP ガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第 4 条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

3 第 1 項の規定による要請は、LP ガスの供給等要請書(様式第 1 号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第 3 条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

(協力業務)

第 4 条 協力業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅への LP ガスの優先的な供給、また、LP ガスを供給する場合の LP ガス供給設備工事及び LP ガス供給
- (2) 別表に掲げる LP ガス設備うち、要請時点で乙及び丙が調達可能な物資の供給
- (3) 供給設備設置場所以外で発見された LP ガス容器について、容器所有者及び供給者が行うべき回収及び保管
- (4) 被災地域の LP ガスの一般消費者等(以下「一般消費者等」という。)に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律 149 号)に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (5) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及び LP ガス供給のために特に必要な業務

(報告手続)

第 5 条 乙及び丙は、第 3 条の協力を行った場合には口頭又は電話で甲に報告し、その後、速やかに協力実施報告書(様式第 2 号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 第 4 条第 1 号及び第 2 号の規定により乙及び丙が行った業務の費用並びに乙及び丙が供給した LP ガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の長野県平均価格を基準として、甲、乙、丙が協議の上決定す

る。

(役割分担)

第7条 甲は、災害時において円滑にL Pガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にL Pガス供給設備を設置又は併設及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第4条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたときは、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理室、乙においては乙の事務局、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にL Pガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に運用されるよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡体制の整備)

第9条 甲、乙及び丙は、災害時に円滑な協力業務が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、事務担当者名簿を作成し、これを甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

2 前項の事務担当者名簿について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(災害補償)

第11条 第4条の協力業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、応援活動従事中において負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、次に掲げる場合を除き、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第29号）の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。

(1) 故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙又は従事者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 3月26日

甲 岡谷市
岡谷市長 今井 竜五 印

乙 長野LP協会諏訪支部
支部長 野口 行敏 印

丙 一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫 印

別表

LPガス設備	LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ

【資料 30-43】 (一社) 日本建設機械レンタル協会長野支部

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、岡谷市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮す

るものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲の過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修理費又は時価相当額を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市

岡谷市長 今井 竜五 印

乙 長野県飯田市上郷黒田2731-1

一般社団法人日本建設機械レンタル協会

長野支部

会長 原 茂 印

別表（第4条関係）

○発電機（2～3KVA）	○ツイントイレ
○発電機（10～25KVA）	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード（脚付）
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール（屋内）	○コピー機
○コードリール（屋外）	○レーザープリンター
○投光機（500w・1kw）	○ノートパソコン
○投光機（2灯式）	○衛星電話
○投光機（4灯式）	○コードレス電話
○投光機（バルーン型）	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビ
○コンテナハウス（3坪クラス）	○ファンヒーター
○コンテナハウス（4坪クラス）	○扇風機

年 月 日

一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長 様

岡谷市長

資機材レンタル要請書

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり資機材のレンタルを要請します。

なお、資機材のレンタルを実施したときは、協定書第6条第2項に規定する実施状況報告書（様式第2号）の提出をお願いします。

記

1 レンタルを要請する資機材

搬入希望日	資機材名 (規格等)	数量	搬入希望場所	備考

2 その他必要な事項

年 月 日

岡谷市長 様

団体名 一般社団法人日本建設機械レンタル協会
長野支部
会長

資機材レンタル実施状況報告書

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書第6条第2項の規定により、下記のとおり資機材のレンタルの実施状況について報告します。

記

1 レンタルを実施した資機材

搬入日	資機材名 (規格等)	数量	搬入場所	備考

2 その他必要な事項

災害等発生時における遺体搬送に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会（以下「丙」という。）とは、災害等発生時における遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（以下「災害等」という。）が発生し、その災害等により、多数の死亡者が発生した場合に、甲から乙及び丙に対しての霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）の要請及びその手続きについて必要事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合に搬送を必要とするときは、乙及び丙に対して搬送を要請することができることとする。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画を立てるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、岡谷市長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（様式第1号）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができることとする。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両数又は遺体の数
- (4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- (5) その他必要な事項

（搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙及び丙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

2 搬送及び遺体保護のために必要な物品（棺、冷却剤等）は、原則として乙及び丙が調達するものとする。

（搬送実績報告）

第6条 乙及び丙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両数
- (2) 搬送を行った期間
- (3) 使用した物品の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(費用の負担及び算定方法)

第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

3 付帯費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

4 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙及び丙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

3 甲の要請事項以外に、乙又は丙が遺族の要請により遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合、当該協力を要した費用は、乙又は丙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙又は丙から費用の支払い請求があったときは、乙又は丙に対して速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第24号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。

2 乙又は丙の搬送業務により生じた霊柩車両の損傷については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 乙又は丙が、この協定に基づく搬送業務従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(広域的な応援体制)

第12条 乙及び丙は、災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を越えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第13条 乙及び丙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙及び丙の会員名簿を甲に提出するものとする。協定の有効期間を延長した場合も同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては岡谷市危機管理室長とし、乙及び丙にあっては、丙の霊柩部会長とする。

(災害情報の提供)

第15条 乙及び丙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙及び丙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第17条 甲は、必要に応じて乙又は丙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第18条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに相互に通知するものとする。

(定期協議)

第19条 甲、乙及び丙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の施行日)

第20条 この協定は、協定締結の日から施行する。

(協定の有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成28年3月18日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙又は丙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月18日

甲 長野県岡谷市幸町8-1
長野県岡谷市

岡谷市長 今井 竜五 ㊟

乙 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2F
一般社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 一 柳 鐸 ㊟

丙 長野県長野市南長池710-3
公益社団法人 長野県トラック協会 霊柩部会

部 会 長 伊 藤 達 成 ㊟

遺体搬送要請書

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 殿
 公益社団法人長野県トラック協会 霊柩部会長 殿

長野県岡谷市長 ㊟

災害等発生時における遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

連 絡 先	所 在 地 : 氏 名 ・ 役 職 : 電 話 番 号 :
要 請 の 理 由	
必 要 霊 柩 車 両 数 (又 は 遺 体 の 数)	台 (又 は 体)
搬 送 要 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
搬 送 拠 点	所在地 : 施設名 : 連絡先 :
事 前 連 絡 の 日 時	年 月 日 時 分
備 考	

遺体搬送実績報告書

長野県岡谷市長 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 ㊟
 公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会長 ㊟

災害等発生時における遺体搬送に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送実績を報告します。

連 絡 先	新宿区四谷3-2-5 一般社団法人全国霊柩自動車協会 専務理事 電話番号：03（3357）7281 長野市南長池710-3 公益社団法人長野県トラック協会 霊柩部会長 電話番号：0266（82）4000
従 事 者 名	社 （詳細別紙）
従 事 し た 車 両	台 （詳細別紙）
使 用 し た 物 品 の 種 類 及 び 数 量	物品の種類： 数量 物品の種類： 数量 物品の種類： 数量
搬 送 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）
主 な 搬 送 区 間	（ ） ～ （ ）
備 考	

大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

岡谷市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害の発生により乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙の駅は、岡谷駅及び川岸駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合又は甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 乙は、前号の措置と並行して、乙の管理する駅（川岸駅を除く。）の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞在所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。

2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努めるものとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。

3 乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供するものとする。

4 甲は、避難所等の開設状況、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

（施設の提供）

第6条 乙は駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

(平常時の備え)

第7条 甲及び乙は、大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を別紙2のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。

4 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長

今 井 竜 五

乙 長野市栗田源田窪992-6
東日本旅客鉄道株式会社

執行役員長野支社長 川 合 正 敏

甲が指定する避難所【岡谷駅】				
	名 称	所在地	連絡先	収容人員
1	岡谷田中小学校	岡谷市田中町 3-5-17	22-2425	3 9 3 名
2	岡谷市勤労会館	岡谷市田中町 3-7-28	23-2201	9 2 名
3	岡谷南部中学校	岡谷市湊 2-1-8	22-3243	7 8 7 名
甲が指定する避難所【川岸駅】				
	名 称	所在地	連絡先	収容人員
1	川岸公民館	岡谷市川岸中 3-1-29	23-2200	7 2 名
2	川岸小学校	岡谷市川岸中 1-1-2	22-2663	3 0 1 名
3	岡谷西部中学校	岡谷市川岸中 1-1-1	22-3461	6 2 7 名

甲は、必要に応じ、この表にない施設を避難所として指定することができる。

相互の連絡窓口

岡谷市	岡谷駅
○連絡窓口・電話番号 (平日) 岡谷市役所総務部危機管理室 TEL 23-4811 (内線: 1591) FAX 24-0689 (土休日・夜間) 同上 23-4811 ※日直、宿直者から危機管理室職員 へ連絡 ○e-mail: kiki@city.okaya.lg.jp	○連絡窓口・電話番号 岡谷駅 TEL 21-1513 FAX 23-6366 岡谷駅長携帯番号 TEL 080-9208-0335 ○e-mail: n-okayaekicho@docomo.ne.jp

災害時における災害救助犬出動に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象）

第1条 この協定による活動は、岡谷市内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 前項の要請を受けて乙が出動させる災害救助犬の頭数は、災害状況、規模及び検索範囲等を考慮して、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の受託）

第3条 乙は、前条第1項の出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）及び災害救助犬を出動させるものとする。

（活動の実施）

第4条 会員は、出動した災害現場においては、甲の指揮の下に人命検索活動を実施するものとする。

（活動の終了）

第5条 この協定による活動の終了は、甲が人命検索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（訓練の実施）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める活動を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定に基づく出動に要する費用及び第6条の規定に基づく訓練への乙の出動に要する費用は、乙において負担するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

2 前項に定める期間の満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がなければ、本協定を1年間更新する。

3 前項の規定は、同項の規定により更新した本協定を再度更新する場合に準用する。

（災害現場等における損害補償）

第9条 この協定に基づく会員及び災害救助犬の活動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害の補償を含む。）は、乙及び会員の責任において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定に定める活動又は訓練によって、会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、岡谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年岡谷市条例第29号）の規定に準じて、甲が負担するものとする。

（連絡会）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協定の見直し）

第11条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、両者の合意により協定の変更ができるものとする。

（協議）

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上各1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 岡谷市幸町8-1
岡谷市
岡谷市長 今井竜五

乙 神奈川県藤沢市葛原766-1
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬英博

【資料 30-47】 特定非営利活動法人救助犬訓練士協会

災害時における災害救助犬出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定（平成28年3月25日締結。以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、岡谷市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動対象災害等)

第2 甲が乙に、協定第2条に規定する出動を要請する災害等は、次のとおりとする。

- (1) 建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害
- (2) 土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害
- (3) その他、甲が必要と認める災害

(出動の要請)

第3 甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書（別記様式1）又は電話等の方法により行うものとする。

- (1) 災害の種別及び場所並びにその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡方法
- (4) 連絡及び誘導の担当者の所属及び氏名
- (5) その他要請に必要な事項

2 乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を明示して、文書（別記様式2）又は電話等の方法により、甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名及び連絡先
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動車両の車種及び台数
- (4) 出動予定時間及び到着予定時間
- (5) その他必要な事項

3 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲	連絡先	岡谷市総務部危機管理室	住所：岡谷市幸町8-1 電話：0266-23-4811（1591） FAX：0266-24-0689
乙	連絡先1 （昼）	特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	住所：神奈川県藤沢市葛原766-1 電話：0466-49-3220 FAX：0466-49-3222
	連絡先2 （休日、夜間）	八ヶ岳国際救助犬育成センター	住所：諏訪郡富士見町落合6728 電話：080-5067-4356

(連携活動)

第4 甲及び乙は、協定第6条の規定による訓練について、実践的な訓練を年1回以上実施し、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

(活動状況の通知)

第5 乙は、活動が終了したときは速やかに、甲に対して次の事項を別記様式3により通知するものとする。

- (1) 出動部隊概要（災害救助犬の頭数、人員、車両）
- (2) 活動時間等の経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(協議)

第6 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本書を2通作成し、甲乙それぞれが1通を保管する。

平成28年3月25日

別記様式 1

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
 理事長 村瀬英博 様
 (要請FAX〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)

岡谷市長 今井 竜五

出 動 要 請 書

災 害 の 種 別	
災 害 場 所	
災 害 概 要	
出 動 場 所	
連 絡 方 法	
現 場 責 任 者	所 属 氏 名
その他要請に必要な事項	

別記様式 2

岡谷市長 今井竜五 様

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬英博

要 請 受 諾 書

責任者氏名 連 絡 先	TEL — —
出動人員	名
災害救助犬の頭数	頭
出動車両の車種 台 数	台
出動予定時間 現場到着時間	平成 年 月 日 時 分 平成 年 月 日 時 分
その他必要な事項	

別記様式 3

岡谷市長 今井竜五 様

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村瀬 英博

通 知 書

災害救助犬の出動に係る活動概要は次のとおりです。

災害発生場所

活動年月日	出動部隊	活動時間 (計)	活動内容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ～ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ～ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ～ 時 分 (計) 時間 分	

※ 出動時間は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動時間）

災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）とナンシンリフレッシュサービス有限会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡谷市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に必要な寝具のレンタルについて、甲と乙が協力し、迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、避難所等で寝具を必要とするときには、乙に対して寝具のレンタルの協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、乙の調達可能な範囲において、寝具のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が乙にレンタルの協力要請をする寝具は、次に掲げるものとする。

- (1) 掛布団
- (2) 敷布団
- (3) 枕
- (4) 毛布
- (5) シーツ、カバー類
- (6) その他乙の調達可能な範囲内で甲が指定する寝具類

（要請手続）

第5条 第3条に規定する協力要請は、寝具名、数量、搬入場所等を記載した寝具レンタル要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（寝具のレンタルの協力）

第6条 乙は甲から前条の要請書の提出を受けたときは、寝具のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請を実施したときは、速やかにその実施状況を寝具レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（寝具の運搬搬入等）

第7条 寝具の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが

できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 寝具の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して寝具を確認のうえ、受領するものとする。
- 3 甲は、乙が第1項の規定により寝具を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした寝具の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲の過失によりレンタルした寝具が損傷した場合は、修理費等を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び寝具のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成29年2月17日

甲 長野県岡谷市幸町8-1
岡谷市長 今井竜五 印

乙 長野県岡谷市湊5-6-3
ナンシンリフレッシュサービス有限会社
代表取締役会長 有賀基文 印

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

ナンシンリフレッシュサービス有限会社
代表取締役 様

岡谷市長

寝具レンタル要請書

災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり寝具のレンタルを要請します。

なお、寝具のレンタルを実施したときは、協定書第 6 条第 2 項に規定する実施状況報告書（様式第 2 号）の提出をお願いします。

記

1 レンタルを要請する寝具

搬入希望日	寝具名 (規格等)	数量	搬入希望場所	備考

2 その他必要な事項

年 月 日

岡谷市長

様

団体名 ナンシンリフレッシュサービス有限会社
代表取締役

寝具レンタル実施状況報告書

災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書第6条第2項の規定により、下記のとおり寝具のレンタルの実施状況について報告します。

記

1 レンタルを実施した寝具

搬入日	寝具名 (規格等)	数量	搬入場所	備考

2 その他必要な事項

防災・減災に関する応援協定

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村」という。）と公益財団法人日本財団（以下「財団」という。）は、防災・減災対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市町村の区域内において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、災害救助法が適用される災害及びその他住民生活に重大な支障が生じる災害が発生した場合における住民生活の早期安定並びにその発生に備えた地域防災力の向上等を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 市町村及び財団は、前条の目的を達成するため、市町村が防災・減災対策の知識・技術を持った人材の派遣及び必要な支援活動の企画実施に関する事項を財団に要請したときは、誠意をもって積極的に連携協力するものとする。

2 前項に規定する事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、別に定める。

（確認事項）

第3条 市町村及び財団は、この協定の締結が、市町村が財団以外の者と連携し協力すること及び財団が市町村以外の地方公共団体と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 市町村又は財団がこの協定の内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、変更を行うものとする。

（協定の効力）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市町村又は財団が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（担当者会）

第6条 市町村及び財団は、協力体制の維持及び推進のため、年1回以上担当者会を開催して情報交換等を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、市町村及び財団相互に協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、市町村及び財団が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月17日

岡谷市長 今井 竜 五

諏訪市長 金 子 ゆかり

茅野市長 柳 平 千代一

下諏訪町長 青 木 悟

富士見町長 小 林 一 彦

原 村 長 五 味 武 雄

公益財団法人 日本財団
会 長 笹 川 洋 平

大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県岡谷市（以下「乙」という。）は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の業務に関し、乙に対する協力を行うものとする。

- （1）警戒・避難情報等の発令
- （2）災害対策資機材の提供
- （3）大規模土砂災害時等の防災体制の確立

（体制）

第3条 甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

（疑議の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月30日

（甲） 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号
国土交通省中部地方整備局
天竜川上流河川事務所
所 長 椎 葉 秀 作 印

（乙） 長野県岡谷市幸町8番1号
長野県岡谷市
市 長 今 井 竜 五 印

災害時における相互応援に関する協定書

長野県岡谷市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に関し、相互に応援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が、応急対策等を円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急対策等に必要な資機材又は物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助活動及び応急対策等に必要な職員等の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 被災市は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書にて要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類及び具体的な内容並びに必要な量
- (3) 応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援活動）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により被災市から応援の要請を受けた場合は、その内容に従い応援活動を行うよう努めるものとする。この場合において、特別な事情により応援要請を受けることができない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

2 甲又は乙は、発生した災害の規模、状況等から被災市が応援要請をすることができない状況にあると判断した場合は、自らの判断において必要な応援活動をすることができるものとする。

（応急物資の輸送等）

第6条 応急物資の輸送及び応援職員の移動については、原則として応援要請を受けた市が

行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に係る経費は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがある場合を除き、原則として被災市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費（前条の移動に係る経費を除く。）は、応援要請を受けた市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定に基づき行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援活動に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災市が、被災市と応援要請を受けた市の往復の移動中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月20日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
長野県岡谷市
岡谷市長 今井 竜 五

乙 埼玉県鴻巣市中央1番1号
埼玉県鴻巣市
鴻巣市長 原 口 和 久

災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と岡谷市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時的な受入れのための施設の提供及び被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材等の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）一時的な受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする（第4条第2項の規定により応援する場合を含む）。

2 前項の規定にかかわらず、被災自治体を経費を負担できない特別な理由があるとき（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報交換及び交流)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換を行い、交流するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月10日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大 田 区

大 田 区 長 松 原 忠 義

乙 長野県岡谷市幸町8番1号

岡 谷 市

岡 谷 市 長 今 井 竜 五

災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）並びに HARIO 株式会社（以下「丙」という。）は、市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資等の供給及び平常時における防災教育の支援を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が日頃から連携し、災害時における住民生活の早期安定及び被災者支援のための生活物資等の迅速な供給並びに、平常時における災害に備えるための教育（以下「防災教育」という。）に協力して取組み、甲の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に避難施設等において生活物資等を必要とする時、又は平常時の防災教育の支援について必要とする時は、乙及び丙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

（協力の内容）

第4条 甲が、乙又は丙に協力を要請する避難施設等における生活物資等の範囲は、次の内容とする。（別紙1参照）

- （1）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収
- （2）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供
- （3）日用品の備蓄セットの提供
- （4）その他災害時の応急対策に必要な生活物資等として、乙丙が供給できるもの

2 甲が、乙又は丙に協力を要請する防災教育の範囲は、地域における防災教育全般に係わるコーディネートとする。（別紙1参照）

（要請の手続き）

第5条 甲は、第2条に規定する協力の要請を、乙又は丙にするときは、生活物資等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 前条の要請書に基づく生活物資等の引き渡し場所への運搬は、原則として要請を請けた乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

2 甲は、乙又は丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙又は丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙又は丙が供給した生活物資等の費用及びそれらの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙又は丙が業務の履行後に提出する生活物資等報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準とし、甲乙丙が協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条第1項に規定する費用について、乙又は丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第9条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先、連絡責任者及び担当者
者を定めて共有するものとし、変更があった場合は、速やかに相手先に報告するものとする。
(別紙2)

2 甲乙丙は、平時から第4条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以降これと同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年7月12日

甲	長野県岡谷市幸町8番1号 岡谷市 岡谷市長	今井竜五
乙	長野県伊那市御園180番地2 興亜化成株式会社 代表取締役社長	山岸弘道
丙	長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1 HARIO株式会社 代表取締役	清沢俊太郎

(別紙1) 協力の内容

1. 生活物資等の内容

- ①発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ②発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ニコニコ備蓄セットの提供
- ④その他の防災用品の提供

2. 防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別紙2) 連絡体制について

甲	長野県岡谷市幸町8番1号	岡谷市総務部危機管理室
電話	0266-23-4811	FAX 0266-24-0689
乙	長野県伊那市御園180番地2	興亜化成株式会社
電話	0265-72-7264	FAX 0265-72-0006
丙	長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1	HARIO株式会社
電話	0263-55-6754	FAX 0263-99-2481

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社プラスワン（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうちから、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の供給）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡しは、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

- 2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用）

第8条 第6条及び前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

- 3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定す

るものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月6日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井 竜 五

乙 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1818番

株式会社プラスワン

代表取締役社長 矢崎 金 雄

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、ゴーグル、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、チェーンソー、スコップ、ジョレン、バール、ノコギリ、ハンマー、ワイヤー、ホースリール、一輪車、台車、脚立、工具類、カラーコーン、コーンバー
日用品	マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、ゴミ袋、運動靴、衣類、テープ類
水関係	生活水用ポリタンク
冷暖房器等	ヒーター
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、照明器具、延長コード
トイレ関係	仮設トイレ
その他	雪かき、融雪剤、気泡緩衝材、清掃用具、収納箱

※品種は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

甲 連絡先	住 所	連絡先
氏 名		
岡谷市 総務部 危機管理室	〒394-8510 長野県岡谷市幸町8-1	電 話 0266-23-4811(内線 1591) FAX 0266-24-0689 E-mail kiki@city.okaya.lg.jp
乙 連絡先	住 所	連絡先
氏 名		
株式会社 プラスワン 岡谷店	〒394-0083 長野県岡谷市長地柴宮3-3-38	電 話 0266-26-8500 FAX 0266-26-8505 E-mail okaya@plusone-ps.com

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうちから、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の供給）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡しは、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（費用）

第8条 第6条及び前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決

定するものとする。

(有効期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月27日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市長 今井 竜 五
乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目2番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役社長 醍醐 茂 夫

別表。

災害時における緊急対応可能な物資。

大分類。	主な品種。
作業関係。	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ジョレン、バール、ノコギリ、ホースリール、一輪車、台車、脚立、工具類。
日用品。	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、衛生用ポリ袋、ホイル、ラップ、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、ローソク、マッチ、使い捨てカイロ、洗剤、石けん、ゴミ袋、生理用品、蚊取り線香、スリッパ、運動靴、衣類。
水関係。	飲料水（ペットボトル）、飲料（ペットボトル）、生活用水ポリタンク。
食料品関係。	レトルト食品。
冷暖房器等。	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機。
電気用品等。	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、照明器具。
トイレ関係。	救急ミニトイレ、紙おむつ、トイレットペーパー、サニタリーボックス。
ペット用品。	ペットフード、ペットシート。
その他。	雪かき、融雪剤、カーペット、座布団、布団、清掃用具、収納箱。

※品種は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

甲 連絡先。	住 所。	連絡先。
氏 名。		
岡谷市。	〒394-8510。	電 話 0266-23-4811。
総務部 危機管理室。	長野県岡谷市幸町8番1号。	FAX 0266-24-0689。
		E-mail kiki@city.okaya.lg.jp。
乙 連絡先。	住 所。	連絡先。
氏 名。		
株式会社ケーヨー。	〒264-0032。	電 話 043-255-1111。
総務部。	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1。	FAX 043-284-5664。
		E-mail soumu@keiyo.co.jp。

【資料 30-56】 (株)和が家 (要請先 : 0266-78-8481)

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社和が家（以下「乙」という。）とは、岡谷市地域防災計画（昭和40年9月岡谷市策定）に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所（避難援護対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難援護者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

株式会社和が家 特定施設入居者生活介護 おはな和が家

（要請）

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続）

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

（設置及び運営）

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書（様式第2号）の提出

（運営期間）

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからでも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月14日

(甲) 岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市山下町一丁目1番22号

株式会社和が家

代表取締役社長 今井祐輔

【資料 30-57】 T P R トータルサービス(株) (要請先 : 0266-24-8822)

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と T P R トータルサービス株式会社(以下「乙」という。)とは、岡谷市地域防災計画(昭和 40 年 9 月岡谷市策定)に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所(避難援護対象者)

第 3 条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第 4 条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

T P R トータルサービス株式会社

特定施設入居者生活介護 さわやか絹の郷信州おかや

(要請)

第 5 条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(要請手続)

第 6 条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

(設置及び運営)

第 7 条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第 2 号)の提出

(運営期間)

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月14日

(甲) 岡谷市幸町8番1号

岡谷市長 今井竜五

(乙) 岡谷市赤羽一丁目1番32号

TPRトータルサービス株式会社

代表取締役社長 毛利高德

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書

岡谷市(以下「甲」という。)と社会福祉法人平成会(以下「乙」という。)とは、岡谷市地域防災計画(昭和40年9月岡谷市策定)に基づき、災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うため、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として指定し、並びに乙が設置及び運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 福祉避難所 一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する避難所(避難援護対象者)

第3条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「避難援護者」という。)は、福祉施設又は医療機関に入所する若しくは入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(指定施設)

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

社会福祉法人平成会 介護老人福祉施設 松風

(要請)

第5条 甲は、災害時において、避難援護者の存在を把握し、前条の規定により指定した福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(要請手続)

第6条 前条の要請は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した福祉避難所設置及び運営要望書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、医療情報等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 開設希望期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

(設置及び運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、可能な範囲で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 避難援護者の相談等への対応及び避難援護者の日常生活上の支援
- (2) 避難援護者の状況の急変等への対応
- (3) 福祉避難所の設置及び運営に係る費用に関する報告書(様式第2号)の提出

(運営期間)

第8条 福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

(避難援護者の移送)

第9条 福祉避難所への避難援護者の移送は、原則として当該避難援護者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第10条 甲は、避難援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難所における避難援護者の健康管理又は生活相談等に適切な対応を図るため、必要な介助員等の配置に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費を負担するものとする。

(受入可能人数等)

第12条 甲及び乙は、平常時から受け入れ可能人数、介助員数、必要物資等について、事前確認表(様式第3号)により情報交換を行うものとする。

(個人情報の管理及び守秘義務)

第13条 乙は、個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岡谷市個人情報保護条例(平成12年岡谷市条例第5号)の規定を遵守し、業務の実施に当たり、甲から提供された個人情報の漏洩、毀損及び滅失等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり業務で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからでも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月14日

(甲)	岡谷市幸町8番1号 岡谷市長 今井 竜 五
(乙)	塩尻市宗賀1298-92 社会福祉法人平成会 理事長 小 松 弘

災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、岡谷市内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) 乙による停電情報等に関する情報連絡員の派遣

(4) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（定期的な情報交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換等を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由より相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成 31 年 3 月 22 日

甲	長野県岡谷市幸町8番1号 岡谷市 岡谷市長 今井 竜五
乙	長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559番地43 中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー 諏訪営業所長 東本 清文

【資料 30-60】災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））

災害に係る情報発信等に関する協定書

岡谷市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、岡谷市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岡谷市が岡谷市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岡谷市の行政機能の低下を軽減させるため、岡谷市とヤフーが互いに協力して次条に規定する取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、岡谷市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、岡谷市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岡谷市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 岡谷市が、岡谷市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 岡谷市が、岡谷市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 岡谷市が、災害発生時の岡谷市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 岡谷市が、岡谷市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 岡谷市が、安否確認のため岡谷市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 岡谷市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、岡谷市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく岡谷市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、岡谷市から提供を受ける情報について、岡谷市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、岡谷市およびヤフーは、その時期、

方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、岡谷市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、岡谷市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年（2019年）6月21日

岡谷市：長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市

市長 今井 竜 五

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

【資料 30-61】災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境）

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、岡谷市内において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1）災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援
- （2）災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- （3）災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- （4）災害廃棄物等の処分に関すること
- （5）前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- （2）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- （3）再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- （1）想定される災害および不測の事態について
- （2）協力要請の手続き、手順について
- （3）想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- （4）災害廃棄物等の撤去、積込作業について

- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号

岡谷市長

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役

【資料 30-62】災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定（日産自動車(株)・長野日産自動車(株)・松本日産自動車(株)・日産プリンス松本販売(株)）

災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定

岡谷市(以下「甲」という。)と長野日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、松本日産自動車株式会社(以下「乙2」という。)、日産プリンス松本販売株式会社(以下「乙3」といい、乙1、乙2及び乙3を総称して以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、地震又は風水害等大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所等(以下「避難所等」という。)へ電気自動車による電力供給を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、住民の生命、身体及び財産を守るため、甲が乙及び丙の協力を得て、電力不足が想定される避難所等への電気自動車による電力供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(電気自動車等の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等を開設し、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「電気自動車等」という。)を必要とするときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車等の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車等を甲に貸与するよう努めるものとする。

2 前項の電気自動車等の貸与に当たり、乙は、電気自動車等を原則無償で甲に提供し、使用させるものとする。

(電気自動車等の貸与実施)

第4条 乙は、第2条の要請により貸与を実施するときは、乙の指定する日時及び場所で電気自動車等を甲に貸与するものとする。

2 電気自動車等の貸与期間(以下「貸与期間」という。)は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望するときは、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

3 乙は、電気自動車の貸与に当たり、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとし、電気自動車の保管管理場所等と甲の避難所等間の運搬方法は、原則として甲の責任において行うものとする。ただし、甲により移動が困難な場合は、甲と乙が協議し、乙が行うものとする。

(管理等)

第5条 甲は、電気自動車等を乙より提示される使用条件に従って使用し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において、管理方法その他の取扱いは、甲乙間での協議により取り決めるものとする。

2 甲は、前項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、電気自動車等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第6条 甲は、貸与期間中に電気自動車に故障又は紛失等があったときは、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決めるものとする。

(返却)

第7条 甲は、貸与期間が満了したときは、電気自動車を原状に復した上で乙に返却するものとする。ただし、通常の使用により損耗した部分については、この限りではない。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第8条 甲は、電気自動車に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む。）するときは、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。この場合において、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被ったときは、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第10条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。

2 甲、乙及び丙は、前項の名簿に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第12条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が、この協定に係るプレスリリースその他の外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(譲渡制限)

第14条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙で協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 5 通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 11 月 27 日

甲 長野県岡谷市幸町 8 番 1 号
岡谷市
岡谷市長 今 井 竜 五

乙 1 長野県長野市川合新田 3 6 1 6 番地 1 号
長野日産自動車株式会社
代表取締役社長 富 田 信

乙 2 長野県松本市高宮北 3 番 6 号
松本日産自動車株式会社
代表取締役社長 平 井 克 哉

乙 3 長野県松本市鎌田一丁目 1 6 番 1 号
日産プリンス松本販売株式会社
代表取締役社長 降 旗 憲 治

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
日産自動車株式会社
関東リージョナルセールスオフィス
部長 高 田 泰 伸

【資料 30-64】災害時における相互協力に関する協定書（東日本電信電話(株)長野支店）

災害時における相互協力に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における通信回線供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、岡谷市内で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1）甲の救援活動に必要となる活動拠点への電気通信設備の提供

（2）乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

（3）その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定め、乙に対して連絡するものとする。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、事前伐採の実施について協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要と認めるときは、乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表してはならない。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合はこの限りでない。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用してはならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う秘密情報として扱わないものとする。

（1）第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 秘密情報の取扱については、本協定の期間満了後又は解除後も引き続き順守しなければならない。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲又は乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が損害を賠償するものとする。

2 前項各号に定めのない事項は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、それぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 6月 1日

甲 長野県岡谷市幸町8-1
岡谷市長 今井 竜五

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 榎本 佳一

【資料 30-65】災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人 コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第 2 条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の規定による要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条及び前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、

災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年11月 4日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 今 井 竜 五

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ 生理用品、紙おむつ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

【資料 30-66】災害時における物資供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

災害時における物資供給に関する協定書

岡谷市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資（レンタル資機材・日用生活雑貨品等）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、供給を要請する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の適当な方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給）

第9条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第10条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所において行い、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上定める方法によるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬するときは、当該運搬に係る車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用の負担）

第11条 第6条及び前条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

3 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月25日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市
岡谷市長 早出 一真

乙 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7階
株式会社アクティオ
代表取締役社長 兼COO 小沼 直人

樣式編

目 次

様 式

【様式 1】職員参集状況報告書	3
【様式 2】登庁職員被害概況報告書	4
【様式 3】被害報告書	5
【様式 4】地域連絡員状況報告書	6
【様式 5】罹災証明書関係	9
【様式 6】長野県様式集（抜粋）	12

【様式1】職員参集状況報告書（総務班へ提出）

職員参集状況報告書

平成 年 月 日

課・室

職員 名 (①～④)

(療養及び育児休暇等の職員、嘱託及び臨時職員は除く)

参集者 名・・・①

地域連絡員派遣 名・・・②

登庁できない職員 名・・・③

連絡の取れない職員 名・・・④



氏名

※登庁できない場合は、必ず所属長に連絡すること。

※連絡の取れない職員の安否を確認すること。

【様式2】 登庁職員被害概況報告書

登庁職員の被害概況報告書

	概 況 報 告		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者		受 信 者	

登庁経路	被害地域または場所	被 害 状 況

※ 報告に必要な被害概況とは、登庁する間に自分が目視した市内の状況をそのまま報告してください。

【様式3】被害報告書（市民からの情報）

被害報告書

評価者 担当：

至 急 ・ 各課対応 ・ 問合せ

※収集班

（至急：対策本部及び担当課へ）

受付	月 日 時 分	受信者	
通報者	(氏名)		
住所	町 丁目 番 号 付近に目標となるもの		
電話 連絡先	(自宅)	(携帯)	
(状況)			
※可能であれば電話を切る前に下記のうちから声をかけ、○印してください。 1 情報をいただきありがとうございました。 2 至急対応しますが、市内全域で災害が発生していますので、しばらく時間がかかります。 3 至急、担当職員を現地へ向かわせます。 4 危険を感じたら、避難してください。			

※整理班

担当者		整理番号	
★対応 1 担当課に報告する (建設水道関係) 土木課・水道課・都市計画課・農林水産課 (福祉教育関係) 社会福祉課・介護福祉課・子ども課・教育総務課 消防署 その他 _____ 課 2 対策本部へ報告する (報告者 _____)			

※伝達班

担当者		地図記載済
対応者	課 氏名	内線
対応済 時 分完了		

※対応終了時は時間を記入し、対策本部（本部連絡員）へ提出し報告してください。

【様式 4】地域連絡員状況報告書

地域連絡員状況報告書（第 1 報）

※到着後速やかに F A X で報告してください。

区 名			市本部連絡先（災害対策本部事務局） FAX ① 2 4 - 0 6 8 9（危機） ② 2 4 - 2 8 9 4（秘書） ③ 2 2 - 6 2 1 3（議会） ④ 2 2 - 2 3 8 0（選管、監査）
報 告 日 時	月 日 午前・後 時 分		
地 域 連 絡 員	到着時間	日 午前・後 時 分	
	氏 名		
	到着時間	日 午前・後 時 分	※ 区にメールがある場合は、危機管理 室宛てにメール送信してください。 なお、区に PC が無い場合は、上記 FAX①～④のいずれかに送信してく ださい。
	氏 名		
区役員の参集	区 長 ・ 副区長 ・ 会 計 その他（ ）		※ TEL 2 3 - 4 8 1 1 内線 1551～1553, 1559
区対策本部	・ 設置済み 日 午前・後 時 分 ・ 未設置		

公会所建物被害状況	特になし ・ 損壊あり（小規模・中規模・大規模）			
避難所としての開放	可 能 ・ 不 可 能			
通信手段 (使用可能なものに ○印をする)	区（公会所）	電話		FAX
	地域連絡員	携帯電話	氏 名	携帯番号
	その他	無線	おかやし 番	
自宅から区（公会所）までの被害状況	特になし ・ 被害あり（下記に○印）			
・ 河川、水路の増水 ・ 道路の陥没 ・ 水道管破裂 ・ 建物倒壊 ・ 道路への溢水 ・ 土砂崩れ ・ 道路への倒木 ・ 火 災 ・ その他（ ）				

被害状況報告書（第２報）

※第２報は、到着後３０分を目処にFAXで報告してください。

区名			
報告日時	月 日 午前・後 時 分	報告者名	
被害状況報告（○印をする）			
1	人命救助	不要 ・ 必要（約 人） ・ 確認中	
2	付近の火災	なし ・ 延焼中（約 件） ・ 大火の危険 ・ 確認中	
3	土砂崩れ等	なし ・ 有り ・ 警戒中 ・ 確認中	
4	ライフライン	影響なし ・ 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
5	道路状況	被害なし	
			（場所、区間）
		渋滞	
		片側通行	
		通行不可	
6	建物倒壊	なし ・ あり（約 件） ・ 確認中	
7	区からの要望		
※上記１～７については区に入っている情報を報告してください。 ○状況及び緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			
避難者数	約 人		

避難者状況報告書（第3報）

※第3報は、到着後1時間を目処にFAXで報告してください。

[illegible]

【様式5】罹災証明書関係

(罹災台帳)

罹 災 台 帳

[illegible]

(様式第1号)

罹災証明申請書

岡谷市長 早出 一真 殿

年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	生年月日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (□床上 □床下) ☐ その他被害(以下に記入)

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在、地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

☐ 確認しました。

(様式第2号)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岡谷市長

様式編

【様式6】長野県様式集（抜粋）

（被害概況報告）

様式第1号

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被害の種別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	被 害 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄 道 ・ 通 信 ・ 電 力 ・ 水 道 施 設 関 係		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況		
消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

様式編

様式第2号（人的及び住家の被害）

（表2）

岡谷市

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）									
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時		
災害発生の場所									
災害報告の期限			月 日 時現在		発信機関及び 発信担当者				
人的被害	死者		人		災害の概況				
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
		小計	人						
	計		人		災害発生の原因				
住家の被害	全壊・全焼 又は流出	棟	棟						
		世帯	世帯						
		人員	人						
	半壊又は半焼	棟	棟		災害発生の原因				
		世帯	世帯						
		人員	人						
	一部破損	棟	棟		災害発生の原因				
		世帯	世帯						
		人員	人						
	床上浸水	棟	棟		災害発生の原因				
		世帯	世帯						
		人員	人						
	床下浸水	棟	棟		災害発生の原因				
		世帯	世帯						
人員		人							
非住家の被害（全・半壊）			棟		災害対策本部	名称			
						設置	月 日 時 分		
					その他	廃止	月 日 時 分		
						消防職員出動延人員	人		
					その他	消防団員出動延人員	人		

- 注） 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第2-1号 (高齢者等避難・避難指示等 避難状況報告)
(表2の1)

災 害 の 名 称				災害発生の日時				月	日	時			
報 告 の 期 限				月	日	時現在	発 信 時 刻				月	日	時
発 信 者													
高齢者等避難・避難指示の状況						避 難 場 所 等 の 状 況							
発令日時 及び高齢者 等避難、指 示の別	地区名	世帯数	人 員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員						
合計				合計									

様式編

様式第 3 号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)
(表 3-1)

[illegible]

様式編

様式第5号（農業関係被害）
（表5－1）

災害名		発生日時	月	日	時	分	～	日	時	分	発信日時	月	日	時	分
		発信機関									受信機関				
		(発信者)									(発信者)				

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹体被害	果 樹							
		そ の 他 ()							
	小 計								
	計								

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設被害	建 物									
	温室（ガラス張）									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
生産物被害	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物（寒天含む）				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者（家）数		戸	特別被害農業者（家）数	戸	

（注）記入単位は、次のとおりとする。

面積-ha、減収量・被害量-t、千本、千鉢、個、頭、羽、箱、金額-千円

様式編

様式第6号(林業関係被害)
(表6-1)

[illegible]

様式編

様式第7号（土木関係被害）
（表7－1）

区分		前回までの報告分								今回分		年間の合計	
		自 月日	異常気象名	自 月日	異常気象名	自 月日	異常気象名	自 月日	異常気象名	自 月日	異常気象名		
		至 月日		至 月日		至 月日		至 月日		至 月日			
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
県工事	河 川												
	砂 防												
	地すべり												
	急 傾 斜												
	道 路												
	橋 梁												
	計												
市町村工事	河 川												
	道 路												
	橋 梁												
	計												
合計	河 川												
	砂 防												
	地すべり												
	急 傾 斜												
	道 路												
	橋 梁												
	計												

様式編

(表7-6)

雪崩災害報告										
事務所名()					第 報(年 月 日 時現在)					
ふりがな 場 所	郡町 大字 市村			ふりがな 区						
発 生 日 時				雪崩危険箇所点検番号						
気 象 状 況	雪崩発生時の天候		晴・曇・雨・雪・みぞれ							
	雪崩発生時の積雪深		cm	観測所名		観測所との距離		観測所との標高差		
	雪崩発生時の気温		℃							
	雪崩発生時の降雪深		cm							
保 全 対 象	人 家 戸			斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南西・西・北西					
	公共的建物									
	公共的施設									
斜 高 の 高 さ				概況平面図			縦断図			
植 生 の 状 況										
雪崩の状況	拡大等の見込み									
	雪崩の種別		表層・全層							
	高 さ									
	雪崩雪量									
	発生区の傾斜度									
	走路の長さ									
	見通し勾配									
被害の状況	死者・負傷者等		有・無	死者名・行方不明者名・負傷者名						
	住宅被害		有・無	全壊戸・半壊戸・一部破損戸						
	公共的建物被害		有・無							
	その他の建物被害		有・無							
	その他の概況									
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策									
	避 難 状 況									
	地域防災計画掲載									
適用法令等の 施行状況	法 令 等		有 無	法 令 等		有 無				
	急傾斜地崩壊危険地域			急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号						
	建築基準法による災害危険地域			宅 地 造 成 工 事 規 制 区 域						
	地すべり防止区域(農・林・農)			都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域						
	砂 防 指 定 地			旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域						
	保 安 林			宅 地 基 準 条 例 の 適 用 区 域						
	災害対策基本法防災計画区域			そ の 他						
備 考										
受 信 者			送 信 者 氏 名				受 信 者 氏 名			

様式編

様式第8号（都市施設被害）
（表8－1）

都市施設被害状況報告（ 中間 ・ 確定 ）										
災害の名称				災害発生日時		月 日 時				
災害発生場所										
報告の时限		月 日 時 現在		発受信時刻		日 時 分				
発信者				（ ） 受信者				（ ）		
種別	区 分	箇所数	被害面積又は延長等		被害金額（千円）	復旧金額（千円）	摘要			
都市施設災害	街 路									
	都 市 公 園									
	都 市 排 水 路									
	排 水 施 設									
		ポンプ場施設								
		処 理 施 設								
	街 路									
		公 園 緑 地								
		水 路								
	防 空 壕 ・ そ の 他									
	堆 積 土 砂									
合 計										
び建物 害災害 面積及	区 分	住家（戸）	非住家（戸）	計（戸）	区 分	面積（ha）	摘要			
	全 壊				市街地被害面積					
	半 壊				その他被害面積					
	流 失				計					
	床 上 浸 水				全市街地面積					
	床 下 浸 水									
状況	発火	月 日 時 分		鎮火		月 日 時 分				
	風向		風速	最大 m/sec		平気 m/sec	湿度 %			
建物 災害 及び 焼失 面積	区 分	住家（戸）	非住家（戸）	計（戸）	区 分	面積（ha）	摘要			
	全 壊				全 市 街 地					
	半 壊				被 災 面 積					
	計									
備 考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある（ある・ない・不明） 2 都市計画との関係（ ）									

様式編

様式第9号（水道施設被害）
（表9－1）

水道施設被害状況報告 （中間確定）				
災害の名称		災害発生日時	月 日 時	
災害発生場所				
報告の时限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	()	受信者	()	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸 人)	
被害給水区域及び 被害給水人口	(戸 人)			
災害の状況		被害金額	千円	
応急措置及び 給水現状				
給水応援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急 応援 の 要 否	給水車 両／日 m ³ 分	乾式注入能力 g／h 機		
	ろ水器 両／日 m ³ 分	湿式 g／h 機		
	自衛隊給水班要請／ 日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g／h 機		
	水道から応急給水／ 日 m ³ 日間	液体塩素 kg入 本		
	日間	さらし粉 高度・普通 500 g 本		
	必要なし	必要なし		

様式編

様式10号（廃棄物処理施設被害）
（表10-1）

廃棄物処理施設 （ごみ・し尿・下水道終末処理） 被害状況報告 （中間確定）			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時 現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()
被 害 施 設 名			
被害の区域および処理人			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式編

様式第 11 号 (感染症関係)
(表 11-1)

[illegible]

様式編

様式第12号（医療施設被害）
（表12-1）

医療施設被害状況報告 （中間確定）											
災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時	月 日 時						
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 時 限	日 時 現在			発 受 信 時 刻	日 時 分						
発 信 者	()			受 信 者	()						
区 分	施 設 名	経 営 主 体	所 在 地	被 害 の 程 度						被 害 額	復 旧 に 要 する 経 費
				全 全	壊 焼 棟	流 出 棟	半 半 壊 焼 棟	浸 水 棟	そ の 他 棟		
(病院)										千円	千円
(診療所)											
合 計											

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式編

様式第13号（商工関係被害）
（表13-1）

商工関係被害状況報告										〔中間 確定〕	
災 害 の 名 称			災 害 発 生 日 時			月 日 時					
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 時 限			月 日 時 現在			発 受 信 時 刻		日 時 分			
発 信 者			()			受 信 者		()			
被害区分				業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計	
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害（ア）	全 壊	棟 数 （ 棟 ）								
			損害額（千円）								
		半 壊	棟 数 （ 棟 ）								
			損害額（千円）								
		その の 被 他 害	棟 数 （ 棟 ）								
			損害額（千円）								
	土 地 の 被 害 （ イ ）		損害額（千円）								
	（ア）（イ）以外の有形固定 資 産 の 被 害		損害額（千円）								
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額（千円）								
	事業協同組合・商工組合・協業 組合の被害			件 数 （ 件 ）							
損害額（千円）											
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 の 被 害			件 数 （ 件 ）								
			損害額（千円）								
小 計			損害額（千円）								
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）											
その他災害の発生により生じた損害額（千円）											
損 害 額 総 計				(千 円)							
被 害 件 数 （ 事 業 （ 務 ） 所 数 ）											

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式編

様式第14号（観光施設被害）
（表14-1）

観光施設被害状況報告										〔中間 確定〕	
災 害 の 名 称					災害発生日時						
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 時 限		月 日 時 現在			発受信時刻						
発 信 者		()			受信者						
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		そ の 他		計				
	か 所	被害額	か 所	被害額	か 所	被害額	か 所	被害額			
道 路		千 円		千 円		千 円		千 円			
橋 梁											
計											
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分		県有施設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建 物 そ の 他	全壊										
	半壊										
	その他										
	計										

様式編

様式第 15 号 (教育関係施設被害)
(表 15-2)

教育関係施設被害状況報告				(中間 確定)	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
		報告の時限	月	日	時現在

(単位 m²・千円)

施 設 の 種 別	被害施設数	被 害 状 況									
		建 物						工 作 物 被害金額	土 地 被害金額	設 備 被害金額	被害額 合 計
		要 新 築				要補修	計				
		全 壊		半 壊		大破以下金額	被害金額				
		面積	金額	面積	金額						
幼 稚 園											
小 学 校											
中 学 校											
高 等 学 校											
盲 学 校											
ろ う 学 校											
養 護 学 校											
大 学 ・ 高 専											
共同利用施設											
教 員 住 宅											
社会教育施設											
文 化 財											
合 計											

様式編

様式第 17 号（市町村有財産被害）
（表 17）

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建物被害	施設の別	発生数（計）	全壊（流失）	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
施設公共土木被害	種別	発生数	被害状況					被害額	備考
	河川	か所						千円	
	道路								
	橋梁								
	小計								
その他	種別	発生数	被害状況					被害額	備考
		か所						千円	
	小計								

本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理部消防課に報告する場合に用いる。

様式編

様式第19号 第1号様式 (火災)					
				第 報	
報 告 日 時				年 月 日 時 分	
都 道 府 県					
市 町 村					
報 告 者 名					
火 災 種 別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他				
出 火 場 所					
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 月 日 時 分		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 月 日 時 分
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)		
出 火 箇 所			出 火 原 因		
死 傷 者	死 傷 者 (性 別 ・ 年 令)		人	死 者 の 生 じ た 理 由	
	負 傷 者	重 傷 中 等 症 軽 傷	人 人 人		
建 物 の 概 要	構 造 階 層		建 築 面 積 延 床 面 積		
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟 半 焼 棟 部 分 棟 ぼ や 棟	計 棟 焼 損 面 積		
罹 災 世 帯 数			気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消 防 本 部 (署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	そ の 他			人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					
災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					

様式編

様式第19号の2
第2号様式（特定の事故）

- 事故名 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. その他特定の事故

第 報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他（						
発生場所							
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、				
発生日時		発見日時	月	日 時 分			
（覚知日時）	月 日 時 分	鎮火（処理完了）日時	月 日 時 分				
消防覚知方法	（月 日 時 分）	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他（ ）物質名						
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他（ ）						
施設の概要		危険物施設の区分					
事故の概要							
死傷者名	死者（性別・年齢） 計 人		負傷者数 { 重症 人) 中等症 人) 軽症 人)				
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
					消防本部（署）	台	
					消防団	台	
					海上保安庁	人	
					自衛隊	人	
		その他	人				
災害対策本部の設置状況							
その他参考事項							

様式編

様式第21号（被害状況総合）
（表21-1）

被害状況総括（中間 確定 月 日 時現在）			

災害の名称：		災害対策本部	
発生日時：		の設置状況	
発生地域：		災害救助法の	
被害総括		適用市町村	
人的被害	死者，行方不明，計＝ 人	自衛隊出動	
	重傷者，軽傷者，計＝ 人	状況	
うち国直轄・公共機能分 千円（ 千円） （10億） （百万） （※印の計）		（概要）	
被害総額		_____ _____ _____ _____	

被害者の別			発生数	被害額（千円）	
住家等の被害	棟数	計（棟）			
		全壊（棟）			
		半壊（棟）			
		一部破損（棟）			
		床上浸水（棟）			
		床下浸水（棟）			
	非住家の全・半壊（棟）				
	世帯及び人員	計	世帯		
			人		
		全壊	世帯		
			人		
		半壊	世帯		
			人		
		一部破損	世帯		
		人			
床上浸水	世帯				
	人				
床下浸水	世帯				
	人				
農業関係被害	計				
	農作物	水陸稲（ha）			
		（ha）			
	施設（件）		▽		
	畜産物等（ ）				
	農地（ha）				
林業関係被害	農業用施設（カ所）				
	計（カ所）				
	治山（カ所）				
	林道（カ所）				
	その他の他				
公共土木施設関係被害	※国直轄分（治・林・他）		※		
	計（カ所）				
	河川（カ所）				
	砂防（カ所）				
	道路（カ所）				
	橋りょう（カ所）				
※国直轄分（河・道・橋）		※			
その他の被害	右欄の計（千円）				
	うち建物（▽印の計）			0	

被害者の別			発生数	被害金額（千円）	
都市施設被害	計（カ所）				
	被害				
水道施設被害	計（施設）				
	被害給水人口（人）				
清掃施設被害	計（施設）				
	被害				
医療施設被害	計（施設）				
	うち建物被害（棟）		▽		
商工関係被害	計（件）				
	うち建物被害	鉱工業（棟）	▽		
		商業（棟）	▽		
	その他（棟）		▽		
	うち製品・原材料等				
うち間接被害					
観光施設被害	計（カ所）				
	うち建物被害（棟）		▽		
教育関係被害	計（ ）				
	うち建物被害（棟）		▽		
県有財産被害	計（ ）				
	うち建物被害（棟）		▽		
市町村有財産被害	計（ ）				
	うち建物被害（棟）		▽		
	うち土木小災害（箇所）				
社会福祉施設被害	計（施設）				
	うち建物被害（棟）		▽		
国保診療施設被害	計（施設）				
	うち建物被害（棟）		▽		
公益事業関係被害	計		※		
	鉄道	不通カ所			
		被害件数			
	通信	不通回線			
	電力	被害カ所			
		（停電地区）			
ガス	被害カ所				
	その他				

岡谷市地域防災計画策定の経緯

昭和40年	9月	作成	
昭和46年	6月	修正	
昭和47年	4月	修正	
昭和49年	6月	修正	
昭和53年	6月	修正	
昭和55年	3月	修正	
昭和55年	7月	修正	
昭和58年	6月	修正	
昭和60年	7月	修正	
昭和61年	7月	修正	
平成2年	7月	修正	(震災対策計画を策定追加)
平成3年	7月	修正	
平成10年	3月	修正	(抜本的見直し、震災対策編とする雪害編・林野火災編を策定追加)
平成21年	3月	修正	(抜本的見直し、東海地震に関する事前対策活動追加、その他災害対策編を策定追加)
平成22年	5月	修正	
平成23年	5月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、気象業務法の一部変更による修正、協力事業所追加)
平成24年	5月	修正	(長野県地域防災計画の変更に伴う修正、災害時応援協定の締結、変更に伴う修正等)
平成25年	5月	修正	(長野県地域防災計画の変更に伴う修正、原子力災害対策編を策定追加等)
平成26年	3月	修正	(避難行動要支援者名簿の作成追加等)
平成26年	5月	修正	(長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
平成27年	6月	修正	(長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
平成28年	5月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、土砂災害警戒区域等(地すべり)の指定に伴う修正等)
平成29年	5月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
平成30年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和元年	5月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和3年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和4年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和5年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和6年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和7年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)
令和8年	6月	修正	(岡谷市組織改正に伴う修正、長野県地域防災計画の変更に伴う修正等)

岡谷市地域防災計画 (風水害対策編・震災対策編・その他災害対策編)

令和8年修正

編集発行 岡谷市防災会議
岡谷市総務部危機管理室
